臺灣時報

五月號

人類文化の一大光明
朝鮮の土地改良事業
岡松博士の大著「臺灣番族慣習研究」出づ
國有財産法に就て
南洋發展と臺灣の使命

産業組合と臺灣
世界に於ける日本糖業
外人監督の支那鹽政
印度の英國商社
歐洲の家庭使用人法
臺灣地方自治法令研究

ツォウ族祖先發祥の地と傳ふる新高山

EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED
MAY 30 1922

臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す（發行規定第一條）

◎臺灣時報發行所役員

△評議員長　賀來佐賀太郎

△評議員（以下イロハ順）

池田常吉　池田幸甚　石坂荘作　市來半次郎　今井周三郎　新元鹿之助　西川利藤太　醫學博士 堀内次雄　宮島元治　宮地近恩　陳鴻鳴　陳中和　李景盛　林熊徴　林獻堂　林烈堂　林鶴壽　李延禧　大竹勝一郎

農學博士 大島金太郎　大越大藏　奥田重榮　大川盛行　大賀基作　渡部英太郎　片山秀太郎　川崎軍治　川中子安次郎　簡朗山　簡阿牛　顔雲年　菅野善三郎　吉田平吾　吉岡荒造　楊吉臣　醫學博士 高木友枝　高田元治郎　高田富藏

工學博士 高橋辰次郎　立川連　田村武七　田村藤四郎　田賀奈良吉　谷野格　高山仰　瀧田傳吉　常吉德壽　法學博士 津田毅一　津久井誠一郎　永田隼之輔　中村啓次郎　内藤正太郎　武藤針五郎　梅谷光貞　野呂寧　草鹿砥祐吉　倉岡彥助　山移定政　松岡富雄　牧山清砂　松井榮堯　藤野幹　稲留喜之助　小松吉久　呉昌才　辜顯榮　古賀三千人　黄欣　呉汝祥　黄春帆　枝德二　江口良三郎　江崎眞澄　鄭拱辰

農學博士 服部武彦　法水了禪　鄭神寶　赤石定藏　赤司初太郎　後宮信太郎　相賀照鄉　阿部滂　麻生誠之　荒巻鐵之助　淺川知定　近江時五郎　佐藤勤　坂本素魯哉　佐々木紀綱　櫃瀬軍之佐　佐藤小次郎　皿谷廣次　蔡蓮舫　木村匡　木村久太郎　許廷光　北村吉之助　喜多孝治　三村三平　三好德三郎　進藤良英　徐杰夫　森俊六郎　平山寅次郎　平山午介　末松偕一郎　角源泉　鈴木重臣　諏訪鹿次郎　農學博士 豐田勝藏　東鄉實　富田松彦　奥秋雅則

△編纂委員

石井光次郎　生駒高常

△常務員

和田一次　鎌田正威　横光吉規　東忠藏　淺野安吉　赤松寅七　水越幸一　三浦碌郎　島田彌市　本山文平

深川繁治　古山榮三郎　田阪千助　堤一馬　岡本佃　中瀬拙夫　中村壽太郎　宇都宗一　前田稔靖　稲與平三郎

編輯係　鷹取田一郎
同　高橋亭
同　拓大雄
同　中野順三郎
同　小森德治
同　秋澤次郎
囑託　池田壯太郎
同　蜂谷彬
囑託　大槻綱彦
同　池田忠吉
同　横尾善夫
同　眞倉民治
同　志田潔之
同　杉山秀
庶務及會計係　伊藤憐之助

大正十一年五月十三日印刷（每月一回）
大正十一年五月十五日發行（一日發行）
（定價一冊郵稅共金三十錢）
（廣告料一頁金二十圓）

發行所　臺灣總督府内　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番
電話總督府内第八九番

編輯兼發行人　臺北市兒玉町四丁目四十八番地　中野順三郎

印刷人　臺北市大和町三丁目二番地　澤田照基

印刷所　臺北市大和町三丁目二番地　臺北印刷株式會社

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日支合辨

一資本金壹千萬圓

臺灣臺北

株式會社

華南銀行

總理 林熊徵

支店及出張所

東京　廣東　海防　西貢

新嘉坡　スマラン　ラングン

臺灣時報大正十一年五月號 目次

（第三四號）

口繪▼パイワン蕃族祖先の發祥地と傳說さる、大武山巓 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

人類文化の一大光明（卷頭言）……一

時報……二—五

英皇儲臺灣海峽御通過▲攝政宮殿下平和博臺灣館へ御成▼臺灣蕃族慣習研究▼殖産局長の更迭▼專賣局酒課新設▼農業倉庫會議▲臺灣に訴願法施行▼十一年度總督府豫算▼伯剌西爾博へ本島産物出品

岡松博士の大著「臺灣生蕃慣習研究」出づ……片山秀太郎 六

國有財法産と國有財産の名稱、範圍、分類及其の事務の管理に就て……川村直岡 一一

朝鮮の土地改良事業と水利組合……東郷實 一九

我邦の南邦發展と臺灣の使命……木村增太郎 三三

産業組合と臺灣に於ける其の助長……千石興太郎 四一

生蕃の神話（可行子）……五九

世界に於ける日本糖業の地位……拓殖局調査 六〇

外人の監督せる支那鹽政の現狀……松下芳三郎 七二

香港の貿易……井出季和太 八四

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

印度の英國商社……………………下田文一　一〇三
歐洲の家庭使用人法……………………田原天南　一〇五
征蕃私記（前長官水野遵氏纂述）……………………一一〇
□□□□□□□□□□□□□□□□□
島情……………………一一三
本島各職業紹介所の近況▲金融概況
民族心理に歸納せらるゝ原始的自殺性……………………蕉鹿夢　一二〇
暹羅所見……………………田澤震五　一二四
長江感慨ぼつり〳〵……………………GS生　一二八
□□□□□□□□□□□□□□□□□
臺灣地方自治法令研究……………………内務局内同研究會　一三一
南支南洋其他海外重要記事……………………總督官房調査課　一三六
詞苑……………………一五二
雜報……………………一五四
臺灣日誌▼人事消息▼任命▼寄贈書目……………………一五六
□□□□□□□□□□□□□□□□□
漢文欄岡松博士所著之「臺灣番族慣習研究」告成（片山秀太郎）……………………一六〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

問屋業
販賣業
代理業

三井物産株式會社臺灣支店

電話 長四〇三番
二〇四番
五七五番
六〇〇番

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

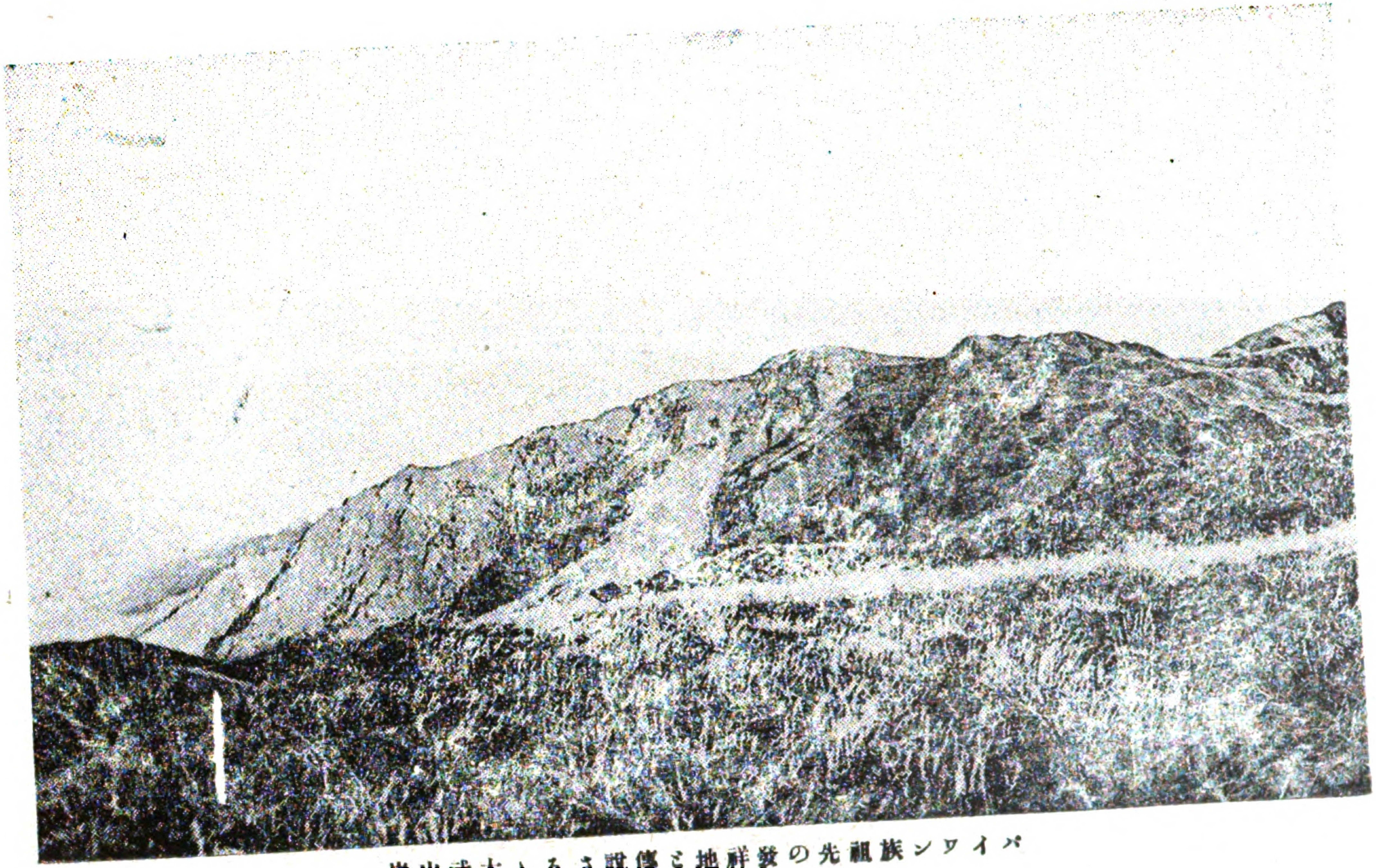

パイワン族祖先の發祥地と傳說さるゝ大武山嶺

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

卷頭言

人類文化の一大光明

今回蕃族調査會の報告書として出版された「臺灣蕃族慣習研究」なる大著は、故岡松博士苦心の編纂に成つたもので、本島蕃族に關するものとしては、眞に空前の大研究と謂うて可なるものである。

由來臺灣の蕃族は、本島の先住人として漢族の移住以前既に此土に棲息したものである。其の年所の久しき今之を考證し難きも、其の發祥に就ては各々神秘的の傳說を有し、現に社會的には家國的統制があり、法制的には共存的秩序があつて存するのである。が、從來文獻の之を詳にせるものなく、世界學界の研究亦に未だ之に及ばざりし爲め、總て暗影裡に沒却されてあつたのは、蕃族の爲にも將た爲政者の爲にも不幸此の上なく、學界の爲には實に未發の大缺陷があつたのである。然るに本者が是等蕃族の社會的法制的事項に關し、系統的に學理的に、深遠なる研究に依つて徹底的に之を闡明したるは、洵に人類文化の一大光明と稱すべく、其の本島蕃政上の福音たるは勿論、世界學界に對しても亦た偉大な貢獻として誇りとするに足るのである。

庶幾くば、本島としては、此の不朽の大著をして永く皇恩雨露の仁政の資料たらしめむことを。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

英皇儲臺灣海峽御通過

英皇儲殿下には我皇太子殿下御訪英に對する御答禮として御來朝の途次香港まで御出迎へ申上げた我第三艦隊の木曾以下諸艦の御警衛を受けさせられ御召艦レナウン號にて供奉艦ダーバン號を隨へさせられ四月八日午後七時臺灣海峽に入り同九日午前十時富貴角沖御通過あらせられたが田總督は本島官民を代表し無線電信を以て同殿下に對し「長途の御旅行にも拘はらず御疲勞もなく益々御機嫌麗しく渡らせられ慶賀の至りに堪へず今回我臺灣海峽御通過に際し臺灣總督男爵田健治郎本島官民一同を代表し此に謹みて深厚なる敬意を表し海路の御平安と御健康を祈り奉る」旨御機嫌を奉伺したるに之に對し同殿下から直接田總督に宛「余は閣下の御懇切に對し閣下に深甚なる謝意を表す余は日本への最初の訪問につき熱心に期待しつゝあると共に今臺灣を通過するに際り閣下より全島官民に對し余が深厚なる謝意を傳達せられんことを望む」との御懇篤な御返電があつたのは誠に畏き次第である。

攝政宮殿下平和博臺灣館へ御成

攝政宮殿下には三月二十九日平和博へ行啓あらせられ第一會場御巡覽の後午前十時第二會場へ成らせられ植民地各館御覽の後、十一時臺灣館に向はせらるゝや田總督を初め賀來總務長官、松本祕書官、奧秋商工課長其他臺灣關係者一同本館入口に整列して奉迎し田總督は館內を御案內し一々御說明を申上げたるに殿下には砂糖塔、阿里山檜の切株等に特に御目を留められ臺灣全島模型、日月潭及濁水溪の模型に對する總督の御說明には至極御滿足の樣に拜せられた、斯くて十一時二十分殿下には御機嫌麗はしく一同の奉送裡に外國館に向はせられ田總督は同館まで御案內申上げた。

臺灣蕃族慣習研究

舊慣調査會竝に蕃族調査會に於ける人類學的及法制的蕃族調査報告を基礎とし學術的に之を私法の體裁に編纂したる「臺灣慣習研究」なる一部の書、今回蕃族調査會から發行された本書は八卷四千頁の大著で法學博士岡松參太郎氏の編纂に係り一卷乃至四卷は從來の調査を根據とし五卷乃至八卷は世界各國の法制

慣習を參酌して蕃族の親族相續の慣習に及び全卷總て學理に據り法制的に私法の體裁に編纂したものである其の本島蕃族に關する空前の大著たるは勿論、世界學界に於ける一大研究と謂うも亦可なるものであらう。

平和博の臺灣デー

平和博に於ける臺灣館擧行四月二十日の臺灣デーは諸般の設備巧妙を極めた事とて大いに世人の注目を牽いたが當日館内外の裝飾は洵に絢爛たるもので本館内製作工藝の抽籤賣却、烏龍茶、繪葉書、臺灣事情紹介等の贈呈、東洋活動寫眞館の無料觀覽等孰れも盛況を極め臺日社主催范謝兩將軍の臺灣人形亦た大喝采を博し臺灣デーは稀有の大成功を收め之が爲め當日の平和博は近來稀なる好況を呈したと。

殖産局長の更迭

殖産局長川崎卓吉氏は名古屋市長に榮轉し總督秘書官喜多孝治氏其の後任として四月一日任命されたが兩氏は恰も上京中であつたので孰れも歸臺の上去月八日事務の引繼を爲し同日午前十時殖産局各課長技師を初め局員全部を會議室に集めて新舊兩局長から更任の挨拶があつた。

專賣局酒課新設

總督府に於ては酒の專賣を實行するに就て專賣局官制を改正して酒課を置き(一)酒類の製造、購入、販賣及保管に關する事項(二)製品及材料品の分析及試驗に關する事項(三)酒類製造用器具、機械其他の作業用品の保管に關する事項(四)酒類工場に關する事項(五)酒類、白粬、紅粬、酒母及醪の取締に關する事項(六)徴收及交付金に關する事項(七)酒類の製造に關する土地其他の建築及設備の計畫に關する事項等の事務を掌らしめ杉本課長以下書記技手の任命あり同官制は四月一日から實施されたが酒の專賣は七月一日から實施さるゝ筈である。

農業倉庫會議

殖産局主催農業倉庫打合會議は四月十三日から總督府に於て開會、各州農業倉庫關係者會同、今川農務課長議長として協議事項其他の議事を進行し十五日閉會を告げたが第二日に於ける會議の席上、喜多殖産局長は農業倉庫の性質竝に内地に於ける其の奬勵及び發達の概況を説いて本島の産米改良の効果から其の乾燥方法茲に籾摺の不完全に及び之が爲に本島米の聲價を低下せしむるを遺憾とし之に關する諸種の弊

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

習を打破し乾燥、籾摺、淸淨及び選粒等の諸設備を完全にし以て米質の改良を圖ると同時に之を保管、金融、販賣及び運送等の經濟施設を具備する農業倉庫を設置し以て農家の福利增進を圖るは刻下最も緊要の事なりとし本島に於ては客年八月律令を以て農業倉庫法を本島に施行し更に施行規則を公布し本年四月一日から實施を見るに至つた次第を述べ進んで本島農政の基礎の農家經濟の發達を圖るに在るは勿論で進歩した生產技術の適用と經濟施設の關聯を一層密接ならしむるを其の要諦とする農業倉庫の如きは全く此の趣旨に出でた所以を說き本島に於ける最初の試練たる本事業の運用經營に就ては細心の注意と不斷の努力とを要するを以て倉庫關係者は愼重事に從ひて創業の重責を盡し以て斯業の目的達成に努めんことを希望する旨奬勵的訓示を與へた。

臺灣に訴願法施行

本島に於ては從來官廳の違法不當の處分に對する取消又は變更を求むべき手續なく人民は之に就て救濟方法を有さなかつたが今回當局は其の必要を認め三月二十七日勅令第五十一號を以て訴願法を臺灣に施行することゝなつた卽ち同法により、租稅及手數料の賦課に關する件、租稅滯納處分に關する件、營業免許の拒否及取消に關する件、地方警察に關する件等に就き不當に利益を侵害された場合は其處分ありたる日より六十日内に訴願法の規定に依つて訴願を爲し得るのである唯々訴願書は國語を以て之を認むべきことの規定が內地のと異る點で其他は總て訴願法の規定に據るのである本令は法治國民たる重大な權利の享有を本島人に認許したもので內地延長主義の下に行はれたる地方自治、共學制の實施と同じく文化國民として獲得すべき重要の權利に屬し近く或る例外を以て實行せられんとする民法商法と同じく評議會の諮詢を經て今回勅令の發布を見たのである。

十一年度總督府豫算

大正十一年度臺灣總督府歲入歲出豫算は三月三十日公布された其の歲入出合計各一億五百九十萬九千八七五圓、歲入經常部八千三百三萬二千四三七圓、同臨時部二千二百八十七萬七千四三八圓、歲出經常部合計七千六百九十四萬七千五一四圓、內臺灣神社費二萬五千圓、總督府二百四十七萬八千五六七圓、地方廳一千四百一萬九千六六四圓、稅關五十四萬六千七一五圓、港務所八萬八千六圓、法院九十八萬六千九一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

八圓、監獄百四萬四千五一〇圓、警官及司獄官練習所二十四萬三千五七九圓、醫院百八萬八千三四二圓中央研究所九十六萬一千八四二圓、教育費二百十八萬三千二八四圓、感化院二萬七千一三五圓、遞信費三百六十萬二千二二三圓、鐵道作業費二千七十六萬二千〇八七圓、專賣局二千九百四萬九千三三八圓、森林作業費三百四萬六千五八二圓、國債整理基金特別會計繰入三百四十三萬二千七二九圓、諸支出金百三十六萬九九三圓、豫備金二千萬圓、歲出臨時部合計二千八百九十六萬二千三六一圓、內事業費二千百五十二萬八千八五八圓、勸業費百三十一萬七七六九圓補助費五百六十九萬九千二九九圓、酒專賣創業費四十二萬三千四三五圓等である。

伯剌西爾博へ出品本島產物

本年擧行伯剌西爾博覽會へ本島物產の參考品として殖產局から送付した出品は籐製品九種、竹製品二十四種樟細工品七種、帽子(東洋パナマ、林投、大甲藺)十二種、大甲藺製品四種、茶(烏龍、包種)二種、羽毛製品一種、芳樟腦、樟腦、樟腦油、同白油、同赤油各一種、セルロイド製品四種等で孰れも代表的物品に係り既に其の發送を了つたといふ。

大正十年の暴風概要
本島への襲來四回

昨年の暴風襲來季節に於ける本島より琉球諸島を經て內地に至る顯著なる颱風の回數は十一回なりしが內本島若くは其附近に襲來せるは僅かに四回に過ぎず卽ち左の如し

第一回　七月二十二日バシー海峽を東より西に通過せしもの

第二回　八月六日南部臺灣を南東より北西に向ひ斜に通過せしもの

第三回　八月二十九日南端を東より西に通過せしもの

第四回　九月十三四日殆んど第二と同樣の進路を取りしもの

以上四回の內、第一回は東海岸電信が一時不通となり、第三回は本島海岸の甘蔗を倒せしものなるに過ぎずして、殆んど暴風損害と稱するに足らざる程のもの、此第二回と第四回も亦從來の猛烈なるものゝ比にあらず、されど前者は南部に於て可なりの損害を出せることは左表に之を看るべし

第二回(八月六日)死亡八人、負傷三十七人、行衞不明三人、全壞家屋一千四百五十戶、半壞家屋六百九十一戶、大小破損二千三百〇七戶

第四回(九月十三四日)死亡二人、負傷七人、全壞家屋百四十三戶、半壞家屋百五十五戶、大小破損七百七十二戶

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

岡松博士の大著「臺灣番族慣習研究」出づ

高等商業學校長　片山秀太郎

一

現代世界法學界に於ける私法研究の權威たりし法學博士岡松參太郎氏が、昨年三月我が帝國學士院を代表して白耳義に於ける萬國學士院聯合大會に出席し、歸朝の後不幸にして病を獲、蓋世の蘊蓄を懷いて同年十二月遂に不歸の客となられたのは吾人の痛惜措く能はざる所であるが、博士が本島在職中、調査研究の結果に成る「臺灣番族慣習研究」の一大著述が、博士の歿後約半年後の今日、漸く其の印刷製本を了りて、本島文化の上に、將た内外學界の上に燦爛たる大光明を放つべく顯出した事は、洵に吾人の驚喜を禁する能はざる所である。

岡松博士が本島に於ける漢民族の舊慣調査を指導して臺灣私法の編纂を遂げ、又た夫れを根據として特別立法に貢献された事は、世人の既に普く知る所であるが、博士が番族の慣習を研究して今回の大著を編成せ

れた事は恐らくは人の意想外とする所であらう。實際博士に於ても最初は蕃族の慣習を研究する意思は無かつたのである。然るに博士が之を爲した所以の經路を尋ねて見ると、元來生蕃の事は當時蕃務本署其他の機關があつて、其の習俗の調査の如きも亦た其の擔當する所であつたのであるが、偶々舊慣調査の事業も漸く完成し法案審査の事業も大正三年に於て略々成るを告げたので、舊慣調査會は更に蕃族の調査を爲すこと、なり、爾來大正六年末に至る迄屢々蕃族に關する調査報告を公けにしたのであつたが、博士は當時尙同會の部長たりしに拘はらず、蕃族調査の事は人類學的調査を主眼と爲すべきものであつて、博士の如き門外漢の擔任し得べき所にあらずとなし隨つて其の調査の如きも自ら之に干與し又は指導を與へたることなく、事業其のものに就ても亦多く興味を感ぜられなかつたといふことである。故に其の調査報告書の如きも屢々出版されたが博士は之を顧みやうともせず蕃族調査の如きは畢竟人類學的價値はあるが、法學研究上には何等の益なきものと思惟されて居たといふことである。然るに大正五年中、博士は會々「法律上に於ける妻の地位」を研究せらるゝに際し、曾て臺灣の蕃族中に母系主義を行ふものがある、といふのを耳にしたことのあるのを想起せられ「妻の地位の沿革に關する參考」として始めて蕃族の報告書を繙いて見られたのである。然るに博士が夫れを一讀するや、俄然として蕃族慣習の法制史上

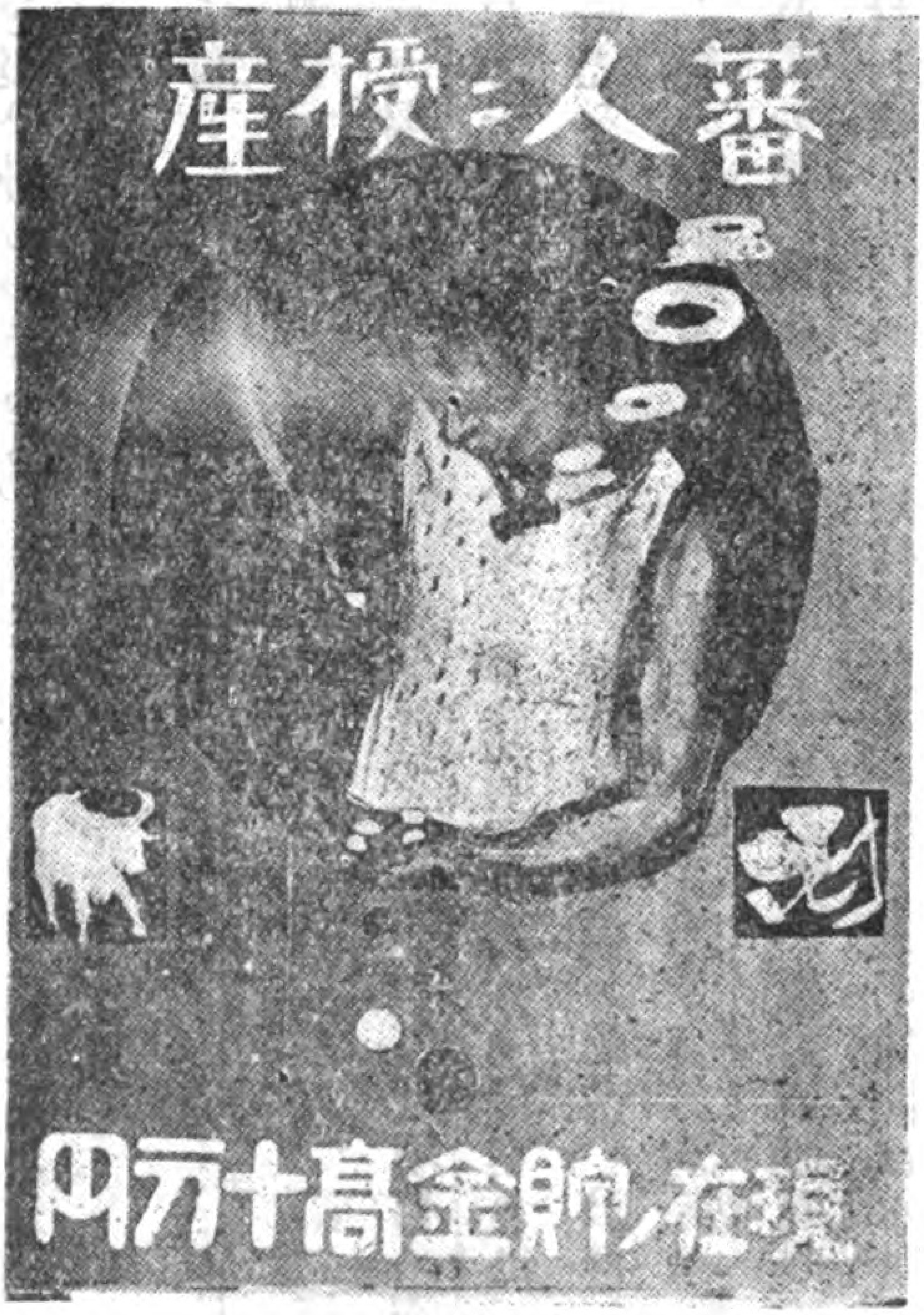

警務局出陳ポスター

容易ならざる貴重の材料であることを發見すると同時に、從前之を等閑に付したのを深く後悔したが然し京都法科大學の圖書を渉獵した結果、泰西學者の研究も亦た未だ玆に及んで居らぬことを發見して聊か自ら慰むる所があつて、直ちに蕃族慣習の研究に從事せられ、遂に本著を大成するに至つたのである。故に博士の此の研究は全く私法研究上の一論證を得るが爲に其の動機を發したもので、以て如何に其の法學研究の姑息なものでないといふことを窺ひ得るのである。

二

斯くて博士は本島蕃族に關する調査資料を根據として研究した結果、二年有半を費して遂に今回の「臺灣番族慣習研究」の一大著を編成された譯であるが、此書は、第一編番族概況、第二編父系母系の兩主義、第三編親族家族家族制婚姻制の三大編に大別され、更に章を分つ十五、以下款項目の細別は幾百の多きに及び、全編八巻、約四千頁の厖然たる大著述であつて、專ら蕃族間に行はるゝ父系及母系主義の區別竝に其原因たる婚姻形式の差異に關する研究を主眼としたもので、隨つて第二編が此書の眼目であり又た博士獨特の研究に成るものである。然し第二編の論斷を下すに就ては先づ其の前提として蕃族の概況を明かにし其の慣習を引援して以て學理の根據と爲すの順序を經ざるべからず、是れ第一編番族概況の設けある所以であるが、此一編は既刊の調査報告書を材料とし其の要領を類抄したもので、其の範圍は本著の約半分に及び蕃族の生活狀態及び慣習は大凡そ之を網羅してある。又た第三編は第一編の記述を補足し同時に第二編の研究の結果を敷衍したものであるが、結局本著の眼目たる第二編は臺灣蕃族の慣習が法制史上及び社會學上、容易ならざる貴重の材料を供し、千古の疑問を解決するの價値ありとは、博士自ら之を明言して居られるが其の緒言に於て左の如くに述べて居られるのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

吾人に傳來したる東洋及西洋の古代の文獻竝に傳說に稽へ且近時の航海者、探險者等の報告に係る近代及現時の未開民族の狀態に照し社會の初、男女各其自然的性慾に從ひ相結合し專屬的且繼續的なる婚姻の制度（一夫一婦、一夫多妻、一妻多夫たるを問はず）なき草昧の時代存せしことは現今殆と一般に承認せらるゝ所なり、唯當時男女の關係が如何なる狀態にありたるやは多く傳ふる所なく又知る所なく、記錄及事實共に往々にして牴觸、矛盾するものあり、從て學者の見解亦區々たるを免れす。

從來此點に關して主張せられたる學說は枚擧に遑あらす、而して最も論爭の盛なるは母系主義に關す、蓋古代又は近代の或民族にして親族上の系統を定むるに母系若しくは女系に依り父系又は男系に依らざるものあることは事實として承認することを得、論爭は主として此主義の行はれたる範圍（未開種族には總て母系主義行はれたるや）及其理由（何故に母系を以て系統を定めたるや）に關す、然れとも從來行はれたる原始時代の男女關係及母系主義に關する學說は要するに皆假定的學說たるに過ぎず、勿論其主張には各有力なる根據なきにあらざるも未だ的確に事實に依り之を證明し得たる者なし、然るに聖代の余德なる哉近時臺灣生蕃の慣習を調査するに及び此問題を事實に基き決斷し得るの時期に達したり、云々。

博士は卽ち之に依つて學問上の一大發見を爲したると同時に、本島蕃族の社會的法制的事項に就て有力な闡明を爲したもので、其の事業其の功績は實に卓絕偉大なものと謂はざるを得ない。

三

岡松博士は又た本著の自序に於て次のやうに述べて居られる

（略）曾て Sir Henry Maine 印度民族の慣習を研究し千八百六十一年「古代法」(Ancient law)を著すや其所論の各部に付きては駁擊を受けし所なきにあらざりしも而も終に一學派を成し從來法制史上の研究は主と

して羅馬及獨逸法制の沿革に局限せられたるも之が爲に展開して各民族の法制に及び殊に法制發達の研究上古代民族並に現代未開民族の慣習に關する研究頓に盛なるを致し各國に於て名著大作相次きて世界の各部に於ける未開又は半開民族一として其調査及研究に上らざるなきの勢を呈するに至れり而して生蕃は臺灣に棲息すること少くとも既に二百年以上にして一種の發達を遂け未開なからも相當事理の辨別を有し全然野蠻のものにあらず種族は小團體に分れて社會生活を爲し且各族皆定まりたる慣習を存す、而して其慣習たるや外形に於て或程度の固定的存在及秩序的組織を有するのみならず予の見る所を以てせば其内容亦頗る豐富にして且價値あるもの、如く現存する未開民族の慣習中最も貴重なるものに屬し之か研究は學問上に貢獻する所鮮少ならざるべきを信す

從來泰西の學者にして其研究を生蕃の慣習に及ぼせる者未だ之なきは略々確實なること前述の如しと雖此慣習たる決して外國學者の注目の外に在るものにあらざるなり現に明治四十一年予再ひ獨逸に遊び伯林に舊師Kohler教授を訪ひ談偶々予が臺灣舊慣調査の業に及ぶや教授は予に蕃族の調査を慫慂し且其漢俗の調査に比し却て歐州學界を稗益するの大なるべきを告げらる當時予敢て之を意に留ることなく其言亦念頭を去りて既に久し二年前偶々蕃族の報告書を手にし其慣習調査の忽諸に付すべからざるを曉るや端なく教授の言に想到し他日蕃族慣習の調査か外國に傳はり其學問的研究の筆端に上るや必しも遠きにあらざるを思はざるを得さりき歐州學界を稗益すべき蕃族慣習の研究は我邦別に其人あるべく予輩の任にあらすと雖も唯泰西に之か研究者出るの日我邦にして一人の未だ嘗て其研究に著手したる者なきに至りては我學界の恨事之に過ぐるはなく而して予の如き今尚舊慣調査に主任たるの名義を有する其責亦輕からずとせざるべし云々、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

亦以て博士が如何に學問に忠實にして其の期する所の如何に正大なるかを知るに足ると思ふ。

博士は本著を以て未定稿なりと言はれてあるが、开は全く謙辭であらう。本島に於て是れ以上の蕃族調査書を得ることは到底望むべからざる事に屬し、又た之を以て充分滿足すべきことで、「臺灣私法」が本島漢民族に對するが如く、本著が本島蕃族に對して兩々双璧を爲すことは、亦た我が臺灣に於ける文獻上の一大偉觀と謂うて可からうと思ふ。

國有財產法と國有財產の名稱、範圍、分類及其の事務管理に就て

臺灣總督府事務官　川村直岡

（要旨）　國有財產法は大正十年四月法律第四十三號を以て公布せられ內地に於ては本年四月一日より之を施行することとなれり本島に於ても內地と同時に之を施行する見込なりしも二月初旬に提出したる施行勅令案の審議意外に行惱み其の公布を見る迄には仍相當の日子を要すべし本篇は財產法と國有財產の名稱、範圍、分類及其の管理事務に就て說明し併せて本島に於ける國有財產事務に付參考となるべき事項を論じたるものにして左記各項より成る

（一）國有財產法は國有財產に關する根本法規なり（二）國有財產の名稱及其の範圍（三）國有財產の分類（四）國有財產事務の管理及其の總轄機關（五）國有財產事務に從事する者に關する制限

（參照）　本文中又は參照法條中本法又は法は國有財產法、施行令は國有財產法施行令、朝官は朝鮮官有財產管理規則、臺官は臺灣官有財產管理規則、樺官は樺太官有財產管理規則、官財は官有財產管理規則なり

一　國有財產法は國有財產に關する根本法規なり

國有財產に關する從來の法規は國有林野法、北海道國有未開地處分法等の法律に依るものを除くの外內地

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

及植民地共に多く勅令の形式に依り其の管理の方法も內地に在りては各省區々にして事務の連絡なく之を總轄する機關を缺ぎ不便尠からずして財產管理上幾多の不便を免かれざりしも國有財產の管理は國家財政上の重要事項にして歲計豫算と密接なる關係を有するのみならず其の管理に付ては民法、商法其の他一般の私法に對して特別の規定を必要とするものあり茲に於て政府は從來の法規を統一して國有財產法を制定し大正十年法律第四十三號を以て之を公布せり。

而して本法は其の第三十三條に本法を朝鮮臺灣又は樺太に施行する場合に於て必要あるときは勅令を以て特別の定を爲すことを得と規定し植民地に於ても亦國有財產に關する根本法規として本法を施行すべきことを豫想せり。

二　國有財產の名稱及其の範圍(法第一條、施行令第一條)

(イ)名稱、從來の法規に於ては國有の財產に付多く官有なる名稱を冠し官有財產なる語は特別の熟語を爲せるの觀あり卽國有林野法、北海道國有未開墾地處分法、北海道國有林野及產物特別處分令等少數の法令に國有なる文字を見るを得るの外官有財產管理規則、官有地取扱規則等を初とし朝鮮、臺灣、樺太等各植民地官有財產管理規則其の他多くの法令は皆其の名稱に官有なる文字あり其の內容に於ても各條項に官有財產なる文字を使用せるもの多し

然れども官なる文字は私に對し公なる意を有し官有といふも國有を指すの外公有又は公共團體の所有を意味することあり故に本法は國有財產なる名稱を用ひ明確に之を表示することゝ爲せり

(ロ)範圍　國有財產の範圍は從來の法規に於ては或は國の所有に屬する土地、森林、原野、營造物、家屋、船舶及其の附屬物とし(官財第一條)或は國有の不動產、船舶及其附屬物と規定し(朝官第一條、臺官同、樺

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

官同）何れも國有の不動産を主とし之に船舶及其の附屬物を加へたるのみなりしが國有財産法に於ては此の外勅令を以て定むる動産及權利を加ふることゝ爲せり卽施行令第一條には船舶、浮標、浮棧橋及浮船渠を初め不動産の從物、船舶及浮標等の從物、事業所に於ける機械及重要なる器具、重要なる財産權を掲げ此等諸種のものに付ては國有財産法の規定を適用すべきものと爲せり。

本島に付て之を見るに施行令第一條第一項第三號に所謂事業所は殖産局營林所、專賣局及鐵道部の三者とすべく度量衡所に付ては議論あるべきも事業所として特に之を掲ぐるの要なきものと信ず而して右事業所に付ては本島に於ては總督大藏大臣と協議して之を定むべきものとす。

警務局出陳ポスター

重要なる財産權に付ては施行令は「地上權、地役權、鑛業權、砂鑛權其の他之に準ずべき權利」竝「株式及出資に因る權利」を掲げたるも本島に在りては未だ民法物權篇の施行なく從て土地に關する地上權及地役權の存することなし（臺灣民事令第二條）而して舊慣に依りて存する地基權は地上權又は地役權に類するものなれども權利の內容不明確なるが故に寧ろ國有財産としては之を認めざるを可とす又砂鑛權に付ても本島に於ては砂鑛業に關する法令なく從て之に關する權利の認むべきものなし事實上砂鑛ある場合に於て臺灣鑛業規則に依る鑛業權若は之に準ずべき權利を之に關して認むるや否やは自ら別問題とす。

施行令に所謂「其の他之に準ずべき權利」の範圍は極めて曖昧なるも漁業權其の他外國に於ける土地の永借權等をも之に含むものと解するを至當とす又借地權に付ては議論の存する所なるべきも借地權は一般の債權にして其の效力に於て物權と同一の比にあらざるか故に國有財産としては之を整理せざるを可とすべし。

株式及出資に因る權利としては本島に於ては電力株式會社の株式あるのみ而して株式又は出資に因る權利は從來より存したるものを除くの外國有財産法第六條に依り法律又は律令の規定に依る出資に係るものなるを要し其の出資といふは金錢出資なると現物出資なるとを論せず又施行令に於て出資に因る持分と謂はずして出資に因る權利と謂へるは持分が權利の比例を表示する語なるに反し出資に因る政府の權利は持分に依らずして持分以上の權利を有することあるべきを以てなり。

次に政府が收入の手段として一時收納することあるべき株式債劵、其の他の有價證劵は之を本法に所謂國有財産と稱すべきやと謂ふに譬へ株式と雖も單に金錢收入の一過程に過ぎざるときは未だ之を國有財産と謂ふべからざるものと信ず。

最後に外國に於ける國有財産は之を本法に所謂國有財産とすべきやの問題あるも政府が財産を所有することは私人に等しく其の外國に於ける財産と雖亦內國に於けるものと同一に論ずるを得ること勿論にして只其の管理及處分の方法を同一にする能はざることあるべきのみ。

三　國有財産の分類（法第二條）

從來の法規に於ては國有財産を分ちて公共用、公用及公共用又は公用に屬せざる財産の三種となしたりしが本法に於ては主として財産管理上の實際の便宜の點に重きを置き之を分ちて公共用財産、公用財産、營林財産及雜種財産の四種と爲せり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(イ)公共用財產は國に於て直接公共の用に供し又は供するものと決定したるものをいふ換言すれば道路、橋梁、港灣、湖海、河川、公園等の如く其の財產自體に於て直接公共の用に供せらるゝものならざるべからずして圖書館、博物館、鐵道、市場等の如く等しく公共の用に供せらるゝも其の使用の爲に官廳の一定の行爲を必要とし其の物自體に於て直接公共の用に供せらるゝにあらざるものは之を公共用財產といふを得ず此等の財產は營造物として公法の適用を受くること公用財產と異る所なしと雖恰も公衆の共有財產たるの觀を呈し其の管理は一に公衆の福祉と便益とを直接の目的とすべきこと他と大に其の趣を異にする所なり。

(ロ)公用財產は國に於て神社の用、又は國の事務、事業若は官吏其の他の職員の住居の用に供し又は供するものと決定したるものにして廳舍、監獄、工場、學校、圖書館、博物館、軍艦、鐵道等從來の法規に於ても公用と稱したるもの、外社地、官舍等をも含むものとす本法に於て神社とは官國幣社は固より無格社に至るまで苟も公衆の參拜を爲し得る程度の設備を有するものを稱するものにして國に於て之等の神社の用に供し又は供すべきものと決定したるものは國有財產として之を管理せざるべからず。

以上の財產は國が各種行政を行ふ手段として國自身に於て直接其の使用に供するものにして鐵道又は稅關棧橋の如きは公共用財產たるが如き觀あるも公衆が之を使用するは間接の結果にして此等の財產は國の事業を行ふ手段に供するを本來の性質とするが故に公用財產に屬すべきものにして圖書館、博物館の如きも亦同一なりとす。

(ハ)營林財產は國に於て森林經營の目的に供し又は供するものと決定したるものにして營林官廳に於て營林の目的に供する森林、原野、附屬道路の如き之なり此の種の財產は公用財產と等しく國の事業の爲に供せらるゝものなるを以て公用財產に屬せしむるも不可なしと雖國の營林事業は他の國の事務と異り其の經營に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は特種の技術方法を要するものなるが故に之が手段に供する財産も公用財産と別種のものとして之を管理するを適當とす或は之に對し此の種の財産は營林事業を行ふ手段にあらずして實に營林其の物の目的對象たるが故に其の本質に於て公用財産と異るものなりとなす説あれども首肯し難き所にして公用財産と營林財産との區別は性質上より來るものにあらずして取扱上管理上の便宜に依る區分なりと解するを相當とす。

臺灣に付ていへは營林所殖林地域に屬する財産及專賣局樟樹造林地域に屬する財産の如きは之を營林財産とするを相當とすべく等しく營林事業に供する財産と雖廳舍、製材工場の如きは之を公用財産として管理すべきこと勿論なり。

(二)雜種財産は前三者に屬せざるものにして前三者に屬せざる耕地、宅地、寺地、森林、原野、鑛泉地、池沼、海濱(直接公共の用に供すべき部分を除く)、寄洲、荒蕪地等之なり此の種の財産は必しも收益財産のみに限らず雜多の財産を包含するものにして之れ其の名稱の依て起る所以なり而して其の管理の統一、利用の如何は直に以て國家の財政及行政に至大の影響あるものとす。

以上の種別に於て各其の用途又は目的に供するものと決定したるものを現に供用せるものと同一の取扱を爲せるは其の用途又は目的に副はしむる爲必要あるに由る。

尚一言すべきは現行の諸法令に使用せる公共用又は公用なる文字は必しも本法に於て使用せると同一の意味にあらざること之なり即ち國有の財産にあらざるも公の所有に屬するものなるときは之に公共用又は公用の文字を冠して使用することあり本法に於て公共用又は公用財産と稱するは本法第一條及施行令第一條の定むる所に依り國有財産たるものに付公共用又は公用に供するもの若は其の用に供すべきものと決定したるものにして等しく公共用財産といひ公用財産といふも其の所屬國家にあらざるものに付ては此の名稱の當らざ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るや論なし。

四　國有財產事務の管理及其の總轄機關（法第三條施行令第二條乃至第六條）

國有財產事務は從來主管の各省大臣の管理に分屬し之が總轄事務を管理する機關の設けなく各省に於ける取扱區々に亙る憾ありたるのみならず議會に報告せらるゝ財產目錄及增減報告書の如きも各省各別に之を調製し何等之を總轄整理するの方法無かりし爲之を通覽して財產の總額及其の狀況を知ることを得ざるの缺點ありしが本法に於ては其の第三條に國有財產事務の管理は從來の如く各省大臣に分屬せしむるも其の總轄事務は大藏大臣をして之を管理せしむべきことを明にし施行令に於ては其の第二條乃至第六條に於て公共用財產の用途廢止及之を大藏大臣に引繼くことに關する事項、國有財產の管理換に關する事項、國有財產の用途變更及財產の取得に關する事項竝此等の事項に對し例外に屬すべき事項に付規定し財產管理に關する總轄事務の範圍を明にせり。

之を植民地に付て見るに從來朝鮮に於ては朝鮮總督、樺太に在りては樺太廳長官其の所轄に屬する官有財產を管理及處分し臺灣に於ては臺灣總督臺灣に於ける官有財產を管理及處分し來りしか（朝官第二條、樺官第二條、臺官第二條、第三條）將來に於ても亦各地特殊の事情に因り內地と全然同一の管理を爲す能はざるや論なく從て大藏大臣の總轄事務は後に述ぶる所の財產目錄の調製及財產の異動報告に關する事項に限らるゝものとするを相當とす。

以上の見解を以て臺灣に於ける各省大臣の所管に屬する財產に付論せむに各省大臣が其の所管に屬する臺灣所在の財產の用途を廢止したるときは特に臺灣總督と協定したるもの及用途廢止と同時に國有財產たるの性質を失ふべきものを除くの外用途廢止後遲滯なく引繼の手續を爲すを相當とす其の範圍は各省大臣に於て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

無償にて取得したるもの及占有の事實に依り現に使用しつゝあるもの又は使用したるものに付其の用途を廢止したるときは全部之を引繼かしむることゝし各省大臣が一般會計又は其の主管に屬する特別會計の負擔に於て取得したる財產に關しては此の限に在らずとするを至當とす。

右の外各省大臣が臺灣に於ける財產の管理換を受け又は其の主管に屬する財產の用途を變更し若は新に財產を取得せむとするに當り臺灣總督に通知又は協議を爲すべきは臺灣統治の必要上財政の圓滿なる運用及政務の統轄に資する爲に寧ろ當然のことに屬す。

五　國有財產事務に從事する者に關する制限（施行令第七條）

國有財產事務に從事する職員に對し之が賣拂、讓與、又は交換を爲すときは幾多の弊害あるを免れずして從來の法規に於ても何れも之を禁止せり官財第十四條、朝官第四條、臺官第五條、樺官第四條本法施行令に於ても亦同一の趣旨に依り國有財產に關する事務に從事する職員は其の取扱に係る國有財產を讓受け又は自己の所有物と交換することを得ずと規定せり此の規定は從來の法規よりも其の制限の範圍稍狹く卽貸付を受くることを禁せざることゝなれり。

然らば國有財產事務に從事する職員とは如何なる範圍の者を稱すべきやと謂ふに官廳內部に於て財產事務に從事すべき者と決定せられ現に其の事務に從事する者及之と直接の系統に屬する上級又は下級の職員と解せざるべからず而して其の財產事務に從事することの常時なるや或は臨時なるやは之を問はず又其の事務に從事することの間接なるや直接なるやも問ふ所にあらずして苟も財產事務の取扱に參與したる者は其の取扱に係る財產に付上記の制限を受くるものとす。

朝鮮の土地改良事業と水利組合

農學博士　東鄉實

（要旨）一、朝鮮總督府の農事改良に關する從來の施設は、主として品種改良に在り、特に米の品種改良に全力を盡したり。

一、然れども、今後産米增殖の途を講せんと欲せば、灌漑及開墾事業に力を盡すの必要あり。而も朝鮮には土地改良の結果將來完全なる水田たるべき土地約八十萬町步を有す。

一、故に朝鮮總督府は最近に至り、産米增殖の根本策として、土地改良事業に全力を盡さんとしつゝあり。實に土地改良事業は現在朝鮮に於ける農政的施設の根本を成せり。

一、朝鮮の水利組合は、總督府が此積極的方針を採用する以前より奬勵せられ、相當の發達を爲し、今日に於ては唯一の土地改良機關たり。

一、朝鮮に於ける米の一反步收穫量は內地の半額、我臺灣の一回作分に過ぎず、而も其然る所以のものは水利の便不備なるに依る。故に水利の完備は朝鮮に於ける産米增殖の根本的施設なり。

一、朝鮮に於ては、明治三十九年に水利組合條例を發布し、之が奬勵に着手したるも、近年に至り之が運用上不便尠からざりしを以て、大正六年七月制令第二號を以て朝鮮水利組合令を公布し、水利事業の發達を圖るに至れり。

一、朝鮮水利組合令は、大體に於て內地の水利組合法を採りたるも、同時に朝鮮特殊の事情に適合せしむべく、改めたる點尠しとせす。

一、水利組合の現在數二十七、其區域面積四萬二千町、事業費總額千五百五十六萬六千餘圓を算す。

一、水利組合の目的は、主として灌漑排水の便を圖り、耕地の改良を行ひ、農産の增收を得んとするにあるも、同時に朝鮮には水害多きを以て、水害豫防の目的をも併有せるものあり。

一、水利組合事業の利益は、各組合を平均して其の一反步の收穫高は事業前に比すれば、事業後は約十四割の增收を示し、其最高率のものに至りては、六十六割の增收を示せり。

一、水利組合の事業費は殆んと之を起債に仰ぎ工事完成の上組合費を徵收して之が償還を爲すものにして、其負擔重きものと雖も、尙事業に因る增收益の十分の五以內に過ぎす。

一、最近總督府に於て特に之が奬勵に努めたる結果、現に水利事業計畫地點三十二、其區域面積八萬八千町步に達せり。

一、殊に總督府が産米增殖の根本たる灌漑及開墾事業の進捗を企圖し、大正九年十二月府令第一九七號を以て土地改良事業補助規則を發布

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し、積極的奬勵方針を採るに至りし以來、全鮮を通じて水利事業勃興を來すに至れり。

一、最近朝鮮總督府は土地改良を施し得べき土地の約半分、卽ち四十二萬七千五百町步に對し、十五箇年を期して土地改良事業を完成せしめんと企圖し、之に要する工事費一億六千八百萬圓を算定せり。

一、而も此大事業は、從來の如き水利組合にては遂行し難かるべく、總督府は之が事業經營の任に當るべき一の特種會社を組織せしめ、之に補助金を交附せんとする計畫を有するものゝ如し。

一、然れども、予は朝鮮の現狀より觀察して、此の農政上の根本問題たる、而も二百六十六萬戶の農業者に痛切なる利害關係を有する本事業の如きは。總督府自から宜しく經營の任に當るべきを最も適切なりと信ず。

一、由來朝鮮に於ては土地制度其の宜しきを得ず、故に之が革新は、朝鮮農業の根本的改善に對して必要なるを信ず。

一、本篇は昨大正十年六月初旬筆者が朝鮮に出張の際親しく調査復命したるものなり、

一　序　說

朝鮮總督府の農產改良に關する從來の施設は、主として品種改良に努力し、殊に米の品種改良は最も其力を盡したる所なりき。卽ち之を過去の實蹟に徵するに、朝鮮の產米は併合以來九箇年の間に、生產額約六百萬石、輸移出額二百五十萬石を增加したるが、其原因は一に品種改良及自給肥料の奬勵に歸せざるべからず。然るに今日に於ては改良種を栽培し、併せて金肥を施用して米の增收を期し得べき灌漑設備を有する水田の全部に改良種の普及を了し、既に之が栽培を擴張するの餘地なき狀況に在るを以て、今後大いに產米增殖の途を講せんと欲せば、須らく灌漑及開墾事業の進捗を圖らざるべからず。而も朝鮮總督府の調査に依れば、將來土地改良を施し、完全なる水田と爲し得べき土地は左の八十萬町步となす。

現在水田の灌漑設備を改善し得べき土地	四十萬町步
現在畑を變換して水田と爲し得べき土地	二十萬町步
荒蕪地干潟地を開墾して水田と爲し得べき土地	二十萬町步

是に於てか、朝鮮總督府は、此八十萬町步の大面積に對し積極的に土地改良の方法を講せんとし、最近殖產

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

局内に新に土地改良課を設置し、且つ耕地調査並に灌漑及開墾の事業助成に關する事務に從事する爲め、臨時職員として事務官一人、技師六人、屬六人、技手二十一人を置き、更に水利及開墾事業に對する補助規定を改正し、著々本事業の進捗に努めつゝあり。故に土地改良事業は、現在朝鮮總督府の農政的施設の根本を爲すものにして、總督府は此事業の遂行に依り、朝鮮農業の面目を一新せんことを期しつゝあるもの、如し。

朝鮮に於ける水利組合は、朝鮮總督府が土地改良に關し、前述の如き積極的方針を採る以前に於て、既に奬勵せられたるものにして現在唯一の土地改良機關なり。而して、其或者は極めて良好の成績を擧げつゝありと雖、總督府の最近採用たしる積極的土地改良政策を遂行する唯一の土地改良機關としては、何となく力足らざるの感なき能はず。即ち以下少しく予が朝鮮總督府當局者並に二三水利組合に就て調査したる所を記述し、以て臺灣に於ける水利事業の參考に資する所あらんとす。

遞信局出陳ポスター

二　過去に於ける灌漑施設概要

朝鮮に於ける耕地面積四百四十九萬町歩中、水田の總面積は百五十四萬町歩に達すと雖、米の産額は異常の豐作と稱せられたる大正七年に於てゝ、尙千五百三十餘萬石に止まり、一反歩の平均收量僅に一石に過ぎず。

之を內地に於ける水田の收穫に比すれば、殆んど其の半額に當り、之を我臺灣のそれに比するも、尙一囘作分に過ぎざる狀況に在り。由來朝鮮の氣候風土は頗る米作に適すと稱せらるゝに拘らず、斯の如く其の收量の少き所以のものは、素より耕作の幼稚粗放なるに因ると雖、其根本に溯れば、畢竟水利の便備はらざるに職由す。

朝鮮に於ても、從來灌漑設備の全く存せざるに非らず、現存の溜池は六千五百、洑は二萬千餘に達し、其數に於て旣に少しとせざるも、其の灌漑面積に至りては僅に三十二萬町歩にして、水田總面積百五十四萬町歩の約二割一分に過ぎず。加ふるに積年秕政の餘弊を受け、溜池及洑の如きも亦た荒廢に歸し、前掲の面積中十分なる灌漑水の供給を得ざるもの亦少からず、殘存の百二十二萬町に至りては、全く天水の降下を俟つものにして、偶々充分なる降雨あらば幸に豐作を慶し得べきも、然らざれば忽ち旱魃の害を免れざる狀況にあり。故に是等の水田に對し、內地の如き集約的の耕作法を行ひて其の投じたる勞費を損せむよりは、寧ろ朝鮮在來の粗放なる方法に甘んずるの得策なるやを想はしむるものあり。從つて朝鮮に於ては從來水田に肥料を用ふるもの無く、除草の如きも畑に集約にして、水田に粗放なりき。而して總督府も從來金肥の奬勵を行はず、大正七年初めて大豆粕の奬勵を初めたるも施肥後旱害を受け、收支償はざるもの多く、其結果は甚だ不評に終りたり。然れども斯の如きは、灌漑設備の不完全なる結果に外ならず。而かも此幼稚なる農法に甘んずるが如きは、進歩せる農事經營者の能く堪ゆる所に在らず、近時灌漑事業を完成するに非されば、米作の改良は到底滿足なる實蹟を擧ぐる能はざるを自覺し、內地人營農者の集團せる地方に於て、水利事業を計畫する者の頻出するに至りたるは、寔に故なきに非らざるなり。

三　水利組合に關する法規の制定

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

從來朝鮮に於ては、俚諺に「水利事業と漁業をやる兒供を產むな」と稱したるが如く、實に水利事業は一般に困難なる事業にして、山師のやるべきものと解せられしなり。故に當時朝鮮に於ける水利事業は、概ね政府直接の施設か、又は個人の經營に係り、利害關係を有する土地所有者の共同經營に屬するもの殆んど稀なりしが、明治三十七八年戰役以來、內地人經營者の頓に增加するに至り、大規模の水利事業を企畫するものあると、一方時の政府に於ても關係地主の共同經營に俟つに非されば、水利事業の發展を期し得べからざるを自覺するに至りたるを以て、光武十年(明治三十九年)水利組合條例を發布し、政府の監督の下に利害關係者の共同經營を認むるに至れり。右の水利組合條例發布以來、漸次水利組合の設立を見るに至りたりと雖、其規定の內容たるや主として發布當時の民度實情に適切ならしめたるが故に、規定極めて簡單なるのみならず、併合以來急激なる時勢の進展に伴はざるものあり。加ふるに各所に水利組合の設立を計畫するもの增加するに從ひ、其運用上支障を生し、不便尠からざるに至りたるを以て、大正六年七月朝鮮水利組合令(訓令第二號)を公布し、同年十月一日より施行すると同時に、水利組合條例を廢止し、茲に組合の制度を確立し、水利事業の發達に資するに至れり。

朝鮮水利組合令に於ける規定の內容は、內地に於ける水利組合法の夫に大體近似するものなしとせざるも、朝鮮の實情に鑑み、自ら異なりたる點尠からず。就中國有未墾地利用權者を組合員と爲すが如きは、最も著しき點なりとす。水利組合の組合員は、組合規約に定むる土地家屋等の所有者を以て組織するを本旨とするも、國有未墾地の貸附ありたる場合に於ては、該土地は借受人に於て之を利用し、現に其利益を享受するのみならず、其事業竣功の曉に於ては其所有權の附與を受くるか、又は拂下を受くべきものなるが故に、所有者たる政府を以て組合員と爲さず、當初より借受人を以て組合員と爲すを便なりと認めたるものにして、朝

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

鮮に於ける未墾地開拓の現狀に適切ならしめむとするに外ならず。只是等の組合員は國有未墾地の利用權を廢止したる場合に於ては、自然組合員たるの關係を離脱し、延いて組合員の負擔を免かるゝに至るべし、斯くては他の組合員の負擔に影響する所尠からざるのみならず、未墾地利用廢止區域の廣大なるものに至りては、之が爲に組合財政の基礎を危殆に陷らしむる場合なしとせざるを以て此の場合を考慮し、水利組合令に於ては其の利用權を廢止したる後と雖、其組合員たりし間に生したる組合の費用は、之を分擔するの義務を負はしむるの規定を設け、以て事業遂行上に支障なきを期せしめたり。

四　水利組合の現況

水利組合の現在數二十七箇所、其區域面積四萬二千町歩にして、事業費總額一千五百五十六萬六千餘圓に達す。組合中其區域面積及事業費の最大なるは、予の親しく視察調査を遂けたる益沃水利組合にして、面積九千六百四十町歩、事業費五百三十六萬八千圓を算せり。而して之が成立の時期に就て見るに、併合前に於て五箇所併合後に於て二十二箇所にして、就中大正八、九兩年度中に新に成立したるもの十三箇所あり。之に依て地方經農者の水利事業に對する意嚮の一班を窺知し得べし。

水利組合の目的とする所は、主として灌漑排水の便を圖り、耕地の改良を行ひ以て農産の増加を得むとするに在りと雖、朝鮮に於ては一面に於て灌漑施設を缺ける水田多きと共に、水害を蒙むる田畑尠からざるのみならず、河邊に沿ふ未墾地等にして、其の地味肥沃なるも、洪水氾濫の爲め之を水田又は畑に利用するを得ざるもの尠からざるものあり。是等の地區に對しては、灌漑設備を爲すと同時に、水害豫防の施設を爲すに非ざれば十全の效果を收むる能はざるを以て、既設水利組合中其區域所在地に於ける地勢如何に依り、各々事業の目的を異にするものにして、單に灌漑排水を目的とするものあり、或は水害豫防をも併せ目的とす

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るものあり（現在七組合は水害豫防をも行ふ）。而して之か事業施設の結果事業前に於ける水田以外の畑又は未墾地或は干潟地等にして、開畓せらるべきもの、面積一萬五千三百町歩に達し、組合區域面積四萬二千町歩の約四割を占むるものあり。

事業に因る收益關係に就て見るに、全地區を通じ事業前の一反歩當收穫は籾（畑其他の收穫は之を籾に換算せり）一石一斗六升にして、事業後の收穫は二石七斗七升と爲り、約十四割の增收を得るに過ぎざるが如きも、既設組合中には從來相當の灌漑施設を有せしもの、維持管理の十全を期せんが爲に、水利組合を設置したるものあり。又成立後尙工事中に屬するものあり爲めに豫期の收穫を得られざるものあり。是等の總平均を算出せる結果にして、各組合の增收率に付之を見るときは、咸安水利組合の六十六割、石隅水利組合の五十五割を主とし、平均增收率步合を超過するもの二十七組、中十八組合を算し事業の效果顯著なるを示せり。

水利組合の事業費は、殆と起債に依り支辨し、工事完成の曉に於て組合費を徵收し、以て之が償還を爲すものにして、事業の大小難易に依り工事費に多少あるのみならず、事業に依る增收關係をも考慮し、償還期間に長短あり。從て各組合の負擔には著しく相違あり、反當組合費は最低九錢より。最高十五圓五十二錢に達せり。然れども其負擔重きものに付ても、尙事業に因る增收益の十分の五以内に於て負擔に堪へ得べき實況なるを以て、他の組合に於ける負擔に付ては敢て云爲の要なきものとす。（水利組合現況一覽表參照）

五　水利組合の奬勵及企畫の趨勢

朝鮮總督府は序說に於て述べたるが如く、最近產米增殖の根本策として、土地改良を目的とする水利事業の促進を誘致し、全鮮に亘り廣く水利組合組織に依る灌漑事業の企畫奬勵に努力して、水田の擴充を圖らんとするに至り、之か企業に便する爲、大正八年四月府令第七十一號を以て水利組合補助規程を發布し、事業

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

地點の踏査及測量設計の如き、從來企業者に於て至難とせる事項に付ては、總督府に於て施行するの途を啓きたるのみならず、事業費に對しては百分の十五に相當する補助金をも交付するに至りし結果、水利組合組織に依る企業者各地に亘りて一時に勃興し、現に全鮮に於ける水利事業計畫地點數三十二を以て算するに至り、其區域面積八萬八千町歩に達すべく、就中此地點中現に水利組合設置の認可申請中に屬するもの七箇所に上れり。以上の外漸次企畫せらるゝもの尠からず、殊に總督府に於ては、大いに產米增殖の途を講じ、帝國に於ける食糧品の自給に資せむか爲、灌漑及開墾事業の進捗を企圖するの必要を認め、大正九年十二月府令第一九七號を以て、土地改良事業補助規則を發布せり。而して之が發布の根本は序說に述べたるが如く(イ)現在水田の灌漑設備を改善し得べき土地四十萬町歩、(ロ)現在畑を變換して水田と爲し得べき土地二十萬町歩、(ハ)荒蕪地、干潟地を開墾して畓と爲し得べき土地二十萬町歩、合計八十萬町歩に付三十年後に於ける九百萬石の產米增加を期せむとするものにして、之が方法としては大體に於て、(一)土地改良事業の促進に關する基本的調査の目的に係る總督府直接の施設、(二)土地改良事業奬勵の爲補助金の交付其他總督府助成の爲採るべき施設等より成り、其補助金交付の如きは從來「工事費に對する百分の十五」なりしに對し「工事の種類に從ひ工事費に對し二割乃至三割」の補助を爲すことゝせるを以て、新規則發布以來自然水利組合事業上益する所甚大なるに依り、全鮮を通じ企業者勃興するに至り、今や水利組合は益々朝鮮の產業開發に資する所大なるものあらんとするに至れり。

六　結　尾

如此、朝鮮に於ける水利事業は、最近總督府が土地改良に對し積極的方針を採用するに至りし結果、特に著しき發展を爲さんとし、水利組合の設置及計畫は俄かに其數を增加したりと雖も、果して水利組合が此總

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

督府の土地改良事業遂行の機關として充分なる活動を爲し得るかは頗る疑問なりとす。

即ち、朝鮮總督府は將來土地改良を施すべき八十萬町に對し、先づ第一次計畫として十五箇年間に左の割合を以て、土地改良を行はんとしつゝあり。

種別	一年平均成功面積	十五年間成功總面積
灌漑改善	一五、〇〇〇町	二二五、〇〇〇町
地目變換	七、五〇〇	一一二、五〇〇
開墾干拓	六、〇〇〇	九〇、〇〇〇
合計	二八、五〇〇	四二七、五〇〇

此四十二萬七千五百町歩の面積は、全面積八十萬町歩の約半分に相當し、之が改良事業に要する工事費（設計費、工事監督費、總係費、金利等を含まず）は左の如し

灌漑改善	六千九百萬圓（一反歩當平均（大地積のもの三十圓 小地積のもの三十五圓））
地目變換	四千五百萬圓（一反歩當四十圓）
開墾干拓	五千四百萬圓（一反歩當六十圓）
合計	一億六千八百萬圓

即ち十五箇年間に總工事費一億六千八百萬圓を要すべき、四十四萬町歩の土地改良を實施せんとしつゝありと雖も、此大事業を從來の如き水利組合をして實行せしむるが如きは、朝鮮農界の實情より論じて到底不可能なるは明かにして、總督府は之が缺陷を補ひ、以て事業の促進を圖らんが爲め、總督府監督の下に一の特種會社を組織せしめ、總督府は之に補助金を交附し、以て此の事業を完成せんとしつゝあるものゝ如くなれども、朝鮮の土地制度及小作制度の現況及農民智識の程度、其他各般の事情より推論し朝鮮二百六十六萬戸の農業者に關係ある農政上の根本的施設たる土地改良事業は總督府の直營とするを最も適切なりと信ず。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

更に之れが根本問題として考慮を要すべきは、朝鮮に於ける土地制度の根本的革新なりとす。即ち朝鮮に於ける耕地の大部分は、大地主の所有する所にして、農業者二百六十六萬戸中二百萬戸は純小作者又は自作兼小作者に屬す。而も大地主の多くは京城其他の都會に住居し、悠々自適自己の所有地の奈邊に在るかを知らず、一に舍音(代理人)をして小作地を管理し、小作料の徴收を爲さしめつゝあり、所謂「不在主義」の弊に堪えざるものあり。故に朝鮮に於ける農政の根本は、此不健全なる土地制度を革新し、土地分配を合理的ならしめ、小作制度の缺陷を矯正して、自作農の增成に全力を盡すにあり。而も此事業は土地改良事業に比して更に重要なると同時に、其實行も亦容易ならざるものあるべく、吾人は朝鮮總督府が此遠大なる農政上の施設に向つて、更に一歩を進めんことを切望して息まざるものなり。

(附　錄)

一　水利組合現況一覽表

組合名	設置年月日	區域面積	蒙利豫想面積	事業目的	事業費 總額	事業費 反當	施工前收益 總收益	施工前收益 反當	施工後(大正八年)收益 蒙利面積	施工後(大正八年)收益 總收益	施工後(大正八年)收益 反當	施工前に對する反當增收步合	起債償還中反當組合費
	明治	町	町		円	錢	石	升	町	石	升	割分	錢
沃溝西部	四一、三、八	四六〇	四六〇	灌漑排水	九、五四八	二〇・七	七、五六〇	一・六〇	四九八	八、三八六	一・八三	一・四	最高 〇・二四 最低 〇・二〇
臨益	四二、二、一	三、五九〇	三、二九七	同	五二九、一〇〇	一六・〇四	二四、七七一	〇・六九	三、二七八	七九、六六五	二・四三	二五・四	均等 三・五〇
密陽	四三、二、一五	七四三	七三七	水害豫防	一三六、五〇〇	一八・五二	八、三九六	一・一三	六一〇	二七、二八三	四・四七	二九・五	最高 三・九〇 最低 三三
馬九坪	四三、三、一	三一二	三一〇	灌漑排水	三〇、一九六	九・七三	三、〇九一	〇・六七	三一〇	七、四九七	二・三九	二五・六	同 二・九一 同 一・五九
全益	四五、二、二四	一、四四五	一、四四五	同	一八、五〇〇	一・二八	二三、八三一	一・九八	一、三〇八	四三、三〇〇	三・三一	一〇・九	均等 〇・四四
金海	大正元、一二、九	一、九九七	一、九九七	水害豫防	二九八、七〇〇	一四・九五	一六、一七六	〇・八一	一、七九八	五五、五三〇	三・〇八	二六・〇	最高 四・一一 最低 四八

大正	三、一〇、三一	六、八六一	六、八〇〇	灌漑排水	一、七八三、五〇〇	二六・二三	九七四二七	一・四一	二、六六〇	六六、九七〇	二・九〇	七・六	同同	二・九五 一・七〇
迎日	五、二、二	一、四〇〇	一、四〇〇	同	三三二、三〇〇	一五八七	一二、七四〇	〇・九一	六九一	一七、八〇九	二・五七	一八・二	同同	九・二四 〇・五五
古阜	五、五、二	三、三八九	三、三八九	同	八二一、〇〇〇	一九・八九二	二七四五一	〇・八一	三、三〇九	九〇〇二三	二・七二	二三・五	同同	四・〇〇 一・七〇
上南	五、九、九	二六一	二六一	同	三七七〇〇	一四・四四	二、八一九	一・〇八	七〇	二、六九七	三・七九	二五・〇	均等	九・〇〇
大湍	五、一一、二四	一、八四〇	一、八〇七	水害防	三九八、七五〇	三二・〇六	二二、三四四	一・一六	一、六〇六	四八、九一七	三・〇四	一六・二	最高最低	八・〇〇 〇・〇九
三橋川	六、五、一八	五四一	五四一	灌漑排水	四五〇〇〇	八・三一	〇、二七九	一・九〇	五三三	二七、三三四	四・四七	一三・五	同同	三・五〇 二・八〇
嘉華	八、五、三	二四五	二四五	同	三三、六〇〇	一・四六	五、一四五	二・一〇	二四五	五、四三九	二・三三	〇・五	同同	〇・六〇 〇・二五
義林池	八、六、二	二九〇	二七七	同	五、六〇〇	二・〇二	四、三八四	一・五八	二七七	五、四〇二	一・九五	二・九	均等	〇・六〇
文幕	八、七、一八	五六七	五三〇	同	二九五、八〇〇	五五・八一	七一三三	一・二五	二〇〇	五、六〇〇	二・八〇	三・四	最高最低	九・三三 二・九二
深谷	八、一二、二五	八〇	七九	同	二三、六〇〇	二八・六〇	七九六	〇・九九	七九	二、〇七四	二・四九	一六・六	同同	五・一八 一・五二
下東	九、一、二五	六九九	六九八	水害防	三九八、六一四	五七・一〇	五、二一〇	〇・七四	六九八	一九、五五四	二・七九	二七・七	同同	一一・二一 〇・七四
益沃	九、二、五	九、六四〇	九、四二〇	灌漑排水	五、三六八、〇〇〇	五六・九八	七八、八七六	一・一一	九、四二〇	二五六、二二四	二・八二	一九・四	同同	三・〇〇 〇・六〇
都泉	九、六、一九	一四七	一四七	水害防	三八、八九六	二六・四二	一、六六三	一・一三	一四七	五、一六二	三・五一	二一・〇	同同	九・七〇 一・四〇
長芝堤	九、七、一五	六四	六三	灌漑排水	一五、五〇〇	二四・六〇	八五四	一・三五	六三	一、六〇二	二・九〇	八・五	同同	三・七〇 二・五〇
明岩堤	九、七、二九	一九七	一八〇	同	一〇〇、〇〇〇	五五・九五	二、八三四	一・九七	一八〇	五、五三八	三・〇七	一三・五	同同	一〇・〇六 二・一一
同仁	九、九、三	四、一三〇	四、一三〇	同	二、七五一、四一三	六六・六一	二四、一八八	〇・五八	四、一三〇	九〇、八六〇	二・二〇	二七・九	同同	八・八〇 一・六〇

大山	九、二一六	一、四三五	一、三六〇	水害豫防	七六一、一八〇	五六・三八	一五、七五一	一・一六	一、三五〇	四四、二三四	三三・三	一六・八	同同	三・七〇 一・八五
新灘津	九、三三五	一四〇	一四〇	灌漑排水	八七、八〇〇	六二・七〇	二、四四七	一・七四	一四〇	六、二一四	四四・四	一五・五	同同	六・四〇 六・〇二
於雲	九、三二七	五〇〇	五〇〇	同	二六四、二二二	五二・八四	三、六五三	七・三	五〇〇	一五、四〇四	三〇・八	三二・一	同同	九・四八 三・七七
成安	一〇、一七七	一、二六八	一、一五五	水害豫防	一、一一三、七二〇	九六・五八	三五、九三二	〇・五一	一、一五五	四一、九三三	三六・七一	六六・六	同同	一五・五三 一・四五
石隅	一〇、三五一	七一	七一	灌漑排水	八、九一五	一二・五五	三四七	〇・四八	七一	一、二三〇	三五・一四	五五・四	同同	四・九一 二・七三
計		四、二三〇	四、一六四		一、五五六、六〇三	三六・九一	四二六、一三九	一・一六	三五、二六三	九七九、三七三	二・七七	一〇・八		

備考

（一）區域面積は組合の事業區域に屬する總面積を掲ぐ。

（二）事業費は大正十年三月末現在額に依る、但し工事中に屬する益沃以下記載の各組合に對しては設置認可當時の豫算額を計上す。

（三）施工前の收益は田雜地等に付ては、其總收益金を籾に換算（石八圓計算）し、畓の收穫と併せ算出す

（四）施工後（大正九年）の收益は、大正九年度農期前事業完成せる組合に付ては其實收を掲けたりと雖、然らさるもの（益沃以下記載の各組合）に付ては、設置認可當時の豫想收穫を掲く。

（五）施工後（大正九年）の收益の内蒙利面積は、事業完成せる組合に對しては、畓の實際耕作面積を掲記し、大正九年度農期前工事未完成のもの（益沃以下記載の各組合）に付ては、區域全部を耕作面積と看做し掲く。從て事業完成せる組合の耕作面積にして區域面積に比し差減を生せしものあるは、該區域面積中には水路敷地其他構作物の築設に依り潰地と爲りたるの外、組合工事後年所を經さる爲區域内未開畓のもあるに因り、又大正水利組合の如き干瀉地開墾の爲、三千町步に渉り未た作付不能なるものあるに原因す。

二　水利組合計畫地點調　（十年三月三十一日現在）

名稱	所在地	面積	事業費豫想	備考
		町	円	
普門	慶北	三八〇	四一、〇〇〇	出願中
北面	慶南	三三七	三六一、〇〇〇	同
勝川	京畿	四九〇	三〇〇、〇〇〇	
下南	慶南	一、七〇〇	一、三六〇、〇〇〇	
舒川	忠南	二、七三〇	一、八〇〇、〇〇〇	
靈光	全南	二、七〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

陽東	同	六〇〇	五〇〇、〇〇〇	出願中
河東	慶南	三〇〇	二二〇、〇〇〇	同
梁山	同	一、一五〇	一、二〇〇、〇〇〇	
於之屯	黄海	五、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	
大同	平南	三一〇	一三九、〇〇〇	出願中
高城	同	四〇〇	二九〇、〇〇〇	
富平	京畿	二、七〇〇	一、三二八、〇〇〇	
忠州	忠北	三四〇	一七〇、〇〇〇	
德島	慶南	三〇〇	一四〇、〇〇〇	
義州	平北	二、三〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	
博川	同	二、五〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
東津江	全北	一三、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	
馬場面	江原	四〇〇	二四〇、〇〇〇	
延白	黄海	五、三〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	
安州	平南	一八、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	
城東	忠南	八、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	
昌發	慶南	四〇〇	三二〇、〇〇〇	出願中
昌事	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
穩城	咸北	八〇〇	四〇〇、〇〇〇	
安邊	咸南	一、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	
順川	平南	五、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	
唐津(七箇所)	忠南	五、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	此の中に包含せらるる梧鳳堤は出願中
江景	同	四、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	
平康(附近)鐵原(附近)	江原	四、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	
信川	黄海	六、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	
長湍	慶南	五〇〇	三五〇、〇〇〇	
計		八八、三九七	五三、四七九、〇〇〇	

三　大正九年度水利組合歳入出豫算書

組合名	面積	歳入 賦課金	歳入 財産收入	歳入 起積收入	歳入 其他收入	歳入 合計	歳出 管理費	歳出 事業費	歳出 起債償還費	歳出 其他の支出	歳出 合計
沃溝西部	四六〇	四、四四五	—	—	九三八	五、三八三	一、一七二	四、一五〇	—	六一	五、三八三
臨益	三、五九〇	九八、九一〇	一、七五九	—	二八、六三五	一二九、三〇四	一四、一二五	三一、七四二	六二、五二四	二〇、九一三	一二九、三〇四
密陽	七四三	一六、九五三	四、〇七六	—	七〇六	二一、七三五	二、〇〇八	五、二三〇	一三、六一九	八七八	二一、七三五
馬九坪	三一二	八、四七〇	二八	—	一、七〇九	一〇、三九七	一、五二七	二、〇〇三	六、四二七	四四一	一〇、三九七
全益	一、四四五	五、〇〇〇	三〇	—	一、四九五	六、五二五	二、〇七三	一、八六〇	二、三四一	二五一	六、五二五
金海	一、九九七	六三、八三六	三、二七七	—	一三、〇九八	八〇、二一一	一七、九八八	一〇、一六四	三二、二五三	一九、八〇六	八〇、二一一

大正	六,八六一	二四〇,六八〇	二〇〇	—	二六六	二四一,〇六六	二九,六二一	二五,四三〇	一六八,二六二	九,七五三	二四一,〇六六
迎日	一,四〇〇	六五,九二六	—	—	五,〇七九	六七〇,〇〇五	一〇,五五四	三二,七九五	五〇,四五四	五,四二四	六七〇,〇〇五
古阜	三,三八九	一二四,二二五	—	九〇,〇〇〇	八二,四六〇	二六六,六六五	三三,一三六	一六一,一二七	七九,一八一	二四,三二一	二六六,六六五
上南	二六一	七,一〇〇	—	—	一,四〇〇	八,六〇〇	一,二三六	七三〇	三,六九六	二,九一八	八,六〇〇
大濟	一,八四四	八七,五七一	二八,七六	一五,八五〇	八,四一八	二二四,七一五	一八,三七五	四二,八八八	四二,八四四	一〇,六〇八	二二四,七一五
三橋川	五四一	一七,一五〇	五四	—	一,〇一九	一八,二三三	三,八九四	七,三二三	五,五〇二	一,五〇四	一八,二三三
益沃	七一五一	一五九,五五〇	一二〇	—	一,五八一	一四一,二五一	二七,二八三	四二,六七七	七〇,五八〇	七一一	一四一,二五一
龍華	二四五	一,一〇五	—	—	八九	一,一九四	五三三	一二四	四五四	一〇三	一,一九四
義林池	二九〇	一,五一五	—	五,〇〇〇	二三八	四,七四一	七四〇	二三〇	一九四	三,五七七	四,七四一
文華	五六九	—	—	八五,二三八	一〇,一八九	九五,四〇七	四,七八六	五八,〇九九	一九,二二八	一一,五〇四	九五,四〇七
深谷	八〇	三,〇四一	—	—	四一	三,〇八二	五四五	七〇	二,四四五	三	三,〇八二
下東	六九九	二八,四二三	一〇〇	一二九,二四八	二四,二六五	一八二,〇二五	八,五一六	一三九,六一二	一一,七九七	三三,一〇〇	一八二,〇二五
都泉	一四七	—	—	三〇,〇〇〇	六〇	三〇,〇六〇	一,一〇八	一九,五〇七	六九八	八,七四七	三〇,〇六〇
明岩堤	一九七	一二,四八五	—	八四,四七四	一二	九六,九七一	一,二七四	八四,四七四	六,七五八	四,四六五	九六,九七一
長芝堤	六四	二,二二四	—	一三,五〇〇	一五	一五,七三九	三四〇	一五,三二四	—	七五	一五,七三九
同仁	四一五〇	—	—	一,一三五,一一五	一九〇,三五〇	一,三二五,四六五	一八,三八五	一,二六九,八〇五	三一,二七五	六,〇〇〇	一,三二五,四六五
大山	一,四三五	—	—	四五一,四六〇	七四,〇四〇	五二五,五〇〇	一〇,四〇〇	四九五,六〇〇	一五,五〇〇	六,〇〇〇	五二五,五〇〇
新灘津	一四〇	六,一〇〇	—	八〇,〇〇〇	—	八六,一〇〇	一,四六〇	八一,〇〇〇	二,八八五	七五五	八六,一〇〇
於雲	五〇〇	—	—	一四八,九二五	二三,二〇〇	一七一,七二五	四,八〇〇	一五八,三〇八	三,三七五	五,二四二	一七一,七二五
成安	一,二六六	—	—	六三二,二〇〇	七五,九〇〇	七〇八,一〇〇	一〇,九九〇	六四九,二一七	二八,一〇〇	一九,七七三	七〇八,一〇〇
石隅	七一	—	—	六,六九一	二,二四八	八,九三九	三四八	八,五九二	—	—	八,九四〇
計	三九,八二七	九二二,六八六	二,二七〇	二,九〇二,二七七	五四五,四五一	四,三八四,二二六	二二六,〇一七	三,三三四,一二八	六九〇,三四二	一八三,六五二	四,三八四,二二七

備考　新灘津、於雲、成安、石隅各水利組合の豫算は設立當時の豫算に依る。

我邦の南方發展と臺灣の使命

木村增太郎

一　對南政策の根基

南洋百五十萬方哩の廣大なる熱帶圈内に秘藏せる經濟資源は、洵に無盡と言つてよい、隨て利用すべき物資も亦た殆ど限り無く收む可きの遺利も極めて多い、我邦の如き領域内に開發すべき資源を有することの乏しく、原料品食料品の自給を圖ることの出來ないと云ふ大なる缺陷を有する國に於ては、先づ此南洋の富源に着目して、之が開發利用に努めねばならぬ、蓋し歐洲大戰後の世界の大勢上、我國運の發展を策する上に於て、今後支那南洋一帶の東亞の地が、我邦にとり益々主要なる關係の上に存在することは、敢て言を俟たないと共に、未だ概して民度の頗る低級なるを免れない南洋地方に對する貿易政策としては、彼地の物資を利用する輸入貿易を主眼とするを寧ろ得策とする、結局是れ軈て彼地方の購買力を培養する基であり、我輸出貿易を促進せしむる捷徑たるを失はない、凡そ南洋市場に對しては其實際の情狀に照し、元より商品をも吟味し、可及的耐久性に富む商品を供給するを必要とするが、何分にも民度の低き本地方の如き市場に在ては、廉賣てふ商略は、需要を誘起せしむる最大の捷徑たるを免れない、而るに彼地に產する豐富なる熱帶天產物を、我邦にて利用することを主眼とし、貿易の根底を輸入の上に措いたならば、輸出貿易上の費用を極力節約することが出來、期せずして輸出貿易を振興せしむることゝなる、歐洲戰爭前彼の獨逸商品が、短時日に於て東洋市場を席捲せんとしたるも、畢竟彼が巧妙なる爲替政策と相俟て、只管原料天產品の輸入を主眼としたが爲めに外ならない、而して斯の如く物資の利用輸入の促進を圖らんが爲めには、人口の未だ稀薄

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

にして土地の拓けない現狀に於ては、先づ直接彼地の產業を開發することが要務である、而かも是れ我商權を扶植樹立せしむる根本策である、由來海外投資と貿易とは、頗る密邇なる關係を有し、其結果たるや、多くの場合に於て貨物の國際的移動となるもので、貿易は投資に隨伴すと稱せらるゝ如く、常に貿易促進の根源となるものであり、且つ之に依て獲たる販路は、比較的根帶固く容易に拔く可らざるものがあり、從來の我粗製品貿易の如くに、決して一時的のものではない。

斯の如く南洋富源の開發が、我對南發展策の根基であるのみならず、現時の如く自然に放棄せられたる天與の富源を拓き、五千萬の馬來民族をして、文化の惠澤に浴せしむることは、是れ即ち世界の文明に貢獻する一大事業であつて、此大業に努力するは、歷史上地理上將た經濟上よりの關係より觀て、我邦の使命と斷しても敢て失當ではない。

二　南洋開發の現狀と其將來

印度濠洲を除いた所謂南洋に在て、資源の最も開發せられ、比較的文化に浴せる地は、一に爪哇を數ふるのみである、同地は和蘭が、過去三百有餘年間、心血を注いで經營し來つた關係上、土地の如き殆ど剩す所なく拓植せられ、今や三千有餘萬の人口を抱擁し、世界中白耳義に亞き人口稠密の地と稱せられて居る、隨て今後起す可き事業としては、唯た熱帶化學工業を殘すのみと言つてよい、爪哇に次では英領馬來半島であつて、英國が百年前より歐亞聯結の要港たる新嘉坡及彼南を門戶として、本地方の開發に鋭意心營しつゝあるも、併し現在既に拓かれて居る地方は、馬來聯邦州、海峽殖民地及ジョホール州のみであつて、其他の東海岸地方並に暹羅領に接する一帶の地方は、殆ど未開の處女地と言つて差支ないのみならず、如上の既拓地方も、其事業の起れるは、單に縱貫鐵道沿線並に河川の沿岸地方のみであつて、未だ全面積の一割餘に當るに

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

過ぎない、而して事業の如きも唯た護謨の栽培及錫の採掘を主とするのみで、其他の產業としては記するに足るものがない、近年スマトラ東海岸地方が、煙草、護謨、茶及椰子栽培の好適地として、世人の注目する所となり、一時各國人の投資する者踵を接するの盛況を呈したが、開拓せられしは、未だ全島の一小局部に過ぎない、ボルネオに至ては、彼の厖大なる面積中、纔に英領の北部海岸地方並に蘭領のカプアス及バリトー兩河流域地方が、多少開拓に著手せられたのみで、大部分は、セレベス及ニユーギニア其他の蘭領各地方と共に、殆ど未拓の地であつて、唯各所に石油の產出旺なるの外、石炭錫等の採掘が僅に稼行せられ居るのみで、事業としては未だ見るべきものに乏しい、比律賓の如きも僅に呂宋島、ミンダナオ島、レイラ島及サマル島に於ける麻、呂宋島に於ける煙草及バニグロース島に於ける砂糖に於て多少見るべき事業のある外、土地の開墾に付ても尙幾多の餘地が剩されて居る、其他暹羅及佛領印度支那に至ては、其地域の一部分より生產せらるゝ米に依て、纔に經濟が支持せらるゝのみで、全く未開の地たるを脫せない。

斯の如く南洋の開拓は、今や漸く其緒に著手したに過ぎない情態であつて、我全領域の約四倍半に該當する厖大なる地域の大半は、尙未開の寶庫である石炭、石油、鐵、錫、金等の諸鑛物の尙幾多秘藏せらるゝは勿論、海に山に收むべき遺利の放棄せられ居るは、疑なき一大事實である、從て鑛業に林業に漁業に牧畜業に製造業等爲すべき事業は、殆ど舉ぐるに堪えない、近年新嘉坡を距ること遠からざる馬來半島ジヨホール州バトバハに於て、邦人の手に依り一大鐵鑛の發見せられ、而かも其質極めて良く、含有量の如きも平均六十五パーセント以上に及び、昨年來我八幡製鐵所に鑛石を供給しつゝあるが如きは、以て南洋に於ける遺利の尙如何に大なるべきかを知るの實證となすに足るであらう、尙比較的發達せる農業に於ても、護謨椰子以外に更に有利なる新らしき事業の幾多存在すべきは疑なき所であるのみならず、最も發達せるか如く思惟せ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

らるゝ護謨業及椰子業の如きに於ても、農工經濟上尙幾多研究すべき要件が存在するのである、例之護謨の栽培にしても、如何なる土壤に如何なる品種をいかに栽植するを理想とするやと云ふことすら、未だ十分に研究されて居らないのである、又椰子の如きにしても、從來主として栽培せられた古々椰子よりも、阿弗利加西海岸地方に栽植せらるゝ油椰子なるものが、遙か栽培も容易であり、生產率も多く、有利であるとの說が、近年盛に提唱せらるゝに至つたが、未だ結論が與へられない爲めに、企業者を岐路に迷はしめて居る情態である、尙彼の南洋の富の大部を構成して居る所の、熱帶貴重材を以て滿たされた尙ふべき美林が、無智なる移民の巨斧の下に濫伐せられ、燒却せられつゝあるが如き、洵に不經濟の極と言ふ可きである、是等は畢竟熱帶科學の進步の未だ十分でないに加へ、南洋資源に對する何れの國人の調査研究も、未だ十分に遂行されて居ないが爲めに外ならない、過去及現在に於て南洋の開發事業に、最も眞摯に努力しつゝあるは和蘭である、和蘭に比しては、英米佛の如きは殆ど言ふに足らない、而かも其の和蘭の施設に於ても統一された大規模の研究機關が缺如せる爲めに、實際上の產業開發に對する指針を示すことが出來ない、今尙斯る狀態であるから、隨て今後大に熱帶科學が進步し、且つ諸般の調査研究が完全に行はるゝに至つたならば、必らずや南洋の產業は全然面目を一新し、眞に世界に對する物資供給の一大源泉となるに至るであらう、斯くて始めて護謨の如きも、大市街の道路一面に舖裝せらるゝことが出來るだけに、生產費は大いに低減し、他方產額は著しく增進するに至るのである。

　南洋熱帶資源の開發は、以上敍ぶるが如く、未だ漸く其緖に著いたばかりであつて、更に科學的の研究調査を遂げ、產業經營を科學的に進めて行くのは、此からの事業である、併し斯の如く南洋の開拓が未だ一小局部に止まり、熱帶科學の進步が頗る遲々たりとは云へ、道は天惠の裕なる富源であるだけ、既に今日迄に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

各國の放下した資本額は、數十億の巨額に迫ひ、本地方から世界各國に供給せらるゝ生産品は、今や年額十六七億圓に達して居る、從て今後南洋の資源が、更に科學的に開發せらるゝことゝなつたならば、恐らく巨億の物資を世界に供給することになるであらう。

三　我邦の發展に伴ふ缺陷

我邦の南方發展の現狀に就ては、本誌第二十五號に詳說した如く、歐洲戰爭中から戰後に亙り目醒しき活躍を示したが、尙英米に遠く及ばず、殊に産業上に於ける投資額の如きに至ては、未だ五六千萬圓を算するに過ぎないのみならず、而かも如上の戰爭に伴ひし大飛躍も、大正九年の財界變動以來急轉直下一落千仭の悲境に陷り、殆ど槿花一朝の夢と化し、今や洵に落日の感なきを得ない情狀である。

南洋事業界に於ける邦人の勢力の未だ殆ど言ふに足らざるは、是れ勿論一面に於て第一に邦人發展の歷史の未だ淺いと云ふことにも原因せるを失はない、蘭人が既に三百年前より政治上の實權を掌握せると共に、著々經濟上の根蔕を扶殖し、英國が百年前に馬來半島の一角を占領し、拮据經營漸次勢力を樹立し、支那が三四百年前より多數の移民出稼民を送致せしに比しては、我邦人の發展は、勿論歷史上の痕跡を辿れば、其歲に相當の年月を認め得るも、邦人が經濟上の實力を此地方に植付けんと努力するに至つたのは、漸く過去二三十年來の事であり、殊に事業投資に至つては、纔かに茲十餘年來の事たるに過ぎない、從て從來の南洋の産業上よりせば、邦人の發展は謂はゞ多少立遲れの感あるを免れないのである、爲めに外人に比しては其れだけハンディキャップの附せられて居るを免れない、其結果護謨の如きにしても、歐人等の事業は既に最盛期に於て資本の大半を償却せるに反し、邦人當業者の多くは今尙放資の中途に在るが爲めに、近年の如き未曾有の不況に際會しては、一層大なる打撃を被らざるを得ない次第である、併し後に詳述する如く、今や

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

世界經濟界の一大轉變期に逢著して、南洋の產業界も之を機として一新紀元を劃するの必要に迫られて居るから、今後の發展は、何れにしても更に新なる基礎を築き上ぐる準備と努力とが必要である。

我邦の南方發展が、其實蹟に於て國民の期待を裏切つて居る第二の原因として、我邦が英米佛蘭と異なり、直接地方に何等政治上の背景を有して居ない、隨て勢力を進展せしむる上に於て適當なる策源地を有して居ない、和蘭が爪哇に完全なる主權を樹立しながら、商權を扶殖し、英國が新嘉坡及彼南等の海峽殖民地を基點として、漸次馬來半島に政治上の實權を展しながら、經濟的發展を遂げたのに比較しては、我邦の發展には何等斯く有力なる後援がないと云ふことも數へることが出來ないことはない、然し貿易は國旗に伴ふなどと言つたのは、最早全く過去のことであるのみならず、我邦は南進の策源地として、臺灣を有して居る、我邦が巧に臺灣の地位を利用したならば、南方發展の上に於て、決して英米に一籌を輸すべきでない、又其任務を全うすべきが、臺灣の使命であると信ずる。

南洋投資を促進せしむる爲めに、特に必要なるは金融機關の後援である、蓋し南洋に於ける資本投下の最大の障碍は、巨額の資金を全然固定せしめなければならぬことである、從て之が爲めには低利の資金を融通し得る拓殖銀行の設立を必要とする、從來此種の機關が全く、南洋投資上に缺如して居つたことは、南方發展に對する一缺陷たるを失はない。

四　南洋事業不振の原因

由來世人の多くは、熱帶產業なるものは極めて有利なるものと確信し、其實蹟に對して多大の期待を抱いて居たるに拘らず、過去の事實は寧ろ其を裏切つたかの如き感あるを免れない、併し之には二つの原因があると信ずる、第一に元來邦人の事業は、何れも周到なる調査研究の上に立脚して居らない爲めに、根本に於て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

既に大なる缺陷が潜在して居る嫌がある、即ち邦人の事業の多くは、他の模倣であるが爲め、根本の基礎が既に薄弱なるを免れない、一旦護謨栽培が有利だと宣傳されれば、我も彼も護謨栽培に走り、而かも土地の如きも最初の魁を爲した者が、ジョホール州を選定したならば、後繼者は一勢に擧げて同地方に來集する、以て奈何に其計劃に自信が無く、根底が無いかを領知するに足るではないか、而かもジョホール州の如きは、馬來半島中に在ても比較的地質の肥沃ならざる地であつて、前に述べた如く他に未開の沃野が、尙殆と無限に散在するのである、而して多少事情を査究せば、多くの地方に於て、施すに法を以てせば、比較的容易に土地を租借し得ることが、明白となる可きであり、而かも土地の選定が、抑々事業の基礎となるものである、然るに之を顧慮せないと云ふことは、已に出發點に於て大なる過誤に陷つて居るものである、斯の如く事業の根本が、確固なる基礎の上に築かれないのみならず、事業の管理、經營の方針の如きも亦た、調査研究の之に伴はない傾があるが爲め、勢ひ不規律放漫に流るゝを免れない、由來邦人の多くは、動もすれば熱帶產業なるものは、天惠を受くること大なるが爲め、多くの勞力を費さずして容易に効果を擧げ得るかの如く誤認せるやの傾あるを免れないが、是れ惟はざるの甚しきものであつて、如何なる土地の事業と云へとも、天惠を受くることの厚薄こそあれ、結局の成敗は一に繫て人力の如何に在るや言を俟たない、殊に諸般の點に於て著しく情を異にせる他鄕に於て、各國人と伍し一種の國際的事業を行はんとするに於ては、其間格別の用意と努力とを必要とする。

第二の原因は人物經濟に關する點である、即ち概して邦人の事業經營は、非經濟的なるを免れない、蓋し多くの資本は、何等事業其ものに趣味を有することなくして、徒らに業務の細微にまで干渉し、經營の實務に當れる當事者をして自由に手腕を振はしむるの雅量がないのみならず、猜疑心に驅られて、強て事務を主

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

らに煩雜ならしめ、延て其結果冗員冗費を多からしむる嫌がある、凡そ如何なる事業にしても、其骨子となり中堅となるものは、經營の實務に干與する人物である、要するに事業は死物で、之を生かし運用するは人の力であ　、從て之が選任には最も周到なる注意を要するや言を俟たない、併し一旦信認せる人物に、實務上の責任を負はしめた以上は、其擔任すべき業務の一切を擧げて一任し、全責任を以て最善を盡さしむるが、資本家の採るべき當然の態度である。殊に海外の事業に投資せし場合に於て、一層其必要にして得策なるを認むるのである、卽ち當該責任者に全權を與へ、一切を一任するの襟度を必要とするのである、然らずして事業の成績のみを期待することは餘りに蟲が好過ぎると謂はねばならぬ、而して海外に於ける事業に在ては、可及的土著民を利用するを得策とするので、英國の殖民政策は實に此方法に依て成功したものである、而るに邦人事業に在ては、之を爲し得ず、徒らに多數の本國人を招致し失費を大ならしむるの傾がある、且つ加ふるに多くは使用人を遇するの途を過つて居る、卽ち彼等をして進んで事業に趣味を保たしめて、安んして永住せしむるの觀念を抱かしむるに足る何等の方策も講ぜられて居らない、彼等の能率を減殺せしむることは、事業にとつて最も大なる不利を齎らす所以であると共に、遠く故國を離れて常夏の熱帶地に、極めて單調にして殺風景なる生活を營むものであるから、可及的彼等をして能率を發揮せしめ得るやうに施設することが必要であるのみならず、事業其ものを生命とするやう、特に趣味を感せしめ、延て永住の觀念を抱かしむることを必要とする、之が爲めには從業者の給與方法に十分なる考慮を施すと共に、更に余の見を以てするに、彼等をも株主の一人たらしめて、事業其ものを自己のものとして愛護せしむるに至らしむることが、最も得策たるを失はないと信ずる、斯くせば自づと事業に對する愛著心を生じ、進んで事業と運命を共にせんとの觀念を懷くに至らしむるであらう、以上は邦人の南洋事業の經營に伴ふ共通的の一大缺點であるが、尙

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

最後に附言すべきは、熱帶產業に關與せしむるに足る適當なる人物の缺乏である、其の爲めに延て如上の缺陷を現はすに至ると云ふ點の存在することも是認せざるを得ない、要するに上來敍ふる諸點は、我邦の南方發展を阻碍せる一面の素因たるを失はない、從て今後の對策としては、特に此等の點に思を致すことが必要である、然らば此等の缺陷に對して、臺灣は如何なる使命を帶ぶるやと云ふことに就ては、以下項を改めて敍ふるであらう。（未完）

產業組合と臺灣に於ける其の助長

產業組合中央會主事　千石興太郎

此一篇は二月初旬總督府に於ける千石氏講演の速記錄にして我國產業組合の概況、其の目的、效果及本島の產業組合に對する意見を詳述したるもの尙ほ此の速記錄は氏の校閲を經たるものなり。（編者）

私が從來各地に於て產業組合に關し御話したことは、主として其の趣旨や經營上の心得方に就て極めて一般的に通俗的に御話したのであつたが、今日は夫れとは異り產業組合に就て多少詳しく又た多少理窟ケ間敷いやうなことも御話して見たいと思ふ。卽ち第一に產業組合と云ふものはドンなものであるかと云ふ大體のお話をして、次に內地に於ける產業組合の概況、次には產業組合の目的と現在の時代に於て產業組合は如何なる働きをなすべきものであるか又なし得べき範圍、夫等に就てお話をして、最終に私は臺灣の產業組合に對する意見、僅かの日數の視察で或は皮相の見かも知れぬが臺灣の產業組合を觀た上の感想、將來に對する施設等に就て少しく御話をして置かうと思ふ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

産業組合法は御承知の通り明治三十三年三月に初めて發布されて、それ以來四回程改正されて居る。第一回の改正は三十九年四月、次は四十二年四月に第二回の改正があつて産業組合聯合會及産業組合中央會を認められ、更に大正六年七月第三回の改正で市街地信用組合が認められ、四回目の改正卽ち昨年四月の改正法では更に又た活動範圍が擴められ、購買組合に於て自己生産をなし得ることになり、且つ其の取扱ふべき範圍を擴め、又た生産組合の名前を改め利用組合となし、其の活動範圍を自由ならしめ、又た聯合會が集つて更により大なる聯合會を組織することを認められた等、極めて時代に適應した改正を行はれたのである。

臺灣に於ては大正二年二月に律令第二號を以て内地の産業組合法を或部分を除いて適用されることになつた。而して産業組合の目的は産業組合法の第一條に明記してある通り組合員の産業及經濟の發達を圖るのが目的である。此の目的を達する爲に産業組合法に由つて設立なし得る所の組合の種類は、御承知の通り信用組合・販賣組合・購買組合及利用組合の四つである。此の外に産業組合聯合會卽ち信用組合聯合會・購買組合聯合會・販賣組合聯合會・利用組合聯合會と云ふものがあるのである。又私が居ります産業組合中央會も産業組合法の「内地に於て一の産業組合中央會を設置することを得」と云ふ規定によつて出來て居るのである。

總て何事をするにも先立のものは資金である。低利なる資金を以て事業に從事し、又自己の經濟の改善を圖らなければ國民の福利を增進することは出來ぬ。故に信用組合は第一に必要なる資金の問題を解決すると云ふのが目的である。而かも其の目的は主として今迄ある所の金融機關に依つて資金の供給を得る能はざる所のものに向つて低利なる資金を供給するのであつて、さう云ふ階級卽ち中小産者階級のものは國民の最も多數を占めてをるのである。而して此の最多數を占むる階級の産業の發達を圖りて其の福利を增進し、經濟の

改善生活の向上を圖ることが出來れば卽ち政治の目的は達せらるゝのである。故に先づ產業組合に於ては信用組合の活動によりてさう云ふ多數階級のものに向つて資金の供給を計り、同時に一面に於てはさう云ふ方面のものが得たる零砕の資金を貯金せしめて更に之を組合の資金として利用すると云ふことになつて居る。市街地信用組合に於ては其の範圍を擴張して組合員外の貯金を預ることが出來ることになつて居る。又組合員の家族なり或は區域内にある公共團體又は營利を目的とせざる法人若は團體の貯金は、信用組合が市街地たるゝと然らざるとを問はず預かることが出來る。要するに資金を集める方面に向つては範圍が廣いのであるが、元來產業組合としては組合の原則としては組合員主義であつて、組合の行ふ總ての仕事は其の組合を組織する組合員に限られてをるのである。故に信用組合に於ても普通の信用組合は組合員の貯金を預り組合員に向て貸出をするのを本則とする。併し前申した通り資金はどうしても餘計に吸收しなければ信用組合の活動は出來ぬので或は公共團體或は營利を目的とせざる法人若は團體の貯金を預る。又た特に市街地組合に於ては組合外の貯金を預り得るのである。次に販賣組合及購買組合は、これは利用組合と共に吾々は事業組合と申してをる。是等の組合は組合自らが種々なる事業をするのであつて、今信用組合に於ては如何に低利の資金を供給なし得るとしても其の資金の能率を充分に發揮すると云ふことでなければ、折角信用組合で供給した資金も其の效果を失ふ譯である。內地に於ては組合が出來て以來は餘程さう云ふことは改善されたが、從前は御承知の通り小產者又は小產業者は品質の不良のものを高價で購はなければならぬ。又た自己生產のものは品質が優良でも數量尠き爲に有利なる販賣が出來ないと云ふ狀態に長く餘儀なくされてあつた。故に農會なり其他各種の團體に於て頻りに共同購買或は共同販賣の必要を說いて實行して居つた。極く平凡な言葉で謂へば金持が高い物を買ひ貧乏人が廉いものを買ふのが天の法則である。併し過去及現在の時代に於て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は夫れが反對で貧乏人は高いもの金持は廉いものを買うて使う。これは恐くは天の法則に反して居らうと思ふ。斯の如き狀態では中產以下の階級の者が如何に勤務しても其の經濟的の地位社會的の地位を向上することは不可能である。故に購買組合の活動によつて少量を合して大量となし大量購入の利益を得るのである。販賣に於ても其の通りである。內地に於て小農業者が朝から晩迄働いて米を作り其の大部分は小作料になる。殘つた米を販賣する。出來秋即ち收穫時期に於ける米の價格が大概安い。然し是非共賣つて金にしなければ自己の經濟を維持することが出來ぬ。其の時に當つて商人から安く買倒される。今賣れば價は安いことは承知しながら投賣をしなければならぬ、と云ふことは經濟上の必要に迫られて已を得ぬからである。それに反して中以上の地主は穫た所の小作米を倉に貯へて價格の好い時に賣るから利益は相當に得られる。故に是等の不公平なからしむる爲に、さう云ふ少量を販賣するものも最多量を販賣するものと同じ利益を得て、其の產業及經濟の發達を圖るが爲に販賣組合を設くることが必要であるのである。故に購買組合及販賣組合なるものは信用組合の兩側に立つて活動しなければならぬ組合であつて、此の二つの組合の力によりて信用組合の效果が一層擧るのである。而して購買組合にしても販賣組合にしても組合に於て加工が出來る。又購買組合に於ては昨年の法律改正の結果、自己生產と云ふことが出來るのである。利用組合は組合員の產業及經濟に必要な設備を組合が設けて夫れを利用せしむるのである。例へば內地に於ては段々改良された各種の農具機械が出來た併し何れも値段が高い。能率は大變に高いが價格の高いものを小農業者が自ら金を出して買ふことは甚だ不經濟である。故に斯るものは夫れを利用組合で設備し、さうして組合員に使用させる。或は運搬に要する荷車・荷馬車・場合に依つては荷物を運ぶ自動車等を利用組合で設備し、組合員は其れを使用して物資運搬や生產物の販賣を行ふことができる。或は利用組合で集會所を造る。或は浴場・理髮

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

所•洗塵所を作る。或は醫療所を作ると云ふても矢張り利用組合で出來るのである。又は電燈が電燈會社から供給されないときは利用組合で電力を起して電燈を點ける。或は電力を動力に利用して改良した農具を使用すると云ふことも出來る。又た住宅を利用組合で造つて組合員に使用せしむことも出來る。要するに利用組合なるものは其の働くべき範圍は極めて廣いのである。產業及經濟の發達に關する凡ての事業の合理的なる進步發達の爲に、殊に地方住民の文化的生活を營ましむる爲にはドーしても利用組合の設立て其の活動を將來に於て圖る必要がある。先づ產業組合法に依つて設立し得る所の普通の組合は以上申述べた四つである。之はお互に事業を兼營することが出來る。卽ち信用購買組合とか購買販賣組合とか、又は信用販賣購買利用組合などと稱する組合は兼營組合なのであつて、各種の事業を一緒にやつてをるのである。

次に產業組合聯合會である。これは箇々の力丈では完全なる活動が出來ないので、產業組合の活動をより以上に完全にし、其の效果をより以上に大ならしむる爲に多數の箇々の產業組合を集めたる聯合會の組織を認めた譯であつて、昨年四月の法律改正の結果、聯合會も更により大なる聯合會を構成なし得ることになつた。最も信用組合聯合會は信用組合以外の何れの組合も又其の聯合會も加入なし得ることが出來るが、信用組合聯合會が集合して更に大なる信用組合聯合會を作ることは出來ぬ。販賣組合聯合會及購買組合聯合會は各々販賣組合及其の聯合會、購買組合及其の聯合會を以て組織するのであつて、同種の事業を行はざるものを以て組織することは出來ぬ。利用組合聯合會は此の制限はない。而して聯合會の效果は各組合を孤立狀態より聯合狀態に進步せしむるものであつて信用組合聯合會の如きは百なら百、二百なら二百の所屬組合會に資金を有無相通せしめて相互の利益を圖り、又他より資金の供給を仰ぐの働きをなす等、或る區域內に於ける產業組合銀行である。其他の聯合會も同樣大を益々大ならしめて威力を發揚する組織なのであつて。產業

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

組合の活動上必要なる組織なのである。

聯合會も亦た兼營が出來ることは普通の産業組合と同樣である。それから聯合會が更に大なる聯合會を作ることは昨年の法律改正の結果出來るやうになつたと申したが一例を申せば購買組合の聯合會の上に大なる聯合會を作る。内地で謂へば各郡に購買組合聯合會があるとすれば其の各郡のものを集めて府又は縣の購買組合聯合會を作る。更に府縣購買組合聯合會を集めて全國を區域としたる最大なる購買組合聯合會を作ると云ふことが出來るやうになつた。又販買組合聯合會もさうで。必要があれば九州なら九州全體の販買組合及其の聯合會の大聯合會を作ることが出來る。これは私なども内地に於て是非共内地全體の購買組合及購買組合聯合會を集めて一の最大なる日本の購買組合聯合會を作ることを近き將來に於て成功させたいと思ふてをる。而して全國の購買組合員に必要な共通的の品物……其の産業用品たると生計用品たるとを問はず共通的必需品は之を大聯合會で自ら生産する。例へば肥料としては過燐酸石灰の如き是等は大聯合會が最初から自ら生産することは困難なるべけれど、或る會社に委託して聯合會販賣品として特定の商標を付したるものを委託製造せしめ、それを全國の購買組合に供給することが出來る。大豆粕の如きも自ら傭船して滿洲より直輸入することが出來る。或はメリヤス、タオル、足袋、木綿織物の如き或る一定の標準品を造つて共通的の供給をする。或は石鹸の製造をやつて全國に供給すると云ふ樣に全國の組合員に共通的の奢侈品でない日用生活の必需品か、又は最も共通の産業用品を供給することは現に外國では既に實行して居り殊に英吉利などの卸賣購買組合（コオポレーチーブホールセールソサイチー）の活動は實に盛んなものである。是等は我國に於ても何とか近き將來に於て解決したいと思ひまして私の方で目下委員會を設けて調査中である。而して産業組合の資金供給問題に付ては近き將來に於て産業組合の中央銀行を設けなければならぬと云ふので是亦た私の方で調査中である。只今の處

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

産業組合中央銀行の役目は内地に於ては日本勸業銀行がやつて呉れてをりまして産業組合に向て資金を供給する立場になつて居りまして、中央會は之に關して仲介の勞を取つて居る。夫れから産業組合中央會……これは法律に因つて一の産業組合中央會を作ることが認められて居る。即ち内地の總ての産業組合及産業組合聯合會を會員として産業組合中央會が出來て居つて、其の目的は産業組合及産業組合聯合會の普及發達及聯絡を圖るのでつまり産業組合の總て世話をすると云ふのである。尙ほ法律を以て必要があれば勅令の所定により産業組合の事業の一部を行ふことが出來る樣になつてをる。産業組合中央會の會員は正會員及贊助會員となつてをつて、正會員は内地の産業組合及産業組合聯合會であり贊助會員は中央會の趣旨を贊成して入會したる個人及團體であり、現在の會員數は正會員九千九百九十二、贊助會員二千百五十五である。中央會經費は正會員及贊助會員の負擔してをる會費と農商務省からの補助と基本財產利子收入とによつてをりまして、大正十年度の豫算額は十一萬圓餘である。事業としては今申した通り組合の普及發達及聯絡を圖り、指導奬勵に必要なる諸般の事業をやつてをるので、其の一二を申せば組合の理事者及指導者養成の爲に每年一回三箇月の長期講習會を開いて百名餘の講習修了者を出してをり、又昨年始めてやつた消費經濟の講習會、これは婦人に向つて消費經濟に關する智識を授け購買組合の發達を期する爲に開いたのである。又每年一回全國の産業組合の大會を開いて産業組合の普及發達の爲に必要なる種々の問題を討議し、其の結果として當局に向つて建議をする。此の全國の産業組合が相集つて大會を開いて色々討議研究の結果政府に向つて建議したことは漸次實行されて居る。畢竟今迄の産業組合法が四回の改正があつて漸次活動の範圍が廣くなる樣になつたのは多くは大會に於てしたことを政府に向て建議した結果に發して居るのである。又た産業組合聯合會の協議會を昨年から初め、市街地信用組合協議會等も開いて居る。其他各府縣には中央會の支會がある

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

から其の支會の役員會を開き又其の講師の支會の講習會や講演會などには講師を出張せしめてをる。又毎月一回雜誌產業組合を發行して會員に配布、其の他產業組合法規、產業組合敎科書、帳簿類等種々の印刷物を實費を以て配布してをる。尙ほ一昨年以來前申した全國を通じての購買組合販賣組合及其の聯合會の中央機關の働きをする爲に將來に於て完全なる一大中央機關を造る階梯として中央會に於て肥料其他諸般の物資の購買に關する仲介斡旋及販賣組合生產品の販賣に關する仲介斡旋をして居る。例へば或る購買組合が大豆粕を十貨車買ひたいと謂ふて中央會に申込めば中央會では肥料商に交渉して相當の品を出來る限り廉き値段で送らすやうに仲介する。現に之は中央會の行ふ處で、尙大正九年の九月から出張所を大阪に設けて關西方面の取扱は大阪でやつて居る。大正九年度に於て仲介した肥料の數量は中途からではあるし又不景氣の時で大凡五十萬圓近くであつた。本年度は配當の額に昇るやうに盛んにやりつゝある。其他砂糖や雜貨類の仲介もやり又毎年年末に全國の販賣組合生產品の販賣を東京の事務所でやつて居る。先づ產業組合法に依つて設立されて居る產業組合、產業組合聯合會、產業組合中央會に就ての御話は此の位に致して置く。

二

次に御話致すことは內地に於ける產業組合の現狀である。最近の調べによれば、產業組合の數は內地に於ては一萬三千七百六十四……大正十年十月末の數……である。此の外に產業組合聯合會が百五十五ある。先づ組合數は一萬四千に達せんとし、組合員の數は約三萬に垂んとしてをる。而して是等の組合がどれ位の事業をやるか。と申せば大正九年十二月末に於ける組合出資總額は凡て九千二百九十五萬圓餘にして、內拂込濟出資額五千八百萬圓餘、積立金二千五百七十萬圓餘、借入金四千四百萬圓餘、貯金總額は約二億五千圓、運轉資金の總額實に三億九千萬圓餘に達してをる。又購買品賣却價額は概ね二億圓、販賣組合の販賣品價額

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

は二億二千萬圓を超へてをる。此の外に農業倉庫の數は大正十年三月の總數百六十五にして、内産業組合の經營に係るもの七百五十である。

斯の如く内地の産業組合は數に於ては相當多くなつて居り、又た事業の分量も年と共に増加して優良な組合も澤山にある。併し私共から視れば未だ〳〵内地に於ける産業組合も今後産業組合として大いに活動すべき事業は甚だ多いので其の都市と農村たるとを問はず中小産者の爲に産業の發達、經濟の改善を計る爲に働くべき餘地は澤山にあるのである。最近内地に於て地主と小作人の問題が大變に喧ましいので是等も私共に云はすれば今迄の産業組合の働きが充分でないからさう云ふ問題が起るのであると論ずるのである。若し小作人が永い間五年なり十年なり其の職業に勵精して眞面目に一生懸命に働けば一反歩でも二反歩でも相當の土地が買ひ得られて、自己の經濟的社會的地位が向上され得る樣になつてをれば、現在の如く喧ましい問題が無暗に起らないで濟むべきである。而してさう云ふやうな農業者の經濟的地位を改善安固ならしめ社會的地位を向上せしめて小作農業者なれば自作兼小作農業者に昇進せしむる樣にすることは農村に於ける産業組合の達成せざるべからざる目的の最も重要なるものである。固より自作農の造成と云ふ樣な大問題は國家として相當施設經營すべき重要事業なりと雖、現在に於ては産業組合として微温的ながらもやつて行くより外はない。然るにそれを達成するが爲に相應の力を盡さず微温的ながらも其の目的を達成しないからさう云ふ問題が起るので、結局は産業組合の力が足りないからである。最近に於ては信用組合に於ても小作農事者に土地を買はせる爲に規程を設けて努力して居る組合が段々殖えてきたのは結構なことである。其他購買、販賣、利用組合等に就てもまだ〳〵其の數を増加せしめ其の事業を大いに活動せしめて組合員たる中小産者に利益を與へなければならぬので今後發達せざるべからざる餘地は澤山あるのである。殊に利用組合の如きは

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内地に於ても數も少いし事業の發達も大いに遲れて居る。是等は他日大いに活動すれば餘程社會の爲に其の都市たると農村たるとを問はず利益することが多いだらうと思ふ。私共は今後一層是等の方面に向つて段々力を盡さなければならぬと信ずる。

三

産業組合の目的それから**産業組合の目的**に付て少しく御話を致しますが、これは産業組合法の第一條に組合員の産業又は其の經濟の發達を圖ると明記されて居るが、此の産業組合は其の設立の根本義として中小産者階級をどうしても除外することは出來ぬ。之を産業組合の目的物の主要なるものとしなければならぬのである。御承知の通り産業組合は産業組合法に因つて特殊の恩典を享けて居る。即ち産業組合法の第六條に産業組合には所得税及營業税を課せずと明かに書かれてある。尙ほ政府からは特に低利資金の供給を受けて居る。其他内地に於ては地方税なども相當に減免されて居る。所があるさう云ふやうに特殊の恩典と保護を受けて居るのは何の爲めであるか、これは産業組合に關係ある諸君と共に考慮しなければならぬ點である。斯の如き特殊の恩典と保護を政府が與へて居る以上は國家としては産業組合に向つて大なる期待を有つて居るのである。即ち産業組合の力でなければ出來ない仕事を國家は産業組合に向つて要望して居る譯である。之を資金に就て考へて見ても、銀行あり或は營利會社あり其他種々な金融機關がある。又た購買販賣等にしても夫々專門の各階級の商人があるから、何を苦んで産業組合を設ける必要があらう。併し國民の最も多數を占むる中小産者階級としては今迄あるやうな金融機關及經濟機關を滿足に利用することが出來ない。又それを利用することに依りて徒らに利益を其の機關の爲に獨占されて自己は所謂骨折損の草臥れ儲けに終るの狀態であつたならば、到底中小産者の經濟の發達を期し福利を增進することは出來ないのだ。今是等の階級者

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

が二三百圓の借金をすれば中々之れが返せる所でない。反つて利に利が積つて借金は段々殖えるのが關の山だ。臺灣の如く氣候が暖かで天產物に富んであり生活狀態の餘裕のある所にはそんな心配はあるまいが、國家としては最も多數を占むるさう云ふ階級に向つて其の產業の發達を圖りて利益を多からしめ、其の經濟を改善して生活の向上安定を期せしむることが之を地方自治の上から見るも又國家興隆の上から見るも是非必要なことなのであつて、此の點が國家として產業組合に向つて特殊な恩典と特別な保護を與へて其の發達を圖らうとする理由の大なるものであらうと思ふ。故に產業組合設立の根本義としては中小產者なる階級を決して取除けることは出來ぬ。卽ち中小產者の相互協同の力に因つて其の產業の發達を計り、利益を增進し經濟の改善を奬め、又た生活の向上、社會的地位の上進を期することが產業組合設立の根本義でなければならぬのである。而して產業組合設立の根本義を徹底するには產業組合の經營の方針が此の根本義に背馳してはならぬ。組合經營の局に當るものは常に根本義の徹底を理想として之を頭に置いて產業組合の事業を經營しなければ前申した所の國家の期待に背く譯である。故に組合の經營の根本要義は組合其のもの、利益卽ち單に組合の計算上の利益を主體とせず、組合員全體に向つて利益を及ぼし組合員全體の福利を增進することでなければならぬ。組合員は全然組合を信賴する組合に賴り組合に縋つて行きさへすれば自己の將來の經濟的社會的運命を開拓し自己の將來生活を安固快適ならしむると云ふ期待が組合員に起ることによつてそこで始めて組合の眞正の目的を達成せられるのである。斯くなれば如何に多數の組合員が在つても之が大なる家族の如くに和合一致して總ての仕事が圓滿に行はれてゆくやうになるだらうと思ふ。能く斯う云ふことを申します、組合の發達を圖るには組合員をして組合を愛せしめるやうにならなければならぬ、組合員をして自分のものゝやうに思はせるやうにしなければならぬと、これは勿論必要なことでありますが私共は組合員をして組合

を愛せしむるには先以て組合が組合員から愛せらるゝやうにせなければならぬと思ふのである。英吉利の或る學者が國民をして自分の國を愛せしめんと欲せば先づ以て其の國が國民から愛せらるゝやうにならなければばならぬと申して居る。私は採つて以て其の言葉を組合に移したいと思ふ。若し組合が單に組合自身の利益のみに著眼して組合員全體の經濟上の利益を計ると云ふことを閑却し、組合員の經濟的地位は向上して居るか社會的地位は向上して居るか、と云ふ根本要義に就て無頓著であつたならば、組合員と組合との關係が隔離し了つて産業組合の特色は存在せないことになる。故に組合員は組合なり外の方面に向つて自分の相談相手を求めなければならぬ譯になる。所が中小産者に向つては現在に於ては産業組合に頼るより外には相談相手も助船もないのである。それは根本に現在の經濟組織を換へてやればいざ知らず、現在の經濟組織に於て現在の社會狀態に於ては産業組合の力に頼るより外は中小産者は經濟的地位、社會的地位の改善發達は期待することが出來ぬのである。然るに其の目的を達成しなければ、ならぬ産業組合が其の目的を達成することをなさなければ彼等は如何にして彼等將來の運命の發展を期し得べきが、或は恐る遂に自暴自棄となりて國家の爲に憂ふべき結果を招來するかも知れぬ。併し其の爲には産業組合として先以て組合の實力を充實しなければならぬ、個人でも組合でも同樣で自己の分相想の仕事をしなければならぬ。で私は必ずしも内地の組合に向つても實力を省みず無暗にさう云ふ仕事をせよとは言はぬ。或は組合員に土地を買はすやうにせよ、或は組合員の經濟整理をしてやれと云ふが、信用組合としては、理事者としては是等の仕事を世話するには中々面倒である。故に先づ以て優良なる組合員を二人なり三人なりを年々選んでやつてやれと云ふやうに極めて漸を以て進む漸進主義を奬勵してをるのである。さうして組合は自己の實力が出來てさう云ふ方面に向つて充分なる活動が出來るやうになれば遠慮なしに積極的活動を行ふ。所謂組合本來の目的組合設立の根本

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

義を達成する方面に向つて積極的の行動を執ることにする。而して之を爲すには個々の組合の發達を圖ると同時に聯合會を組織し、更により大なる聯合會と或は日本全體の聯合會を作つてやらなければならぬ樣になると思ふ。これから更に話を進めて現在の時代に於て產業結合に依つて解決をなし得る問題、差當りどんな問題があるか其の重なものを話さうと思ふ。

私共は都市の產業組合の發達　內地に於ては今後都市の產業組合の發達に向つて大いに力を盡さなければならぬと云ふ意見を有つて居るのである。農村漁村即ち地方の產業組合の發達に向つては今迄主として指導獎勵をして居る。又た數も增加して段々順調の發達を遂げんとしつゝある。此の場合に於ては都市の產業組合の發達に力を盡すことは內地に於ては甚だ必要となつた先刻申した中央會で婦人の消費經濟の講習會を開いた都市の婦人に產業組合殊に購買組合の智識を普及せしめたい爲である。近頃盛んに唱へられる消費組合、日本の產業組合法には消費組合と云ふ名稱は無いが、外國のことを書いた本や雜誌には消費組合と云ふ名前を使つて居る。これは日本では購買組合中の生計用品を取扱ふ購買組合に當るので、之が外國で云ふ消費組合である。消費經濟の講習會を開いたのは此の種の組合の發達を圖りたいためで、都市の產業組合の發達を獎勵する一の方法である。勿論都市に於ては殊に大都市に於ては、色々の經濟問題社會問題を全部產業組合の力に依つて解決することは出來ぬ。併し相當な程度迄は其の解決は敢て難事でない。それには市街地信用組合の發達を圖れば都市に於ける中小產者又は中小產業者に向つて資金の供給をなし得、又た零碎の貯金を吸收することが出來る。東京大阪等の大都市でも矢張り澤山な小商工業者がある。彼等は資金が無い爲に問屋或は上級の同業者から資金の供給を受ける。故に何時も其れ等の爲に壓迫されて、如何に彼等が勤勞するも利益の大部分は問屋なり上級の同業者なりに絞り取られる。即ち金を借りて仕事をするから高い利子を拂ふ

上に生產したものは値段の高下に拘はらず其の方に持つて行かなければならぬ。彼等をして獨立せしめ自立せしめて自己の生產の利益を增進するには低利の資金を借るより外に仕方がない。故に市街地信用組合が充分に發達して從來の金融機關から資金を得ること能はざるものを市街地信用組合が充分なる金融を與へる樣になれば、其の利益は果して幾何であらう。內地に於ても市街地信用組合は段々發達するが、併し內地の市街地信用組合の多くは到底臺灣の市街地信用組合の如く規模の大きい事業の分量の多い剩餘金の多いのには及ばぬ。恐らくは臺灣の市街地信用組合殊に臺北の信用組合の如きは內地に於ても神戶信用組合を除いては及ぶものがあるまい。都市に於ても小さい工業者があるから夫等の工業者が要する產業の原料品を供給する爲には產業用品の購買組合が必要である。又彼等の生產を有利ならしむる爲には利用組合も必要だし、生產品の販賣には、販賣組合が必要である。是等の組合の活動は決して農村のみに限られてをる譯ではない。されど困難の久しきと種々の事情の爲とに其の組織や活動は仲々困難なので、先つ今の所では都市市街地信用組合の設立と其の活動に向つて力を盡されて居るのである。

都市住民の生活問題と產業組合　更に都市の住民の生活問題に就て考へて見れば、臺灣の如きは餘程生活には餘裕がある樣である內地に於ける都市の住民の生活狀態は極めて困難である。今少しく東京に於ける經驗を御話致して見ると、私は一昨年始めて東京に參つたので、それ迄は地方に永く居りましたが、東京に參つて一番困つたのは住宅である。幾ら搜しても相當の住宅は目付からぬ。次には小供を學校にやるに學校が無い。小學校へ入學さすさへも一寸面倒なので、況んや中學校や女學校に於てをや仲々困難で容易のことではない。又た電車にも仲々容易に乘れない。愚圖々々して居れば自動車から泥土を跳ねかけられる。又物價の如きも隨分に高い。矢張りこれは小賣組織の惡い爲に利益を貪られる。臺灣の如きは各所に立派な市場が

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

出來て居つて市民はそこに買物に行く、私は臺灣市場を視て甚だ羨ましく思つた。それに人が市場の傍にある簡易食堂で飯を食ふなどは實に便利なものです。東京では漸く二三年前から簡易食堂が出來て都市住民の生活の困難上段々盛んになる樣です。私の家は市外であるが東京府で經營して居る護國寺の公設市場迄は女の足でも十分もかからずに行ける所です。そこで買うのと出入りの八百屋や魚屋から買ふのと比較すると二割も三割も安いのです。併し吾々の附近に於てもそこに買ひに行かずして出入の八百屋魚屋から買ふ家が澤山ある。是等は色々原因がありましやう。或は現金買は經濟上許さない。或は家族が少くて留守居がないから買ひに行けない。或は公設市場に買ひに行くとキマリが惡るいと云ふ樣なことも有ませうが、兎に角色々の關係で二割三割安い折角の公設市場を利用せぬものがあるが、兎に角一般の住民が衣食住の問題に非常に苦んで居ることは疑も無き事實なので、最近に於ては其の方面に努力する團體或は施設が殖えてくる樣になつた。然し私共の觀る所では都市の住民の生活問題を徹底的に解決せんとすれば、住民自らの力で解決しなければならぬ。即ち生計用品の購買組合、外國の所謂消費組合を造る。幸ひ昨年四月に法律が改正されたから出來得べくんば大都市の住民は購買組合を組織して必要なる品物は自己生產をする。即ち現在の生產は利潤の爲めの生產である。之を變じて消費の爲の生產にする。消費者が自ら自己に要するものを生產する。さう云ふやうにしなければ到底都市の住民の生活問題は根本的に解決は出來ぬと思ふ。例へば購買組合が土地を持つて蔬菜の栽培・養殖・養豚をする。或は醬油の釀造、味噌の製造、漬物の製產其の他日用品の製造をやる。それを生產して組合員に供給する。又一面農村の販賣組合と直接連絡を取つて、米や麥や木炭を買ふ。或は漁村の販買組合と連絡を取つて魚類を直接購入すると云ふ樣な方法を執れば敢て生活問題の解決は出來ないことはあるまいと思ふ。現在に於ても此の種の購買組合は相當の數はあるが未だ其の成績は比較的面白く

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ない。矢張り當地で觀た鐵道部の購買組合の如き種類のも例へば大藏省や農商務省内の購買組合の方が都合が好く行く樣である。一般の市民の購買組合が都合よく行かず、其の成績が餘り面白くないと云ふのは色々原因がありましやうが、一體生計用品の購買組合は品物を市價で賣る又現金で賣るのが英吉利流の原則で、市價で賣り現金で賣り而して其の利益は組合から買ふた數量に應じて組合員に配當するのである。然るに内地では現金賣は出來ず、從つて掛け賣をするから資金が多くかゝる。又組合を作れば安くて良い物が買へると云ふ頭がある。故に組合でも已むを得ず多く折衷主義を採つて市價と實費の中間價格位で賣つて居る。又都市の購買組合は組合員から註文を取ることや註文品の配給に面倒で費用がかゝる。之に反し役所でやる場合には非常に樂で、大量の物例へば米酒の如きは組合が配達するが、普通のものは役所の歸りに風呂敷に包んで持つて歸へる。所が普通の組合はそれが出來ぬ。又た組合員の家族は組合を商賣人と同樣に心得てをるから我儘を云ふて組合を困らせる。組合からは高いものを買つても組合が利益すればそれは結局自分の利益となつて配當されると云ふことが了解されない。そんな色々な原因の爲に兎角市街地の購買組合は都合よく行かない。さう云ふ點に就て組合員及其の家族に對して組合的精神の訓練を充分にせなければならんのである。勿論組合の理事事務員も適材を得ず或は事業經營の方法も惡いと云ふ缺點もある。是等は將來に於て大いに攻究して都市住民の生活問題の解決は購買組合によりて解決せなければならぬのである。英吉利に於ける消費組合の發達は實に羨ましいのであつて、千九百十九年には其の數千三百五十六に達し、販賣高は十**一億九千九百萬圓餘になつて居る。此の外に二ツの大なる卸賣販賣組合があつて、其の一ツなる英克蘭の卸**賣販賣組合は大正九年の販賣高が十億三十四萬圓に達し、其内三億三千四百萬圓餘の自己生産をやつてをる。之は自分で大きな工場を持つて澤山の勞働者を使用し製造をやつて居るのである。勿論これも大正十年の前

半期には經濟界不況の爲に賣上高が四億二千三百萬になつて居つて。大正九年の同期に比して八千八百八十萬圓を減じ、三千四百萬圓の損失をしてをるが、兎に角大きいものである。今一つの蘇克蘭の卸賣販賣の組合では大正九年の販賣高が二億九千五百萬圓餘に達し、自己生產額は九千四百萬圓餘になつてをる。大正十年の前半期の賣上高は一億千七百四十七萬圓、之を九年の前半期に比すると三千五十四萬圓を減じた。英吉利では各個の組合卽ち小賣組合に於ても自ら工場を有して自己生產をなし、又其れが所屬する卸賣販賣組合に於ても右の如く大なる自己生產をやる。而かも其の工場は他の資本家がやつて居る工場に比して優るとも劣らない。最も最新式の最も大きい規模で經營されてをるのである。日本でも始めからそんなに大きくやらずとも先以て都市の住民が相當大なるものを造つて或種のものは自己生產をする。其他のものは生產者が作つて居る販賣組合から直接購入して販賣する。さうして仲間者の介在を省略すれば生活の困難が大いに解決されることゝ思ふ。其の他都市としては住宅問題の解決である。これは利用組合の組織に依つて低利資金の供給を受け、組合の建築したる住宅を組合から借りることが出來る。或は又住宅の建築を目的とする信用購買組合の活動で自分の所有となすべき住宅を建築することも出來る。都市に就て考へて見れば今迄申した通り產業組合の活動に依つて中小產者の資金問題住民の生活問題、之が相當大なる程度に於て解決なし得らるゝものであつて、若し現在の都市の住民が產業組合の精神を能く呑み込んで之を設立し發達せしむれば其れによりて利益を受くることは非常に多いだらうと思ふ。（未完）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

生蕃の神話

可行子

彼の高山幽谷や、白雲流水など、何となく人間以上の祕密に支配せられるやうな自然現象の中に養はれた本島の生蕃が、人間生存の總てを神話に付せんとする習性のあるのも當然である。斯くて彼等の原始的性情を窺ふべき幾多生蕃の神話なるものが、今も尙ほ可憐なる彼等の鄕園の間に傳へられ、而もその多くが立派な劇であるのも面白い、恰も岡松博士の「臺灣番族慣習研究」が公にせられた際、私は光明ある彼等生蕃の前途を祝福しつゝ「神話臺灣生蕃人物語」の記す所に據り、謂ゆる神話の二三を擧げて見やう。

一 兄と妹

昔し／＼龍神が大海嘯を起こして人間の世を一夜の中に洗ひ去つて、跡を赭山荒土に歸せしめた。其所に幸運にも生き殘つた唯二人の兄妹が、山の片蔭の岩間に留められた。此の兄妹は恐るべき異變のあつた夜、素早く豚の餌桶に乘つて山なす怒濤の間を遁れたのであつたが、食物とては何物の用意も無かつたので、幾日か風を喰つて生きて居たが、潮の退いた跡の地上には索めても一片の食料も見當らなかつた。兄は眞竹の根株に筍を捜したが夫れすら眼には入らず。悧巧な妹は豚の餌桶の隅々に殘つた幾粒かの粟と黍とを大地に播いて、一年の計の穀を獲んとした。間もなく其の粟と黍とが實つて二人が命の糧とはなり、甘蔗も實り、筍も生へて、二人は何不足なく平和な月日を樂しく送つて居た。斯くて春風秋雨、幾度か過ぎ、二人の上にも人生の春が來て、此の無人の鄕に相擁する兄と妹は、日每に迫り來る靑春の情に堪へ切れなくなつた。兄は深い憂鬱に沈んだが、悧巧な妹は兄を慰めんとて一策を考へた。幾程か隔つた樟樹の林の陰に二人と同じやうに海嘯の災から生き殘つた可憐な娘が居る。妹は旣に兄の花嫁として其の娘を迎ふべく約束を成した。月の圓くなつた夜、兄は其の花嫁を迎へに行かねばならぬ。娘は燃ゆる思ひで兄の行くのを待ち詫びて居る。之が兄に告げた妹のの言葉であつた。兄は雀躍（こをどり）して月の圓き夜、いそ／＼と家を出た。妹は直ぐに竈の煤煙を取つて額（ひたい）と口のあたりに黑い模様を描いた。やがて間道傳ひに樟樹の林へと急いで、今や遲しと兄の來るのを待ち迎へた。其處には歡喜の情に總てを忘れた花婿の兄は陰暗き樟樹の下で美しい花嫁と相擁して躍つた。斯くて夫婦の縁は堅く結ばれて、二人は仲睦じく多くの子女の父母として樂しい家庭を造つた。是れ以來此の二人の運命にあやからんとて花嫁の顏に刺靑（いれずみ）するの俗が蕃族間に傳へられた。

二 神の子の日輪遠征

大古、天に二つの日輪があつて動植物は暗の隱れ家も無くて酷い暑熱に苦しめられた。五人の勇士があつて大陽遠征と出かけたが、東に／＼と幾年月を行くも達せず途に三人は病に斃れ。殘る二人も白頭の翁となつて引返した。第二回の遠征者は後繼者の用意にと、各々一人づゝの嬰兒を負うて出かけた。それも長途の旅行に五人病み十人斃れ、果ては唯一人の勇士丈けが生殘つて終に大陽征伐を仕遂げた。此の勇士こそ「パアラマ」といふ神の子であつたが、それに就て一つの物語りが傳へられてある。蕃社で評判の或る美しい娘が或る時、川へ往つて洗濯を仕て居ると、一本の赤

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

い奇麗な矢が流れて來て娘の白い脛に留つた。拾ひ上げて川下へ投げるさ、何時か又た夫れが娘の脛に戀つ居る。娘はフト何かの暗示を受けたやうに其の矢を持ち歸つて自分の寢臺の下に入れて置いた。扨て夜は更けて何處からともなく美しい男が現はれだ。娘は共に枕を並べて睦言も濃やかに語り合うた、さ見たは一場の夢であつて、夢の男が赤い矢を持つて居たのにフト心づいて、寢臺を改めるさ、入れて置いた筈の矢が見當らなかつに、是れ以來、娘は身重になつて神の子を生んだのである。さて神の子「パアラマ」は大陽遠征隊の後繼者さして貢はれて行つたが、最後の一人さなつても屈せずに旅行を續けて、終に或る高山の嶺に立ち、滿月に張り絞つた矢を第一の大陽に放つたが中らず。續いて昇る第二の大陽に二の矢を放てば見事に的中した。忽ち血潮は夕立の如うに流れて、太陽は見る間に赫々たる光輝を失ひ、僅かに青白い餘光を剩した。月は即ち此の勇士に射られた第二の大陽の死體である。そして太陽から飛散した血潮の凝結したのが無數の星である。

三　月中の美人

青白い光りを投げた月の中に、薄黑い影を宿したのは何の謎であらうか。それにも一つの傳說がある。昔し／＼加禮宛社に「フォナ」さ呼ばれた花のやうな一人の娘があつた。それが蕃社に行はるゝ歲に一度の粟播き祭りに於て古來の常例に依つて祭の役を勤める花形に選ばれた。其の役は衆人環視の中で其の歲の豐凶をトすべき祭事を行ふので、名譽の役でもあり萬目集注の晴れの奉仕であるのである。何の暗示か篝の火は焰々さ鬼の舌のやうに燃えて、滿月の光りが榕樹の梢に氣味惡く輝いて居る。祭りの庭に美しいフォナさ介添役の其の妹さが現はれた時に待ち設けた群衆は一時に動搖めいた。頭目が先づ一杯の酒を地に注いで土の神に豐年を祈るさ、社中の長老が一握りの粟の種子を取つて惡方に臨んで播き初めをする。それが濟むさ祭の呼び物たる一幕に移る。今しも屈强な青年が丈長き倖の板の上に其の裸體を橫たへて、美人フォナの手から其の腹の上に月桃の花の積まれるのを待つて居る。積まれた花は純潔な乙女の朱唇で左右に撫で落される。其の花の落ち様によつて歲の豐凶をトするので、萬目は自然之に集注するのである。羞恥に滿ちたフォナは此の晴れの場所で辛く吉例の舞を仕舞ひ、慄へる手先に月桃の花を殆ご無意識に男性の裸體に盛り上げた。やがて彼女は其の花を拂ひ落さんさして朱唇を加ふる一刹那、正氣づいたやうにフト青年の顏を熟視して驚いて身を翻した。それは戀の遺恨から彼女の愛した一青年を亡きものにした惡むべき暗殺者であつたのである。其の瞬間に彼女は死すさも此の男の肉に唇を觸れまじさ決心した。而かも事情を知らぬ頭目は處女の羞恥心さ許りに祭の役目を彼女に强制し、青年も亦た積もる戀の遺恨さ女から與へられた此の公然の侮辱に因る忿怒さで其の場に有無を言はさなかつた。其夜から彼女は家に歸らなかつた。蹂躪された身體を再び人に見せじさ深く決心した彼女は當ても無く廣野を辿り、月の浮べる海邊に出たが、其の圓い月こそ暗殺された戀人の顏であつて、頻りに彼女を招くまゝに終に彼女は月中の人さなるべく行衛知れずになつた。そして彼女が其の妹に遺した言葉がある。それはお月樣の中に月桃の花籠を前に置いて腰かけた人が見えたら、それを自分さ思つて呉れさいふのであつた。果して翌晚の月の昇るを遲しさ望めば、皎々たる月の中にフォナの安らかに憩へる姿がありありと見えた。……今も尙ほ月の夜每に社中に語り傳へらるゝは可憐な此の美人の話。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査研究

世界に於ける日本糖業の地位

拓殖局調査

（要目）（一）世界糖業と日本糖業との數字的比較（二）世界の糖業戰と日本糖業（1）歐州大戰による世界糖業界の大變動（2）日本糖業活躍の舞臺

一　世界糖業と日本糖業との數字的比較

世界糖業と日本糖業との數字的比較を爲すに當りて之を二段に分ちて考察せんとす。一は卽ち砂糖を其の原料より分ちて甘蔗糖及び甜菜糖とすれば此の兩者を夫々幾何產すべきやの點にして二は全產額の比較なりとす。

前者に關する敍述は極めて簡單なり。卽ち我が國に於ては未だ甜菜糖の生產を見ざる現況にしては全く臺灣を大宗とする甘蔗糖なるを以てなり。而して世界に於ける甘蔗糖及び甜菜糖の分布は、歐洲に於ては西班牙、北米に於ては合衆國が甜菜糖及び甘蔗糖兩種を產する等例外を除きては、大體に於て甜菜糖は歐洲に產し、甘蔗糖は亞細亞及び南北米に於て產すと稱す可く、我が國は爪哇、英領印度と共に亞細亞に於ける甘蔗糖國の一なりと云ふ可し。然れ共嘗て論じたるが如く我が國に於ても旣に北海道に於て甜菜糖の產出を見たること二回に及びたるも共に數年にして中止するに至り、更に最近北海道及び朝鮮に於て甜菜糖の製造に著手するものを生じ、殊に北海道に於ては相當の顧慮を栽培試驗と土地選定に

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

拂ひ既に十萬町步の栽培適地ありと稱せらるゝが故に將來或は其の產出を見るに至る可く其の時に於ては我が國は西班牙國及び北米合衆國と共に兩種の砂糖を生ずるに至り糖業國中特色ある土地となるに至るものと云ふ可し。

次に產額の比較を見るが爲めに日本產糖額と世界產糖總額、世界甘蔗糖產額及び亞細亞甘蔗糖產額とを對比して次表を作製す（單位長噸）

年次	日本產糖額	世界產糖總額	世界甘蔗糖產額	亞細亞甘蔗糖產額	日本產糖額の亞細亞甘蔗糖產額に對する比
一九〇二—一三	四五、三九一	一一、七七六、二四三	六、二〇一、一一六	二、八八四、九八七	一・五%
一九〇三—一四	三五、一二四	一二、一七八、七九三	六、一六八、七九一	二、八七六、六七一	一・三
一九〇四—一五	四八、八九七	一一、六六八、八四五	六、八二〇、六七六	三、三三三、六七二	一・四
一九〇五—一六	六四、一九〇	一三、八五五、六二九	六、七四一、八三三	二、九二六、二〇九	二・二
一九〇六—一七	八一、四四八	一四、三九六、八四六	七、三五三、八四〇	三、四四三、七九四	二・〇
一九〇七—一八	六八、四五〇	一三、七九六、三三一	六、九一五、三六八	三、四二一、八二七	二・〇
一九〇八—一九	一二〇、〇〇〇	一四、四二八、二〇七	七、六二六、八九二	三、三五三、六八五	三・六
一九〇九—一一〇	二〇五、〇〇〇	一四、九三四、二四四	八、三五〇、九六八	三、六四八、八三三	五・三
一九一〇—一一一	二六七、〇〇〇	一七、〇〇〇、六二一	八、四二三、四四七	三、九二六、二八四	六・七
一九一一—一一二	一七五、三三三	一五、九二四、五五〇	九、〇七一、四八〇	四、二一〇、〇三五	四・一
一九一二—一一三	一三五、一〇〇	一八、二〇七、六七七	九、二三三、五四三	四、一八三、〇八一	二・七
一九一三—一一四	二〇四、〇〇〇	一八、七四九、九五九	九、八九四、二三六	四、〇六五、七三〇	五・〇
一九一四—一一五	二六三、〇〇〇	一八、四七四、〇五二	一〇、三三三、〇五七	四、二六八、六一八	六・一
一九一五—一一六	四〇五、三三七	一六、六四三、五一二	一〇、七七一、〇五七	四、五六九、九七二	八・八
一九一六—一一七	四三六、〇三六	一六、五七九、一六〇	一一、七五六、六七六	五、〇九〇、六五六	八・五
一九一七—一一八	四九〇、〇〇〇	一六、八八四、〇〇八	一二、三九七、五〇八	五、七五三、二五〇	七・八
一九一八—一一九	三七六、〇〇〇	一六、九三九、六六〇	一二、三二九、六六〇	五、一八〇、〇〇〇	七・二
一九一九—一二〇		一七、〇八六、五〇〇	一二、五八〇、五〇〇	四、五〇五、〇〇〇	

右表に依りて日本の產糖額を世界の產糖總額、世界甘蔗糖產額及び亞細亞甘蔗糖產額に比するに日本の產額は極めて小なる比率を有するに過ぎざるを見る日本の產額は一九〇二—三年より一九〇七—八年迄は多くも八萬噸なりしが翌年度一九〇八—九年よりは十萬噸に上り一九一七—一八年の四十五萬噸を最高額となす狀態なり。而して臺灣を主なる產地となす我が國は亞細亞に於ける主要產糖地と目することを得るも其の產額の亞細亞全體の產額に對する比率は僅かに數%を有するに過ぎず、最高率を示せる一九一五—一六年の比率も八・八%を示すに止まり未だ一割に達せるを見ず、斯の如き狀態なるを以て我が國の產額を更に之を世界の甘蔗糖產額及び世界產糖總額に比する時は實に九牛の一毛だに若かざる觀あることと右表を見て直ちに知ることを得べく、我が

國の產糖額は近來長足の進步をなしたりとは云へ之を世界糖業の舞臺に上らしむる時は實に極めて微々たる一糖業地たるに過ぎざるなり。

我が國の產糖と世界の產糖との現時に於ける數字的比較は概要右の如し、然らば將來は如何、將來に於て或は甜菜糖の產出を見る時は我が國は甜菜糖、甘蔗糖兩種を產する特色を有するに至る可きこと前述せる如しと雖も其の數量は幾何を豫期し得可きものなるや、北海道に於ては十萬町步の甜菜栽培適地ありと稱せらるゝも（最近に於て二十一萬町步の適地ありとの調査報告をなせるものあるも今は之を採らず）之を合理的に處理して三年輪作をなすものとせば三萬餘町步を得るに過ぎず、而かも之を確實に甜菜栽培地となし得るや否や多少の疑問なしとせず要するに北海道の甜菜糖產額も北海道及び樺太の需要を充すに過ぎざる程度の產額に止まるものと思はざる可からざるが故に從つて我が國の甜菜糖產額も決して巨額なるものと稱す可からざるに似たり。

次に甘蔗糖を見るに之に關しては嘗て論じたるが如く內地各府縣は之を論外とし唯沖繩に於ては或は將來二億斤を得可く臺灣に於ては耕地開發の餘地と甲當收穫量增加の前途より推す時は嘗て臺灣の產糖額が七億斤に達せるが如きことは將來は必ずしも常に期待することを得ざるものと云はざる可からず。此の故に我が國の產糖額は將來と雖八億乃至九億斤を產することあらば之を以て頂點となす可きに非らざる乎、果して然らば將來と雖我が國の產糖額は將來我が國の領土更に膨張するが如きことのなき限には多大の產糖額を生じて數量の點より世界糖業界に雄飛することは不可能事と云はざる可からざるなり

二　世界糖業戰と日本糖業

（1）歐洲大戰に依る世界糖業界の大變動

歐洲大戰は世界の糖業界に大變動を與へたり、而して此の大變動は之を二方面より觀察することを得、一は甘蔗糖及び甜菜糖兩者の產額に大變化を與へたることにして二は各國の砂糖需給關係を一變せしめたること即ち之れなり。

歐洲大戰以前にありては世界の產糖額は甜菜糖と甘蔗糖との間に於ては左程大なる差を見ずして兩者間には平衡を有せる狀態なりき。即ち一九一〇－一一年に於ては甜菜糖の產額は八百五十萬噸、甘蔗糖は八百四十萬噸にして兩者の產額は略匹敵せり、次

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の一九一一年—一二年及び一九一二—一三年を見るに甜菜糖は夫々六百八十萬噸、八百九十萬噸なるに對し甘蔗糖は夫々九百萬噸及び九百二十萬噸にして甘蔗糖の產額は稍々甜菜糖に優るが如き形勢なるも一九一一年—一二年は之を例外と見る可きものと云ふ可く、次の一九一二年—一三年即ち戰爭開始の前年に於ては三十萬噸の差に過ぎざるを以て未だ兩者間に大なる差額を見たりとは稱するを得ざるべし。

然るに右の如き兩者間の平衡は大戰勃發と共に忽ち破られ糖業界は一大變動を爲すに至れり、即ち一九一三—一四年に於ては未だ其の影響は甚だしからずして甜菜糖八百八十萬噸に對し甘蔗糖九百八十萬噸にして百萬噸の差を生ぜしに過ぎずと雖、翌年度は前者の八百萬噸に對し後者の一千萬噸なるが如き甜菜糖の減少と甘蔗糖の增加とは爾後逐年兩者間の懸隔を擴大し一九一八年—一九年度の如きは遂に甜菜糖の四百三十萬噸に對し甘蔗糖は一千二百萬噸となり、戰前に於ては殆んど其の勢力伯仲せる兩者は茲に一と三との割合を示すに至り甘蔗糖の全盛時代を現出するに至れり、其の原因は歐洲甜菜糖の主要產地たる露、獨、佛等の諸國が戰爭の爲めに其の產額を減ぜしに起因すること勿論なりとす。

次に大戰が各國の需給關係に及ぼせる影響を見るに戰前歐洲にありては露、獨、佛、墺等は總て其の自國にて生產する砂糖は皆な自國の消費を充たして餘りあり。之を諸國に供給する地位を有せるものなりしが大戰と共に其の生產を激減せし結果、戰後是等の諸國は自國の生產を以て自國の消費を充たすこと能はずして供給國は一變して消費國たるに至れり而して露國の如き混沌たる國家狀態を呈せる結果、他國より之を輸入することも亦不可能なる狀態にあり、而して此の歐洲に於て不足する砂糖の需要は何處より之を補充するやと云ふに即ち玖瑪糖及び爪哇糖を以て其の主なるものとす。以上を數字的に證せんが爲めに次表を揭ぐ（單位長噸）

第一表　產糖額及消費額

年次	產額糖				砂糖消費額			
	獨國	墺匈國	露國	佛國	獨國	墺匈國	露國	佛國
一九〇二—三	一、七五四、六三三	一、〇五〇、九二二	一、二五六、四四七	八三〇、〇四三	七八八、八〇〇	三八一、六〇〇	八二四、四〇〇	四二三、二〇〇
一九〇三—四	一、八九七、四四五	一、二四八、五一七	一、一八七、八五〇	七九一、六〇八	一、一五七、三〇〇	四〇四、〇〇〇	八四八、八〇〇	七三六、七〇〇
一九〇四—五	一、五七三、一五八	八五五、五四〇	九四八、五六八	六二三、九九四	九六六、〇〇〇	四一五、〇〇〇	九三三、二〇〇	六五二、〇〇〇
一九〇五—六	二、四九七、九七五	一、四八四、九四八	九五五、五〇〇	一、〇二五、五七八	一、一五八、〇〇〇	三二四、〇〇〇	九六七、〇〇〇	六四六、一〇〇

一九〇六—七	二、三六九、八五五	一、五二二、七六九	一、四二七、五四〇	四四四、一五五	一、二六一、二〇〇	五五五、〇〇〇	九七四、六〇〇	六〇八、七〇〇
一九〇七—八	二、〇六六、七六一	一、四〇四、一六二	一、五八四、〇六八	七二八、七三一	一、一九八、一〇〇	五四五、〇〇〇	一、〇五七、九〇〇	四八九、六〇〇
一九〇八—九	二、四四七、五五七	一、五七五、九二六	一、三四五、〇三六	六六九、五八六	一、三五〇、〇〇〇	四七六、〇〇〇	一、一〇七、〇〇〇	四〇一、五〇〇
一九〇九—一〇	二、〇五五、八五四	一、二三六、七五一	一、一二六、八五五	八〇六、四〇八	一、三六三、六〇〇	五九二、一〇〇	一、二八六、〇〇〇	六七五、七〇〇
一九一〇—一一	二、六〇六、一二三	一、五五八、〇五三	二、一四〇、〇〇〇	七三四、八九七	一、三六三、七〇一	六六一、〇八七	一、二八七、四三五	六一八、五六八
一九一一—一二	一、四〇五、四七九	一、一五四、六〇六	二、〇五八、八五五	四一六、六六六	一、二二一、一三一	五六八、〇四〇	一、二一七、三五五	七〇四、一二一
一九一二—一三	二、五五三、一六九	一、九二九、八五五	一、五八五、五五三	九七八、八五八	一、四二二、五二八	六六一、四一〇	一、四九五、一四八	七六八、七四九
一九一三—一四	二、七一七、九四〇	一、六八五、四四五	一、七三三、七〇〇	七八一、〇三〇	一、五七〇、一一九	六八一、一四五	一、五四〇、五二八	七七五、四六〇
一九一四—一五	二、五〇〇、〇〇〇	一、〇六三、五二五	一、九九二、七七六	五〇三、九六二	二、二七五、一六七	八七二、九一三	一、五五三、五九二	六〇五、六七四
一九一五—一六	一、四〇〇、〇〇〇	一、〇一二、四〇〇	一、四六七、〇六六	一五五、八九九	—	—	一、八〇〇、〇〇〇	—
一九一六—一七	一、五五〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、五八八、九五〇	一八一、五八五	—	—	—	—
一九一七—一八	一、三〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、〇三八、五八〇	三〇〇、三二五	—	—	—	—
一九一八—一九	一、四〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
一九一九—二〇	二八〇、〇〇〇	二八四、〇〇〇	一八二、〇〇〇	一三三、〇〇〇	—	—	—	—

第二表　砂糖輸出額表

年度	獨國	墺匈國	露國	佛國	蘭領東印度諸島	玖瑪
一九〇三	一、〇〇三、一一七	六九七、七三九	二四一、〇三七	二〇九、二三二	八五〇、九〇九	九四四、七五三
一九〇四	七六七、三七六	五〇一、七九六	一七七、八八九	二八三、八一七	一、〇三三、九三六	一、〇九六、七八八
一九〇五	七三〇、〇一五	五〇三、一〇三	九八、九三三	二九三、四九六	一、〇三一、三三六	一、〇七六、一六〇
一九〇六	一、一九一、六四八	七三七、八四七	九五、四六二	二七九、五三六	九七九、九九九	一、一七九、〇九一
一九〇七	八九八、八一四	七三三、〇一九	一七七、〇二九	三三六、一四六	一、一七三、九八四	一、二九八、〇九九
一九〇八	八二一、五九〇	七八八、九八六	二九三、九八九	二四一、二〇八	一、二九九、三八〇	八八七、九九四
一九〇九	八四〇、四四六	七八四、八〇三	二〇一、七四四	二三九、一七七	一、二三八、三六二	一、四三一、五三八
一九一〇	六八八、九二九	六六三、六六六	一四六、五三二	一八八、九二九	一、一七五、七七八	一、七二五、七七八
一九一一	八四三、七七二	五九六、九六三	四四六、四八九	一三一、一三〇	一、五一七、九九二	一、四二五、二九〇
一九一二	四二五、七七八	六八七、九〇二	三七〇、五五二	一六六、九〇一	一、五一三、四九〇	一、九四五、一一三
一九一三	一、〇九九、一一六	一、〇五七、四八四	一四九、〇一六	一九七、五六九	一、三六〇、四〇六	二、四四九、〇四五
一九一四	—	—	一一五、五四四	一〇八、四一四	一、三〇〇、〇六八	二、四八八、六九八
一九一五	—	—	九二、一五〇	九九、三九八	一、三四九、八九九	二、五五八、九二八
一九一六	—	—	五二、二六七	九二、九九五	一、五五九、〇〇〇	二、八九六、二〇八
一九一七	—	—	—	—	一、三六一、〇〇〇	三、一一〇、〇〇〇
一九一八	—	—	—	—	一、五〇四、〇〇〇	二、五八六、〇〇〇

右表に依りて其の大體を見るを得るが如く大戰前に於ては獨、佛、露、墺の諸國は砂糖輸出國たりしも大戰の始まるや幾何もなくして是等の諸國は一齊に其の輸出をなすを得ざるに至れり、而して大戰終了後と雖も戰爭の爲に荒廢に歸せし獨、佛等の砂糖耕地は之を急激に舊態に復せしむることを得ず、加ふるに是等の諸國にして嘗て砂糖耕地たりしものを變じて小麥の栽培地となせしもの多しと稱せられ、且つ戰時中の砂糖消費の制限を撤廢せしため砂糖需要は頗る膨張を來し其の結果は爪哇及び玖瑪より其の供給を仰ぐに至りしものとす。以上は卽ち今回の歐洲大戰に依りて生せる糖業界の大變動の概略なり。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

而して此の世界糖業界の變動に際して我が國の糖業界の進路を如何に展開せしむ可きやは次節に於て說かんとする所なり。

（２） 日本糖業活躍の舞臺

現今世界の糖業界を支配する勢力ある糖業地は玖瑪及び爪哇の二者なり一九一八―一九年に於ては前者は三百六十萬噸、後者は百六十二萬噸を產し兩者を合すれば世界甘蔗糖產額の四割五分を占むる現狀なり。而して嘗ては甜菜糖國中の獨乙は其の產額に於て世界に冠たる時代ありしも今は其の俤を止めず、又甘蔗糖國中にありても英領印度は數年前迄は甘蔗糖國中最大の產額を示し現在に於ても其の產額に於ては爪哇の夫れに優るものありと雖、其の國中の需要にのみ供し且つ其の品質に於て到底世界の糖業界に覇を稱するに足らざるを以て現在に於ては玖瑪及び爪哇は世界の糖業界を左右するに足るべき大糖業地と稱すべきものとす。

右の二大糖業地と我が國の糖業界との關係を見るに玖瑪の糖業は其の製品を總て米國及び歐洲諸國に輸出する狀況なるを以て我が國に對しては直接何等の交涉なきに反し爪哇の糖業界の我が國に對する影響は甚大なるものあるを見る。即ち爪哇に於ける糖業界の變動は直ちに我が國の斯界に其の影響を及ぼし糖價及び砂糖の需給關係に其の波動を及ぼすものとす。今糖價問題は暫く之を措き需給關係に就きて考察すれば日本糖と爪哇糖とは二方面に於て交涉を有す。即ち我が國に於ける交涉と外國に於ける交涉之なり。我が國の砂糖の生產は內地及び臺灣を合して特例とも稱す可きものを除けば連年五億乃至六億斤にして臺灣糖の生產にして順調なるときは敢て他より之を多く輸入する要を見ず、又關稅の障壁ありて外糖は容易に我が國に侵入するを得ざるも臺灣糖の出產額にして風害其の他の事故に依りて減少する時は其の不足分を輸入せざる可らず。即ち爪哇糖に之が供給を俟たざる可からず。然れ共今玆に言はんとするは爪哇糖との第二の交涉、即ち我が國外に於ける關係之なり。

我が國外に於ける爪哇糖と日本糖との接觸は言ふ迄もなく東洋市場に於て行はる。爪哇は前記せる如く其の產額に於て英領印度に及ばざるも英領印度の製品は其の國外に發展せざるに反し爪哇糖は天惠と人爲との努力に依る豐產に因り製品を島外の需要に

供給し東洋諸國を獨占しつゝある現狀にあり。而して歐洲甜菜糖減産の結果未だに多く歐洲方面に輸出せらるゝも此の歐洲輸出が多額なる丈け將來歐洲甜菜糖回復の時に至らば從來歐洲に輸出せられしものが轉じて東洋に殺到するもの多額となるべきが故に將來は一層爪哇糖の大勢力を思はざる可からず、而して東洋に於ける砂糖の最大消費地と目せらるゝは支那にして砂糖の賣込は支那を以て其の決戰地と稱す可きものとす。

支那に於ける砂糖の消費は最近に於ては約十億斤と稱せらる、其の內譯は約半數は內國産糖なる現狀なれ共近來支那の製糖業は衰微しつゝある狀況なるが故に外國糖の輸入を益々增加する要あり。加ふるに人口四億にして且つ十億斤の消費なるが故に一人約二斤半の消費量を有するに過ぎず。恐らくは世界中最も砂糖の消費少なき國と稱す可く、今後の增加を期待せらるゝ次第なりとす。今假りに二斤半を三斤となすも直ちに三億斤の增加を見るに至る可く、歐米の一人當消費數十斤に至るは前途遠しと雖日本の如く遠からず十斤に達するものとすれば實に支那は四十億斤の砂糖を需要することゝなり世界に冠たる砂糖消費地となるに至る可し。即ち支那は將來に於ける砂糖戰の最も主要なる戰場なりと稱する所以なり。

將來我が國內及び我が勢力範圍內に於ける製糖業にして長足の進步をなし、其の生産は內國の需要を充たして餘りある時其の過剩の砂糖輸出地として最も便利なるは實に支那なりとす。而して爪哇糖が如何に支那に殺到するも地の利を占むる我が之に對する充分の利點あらば毫も之を恐るゝことなきも事實は之れに反し爪哇糖は低廉なる生産費を以て製糖し得る最も重要なる利點あり。我が製糖業は生産費に於ては爪哇より遙かに高率なる代償を支拂はざる可からず。之れ我が國にとり爪哇糖か恐る可き對手たる根本の理由なるを以て此の生産費の差違を除去し若くは輕減せざるに於ては海外市場に於ては爪哇糖は日本糖の對手と稱せんよりは寧ろ到底我に勝目なしと稱せざるを得ず、即ち將來海外に於ける日本糖の活躍を計らんとするには生産費の節約を計る以て最大急務となさゞる可からざるなり。現今經濟界に於ては製品を最も低廉に生産するものは以て市場を支配することを得、即ち生産者は生産費を出來得る

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

限り低廉ならしむるに努力す。之を砂糖に就きて見るに各地に於ける生産費は次の諸表の如し。

□主なる産糖國生産費（糖業統計）

項目	原料耕作費或代價	採取及運搬	製造費	運搬及販賣	營業費	固定資本償却	製造管理	計
	円	円	円	円	円	円	円	円
イロイロ港（分蜜）	一・一六三	〇・三二〇	〇・六四〇	〇・五三五	〇・六八五	〇・八九五	—	四・一三八
同（青糖）	一・一六三	〇・三二〇	〇・六四〇	〇・五三六	—	〇・四三〇	—	三・〇八九
ホノルヽ港（分蜜）	二・八六一	〇・四六五	〇・六四二	〇・二〇〇	〇・六〇二	—	—	四・七七〇
ハメナ港（同）	二・三九〇	九・三六六	〇・八〇三	〇・二六七	〇・六四二	—	—	四・四六八
ハンブルグ港（甜菜糖）	三・九八七	〇・一一〇	—	〇・二〇一	—	—	〇・八六六	五・二二四
爪哇（粗糖）	一・八四七	〇・四五二	〇・六〇四	〇・二九四	〇・七四一	〇・二一四	—	四・一五二
同（白）	一・九九三	〇・五八〇	〇・八四九	〇・三八〇	〇・七二五	〇・四〇二	—	四・九二九
ルイジアナ（白）	四・九〇二	〇・八四一	—	—	—	—	一・三〇七	七・〇五〇

□國別生産費調（色部技師調査）

項目	種類別	一噸當生産費（一九一七―一八）	一ポンド當生産費
		弗	仙
北米合衆國	甜菜糖	九七・六六 一三二・八六（一九一八―一九）	六・六四三
同	甘蔗糖	一六一・八七	四・五〇〇
玖馬	同	八〇・一七 九〇・七〇（一九一八―一九）	五・三三九
布哇	同	一〇六・七九	八・〇九五
ポリトリコ	同	九六・六五	四・八三三
メキシコ	耕地白糖	—	四・五三七
ペルー	同	—	四・六九〇
ブラジル	同	—	五・六八〇
英領ギアナ	同	八一・四七	三・六三七

右に依り爪哇の生産費は最も低廉なることを推するを得、爪哇糖が斯の如き低額なるは種々の原因を擧ぐることを得べきも其の直接の原因は勞働賃金の低廉と收穫の豐富なるとにある可く、將來と雖も恐らくは爪哇は世界に於ける最も低き生産費を有する糖業地たらん。然らば東洋に於て此の優勢なる爪哇糖と競爭す可き我が臺灣糖の生産費は如何、次表に之を掲ぐ可し。

□臺灣新式製糖場平均生産費（糖業統計）

項目	原料代	原料諸費	製造費	販賣費	營業費	計
	円	円	円	円	円	円
明治四十三年	二・三八二	〇・三九七	〇・九〇四	〇・六一四	〇・七六三	五・〇六〇
同 四十四年	二・二二三	〇・四三三	〇・八二四	〇・八四六	〇・五三一	四・八五六
大正元年	二・五三〇	〇・八〇三	一・〇五八	〇・四六九	一・五一七	六・三七七
大正二年	三・二〇九	一・三五二	一・三四〇	〇・七〇二	二・九五三	九・五五六
同 三年	二・六六二	一・二四八	〇・九〇三	〇・六六八	一・四八二	六・九六三
同 四年	三・三六一	一・一二二	〇・八九六	〇・五〇[illegible]	一・三四〇	七・二二[illegible]
同 五年	三・一八二	〇・九五六	〇・七〇五	〇・四七八	〇・九六五	六・二八六

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　六年	三・二九七	〇・九三三	〇・六九〇	〇・八〇四	一・〇四九	六・七三三
同　七年	三・八六一	一・三〇九	一・一〇五	一・六五五	一・六三三	九・五五二

右に依れば大正七年度に於ては約十圓の生産費なることを知る（其の後に於ては諸物價の騰貴と共に生産費も亦嵩みて現在に於ては十五・六圓乃至十七・八圓に上れりとするを正當とするものゝ如し）之に依れば爪哇の生産費の二倍餘の高價を要するものにして自由の競爭に於ては到底我に勝目なしと見ざる可からず。此の故に日本糖業を代表する臺灣糖にして世界の舞臺に立ちて活躍せんと欲せば必ずや生産費の低減を計りて競爭者の資格を作らざるべからず。然らば其の低減の方法は如何。今前掲の表に依りて臺灣新式製糖場平均生産費各項の比率を見るに次の如し（大正七年分）

原料代	四〇％
原料諸費	一三％
製造費	一一％
販賣費	一七％
營業費	一六％

右に依れば生産費各項中最も其の比率の大なるは原料代にして他の項目は皆一割餘に過ぎざるに此の原料代は實に四割を占め生産費中の最大項目なるが故に生産費の節約は此の原料代を節約するに外ならず、而して更に此の原料費と稱するものは蔗莖の買收費を以て其の主要なる費目と爲すものなるを以て、此の買收費の節約が實際に於て生産費の節約を意味するものと云はざる可からず。然るに此の蔗莖の買收なるものは各會社の自己の經營する蔗園を有せざるか又は小面積なるがために一般農家より所要蔗莖を買上げざるを得ざる結果の費用にして會社が原料不足といふ弱點あるが爲に出來得る限度に於て農家の申出を容認し從つて買收費の高價となるに至る事情あり。會社が經營狀態を現在の如くにして生産費の節約をなし得る程度は極めて僅少なりと云はざるを得ざる可し。若し會社にして自己經營の蔗園を多く有して之より所要原料を生産することを得ば糖業經營の變態とも稱す可き此の特異なる蔗莖買收費なる項目は消滅して自營に依る原料費又は農事費なる項目に變じ經營は常態となり其の費用も亦少からず節約せらるゝ結果となるに至る可し。然れ共臺灣糖業の實狀を視るに各會社が自ら土地を所有せずして所要原料を他より買收する經營方法は一の沿革

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を有するものにして今俄かに之を變更するは困難なる事情あり。現在の如き經營方法は恐らくは今後も繼續せらる可きもの、如し。果して然らば會社が自營して原料費の節約を計ることは今直ちに之を實現せしむる事を得ず。從つて此の方法に依る生産費の節約は望み少なきものと云はざるを得ざる可し。

右に述べたる方法は生産費其のものを節約せんとする直接方法とも稱す可きものに屬すれども之に對して間接的方法とも稱す可き生産費節約の一方法あり。即ち甘蔗品質の改良及び收穫量(單位面積當)の增收是なり。即ち現在と同額なる生産費にても其の甘蔗の品質にして含糖分多量にして工場に於ける操作の改良と相俟つて製糖步留を增加することを得可きものならば間接に生産費を低減せしむる結果を生ずるに至る可し。又自己經營の蔗園に對しては更に甲當收量の增加を計る時は生産費は從前と同額又は多少の增加あるも收穫にして之より優れる增加あるに於ては結局生産費の節約と云へるに外ならず。之れ生産費其のものを直接に節約せしめずして而かも結局節約と同効果あらしむるものなるを以て此の點より間接的方法と稱せし所以なり。而して臺灣の實狀につきて考ふるに或は直接的方法よりも此の間接的方法に寧ろ放果を期待し得可きにあらざるかを思はしむるものあり。臺灣の生産費が爪哇の夫に比し二倍余の高價なるは上記せるが如し。而して其の收穫量を見るに臺灣の一甲五萬斤乃至六萬斤に對し爪哇は十七萬斤乃至十八萬斤を示し正に三倍し恰かも生産費の差額の比率と一致せるを見る。即ち多額の單位面積收穫量を擧げ得るものは從つて生産費低額なりとも云ひ得可く、收穫量の增加を計るは最も重要なりと稱す可きなり。

外人の監督せる支那鹽政の現状

專賣局事務官　松下芳三郎

(要目)一　鹽政監督の由來五國銀行團の成立と第一次善後借款の訂約、借款の使途
二　鹽政整理(一)鹽務機關の整頓
(甲)鹽務機關設置の徑路　(乙)鹽務機關の種類　(丙)外人聘用員の配置と邦人聘用員の地位(二)鹽税の劃一集中(三)徴税手續の整理(四)私鹽の取締(五)行政費用就中私鹽取締費用の制限
三　鹽税收入の處理(一)鹽税收入總額(二)鹽税收入と銀行團の管理(三)銀行團の受入高(四)銀行團の支拂高と鹽税餘款
四　支那人の鹽制破壞行動
五　舊銀行團の排除と新銀行團の成立
(本論文所載の統計はすべて既發行の中華民國鹽款總帳及銀行團の文書による)

一　鹽政監督の由來

清朝中葉以來、内外多事、國費膨脹し特に日淸戰役より團匪の亂を經て財政の窮乏愈甚しく支出は常に收入に超過するの一方なるを以て政府は、鹽、阿片の增税を斷行し或は米、砂糖、茶、煙草、酒、綢緞、首飾、屠戸の諸税を創設して鋭意收支の均衡を企圖したるも然も尙收入の不足を免れず每に内外債を募集し辛うじて其缺漏を拾補し來れり。而して支那歲入の大宗たる鹽税亦外債擔保の一として提供せらるゝに至りしなり。然るに鹽政の紊亂名狀すべからざるものあり長くこれを支那人の手に委して顧みざる時は外債償還の確保得て期すべからず、これ外人鹽政監督の因つて起れる所以なりとす。

支那鹽政の外人監督は一九一三年五國銀行團の成立、第一次善後借款の訂約に初まる。抑も五國銀行團はその緒を英米獨佛の四國銀行團に發したるものにして、四國銀行團は米人ウイラード、ストレート氏によりて提唱せられ遂に一九一一年幣制借款の引受となれり、然れども同銀行は滿洲企業及び之と關聯する事業を統制せんとするものなりしを以て日露兩國は之に抗議し遂に四十萬磅の前渡金を交付せるのみにて中絶するの止むなきに至れり。然るに同年十一月武昌に革命の亂起り淸朝軍を下し(これを鎭

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

歴するに當り軍費支出の方途無きを以て再び四國銀行團に向つて借款を懇請し來れり。時に四國銀行團は答へて曰く若し資政院の贊同を得ば五百萬兩を融通すべし、されど銀行團はその使途を監督するを要すと、政府は乃ち資政院を贊同せしめ借款の議殆ど成る。然るに此時清朝覆滅の兆既に著はれしを以て英は先づ借款を拒絶して曰く今や官革兩軍に列國各軍資を與ふるは徒に戰亂を長からしむるのみ時局定まりて後初めて借款を議すべきなりと。次で一九一二年二月清帝退位し南京政府北京政府と合併するの運に際し遂に四國團より前後三回に亘り四百十萬兩の前貸契約を訂し同時に將來支那政府が政治改革に要する大借款引受の優先權を四國團に附與し爰に四國團の支那財政を左右せんとするの勢著明なるに至れり。然るにこれと前後して突如ベルギー借款の訂立あり。これ蓋し時の總理唐紹儀が財政焦眉の急を濟ひ將た四國團の跳梁を牽制せんとするの術策に出でたるものにして借款總額一千萬磅、出資者はベルギー資本團を中心とし四國團に加入せざる英佛露の資本家を連合したり。本借款の成立に對する四國團の抗議の激烈なるべきは固より當に然るべき處にして斯くの如くんば共に將來獨立借款を續出せしむべき危險なる新例を啓くものと云ふべく四國團の支那當局術策の陋を責むる亦峻烈を極めたるを以て唐紹儀も遂に屈してその不信を謝し借款契約はこれを廢棄し其既に交付したる百二十五萬磅は他日財團よりの借款に依て償還すべしとし漸くその終局を告ぐるを得たり。然れども四國團は支那に於て政治經濟上優越せる利權を有する日露兩國を全く度外視すること能はず遂に一九一二年春兩國に向つて財團參加を勸誘し來れり。而して列强競爭場裡に在つて孤立の不利なるは自明の理なるを以て兩國亦之に應じ日本は正金銀行をして露國は露亞銀行を以て各その事に當らしむ、然れども既存四國團が支那に於ける利害を一致せしめ均等の利權を保持せんとするの主張は滿蒙に於ける既得特殊利權を除外せむとする日露の提唱と相容れず或はロンドンに或はパリに六國財團銀行代表者の會議を見たるも遂に議定に至らず六國の合同動もすれば破壞せられんとす。如斯財團の契約就らんとして就らず而も支那眼前の窮迫を救ふの途なく五月四國團の名に於て更に三百萬兩の前渡を了したるもこれ只焦眉の急を補塡し得たるに過ぎす

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して支那政府の困厄は日に益加はり遂に同年八月クリスプ借款訂立の報道は財團をして驚愕せしめたり。

財團は忽ち起ちて强硬なる抗議を提起し支那當局の反省を求めたるが當局は六國合同財團が決裂の情勢を呈したるの事實に顧み獨立借款籌劃の己むを得さる所以を抗辨し支那政府はその行動に對して六國團より何等の拘束を受けざるべき旨を聲揚したり。然るに支那當局が窮命辛うじて求めたるクリスプ借款は公債賣出の結果良好ならず而も中央政府の困厄は一日も緩うすべからず乃ち財政總長周學熙は膝を屈して再び六國團の盡力を懇請せざるべからざるに至れり、然れども大借款交渉の再開に方り尙もクリスプ借款契約の存在を承認するに於ては其の第十四條即ち支那政府は本公債全部發行を終るまで本契約に優る條件を以て如何なる外債をも起すなく同一條件なる時には本財團は引受に優先權を有すとの規定より生ずべき困難を排除すること當面の急務なることと言を俟たざる處なるが支那政府亦之を應諾し結局契約廢棄賠償金十五萬磅を出して事漸く落著し茲にクリスプ借款は五百萬磅の交付によりて消滅に歸し之に刺戟せられたる六國團は愈々の結束を固うして大借款商議の進捗を計れり。

斯く波瀾重疊を極めたる後漸く一九一三年四月二十六日に至り北京に於て成立したる大借款は所謂第一次善後五分利金幣借款(Chinese Government Five Per Sent Reorganization (Gold Loan.)と稱せらるゝ處のものにして契約訂立者は一は中華民國政府とし國務總理、外交總長、財政總長之を代表し一は滙豐(香上)東方滙理(印度支那)德華(獨亞)華俄道勝(露亞)橫濱正金の五國財團銀行とす而してこれより先米國は已に突如として財團脫退を宣明したり。

翻つて支那を見るに財政部が鹽税收入を以て本借款の擔保とし外國人を聘用して之が取締に參與せしめんとするに對し一部國民が之を以て國權を侵犯し商業を攘奪するものなりと極論するや即事態の眞相を明かにし一般の驚疑を解かんが爲長文の布告を發宣して曰く「革命以來民力凋弊して財政窮迫し屢期限を超過せる延滯償還金額は一億以上に達し旣に英露兩國公使よりは最嚴重なる督促を提起するあり此儘延滯を持續せば債權執行の爲財政管理を要求せらるゝ無きを保し難く此の推移を以てせば遂に恐るべ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

き干涉の襲來を禁壓する能はざるべく、然り而して又此逼迫狀態を緩和する策只借款の成立に依て債務に應ずるの資力を得るの一途あるのみ。抑も借款契約に依り聘傭せんとする外國人の職權は單に「收入の監査」と「收支報告」とに限定せられ鹽務行政の範圍に携はるを許さず其間截然たる甄別を存し之が爲鹽營業者に干涉するの權限を附與するが如きは政府當局の斷して許容せざる處なり須らく國民は捕ふべからざるの影響に對して徒に驚疑に驅らるゝ無からむことを」と、當時當局者の苦衷を語つて餘りあるものと云ふべし。

借款契約は二十一箇條より成り借款額二千五百萬磅、利率五分、償還期限四十七年、其元金償還は第十一年より開始せらるべし故に一九二三年よりは年々元利合計百九十二萬七千六百磅卽ち約一千二百八十三萬兩を償還すべくこれに鹽稅擔保の舊借款償還年額二千七十五萬兩を加算する時は合計三千三百五十八萬兩に達すと雖も、支那政府の統計するが如く鹽稅收入が果して四千萬兩以上にして此の總額を悉く中央に收むるものとせば新舊借款を償還して尙餘剩ありとすべし。尙借款契約中主要なる事項を擧ぐれば。

一、本借款及前渡金の擔保は全國鹽稅收入全部を以てす但既に借款の擔保に充當せられ該借款の未償還のものは之を除く。本借款の全部又は一部が未償還の間は本借款元利支拂は將來鹽稅收入を擔保とする他の借款又は債務に對し優先權を有するのみならず如何なる他の借款又は債務と雖も本借款より優位又は同一の條件を以て成立することを能はず又本借款支拂に要すべき鹽稅收入を減少し又は毀損するが如きことを爲す能はず又將來鹽稅收入を擔保とする借款又は債務を起すときには其の契約文に此旨を明記すべし。

二、今後海關收入の剩餘は默認又は協議の上之を本借款の擔保に當て元利償還に供することを得べし其結果又鹽稅收入に剩餘を生じたる場合には該剩餘金は全部支那政府の收入に歸し支那政府はこれを他の用途に充當することを得。

三、支那政府は本借款擔保たる鹽稅徵收法の整理改良に内外國顧問を招聘して賛助せしむることを承認し且その辦法は本借款規記の各項に準據せざるべからず、

四、若し支那が本契約第二條所載のものと同一なる事を行はんか爲鹽稅收入を擔保として續借又は本借款を繼續せんとする場合には本契約規定の手取額及銀行手數を根據として銀行團に承辦せしむべし。

五、本借款元利償還濟となりし場合には又鹽政に關して干與することを得ずと雖若し期限に際して元利支拂を爲さゝる時は相當猶豫期間の後所定の鹽政事宜は公債所持人の利益の爲海關に合併せられその管理に歸せらるべし。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

斯くの如く善後借款は支那政府に其大なる檢束を加へたり殊に前掲第一項の如き極めて廣汎なる拘束の規定存するが爲爾來支那政府は財政窮餘の極屢次他財團と借款と商議企劃して而も毎に財團の强硬なる抗議に遭遇するの止むなきに至りしなり

借款の使途　第一次善後借款の使途は同契約第二條の明定する處なり即左の如し

一	既に支拂期限に達せる支那政府の負債支拂	四、三一七、七七八磅、〇九志、〇七片
二	各省借款現在額全部の支拂	二、七八〇、〇〇〇、〇〇
三	近く其期限滿了すべき支那政府の負債の臨時支拂に備ふるもの但革命戰爭によりて生じたる外國に對する賠償金を含む	三、五九二、二六三、一〇、〇三
四	軍隊解散費	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
五	當面の行政經費	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
六	鹽政改革費	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
七	本借款上半年利子及手取手數料	六二六、五六二、一〇、〇〇
	計	二一、九〇六、六〇四、〇九、一〇

敍上の外尙所定以外の行政費に充當せんとする場合は財團と協定を經へき旨の概括的制限をも設定したり。借款の使途既に限定せられ銀行團は支那政府をして隨意他に流用するを許さゞる勿論なりと雖も同鹽政改革費は事實財團の同意を經て他の行政費に流用せられたり。

二　鹽政整理

紊亂を極めたる支那鹽政の整理は鹽務機關の改良、税率の整一、行政費用の制限、私鹽の取締にあり。然れども情病深く膏盲に入れる支那人に之を一任するときは鹽政の整理得て期すべからず。これ借款契約に明示して鹽政の整理、外人顧問の聘招を規定したる所以なり。而して此の重任を双肩に擔つて鹽務顧問の職に就けるは實に曾て印度に在ること十有餘年、克く其鹽政改革に好果を擧げ名聲嘖々たるサーリチャード、デーン其人なりとす。デーンは顧問就任の劈頭に於て浩翰なる鹽政改革意見を發表したり其綱要に曰く。

一、鹽税を增加せんと欲せば專賣論者の云ふが如く必ずしも製造を獨占し若は製鹽者より直買して賣下くるを要せず從來の如く徴税主義に依るを得策とす。

二、民間製鹽所中地位僻遠にして監督困難なるか或

は産額少き所はこれを閉鎖せしめ大製鹽所のみを存置し製鹽者間にて競爭せしめ以て鹽價の低減鹽質の改良を企圖す。

三、沿海地方の私鹽取締に就きては鹽税豫算中より該地方適當の者に費用を給し政府と協力して之を禁遏せしむべし。

四、中央税局節制の下に産鹽地に税局を設け搬出前に徴收せしめ再び釐金其他一切の課税を許さす。

五、特定人に鹽營業を獨專壟斷せしむべからず。

六、鹽は總て商人の手によりて各地に運搬販賣せしめ自然の競爭に委すべし。

七、鹽務各分局の雇外人を産鹽地に派遣して各種事項を調査報告せしむ。

右デーンの意見に對し他面よりして改革策を提唱したるは時の農商總長張謇ありとす其要旨に曰く。

一、數鹽場の産鹽を一所に集め官より之を買上げて後鹽商に賣下げ其際課税し途中一切の税を除く從來私鹽の多きは鹽場各地に散在し毫も統轄せらる、無きを一因とす。

二、鹽商を合同し一鹽運公司を組織せしめ以てその運輸に利ならしむ。

三、從來鹽場官吏は製鹽者に與ふる鹽價を一定し數十年來改めず、官吏が鹽商より收むる鹽税及鹽價の内製鹽者に與ふる極めて少く爲にその業者を窮せしめ密賣の私鹽を多からしむ今鹽價を經濟狀況に從ひ增加す。

從來製鹽業者は竈戶と稱せられ一種民族として普通人民たるを得しめず若し竈戶の籍に在る者逃走せば重法を以て之を繩し累同族に及び子孫に繫かる今この不仁の政法を廢す。

販賣區域は一省内に於ても數區に分たれ彼此相敵し以て自己區内の利益を貪り私鹽を惡んで而もこれを挾み私利を營む今この販賣區域を撤廢す。

四、鹽課の率を各地同じく且低くし以て販賣鹽の多きを計り其收入不足を補ふ專ら私鹽を禁すれば收入必ず缺く所無けむ。

五、從來所置の鹽場緝私官吏及兵丁は私鹽の媒介者なれば之を廢し完全なる警察制を布く。

六、幾千の徴税官吏を廢し其途中に難を爲し中飽するの害を除く。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

即右に依ればデーンの就場征税自由販賣に對し張謇は就場專賣を採行せんとするものなり、然れども支那の如く地域廣大にして官吏の腐敗已に醫癒するの途なき國情に於ては張謇說の如きは言ふべくして行ふべからず舊制度を改良したるデーンの說の優れるに若かざるなり。

爾來政府の方針は張謇說の長を採りつゝデーンの意見を遂行して舊制を矯正し漸次官運を廢して商運に移し、且製鹽特許條例を發布し或は運鹽公司の設立を講じ又鹽務機關を整頓し稅率の劃一を圖り徵稅手續を整理し行政費用を制限し私鹽の禁壓を勵行せり。

(一)鹽務機關の整頓

甲　鹽務機關設置の經路

支那政府は借款契約に於て新に鹽務機關を設置し之に外國人を聘用して資助せしむる事を承認したるか之より先善後借款の商議略成るや大總統令を以て鹽務の統一を宣布し次て民國二年(一九一三年)一月鹽務整頓の爲章程を制定して財政部に鹽務稽核造報所を設立し之を總所分所に分ち總所に外國人の會辦を分所に外國人の協理を聘用し以て襄助に資すべき旨を公布したり。

然るにこの章程中鹽政を統轄するものは財政總長鹽務を統理するものは鹽務署長にして總所會辦は確實共に鹽務署長に隸屬すべしとの規程なるを以て六月著任せる會辦兼顧問サー、リチャード、デーンは是れ明かに借款契約違反にして會辦が鹽務行政の首長たるにあらずんば借款契約に基く自己の職務を完全に遂行すること能はず故に鹽務署長の制度はこれを撤廢して外國人たる會辦が財政總長に直屬する鹽務行政の首長たる事を名實共に明白ならしめんことを要求したり。

是に於て關係國公使は財政總長に對し支那政府が借款契約調印以前に制定したる規則を殘存するの不都合を指摘し且借款契約中何等の規定なき鹽務署長の下に會辦を隸屬せしめんとするが如きは明かに契約違反にして會辦が其行爲に就き承認を受くべきは財政總長のみなるを以て宜しく從前の規定はこれを撤廢すべく若し當局にして之が實行を肯せさる時は關係國政府は支那政府と交渉して文書の交換又は傭聘契約の修正に依り將來の誤解を豫防するに足るべき明確なる保證を要求すべき旨を提議したり。之に

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

對し財政總長は借款契約の規定する所によれば稽核處は中央鹽務署の下に事務を執行するものにして全く滿朝時代の制度の存續に外ならず即財政總長は諸般の事務繁忙の爲自ら凡百の事務を處理すること能はざるを以て鹽務署を設置しその補佐たらしむるものにして稽核處は該署配下の一部局に外ならざるのみならず地方鹽運使の指揮監督の爲にも鹽務署長の存置は極めて必要にしてこれ各地海關を監督する爲稅務署を設置すると同一轍なるべき旨を辨明したり。

兩者の主張は如斯根本に於て其逕庭を見たり之が法律的見地より云ふときは兩者何れも其理由は有するが如く兩々相讓らざること久しきに亘りたるが支那當局遂に讓步し鹽務署長をして稽核處總辨を兼ねしめ之が爲別に章程を設定して借款契約と抵觸することなからしむべきを言明したり。鹽務署長に關する問題は一先爰に落著したりと雖其從來の規定が事實に於て宜しきに適せざること顯著なるを以て關係國公使は速にこれを改正せんことを提議し支那政府亦之を承諾して先鹽務稽核總所章程同分所章程並に鹽務署顧問章程の三則を起案し關係國公使の承認を求め關係國公使はこれに所要の修正を加へ且三規則同時に發表せんことを要求したり然るに支那政府は一九一三年二月政府公報を以て單に稽核總所及分所の兩章程を發表したるに過ぎざるのみならず顧問規則に關しては

顧問は鹽務署の一官吏に過ぎずして顧問以外に多數の官吏を有するを以て鹽務署官制の制定を俟つて同時に之を發布すべしとの大總統令を宣布したり。

鹽務署顧問の地位及權限に關する根本的當否の問題は暫く之を措くも支那政府這般の背信行爲は勿論關係國公使の默過し得ざる處にして再び强硬なる抗議を提出し場合によりては袁總統に面陳すべき旨を以てしたり當局は輙ち周章措く處を知らず遂に財政總長は鋭意鹽務行政の實績を擧ぐるに努むべき旨を聲明すると同時に顧問規時は之を數日中に發布すべく又官制案に關しては凡てデーンと合議の上決定すべき旨を回答したるを以て關係公使もこれに滿足するに一致したるか民國三年二月十九日に至りて顧問辨事章程の發布を見超て五月十五日稽核總所同分所章程同十六日鹽務署官制の公布を見次て九月に至り

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

鹽運司公署章程又後に運副公署章程稽核員辦事章程等鹽務に關する諸法規の完成を告げたり。

乙　鹽務機關の種類

鹽務機關は之を純然たる鹽務行政機關、徵稅機關及鹽務署顧問に分つことを得、鹽務行政機關として中央に鹽務署あり地方に鹽運使運副及榷運局長あり徵稅機關として中央に稽核總所地方に稽核分所及稽核處あり、而して別に鹽務署內に顧問あり外人は專ら顧問及徵稅機關に聘用せらる。

一　鹽務行政機關

已に述べたるが如く鹽務署を中央に置き支那人の署長一名を以て首長となし之に外國人の最高顧問一名を配す又全國產鹽地十箇所に各鹽運司（長官鹽運使）を置く而して其區域廣大なる地方に於ては運副を置き鹽運使を補佐せしむ鹽運使及運副の下に總場長場知事を置き各產鹽地を管轄せしむ。

又榷運局（長官局長）を運鹽通過の要衝十箇所に置き運鹽の事宜を掌らしむ（榷運局は外に徵稅の事務を掌る後これを述ぶ）

今各規定の梗概を掲ぐ

（イ）鹽務署官制綱要

一　鹽務署は全國の鹽務を監督するの權を有す。

二　鹽務署に督辦及署長を置く督辦は財政總長之に任じ鹽務を管理する最高長官たり署長は全國一切の鹽務に關する事務を掌理し督辦の命を承けて本署職員及鹽運使、榷運局長竝に其所屬各官を考覈及監督す。

（ロ）鹽運使及運副兩公署章程綱要

一　鹽運使は產鹽區域に置く鹽務行政事宜を管理す。

二　鹽運使は鹽務署の旨を承けて所屬鹽務官吏を指揮監督し且緝私營隊を統轄して行鹽區域內の各縣知事と協力私鹽を取締る

三　產鹽區域の廣大なるものには運副を設く鹽運使と分離して別に其の管轄區域を有し鹽務行政の事宜を管掌すと雖もその重要なる事項に就きては鹽運使の指揮を受く。

（ハ）榷運局

榷運局に就きては民國二年四月七日財政部訓示一八二號を以て前清時代督銷委員と稱せしものを榷運局と改めたるものにして現在十あり總稱して榷運局と呼ぶと雖又運銷局、收稅局案鹽局の名を有するものあり運鹽要衝の地に在りて官運配給の事宜を掌る外營長を督率して緝私を執行す其の未だ稽核處の附設なき局にありては徵稅の事務をも管掌す。

以上諸機關の名稱及駐在地を擧ぐれば左の如し。

一、鹽運司　（民國十一年一月現在）

鹽運司名	鹽運使駐在地
奉天	營口（盛京）
長蘆	天津（直隸）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

山東	濟南(山東)
兩淮	揚州(江蘇)
兩浙	杭州(浙江)
福建	福州(福建)
兩廣	廣州(廣東)
雲南	雲南(雲南)
河東	運城(山西)
四川	自流井(四川)

二、運副 (民國十一年一月現在)

運副名	運副駐在地
淮北	板浦(江蘇)
松江	上海(江蘇) 松江に駐すべきなるも暫く交通至便なる上海に駐す。
潮橋	汕頭(廣東)
川北	射蓬(四川)

三、榷運局 (民國十一年一月現在)

局名	長官駐在地
鄂岸榷運局	漢口(湖北)
湘岸榷運局	長沙(湖南)
皖岸榷運局	大通(安徽)
西岸榷運局	西昌(江西)
沙市收稅局	沙市(湖北)
宜昌收稅局	宜昌(湖北)
花定收稅局	花定(陝西)
晉北官運局	太原(山西)
吉黑官運局	長春(吉林)
口北蒙鹽局	張家口(直隸)

●●●●●

二　鹽稅徵收機關

鹽稅徵收の中央機關たる稽核總所に支那人の總辦と外人の會辦とありて共に首長たり總辦は鹽務署長之を兼ね會辦は顧問を兼ね全國產鹽地十三箇所に稽核分所を置き支那人の經理と外人の協理とを置く而して稽核處を各榷運局に附設し支那人外人各一名の稽核員を配置するを原則とすれども未だ設置の運に至らざる榷運局に於ては依然として榷運局長徵稅の實權を握り只外人又は支那人の助理員をして補佐せしむるに過ぎず今各章程の梗概を擧げて各官の職務權限を明にす。

(イ)稽核總所章程綱要

一、稽核總所に支那人の總辦一名を置き鹽務署長之を兼ね又外人會辦一名を置き鹽務署顧問を兼ねしむ。會辦請暇又は其他の事故に依り離任の場合には副會辦に於て會辦及顧問の職務を攝行す。

二、總辦會辦の任用傭聘は財政總長之を行ひ總所職員及分所經理協理其他職員の任免は總辦會辦の合議に依り之を行ふ但財政總長の認可を經へし。

三、總辦會辦は引票(鹽商に與ふる特許證にして販賣數量を指定

す）の發給各項收入の報告及諸表の蒐集編纂に關して專らその監理に任す。

四、支那政府の鹽務收入金は總辨及會辨共同署名するにあらされば之を使用することを得す。

五、總辨會辨は鹽稅擔保の各債權の先後次序優先權を保護するの職責を有するものとす。

六、總辨會辨の發する命令は財政總長の認可を經て財政部及總會辨の印を鈐し財政總長の名に於て之を行ふ。

七、稽核總所の書類は隨時鹽務署長に於て之を查閱し得べく又鹽務署の書類は總、會辨に於て隨時之を檢閱することを得。鹽務署の發する命令は常務に關するものを除く外悉くその寫を稽核總所に送付すべし。

八、鹽務署長兼總辨と外人會辨兼顧問との意見一致せざる時は財政總長之を裁決す。

斯くの如く稽核總所に於ては內外の二長官同一權限を有し財政總長の命を承けて其職を行ふと雖其實際に於ては地方徵收の鹽稅は悉く之を財團銀行に保管し支那政府之を使用せんとするに當りては會辨たる外人の承認を經るを要するが故に會辨の職權頗る重大なるを想見すべきなり。

（ロ）稽核分所章程綱要

一、稽核分所は各產鹽地に設け支那人の經理一名外人の協理一名を置く經協理の等級職權は全く同等とす。
稽核分所は稽核總所に屬し總所總辨會辨の指揮監督を受く。

二、經理協理は會同して引票準單の發給及納稅後の鹽の搬出を管理し且各稽核分所所在地に於て一切の鹽稅鹽課及各費を徵收し尙他地方に於ける前記各稅各費の徵收を監督す。各地の收稅官は總辨及會辨之を選任し收入の稅金に關し分所に對してその責に任す。
納稅後の鹽の搬出に就ては協經理の署名したる文書又は該分所の官印を押捺せる文書を以て證據となすべし。

三、各產鹽地方の鹽稅收入は經協理より財團銀行又は財團の承認する預金管理處に預入れ「支那政府鹽稅收入」の勘定に記入し同時に稽核總所に報告し稽核分所より提出する放鹽數量と銀行より提出する收入金額とを比較對照するに備ふべし。

四、鹽稅の收支一切は經協理より該地の鹽運司及北京總所に報告すべし。

五、各分所一切の經費は每年度開始前に豫算を編製して總所に提出し總所は鹽務署豫算と共に財政部に回付し編製に備ふべし。

六、分所が鹽務款目引票數額及其他一切鹽務に關する事項に就き鹽運司に查詢を要する時には鹽運司に請ひ所需の文件を送らしめ又は員を派し運司に至り調查するを得鹽運司查詢すべきとき亦同じ。

七、分所が該地方鹽運司と權限職務責任等に就き爭執を生じたる時は鹽務署及總會辨は財政總長の裁定を經て之を決すべし。

（ハ）榷運局稽核員辨事規則綱要

一、稽核員は各榷運局附設の稽核處に駐在す。

二、稽核員は鹽稅の收支を稽核總所に報告し且榷運局長を經て鹽

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

務署に報告す。

三、榷運局長は鹽税收入の都度稽核員の査閲を經て之を指定の銀行に預入すべく鹽税の支出に就きては稽核員の捺印あるを要す。

四、榷運局及其所屬機關の支出に就きては稽核員嚴重に之を監督す。

五、稽核員は必要あるときは鹽務署の許可を得て助理員を使用することを得。

六、榷運局長と稽核員と權限爭議あるときは鹽務署之を裁定す。

而して稽核處には支那人外人各一名の稽核員を配置するを以て原則とす。抑も榷運局が單に官運、配給、及私鹽取締の事務を掌るのみならず進で課税事務をも司掌する以上斯くの如く稽核處を附設し外人支那人各一名の稽核員を置きて徴税の事宜を行はしめ行政官廳たる榷運局長と分立せしめんとするは稽核分所設立の趣旨を推擴するものにして固より當然の事と云はざるべからず而して稽核員の配置は民國三年以來漸を追て之を行ひしものにして初め漢口の鄂岸榷運局稽核處に支那人外人各一名の稽核員を配置したる時はこれを總稽核處と稱し湘（湖南）西（江西）皖（安徽）の三岸及宜昌沙市各榷運局の稽核員をも指揮監督せしめたるも後各榷運局稽核處に外人を配置するに迨ひて各之を獨立せしめたりその稽核處の設置なき榷運局にありては支那人又は外人の助理員を派して事實上稽核員の事宜を執らしめつゝあり。

遮莫如此榷運局に於て徴税するが如きは全く前代の遺習にして將來鹽税の集中阻礙無きに至り且鹽税劃一の實擧らば已に產鹽地に於て課税する以上淮南四岸卽鄂、湘、西、皖竝に沙市宜昌各榷運局に於ける課税の如きは全然廢止すべきものと云はざるべからず只その他の榷運局は附近に鹽產地を控ゆるを以てこゝに於て課税するは固より止むを得ざるべきなり。

今左に各徴税機關竝にその支、外人配置表を擧ぐ。

一、稽核總所（北京）總辨（支那人）會辨（英人）

一九一八年サー、エドワード、デーン辭しサー、レデナード、ガムブル之に代る

二、稽核分所（民國十一年一月現在）

分所名	經理駐在地	經理（支那人）	協理（外人）
奉天	營口（盛京）	一	一（日）
長蘆	天津（直隸）	一	一（日）
山東	濟南山東	一	一（英）
淮北	海州（江蘇）	一	一（英）
揚州	揚州（江蘇）	一	一（日）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

松江	上海(江蘇)	一	一(佛)
兩浙	杭州(浙江)	一	一(日)
福建	福州(福建)	一	一(伊)
廣東	廣州(廣東)	一	一(佛)
潮橋支所	汕頭(廣東)	(助理員一)	(助理員一)
平南欽支所	北海(廣東)	(助理員一)	(助理員一)
河東	運城(山西)	一	一(日)
川南	自流井(四川)	一	一(英)
川北	三台(四川)	一	一(英)
雲南	雲南(雲南)	一	一(佛)

三、稽核處（民國十一年一月現在）

	稽核員又は外人助理員駐在地	稽核員(支那人)	稽核員(外人)	外人助理員又は收税官
湖岸稽核處	長沙(湖南)	一	一(米)	一
鄂岸稽核處	漢口(湖北)	一	一(白)	一
西岸稽核處	南昌(江西)	一	一(英)	一
皖岸稽核處	大通(安徽)	一	一(英)	一
宜昌稽核處	宜昌(湖北)	一	一	一
沙市稽核處	沙市(湖北)	一	一	一
花定稽核處	花定(陝西)	一	一	一
吉黑稽核處	長春(吉林)	一	一(英)	
晉北稽核處	太原(山西)	一	一	一
口北鹽務局	張家口(直隸)	一	一	一

三　鹽務署顧問

鹽務署顧問に就きては既に之を一言せり同顧問は稽核總所會辦たる外人を以て任するの規定なるを以て畢竟鹽務署及稽核總處には支那人たる鹽務署長兼總辦と外人たる會辦兼鹽務署顧問とありて相共に鹽務行政及徵税の事宜を掌るものと云ふべし今鹽務署顧問の職務權限を明にすべし。

鹽務署顧問辦事章程綱要

一、稽核總所會辦は鹽務署顧問たり會辦離任の場合には副會辦に於て鹽務署顧問を辦事す。

二、鹽政の整頓其他鹽税及鹽の販運に關する取扱法に付契約の締結又は重要命令の發布に就きては鹽務署長は豫め之を顧問に諮詢すべし。

而して最も顧問と熟議を要するものは左の三種とす。

甲、鹽の販賣運輸に關する各省各地方に於ける辦法及其改良

乙、鹽税の收入貯蔵及支出に關する事項

丙、政府の爲にする鹽の買入貯蔵運輸賣却に關する辦法竝に此職務を掌る官吏と借款契約に依り任用せる者、會辦及各分所經理との二者間に關する事項

三、鹽務に關する一切の重要なる命令及文書は顧問に交付して其檢閲を經へく必要ある時は署長と熟議すべし。

顧問は隨時必要に應じ鹽務署の記錄文書を閲覽することを得

四、顧問署長相互の意見一致せざる時は財政總長之を裁決す

借款契約には鹽務署顧問設定の外借款使途監督を嚴にせんか爲審計院に外人顧問を聘用せしめ借款領收證は凡て審計院國債局支那人及外人兩稽核員の協同

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

署名捺印を要すること、し一九一二年十一月發布の審計處暫行規則を直に實施せしむること、し又該規則を借款契約書に添付し以て將來該規則を改大する場合に於ても本契約の効力を毀損するが如き事無からしめ寸毫の遺憾なきを期したり審計院顧問としては獨乙人一名これは佛露人各一名國債局顧問としては現在日に任せられたるが後或は辭し或は廢せられて現在日本人一名これに居る。

（丙）外人聘用員の配置と邦人聘用員の地位

今左に鹽稅徵收機關の聘用外人の配置表を擧ぐ。

鹽務機關外人配置表　（民國十一年一月現在）

國籍	中央	地方	計
英	會辦一 其他五	協理四 稽核員三 收稅員二 助理員六	二一
佛	一	協理二 助理員二	五
日	｜	協理五 助理員四	九
露	｜	協理二 助理員二	四
米	一	稽核員一	二
白	｜	稽核員一 收稅員一	二
丁抹	｜	協理一 助理員二	三
那威	一	｜	一
伊	｜	協理一	一
葡	一	｜	一
計	一〇	三九	四九

（備考）（一）配置人員稽核分所及稽核處の數より多きは歸會中の者あるが爲なり。
（二）もと獨人に副會辦一名協理二名其他三名ありしも民國六年八月以後全部解傭し副會辦は缺員の儘とし其他は他國人を以て補充したり。

即右に據つて見れば英國の二十一名を最とし日、佛、露、の順位を以て之に次ぎ特に稽核總所の要位は英國獨り之を占め日本はこれに與らざるを知るべし而して此の如き了解に達せる曲折は特に一言するの要あり。

借款契約調印に先ち支那政府が造報所の設立を宣布するや顧問として丁抹人オイセン（天津海關長）を會辦に任用せんとしたるも銀行團は之を承認せず英獨佛露互に自國人より之を任用せむことを求めて相讓らずさりしか本件に關し帝國政府は寧ろ名を捨て、實を採るの方針に依り中央の地位を捨て、地方に多數の地位を獲得せんことを庶幾し強て中央に於ける地位を爭はざるの態度を支持したり而してこの間米國（當時尙未だ脫退せず）は寧ろ其國籍如何を問は

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ずして公平なる人物を擧げんことを提議したるも關係國以外の小國より會辨を出すが如きは擔保確保費途監視の意義を失ふのみならず小國出身の會辨は一朝支那側と意見衝突する場合に於て之が後援たるべき有力なる政府無く從つて充分職務に忠實なる能はずとの見地よりして他國側の容認する處とならず更に屢次の討議を重ねたるが結局會辨一名は英國人審計院顧問二名は佛露兩國人國債局顧問一名は獨國人に決定し後更に獨國側の熱心なる希望を容れ鹽務副會辨を新設し獨國人を以てこれに當らしむること、したり。然り中央に於ける要位は斯くして遂に英佛獨露の四國人に依て占有せられたりと雖必ずしも永久に右四國人の獨占に歸したるものに非ず將來缺員を生ずる場合に於て他國人の之を襲ふを妨けず現に帝國政府は右の了解を明確ならしめんが爲當時英國政府に對し覺書を送致して其趣を聲明し英國政府亦帝國政府と全然見解を同じうする旨を復答したり只惜むらくは右の見解は關係國政府全部の確實なる保證を得の遑無かりしと現在北京關係國代表者會議に於て日本公使は重ねて之を聲明し各本國政府に報道せんことを要求したる事あるを以て帝國政府の主張は必ずしも關係國政府の全然聞知する所に非すと云ふを得ざるべきなり。然れども當初日本が中央の地位に關し比較的冷淡なる態度を持し以後又中央重要の地位に一人の有能達識の邦人を就任せしめず地方職員の任命に就きても動もすれば邦人疎外せられむとす日本が纔に財團に加入し而もその割當額を佛國より借入れたるが如き狀態の下に在りしとは云へ又一面日本外交の拙劣を想はすんはあらず。

香港の貿易（承前）

稅關事務官　井出季和太

四　重要輸出入品

（一）米　本品の輸入は年に依り增減あれど近年約七十萬噸內外六千萬弗見當と稱して居る就中西貢米大部を占め暹羅米東京米等之に亞き其の內小量の支

那米がある而して平年產地の輸出能力より見れば西貢約百二十萬噸暹羅百萬噸蘭貢二百四十萬噸東京十五六萬噸に達し輸出港は盤谷蘭貢西貢及海防である。

(イ)西貢米　本米はメコン川流域に在る二百五十萬町步に產する輸出米の總稱で香港に於ては近年暹羅米不作の結果殊に本米の集散額は第一位に在り其品質は暹羅米の次位に在り日本沖繩臺灣等に輸出し食糧として價格割安である品種は長粒と丸粒とあり日本向は丸粒である。

(ロ)暹羅米　本米は一部當地に陸揚せられ其の他は直接本船より戎克に移し廣東梧州三水又は江門地方に積送し或は直に日本諸港へ積替輸送し其他沿岸各港又は麻尼剌方面に輸送するを例として居る支那內地向は主として三號米大部を占め日本向は一、二號米に限り沿岸及麻尼剌向は二、三號米で其取扱高最も多量である。

本米の品質は最も優良にして純白中粒で輸出向として殊に聲價がある但し碎け易きが爲め碎米として多量取引がある蓋し麥酒、飴、燒酒、泡盛、又は菓子等の原料に供せらる爲め日本に對して相當に輸出がある從來は神戶經由なりしが今後更に基隆經由の上沖繩に移入すべしと思ふ白米及半搗米の兩種共に輸出し白米は粒小である半搗米は日本に輸出して臺灣米と混ずるが如く品質は臺中附近の米と大差なしと云ふて居る。

(ハ)東京米　本米は佛領印度支那の北部即ち紅河流域北寧及南寧方面より產出し全部殆んど海防より輸出し一部は戎克にて兩廣內地に輸送する當地にては西貢米に次ぐ重要米である。

品質は純白で白米及半搗米の兩種を輸出する白米は暹羅米に比して小粒であり半搗米は日本向である。

(ニ)蘭貢米　本米は東洋に於ける支那に次ぐ米產地である上下緬甸地方の產である當港にては取扱高比較的多からざれど西貢米東京米に次ぐ主要米で輸出は主として蘭貢で其の販路は大體前者に同きが近年殊に厦門及臺灣に輸出する(厦門の精米所には蘭貢人多し)當港に輸入するものは敏棠と稱する一種である。

品質は上等品は日本米に似て丸粒で質硬く粘著性に富む故に日本人の食用に適すと云ふ中等品以下は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日本米に似るも色澤黒く稗、籾、混入し外觀惡し。

以上當港に於ける平均一擔の市價を見るに一九一七年中には暹羅一號丸粒白米五弗五六十仙西貢米同四弗五六十仙東京米四弗八十仙見當であつたが一九二二年春頃には暹羅一號米六弗二號が五弗七十仙西貢一號米が五弗三十仙二號が五弗東京白米一號が五弗五十仙牛搗米一號五弗蘭貢米地方向(一等)が五弗二十仙敏棠が五弗四十仙暹羅碎米一號四弗三十仙二號四弗見當であつた。

左に香港に集散したる最近三箇年間の米の對照表を掲ぐ。(香港三井物産會社調査)

口輸出額 (米、粉、及米糠を含む)

仕向地	一九一八年	一九一九年	一九二〇年 四半期の一	四半期の二	四半期の三	四半期の四	合計
	擔	擔	擔	擔	擔	擔	擔
英國	五、九九八	二五	四	四五	八四八	六、七三三	七、六三三
濠洲及新西蘭	九七、五〇三	八九、五六〇	一七、五九〇	一六、五九五	二二、一五八	二六、七二〇	八六、〇四五
加奈陀	五〇九、五〇八	一二七、七七六	一五九、六〇一	四三、七五六	五、〇四二	一二、七八一	二四二、五八〇
印度及錫蘭	一四四	一七二、七五〇	五六	一五六	一八	六七	四六〇
南アフリカ	三、四八八	四五、四二四	—	—	—	—	—
海峽住民地	五、五三八	四一、一一五	九〇七	一、二二二	五八九	五、一九八	七、九八四
英領ボルネオ	二、〇一八	一四、二七八	—	—	—	—	—
其他の英領	—	—	三五、一二六	一七、九五七	五〇、九四三	二九、五〇四	一三三、五二一
モーリシアス	—	一、〇四二	—	—	—	—	—
北支那	一二六、九四二	四、七八五	一、〇五九	一、二七四	五七、四六〇	五七、二八九	八九、〇九五
中支那	八五六、九四五	六七、五五六	二九	五	二二、一五五	七一、四五四	九二、六九九
南支那	七、〇五五、五九六	五、二一九、四六七	四六七、四五五	五〇七、〇三三	五一〇、九四五	一、〇五三、四五五	二、五〇七、八八〇
日本	二、九五九、〇五七	四、一四二、五九二	一〇九、五四五	一一〇、〇七八	四五二、〇二二	一五五、〇九五	八二四、七〇〇
蘭印	九、〇四〇	二七七、九一六	一八、五一〇	四一、〇二〇	二二、一六九	一五、六九七	九四、一五六
比律賓	五四六、六九四	一五五、五一五	九、六五五	五二五、二二五	五二〇、四八九	五一七、〇五六	九六四、六二二
佛國	—	—	—	一五、〇〇二	—	四	一五、〇〇六

	一九一八年	一九一九	四半期の一	一九二〇年四半期の二	四半期の三	四半期の四	合計
米合衆國	一、五〇〇、〇〇五	六〇八、一七七	二六八、五一〇	四一一、〇〇〇	二一一、四四〇	一六、八〇七	四五四、〇〇七
歐米	三一五、一六六	八二一、六〇五	六五五、五五五	六四四、一六八	五七、五一五	五三、七四〇	一、一五〇、六一五
中米	四四、三三三	四三、〇五六	—	—	—	—	—
南米	五八、一八〇	一七、五五七	—	—	—	—	—
其他	六五	六六一	五九、九九七	四六、一五五	一五八、四五五	三六七、一〇四	四六一、六六七
計	三五、五〇五、五四一 一五、〇六六、四六一弗	一〇、一〇五、九一三 一七、四四五、〇〇七弗	三、〇八九、二三五	一、六六八、八〇九	一、五一五、五五八	三、〇四五、一六五	七五、三二五、三五五 五、七七〇、六〇〇弗

ロ輸入額（米粉及米糠を含む）

仕向地	一九一八年	一九一九	四半期の一	一九二〇年四半期の二	四半期の三	四半期の四	合計
英領印度緬甸	五三、六八四担	一六六、四四三担	四七、八五五担	五五、二〇〇担	四四、六三三担	一〇、七五七担	五〇三、三二四担
海峽殖民地	二六、〇一三	四四、一七〇	二七、九九六	五六八	一四〇	五五六	六九、一八一
北支那	八、四〇八	一二五、五八五	九一、四五一	一〇一、九三三	二〇、〇五三	四三五	三二五、九九〇
中支那	五八	一〇、一二五	一四、一六八	一八、八四〇	八九	五五五	五五、四四七
日本	八、二三一	一〇、五五八	一、〇五七	四、五八八	五九	一六一	五、六七八
佛領印度支那	三五、五五三、一二四	六、九五五、三三四	三、九一〇、四五一	一、一三四、九七七	一、三三一、九九八	一、六八八、五五四	七、五五五、九九〇
シャム	五、三五四、〇六一	五、六七七、九五五	四四〇	五六八	九、五一八	二四〇、八六六	三四〇、〇〇五
其他	四四	五、三六八	一、〇二〇	一六六	一三九	—	一、五五五
計	一九、六六五、〇〇五 六五、六七五、八二一弗	一二、二一〇、六三四 三五、七五六、一九三弗	五、〇九四、五八九	一、三四七、四六一	一、四〇五、八〇七	二、六六一、三五七	八、二〇五、八六四 三三、九九二、九〇五弗

二　砂糖

砂糖は香港に於ける重要貿易品の一に屬するのみならず他の轉送貨物と異り原料粗糖を爪哇麻尼剌其の他より輸入し之を大古及怡和の兩製糖工場にて精製し大部を北支に振り向け其の他支那沿岸諸港及印度比律賓英米日等に輸出する加工貿易品として特に重視すべきものである。

近年香港に輸入する砂糖の數量は例へば戰前より戰時に亙り二十萬噸乃至三十一萬噸臺なりしが一九一八年には産地豐作と爪哇政府の輸出制限の撤廢と

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に依り十餘萬噸を增加し各種總額は四十二萬六千餘噸を突破したるが如き盛況を呈し自ら同年輸出した精糖は三十萬噸餘に達し越へて一九一九年に至りては支那方面に於ける需要增加の結果夏期二箇月間の投機により市場を攪亂した外は一般に市價は堅實に騰貴し殊に又年末に際し從來日貨抵制の結果支那の需要が香港の精糖に向つて殺到し來り急に奮勢を挽回し一方爪哇に於ける原料糖の價格は年初の十三盾が年末には一躍四十二盾の高値を唱ふるに至つた之が爲に同年の輸入尙三十六萬餘噸輸出は三十三萬餘噸に達し而して精糖としての輸出は十八、九萬噸を占め數量は減退したれど其の輸出價格は前年の六百九十餘萬磅に對して八百二十一萬餘磅に增加した尙印度及彼斯灣方面の供給不足に對し香港の輸出能力は不足を來した如き情況であつた更に又一九二〇年に於ては市價一層暴騰した結果輸入は二十餘萬噸輸出は二十九萬餘噸に下り就中精糖としての輸出は三十一萬餘噸であつた前年に對して少量を減退したれど其の價額は前年の八百二十一萬餘磅に對して一千四百二十餘萬磅の高額に增進するに至つた。

香港に輸入する砂糖は爪哇糖を大宗とし總額の七八割を占め平年には一ヶ年約二、三十萬噸臺見當なれど一九一八年には約三十五萬八千餘噸の入貨があつた而して其の大半は當地に在る前記精製糖工場に於ける原料に供し其の他は當地を仲繼として上海其の他沿岸諸港又は廣東等に積替輸出して居る又現時爪哇の耕地白糖たる白更其の他の價格比較的低廉の爲輸入せられしもの多量にある例へば一九二〇年には二十五萬七千八百餘擔(約一萬五千餘噸)一千餘萬磅に達して居る。

香港に輸入する爪哇の黃及赤糖は主として百七十封度入の「アンペラ」包とし原料糖は約四百封度入の長圓形の竹籠に包裝し而して白糖更目赤糖等は凡そ二百三十磅入の「ガンニー」袋を使用して居る。

爪哇糖に次て輸入するものは比律賓糖である本品は俗に呂宋糖である本品は俗に呂宋糖と稱する麻尼剌糖及「イロ〱」糖の二種である赤糖として粗糖が多く輸出せらる一號より六號あれど三號が多く當地の直接需要に供する外北支又は日本等に仕向け當地には棕櫚葉に包み竹籠に入れて輸入する量目は七、八十封度乃至百封度入れの小俵である。

品質は一般に中位に在り爪哇の黃糖に比して稍青

味を帶び就中「イロ〱」糖は呂宋糖に比して濕氣を含むこと遲き爲め品質佳良である用途は直接消費に供し原料用に充つること殆んど稀である。

輸入數量は一九一九年には粗糖は八十五萬一千餘擔精糖二萬餘擔あり一九二〇年には減退して粗糖二十九萬二十餘擔精糖八萬二千餘擔となつた。

次に支那糖には福建の漳州廣東の仙頭奥地其の他四川及雲南等の外に海南島より產出するものがある漳州糖は黃糖て大部は上海に仕向け一部厦門を經て當地に輸入するものがあつたが近年は其の輸入を見ないのである廣州灣より輸出する板糖は同じく上海方面より日本に仕向けられることがある又三多福濕州等の靑糖があり前者は廣東の產てあり當地に多少使用するが長江方面に仕向けて居る海南島及其の對岸の府村よりは赤糖を產するが品質惡しく長江方面に少量を輸出する又雲南の會安產の粗糖はツーランより出て多少同じく長江方面に輸出することがある其の他外國糖としては阿弗利加のモウリシアスより戰時中船貨の都合上輸入したことありしが平素は殆んど其の例を見ない又海峽殖民地の卑南より靑赤兩糖が輸入され北支へ仕向けられたが品質「イロ〱」糖程度のものでぁある濠洲產糖の如き今日殆んど輸入を見ない輸出貿易は支那に對するものを巨擘として居る蓋し先年臺灣糖業の發達に伴ひ十有餘年前より日本糖の支那輸出を開始し加之大正六、七年臺灣糖の大豐作に際し日本糖は中南支及香港の市場を侵犯したが最近に至り前記排貨の反映及生產費昂騰等よりして日本糖の不況を機會として香港糖は販路の奪回に腐心し今日の地位を獲得したのである殊に昨年香港精糖會社が獨占跋扈の結果支那商人中には日本の製糖を上海又は臺灣等より輸入し改裝して當地工場の製品の如くにして支那內地に販進しつゝあるは注意すべき現象である支那に對する輸出品の割合を見るに一九一九年總額約三十一萬五千餘噸精糖約十八萬七千餘噸中各自二十三萬四千餘噸及十三萬二千餘噸卽ち約七、八割を占め一九二〇年總額約二十九萬四千餘噸精糖約十八萬六千餘噸中各自二十一萬六千餘噸及十三萬二千餘噸を占め而して北支に對するものが大部である支那に次ぐものは一九一九年には日本印度等とし一九二〇年には北米合衆國印度及日本等である。

左に國別に輸出入數量及價額の對照表を掲ぐ。

口輸出額

		一九一九年					一九二〇年				
		氷糖	糖蜜糖	粗糖	精糖	計	氷糖	糖蜜糖	粗糖	精糖	計
	擔 磅										
北支	同	一三六、一七六	八	一、二一九、八六〇	一、六一八、七〇八	二、八七四、七五二	八〇、八三五	四	九二九、五七〇	一、八二七、四七二	二、八三七、八八一
	同	四〇三、九一四	四	一、八六四、八三八	四、三三三、〇三四	六、五九一、七九〇	七〇七、九九三	八	二、五九二、三四二	七、九二九、八五七	一〇、九三〇、二〇一
中支	同	二四、三三二	三六、七一四	七六、〇四七	一四一、一〇二	二八〇、一八四	五二、五七六	二八、七二六	三〇、九〇二	一三四、一九四	二〇一、六二一
	同	七〇八一	二三、三九八	九九、九九八	三五九、七〇五	五五〇、一八二	一二、九一五	二一、二四七	六〇、九八七	五三三、〇七七	六六七、八九七
南支	同	四六〇	一四三、四五一	一四三、四五一	四三六、四七二	七八五、八七〇	一二、九一五	一九六、七一九	一〇四、三二四	二四九、五五六	五六三、五一三
	同	一二、二九七	三一六、三九八	三一六、三九八	九九九、三四九	一、三七八、五八三	二八、六四六	九〇、一四〇	二五〇、二七九	九九四、八一六	一、三六五、八八一
計	同	三四、七七七	二三九、三九一	一、三四一、七六一	二、二〇〇、五三〇	二、九〇六、九〇八	一〇四、五四九	二二二、四四九	一、〇六四、八一四	二、二一一、二二二	三、六〇三、〇三四
	同	四八三、二九二	一一五、九四一	二、六八一、二三四	五、六四二、〇八八	八、五二〇、五五五	七八、九一二	一一一、三九五	二、九〇三、五〇九	九、四五七、七五〇	一二、五五一、九七五
日本	同	—	七、一七五	三三一、三五〇	一四〇、九六三	四七九、〇八八	—	七六八	一八三、九六二	二一、三二一	二〇六、〇四一
	同	—	一七、六六四	六六五、二〇六	三七〇、一〇四	一、〇六一、八八四	—	七二〇	五七六、〇九五	七三、六八九	六五〇、五一二
英國	同	六	—	一四	一六八、二〇三	一六八、二二三	七	—	八	三三、二三六	三三、二五一
	同	二八	—	三七	四四四、四八八	四四四、五五二	三五	—	二四	一二七、四四二	一二七、五一一
濠洲	同	五	—	七六	九一	一七三	一三	—	六五	二五	九三
	同	一五	—	二二〇	三八三	六一八	八〇	—	二二二	一〇〇	四二二
加奈陀	同	一〇九	—	二	三、三二七	三、六四七	一三二	—	三九	八、〇三〇	八、五三〇
	同	三五四	—	五九五	一三、二五二	一四、二二四	六七四	—	一、三九六	三七、九四一	四〇、〇一二
印度	同	四、八六六	—	—	三八二、八三五	三八七、七〇一	四、一七九	—	五	一八三、八八四	一八八、〇六八
	同	一七、八八四	—	—	一、〇〇二、四一四	一、〇二〇、二九八	二五、五三六	—	一〇	八七七、六四九	九〇三、一九五
錫蘭	同	—	—	—	四七、〇三八	四七、〇三八	—	—	—	四三、二九〇	四三、二九〇
	同	—	—	—	一四八、三八〇	一四八、三八〇	—	—	—	二三一、四六九	二三一、四六九
緬甸	同	—	—	—	五〇一一	五、〇一一	—	—	—	七〇〇五	七〇〇五
	同	—	—	—	一四、八〇六	一四、八〇六	—	—	—	五五、九〇〇	五五、九〇〇
海峽殖民地	同	—	—	三、四七三	八、六五七	一二、一三〇	—	一三	三、三七七	一六、七五四	二〇、一四四
	同	—	—	一一、六二三	二三、八三三	三五、四五六	—	五九	二三、六九六	七六、二〇六	九九、九六一
埃及	同	—	—	—	三八、八五〇	三八、八五〇	—	—	五〇四	七三、七三二	七四、二三六
	同	—	—	—	一二八、九一〇	一二八、九一〇	—	—	二、一〇四	四一四、七一八	四一六、八二二
其他英領	同	八〇	七五	四三七	三七、三三五	三七、九二七	二二四	二	四六三	一六、九四五	一七、五二四
	同	二五九	八九	八六〇	八六、八五〇	八八、〇九八	五五九	五	一、七八四	八五、四七二	八七、八二〇

		一九一九年 氷糖	糖蜜糖	粗糖	精糖	計	一九二〇年 氷糖	糖蜜糖	粗糖	精糖	計
蘭領印度	同	—	五〇	三	二一三	二六五	九	—	一二	二四五	二六七
	同	—	九三	三	八五六	九五二	四七	—	五一	一、六四八	一、七四六
佛領印度支那	同	五、三六〇	—	九八九	三四、九九九	四一、三四八	一、七四二	—	四六七	二六、四七八	二八、六八七
	同	一四、三〇七	—	一、八〇一	九六、一二四	一一二、二三二	九、五八一	—	二、六〇〇	一三六、八六五	一四九、〇四六
暹羅	同	二〇	—	二、四二七	一、一七四	三、六二一	六六	—	二六	一、五九一	一、六八三
	同	五三	—	三、一二四	四、九九五	八、一七二	三一九	—	一三一	九、六四二	一〇、〇九二
比律賓	同	三〇四	七四	一、〇九四	八、一〇〇	九、五七二	四五八	二二四	一三四、二〇九	三四六、八七六	四八一、七六七
	同	一、一二九	一五三	三、一八〇	二九、八三一	三四、二九三	二、六八五	五七四	七三五、五八七	二、〇四五、三九五	二、七八四、二四一
米合衆國	同	三〇四	七四	一、〇九四	八、一〇〇	九、五七二	四五八	二二四	一三四、二〇九	三四六、八七六	四八一、七六七
	同	一、一二九	一五三	三、一八〇	二九、八三一	三四、二九三	二、六八五	五七四	七三五、五八七	二、〇四五、三九五	二、七八四、二四一
玖瑪	同	三	—	—	—	三	五	—	二	—	七
	同	二	—	—	—	二	一〇一	—	四	—	一〇五
佛國	同	—	—	—	一、六八〇	一、六八〇	一	—	—	三、五二五	三、五二五
	同	—	—	—	六、九六一	六、九六一	三三	—	—	一五、九〇六	一五、九〇六
其他	同	二五	—	二、五六三	七八、二一五	八〇、七一三	四四	—	八、四三〇	一一四、八三三	一二三、二九七
	同	一三	—	五、三九〇	一四一、八六〇	一七七、四五九	二八	—	一七、五五五	五五二、五二三	五七〇、一〇六
總計	同	一七五、六八五	二四六、七七七	一、六八三、九九八	三、一五二、四二四	五、二五八、八八四	一二、四七七	二三三、四七七	一、四四六、五三九	二、三〇九、九七八	四、〇〇一、四七一
	同	五一八、〇六八	一三一、九五五	二、九七三、二四一	八、二一〇、四八三	一一、八三三、七〇七	五二、九八五	一一三、七九一	四、四九六、四四八	一四、二〇六、三〇一	一九、三四五、四九五

ロ　輸入額

		一九一九年 氷糖	糖蜜糖	粗糖	精糖	計	一九二〇年 氷糖	糖蜜糖	粗糖	精糖	計
蘭領印度	擔	—	一七四、八五六	四、二三六、六六六	一五六、五三三	四、五六八、〇五五	—	四九三、四〇三	一、九一九、五六二	二九七、八八七	二、七一〇、八五二
	弗	—	一四六、〇二六	—	—	—	—	五一六、三三三	八、五九九、〇六一	一、〇〇九、九六二	一〇、一二五、三五六
佛領印度支那	同	—	—	一四九、二六九	三	一四九、二七二	一	—	一〇一、九〇二	一、二八五	一〇三、一八八
	同	—	—	—	—	—	八	—	三〇九、九一五	四、二二八	三一四、一五一
比律賓	同	—	—	八五一、一七二	二〇、三四二	八七一、五一四	—	一	二九二、六一四	八二、七四二	三七五、三五七
	同	—	—	—	—	—	—	二	八一四、五五七	三六六、六三〇	一、一八一、一八九
暹羅	同	—	—	三、六八二	—	三、六八二	三〇四	四一二	六四、九〇九	二、八八七	七〇、五一二
	同	—	—	—	—	—	一、六二〇	一、七五六	一七八、〇三四	一三、九一五	一九五、三二五

海峡殖民地	同	一〇二、〇五一	一、〇九〇	四八、七六九	九、三四五	一五、一八三	一五、八八六	九七四	三〇、七七二	一六、七七七	六四〇、〇九八
	同	一	一	一	一	一	七六、四一八	一、二〇二	一〇九、六七四	六六、六八七	二五三、九八一
北支	同	一	一	一、五九八	二、六〇七	四、二〇五	一	一	一六、一九〇	四二、九一〇	五九、一〇〇
	同	一	一	一	一	一	一	一	五七、九二六	二一五、一九六	二七三、一三三
中支	同	一	一	一	二〇	二〇	六九	一	一〇、五五四	八、九一九	二九、五四二
	同	一	一	一	一	一	三九四	一	八八、四〇五	三七、八五三	一六六、六五二
南支	同	一	一	二六二、一七四	二、四九六	二八四、六七一	一	一	一	一	一
	同	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他	同	一	一、〇〇八	九、六五六	五六	一〇、七二九	一	一	六、三六五	九〇〇	七、二六五
	同	一	一	一	一	一	一	一	一六、一七〇	三七、七五〇	一九、九二〇
總計	同	一〇二、〇五二	一七六、九一四	五、五八四、四九〇	一九一、五七〇	六、〇五六、〇二六	一六、四二九	四九八、〇八九	二、四五六、九二九	二七四、一五一	三、四五五、二八九
	同	一	一四七、五四二	一	一	一四七、五四三	七九、四一〇	五一九、一八三	一〇、二二一、七七三	一、九六九、一〇三	二四、七七九、四六八

(備考)香港の製糖業は從來大古洋行及怡和洋行の經營に係る大古精糖會社(Taikoo Sugar Refining & Co.)は市の東方約三哩の石切灣(Quany Bay)頭にあり英「バッター、フィルド、スワイヤ」の事業で既に三、十四五年前に設立し本店は倫敦に在り現在資本金は二百萬磅である十數年前と異り戰前には事業不況にして能力も往時の四分の一に下つたが前記の如く現在は其の勢力を恢復し日本の支那方面に於ける市場を蠶食したのである殊に同會社は九龍の倉庫及靑筒汽船を利用するを以て將來に於ても日本の製糖業に對する一勁敵である。

後者の支那精糖會社(China Sugar Refining & Co.中華火車糖局)は同じく市の東端(Erst point)のボウリングトンに在り「ジャーヂンマジイソン」(渣甸)の事業で前者より古く一八七八年に設立し資本金二百萬弗(拂込濟)とす同社の營業も同じく從來不振にして前者と同じく能力を發揮することが出來ないで每年損失を招いて居つた元より最近に於ても其勢力は前者に及ばないのである。

兩社とも事業の內容殊に製糖能力を秘密にして外部より努めて其の調査を試んとするが容易に知ることの出來ぬを遺憾として居る但し推定に依れば前者の公稱能力は一日一萬三、四千擔であるが實際は最近六、七千擔の生產をし一九二一年には能力を增加して二萬五千擔となす計畫ありと云ふ後者の公稱能力は三、四千擔であるが實際は約半數の二千擔以下を

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

發揮したのみである但し今年は六千擔に增加すると云ふ蓋し兩社近年の製糖能力を假りに前記の數量を基とし一日八千五百擔とせば一箇年に三百六萬擔となり一九一九年及一九二〇年に於ける香港精糖の輸出額と殆んど合致するのである。

三　綿　絲

香港に於ける綿絲は主として印度及日本より輸入し其荷動高も十有餘年前には印度絲が大部を占め日本は其の一割乃至一割五分に過ぎなかつたか日本紡織業の發達に從て支那に於ける日本絲の增加と共に印度絲の二、三割を占め又英國絲の販路を蠶食するに至つたのである香港より輸出した各綿絲の總額は戰前は二十餘萬袋（一袋は四百封度約三百擔とす日本絲は重量稍重し）以上に在りたれど戰時中價額騰貴の爲め減退し更に一九一八年には十四萬五千袋に下つたが一九一九年には其の地位を恢復し十八萬七千餘袋に上り一九二〇年には稍減じて十八萬四千袋臺となつた而して印度絲の荷動は戰前約十五、六萬袋に在つたが一九一八年には八萬五千餘袋に減退し一九一九年には稍增加して十一萬八千餘袋一九二〇年には漸く十二萬七千餘袋に達した反之日本絲は戰時中戰前の約倍額に上り殊に一九一八年には五萬八千餘袋に達した但し一九一九年には三萬八千七百餘袋となり一九二〇年には二萬六千五百餘袋に下つた。

一方最近の輸入數量を見るに一九一九年總額十八萬六千餘袋中印度絲は十四萬四千餘袋日本絲は三萬三千九百餘袋を占め一九二〇年には總額は增加して二十五萬三千餘袋に上りたれど印度絲は減少して十一萬九千餘袋となれり日本絲は增して五萬五千餘袋となり尙米國絲が急激に增加し二萬一千餘袋に達した。

綿絲の仕向地狀況を見るに西は兩廣內地より雲南に及び安南交趾支那地方より比律賓其の他南洋諸島に亙り北は汕頭厦門より福州地方に及び國別輸出額に於て支那に對しては約七割以上を仕向け一九一九年には其額十四萬餘袋に達し殊に南支に十萬五千餘袋を仕向け佛領印度に約四萬袋比律賓に一千餘袋を仕向け一九二〇年には支那に對して十二萬六千袋南支には十一萬餘袋を仕向け佛領印度支那に約四萬九千餘袋比律賓に約二千七百餘袋を仕向け其他は數ふるに足らぬのである。

日印綿絲共に太番を主として雲南及兩廣の內地沿

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

岸諸港に仕向け三十番以上のものは廣東奧地、東京及比律賓等に仕向け四十番以上或は五十番以上の瓦斯絲は主として比較的生活程度高ぎ廣東及海防麻尼剌等よりイロイロサンダカン地方に輸出して居る。

印度絲の殆んど全部孟買より輸出、其の種類は六手以上二十手迄の太番で細別すれば四十餘程ある品質は價額低廉にして粗惡であるが紡織用として輸入最も古く一般支那人間に氣受好き傾向あり大體粗布の原料に供するが故に需要の範圍廣く販路地盤亦堅固である荷造は英國式にて四十「バントル」を一梱とし「ガンニー」袋に包裝し量目は一「バンドル」約十封度に一定し一梱約四百封度内外とし鐵條を以て結束して居る。

日本絲は主として阪神及京濱地方のもの多く又中國及九州筋より相場の變動に依り時々上海を經由し又近年上海絲を一部包含して輸入せられて居る元より八手乃至二十手の太番が大部であるが二十手以上四十二手迄の中番も相當に達し尙五十手以上八十二手以下の瓦斯絲も近年需要あり英國絲を驅逐したのである。

前記六手以上二十手迄の太番を三號品とし二十手以上四十手迄を二號品とし五十手以上は凡て二子絲て一等品であつて百手に及ぶ品質三號品と雖も印度絲に比して絲線整ひ細毛少く光澤あり一般支那人に氣受好きが爲近來印度絲の販路に侵入したのである荷造は印度絲と同しだが只包裝は防水布を用ひ外裝に上等の「ガンニー」袋を使用して居る。

次に印度絲其の他の製品と日本絲の競爭上の情勢を一考するに日本絲は印度絲と競爭の中心たるは二十番中であるが品質優良であるから廣東方面の綿布工業の發達に從て益々其需要を增加すべき傾向あれど一方品質粗惡にして價額低廉の印度絲は支那の如き下層民の多き發達の遲々たる地方奧地の粗製土布の原料とし其の需要を短日月にて減退すべきものでないが爲に今日の地位を急激に變動することは少ないと思ふ又近年日本絲の立場に對し注意すべき新事實は支那紡績業の發達に從て香港に直接輸入せられざるも廣東に輸入する支那絲の數量が增加し來り當地商人の意見に依れば支那絲が一箇年に五萬袋位仕向けられて居ると稱するのである但し上海絲は中支長江筋に於ては少からず、日本絲を威嚇しつゝあるか南支殊に香港經由は外國地帶たる關係上輸出後

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那に再輸入する際に輸入税の負擔あるか爲に著しき販路の擴張を來すことはなかるべしと云ふ。

終に印度絲は香港に於ては尙現在重要貿易品の一なるが故に一九一二年以降一九一九年に至る市況を「チャイナ、メール」紙の記念號より拔萃することにする。

一九一二年の市況には特筆すべきものがある其の取扱高は約十八萬袋で當地工場の生産品に關し支那商人が周到に興味を惹起した。

一九一三年は一九〇六年以來最も不況で支那商社中には閉鎖したものが多く取扱高は十二萬五千袋に過ぎなかつた。

一九一四年には不況で一九〇六年と同じく損失を及ぼした但し歐州戰爭か關係し相場に波動ありたれと結局は前年に比して多少增加し十五萬五千袋に達した。

一九一五年には一箇年を通して市場は堅固で取扱高は十萬八千袋を占め其賣却高は前年に比し約三萬七百袋を越へた蓋し同年中頃孟買の相場安と市況不活潑の爲め支那商人の賣進みたるため取引高を多くした九月頃は市價は一袋に付三、四弗の騰貴をなり其の數量の多きは十手物て年末には約五萬六千六百五十袋の取引があつた二十手物は日本絲の競爭に遭遇した爲め需要が少なかつたのである。

一九一六年の初頭には相當に著しき變動があつて大口の取扱は不安心であつた其後五月初には銀貨が暴落し又多少需要地よりの買進みに依つて相當取引の見込ありたれど支那內亂の爲忽ち情態變化し特に廣東に對する輸送は中止し其後の市價最高に達し十月迄は市場極はめて不況にあつた同年の取扱高は十四萬一千八百袋て賣却高は前年に比し約三萬三千袋を增加した。

前年と其の市價を比較すれば左の如し。

年次／品名	一九一六年	一九一五年
十手	一三一—一二五弗	九〇—一〇五弗
二十手	一三五—一七〇	一二五—一三〇

一九一七年は最も綿絲相場の激烈の變動を見た年で「テンス」は一月中の百十二弗乃至百十三弗が八月の綿花相場が二十一片の稀有の高價を示したときには一躍して百弗に暴騰し其後棉花が急激二十六片臺に下つたときに俄然五十弗を値下同時に爲替の暴騰

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

が取引を停止し市況暗澹として商人は一九〇六年の破綻期を豫想し爲に新規取引の差控を協定し持久の態度に出た爲に其の中棉花の持直し及爲替の下落に依り漸く恐慌を避くることが出來た又其後孟買市場が昂騰し當地市況は恢復して商人相當利益を見たのであつた前年に對する市價の對照は左の如し。

年次 番手	一九一六年	一九一七年
十手	一二一—一二五弗	一三五—二〇〇—一八〇—弗
二十手	一三五—一七〇	一七〇—二八〇—二二〇—

一九一八年は又相場の變動あり年初十手百八十弗及二十手二百三十弗が六月末迄殆んと不斷に昂騰し殊に其の後の三箇月は更に暴騰し十手二百五十弗二十手二百六十五弗に上り商人は極めて需要の切迫した筋のみに取引をした其結果是等商人は同年十一月休戰後には十手二百五弗二十手二百二十五弗を以て年を越へた。

同年中に於ける市價の昂騰は主として棉花の不作及地方工場に製造した棉絲布に對する印度に於ける需要の増加及「マンチエスター」製品の拂底に依つたもので一方輸入業者及支那商人は利益を受けたのである。一九一九年には大體前に比して市價昂騰し年初の十手二百十五弗二十手二百五十弗が五月に於ける多少の低落を除き其の後十手は二百五十弗二十手は五月には二百九十弗なりしが九月には三百二十五弗に年末には三百五十弗に躍進したのである。

同年市價昂騰の原因は日本に於て綿布市場の擴張に依る輸出綿絲の缺乏及支那に於ける日貨抵制であつた要するに同年世界に於ける綿布の需要は増進して綿布の製品及貿易は異常の發達を來したのである

ロ第一表綿絲輸出入對照表

(一)輸出額

	一九一九年 數量	一九一九年 價額	一九二〇年 數量	一九二〇年 價額
英國	擔 —	弗 —	擔 七	弗 三九九
印度	四八	九九二	八、三〇九	一六八、七〇二
海峽殖民地	八	一九二	三八六	七八五五
其他英領	—	—	三	二三〇
北支	二〇、一三五	二六四、五五九	七五二五	一四四、三三五
中支	九六、〇七一	一、六五五、一九五	四七、四二八	一、〇四〇、〇五一
南支	三一五、二五七	五、二五〇、九七三	三三〇、七四九	六、一二三、九五五
計	四三二、九六三	七、一八九、六三八	三八六、七〇三	七、四八五、五二七
比律賓	三〇、〇九四	四二一、五五一	七七三	一五九、六七一

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

暹羅	六	九七	九九	一八五五
日本	六五七	一〇〇、〇六〇	八二五	一三、四五五
佛領印度支那	三二、八三四	一、九〇七、七四五	一四八、八三七	二、六九九、五六二
蘭印	一八〇	五、一六一	九二九	一四、七三一
總計	五六一、六八六 (一八七、二三〇)擔	九、二四四、八九七	五五二、八〇六 (一八四、三〇〇)擔	一〇、三七三、六八八

(二)輸入額

	一九一九年 數量(擔)	一九一九年 價額(弗)	一九二〇年 數量(擔)	一九二〇年 價額(弗)
英國	八九八	三〇、三三三	四、八七一	二〇〇、七八〇
印度	四三三、七〇五	六八二、二〇四	三五九、五三八	七二一、五六五
緬甸	—	—	三九〇	九、二六九
海峽殖民地	六〇五	一八、四三三	五七	二、二〇四

支那	一七、六二〇	二五八、九五五	七一、八二二	一、一三二、七〇六
中支	—	—	二二三	四四二
南支	—	—	—	—
日本	一〇一、七四五	二〇一、九一八	一六五、三三三	三、三五一、六六八
暹羅	一五〇	四、一五五	—	二、二二四
比律賓	—	—	六〇	六四七、七五六
米合衆國	五、一三三	七〇、七九二	一五五、九三九	四、八七一
和蘭	—	—	一四八	二、四九九
佛領印度	一六六	二、三一二	八七二	二三四九九
總計	五五七、九六〇 (一八五、九九〇)擔	九、二四三、一〇七	七五九、二五五 (二九三、〇〇〇)擔	一二、六〇〇、八四二

□第二表(大正元年以降)綿絲荷動高(仕出高)

本表は香港日本綿花株式會社の調査に依る。

□荷動高

年次	一九二〇年	一九一九年	一九一八年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年
三井洋行	三二、八二六	二九、一一五	四一、二三四	五四、九一五	三七、二六八	五一、四四二	四二、〇四二	三五、一三三	三八、八六一
D Sasson	二六、五五八	二九、七九八	一五、八四〇	二八、一九七	二八、六六六	三三、七六九	四七、七〇一	五七、七〇二	五一、四六〇
日本綿花	九、二六五	九、六四九	一六、四四四	二〇、四〇九	一五、二三〇	一九一六	一〇、三二九	七、七五五	三、九〇一
E D· Sasson	一六、四一九	二〇、〇四九	一五、五五八	二三、八〇八	二七、七七一	二七、四七六	二四、六〇七	三二、五九六	二七、八一八
Curimboy	一四、八五九	一七、六九五	二七、九八四	二五、〇七五	二五、八六三	二九、二五五	二八、九八二	三二、三六九	二八、六八八
S. J. David	一六、一七一	二九、六六四	一七、六四四	二三、五五五	二二、一〇一	一六、三五四	一〇、五八四	一五、八二五	二二、三三三
Joseph Bros	三、〇五七	六、四五一	一一、一六六	八、五三六	一五、二八三	二一、二四二	三、七五〇	—	—
鈴木	一〇、三五四	六、二九五	六、三八七	五、四一七	一一、四九〇	二〇、五二三	五九一	—	三三〇

	一九二〇年	一九一九年	一九一八年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年
東勝	一〇	一八六	二、九二五	一、八二〇	四、六四九	四五八	—	—	—
湯淺	四七	三三	二〇五	二九八	四、三九〇	五、一六一	五、七四九	—	—
C. pollonjee	一〇、二二〇	四、四九二	—	—	—	—	—	—	—
江商	八、九八四	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	五、八一九	五、六八六	三、二六九	四、〇三五	六、二九八	八、七一〇	二三、七〇二	三四、八三九	三一、九〇八
總計	一五四、三二九	一五七、二九九	一四三、七七六	一七五、〇六五	一九五、九七八	二三五、五六八	二一七、七二七	二一六、二一九	二〇五、四七八

口印度綿絲ノ部

年次	一九二〇年	一九一九年	一九一八年	一九一七年	一九一六年	一九一五年	一九一四年	一九一三年	一九一二年
D. Sasson	二六、三三八	二九、七一三	一五、八三二	二六、一九七	二八、六四五	三四、六六六	四七、〇八二	五七、七〇二	四七、六八七
E D Sasson	一六、四一九	一九、九七七	一五、五五八	二三、八〇八	二七、七七一	二七、三七六	二四、五〇七	三二、五九六	二六、四九二
Curimboy	一四、八三九	一七、六七六	一二、九八四	二五、〇七五	二五、八六三	二八、八二〇	三七、八一四	三二、三六九	二六、六〇九
S J David	一六、一七一	二七、八七八	一七、六四四	二三、五五五	二一、一〇一	一六、三五四	二〇、三八四	一五、八一九	一九、五二七
Joseph Bros	三、〇三七	六、〇〇八	一〇、〇九一	八、三九三	一二、七七四	二〇、二〇四	三、七二六	—	—
C pollonjee	一〇、二二〇	四、四九二	—	—	—	—	—	—	—
三井	二一、四一二	七、五六八	八、一八二	一一、九四一	一七、一九〇	二八、〇二五	二七、七四七	二五、〇七三	二六、四七一
棉花	五、〇六〇	五一	—	—	—	—	—	—	—
鈴木	八、三七八	五、五六九	二、七一〇	二、五五五	六、〇八五	一三、二一三	四五八	—	—
湯淺	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江商	四、七五五	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	一、一二三	一、七六一	二、五八三	五、九八三	五、五三一	五、八八八	八四六	二五三	一、五六四
總計	二三七、七五一		八五、五八四	二六六、六〇七					

口日本綿絲ノ部

年次	三井	日本綿花	鈴木	東勝	湯淺	廣生昌	江商	其他	總計
一九二〇年	一、四一四	四、二〇五	一、九七六	一〇	四七	三、三一二	四、二三九	一、三七六	
一九一九年	二、五一五	九、九九八	二、七二六	一八六	三三二	一、五六一	—	二、七六九	
一九一八年	三三、〇五二	一六、四四四	三五、六七七	二、九二五	二〇五	—	—	一、八八九	
一九一七年	二三、九七四	二〇、四〇九	二、八五七	一、八二〇	二九八	—	—	一九五	
一九一六年	二〇、〇七八	一五、二三〇	五、四〇五	四、六五八	二、八二四	—	—	九三五	
一九一五年	二三、四一七	一九、一七八	七、三一〇	四五〇	一、八六〇	—	—	二、五七九	
一九一四年	一八、二九五	一〇、三三九	一五三	—	二、四九六	—	—	一〇、二六一	
一九一三年	一〇、〇〇二	七、七五五	—	—	—	—	—	七、六六五	
一九一二年	八、六七六	三、九九一	四二九	—	—	—	—	七〇四二	

四 綿織物

戰前香港に輸入せらるゝ綿布類は僅かに二千萬弗臺にて殆んど全部英國品を以て占め日獨米品の如きは其一部に過ぎなかつたが戰爭の結果獨逸品は其跡を絶つと同時に日本品の勢力を加るに至り其特製品たる浴巾「ブランケット」等の如きは兩三年前には特に日本品の獨占市場であつた然し大體に於ては今日と雖も英國品は優勢にあり特に戰後其の輸入量を著しく増加し總額の六割内外を占めて居る日本品も著しく其の數量を增加したれど尚總額に對して一、二割に過ぎない但し北支を經由して輸入するもの相當額に達することは注意すべきである。

綿布類の需要地は南北支那沿岸各港より珠江沿岸の各都邑を始めとし又麻尼剌其の他英佛殖民地南洋諸島に亙るのである近年に於ける綿布の市況を左に「チャイナメール」の記念號中より掲記するに戰前の一九一二年には荷動相當に達し殊に優良の生金巾及晒金巾の需要多くあつたが支那商人は一般的には利益少く損失を忍はすは賣行困難となり一九一三年には平時の狀態に取引あり生金巾の十封度もの及晒金巾の中及上物が相當に需要を喚起し其の他加工綿布の新柄多少取引あり戰爭初年の一九一四年には西江

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の氾濫及廣東紙幣の暴落の爲に不況であつたが生金巾の八封度四分の一物は需要なき代りに十封度物は取引があつた晒金巾は荷捌不利に陷た一九一五年戰爭の結果獨逸商人の勢力を驅逐し局面を轉回した年てある各種の機會に於て現金制度の計畫を立てた當初獨逸商人の取引方法か邪魔をしたが獨逸人の退去に及び英國商人は相互の協定に依り其の目的を達し尙進んで支那商人は新情態に適從し更に不便を感することがなかつた染料缺亡の結果生金巾及晒金巾の大在庫品があり加工綿布に對する當初の取引に依て利益を補塡することが出來た一方注意して償還を了し貿易上不利の反動を惹起せずに濟んだのである一九一六年には戰時狀態の爲に英國より供給遲延し市場多少制限を受けたが市價は漸次騰貴し取引が行はれた一九一五年建設せられた現金取引は極めて圓滑に實施せられ獨逸人に依て採用せられた不法の長期信用制度が再び行はれぬことを一般に希望せられたのである。

其の後晒は染料不足の結果尙取引不活潑の儘てあつたが加工品に對しては英國染料會社は相當材料を供給した爲に輸出商人は見本を取り英國染の織物の注文に應じたのであつた敵國商社の解散をなし其在庫品も亦跡を絕つたのである同年中は洪水及颱風の虞なく相當取引を期待したが市價騰貴引渡延期貨幣不足銀の缺亡銀行劵問題又は廣東政治上の不安等の結果反映を蒙つたのである一九一七年には同じく前年廢止した信用取引制度を復活するの必用を認めず現金制度に依て少くとも綿布に關しては取引か滿足に行はれたと同時に獨逸商社の解散を全然決了した「マンチエスター」の市價は益々昇進し其賃銀及其他の生產費暴騰の爲に原料棉花の如きは製品に比較せば重要なる要素をなさぬこと、なつた其の結果英國品は支那に對して不向の傾向を呈した一九一八年には在荷少かりしが支那の內情が持荷を不安ならしめ當地相場は英品に就ては二割五分乃至五割の下落をなし「マンチスター」の商社は日本の侵蝕に對抗することが出來なくなり一方英國に於ける勞働者の賃銀値上運動の脅威を受け生產を增加し生產費の低減を計ること不可能なりしが如き情況で現在の市價を以てしては新取引行はれず歐洲の輸出業者の大部は從前安値に買收し置きたる在荷に倚賴するのみで何人も「マンチエスター」の本相場の恢復するを

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

豫想することが出來なかつたのであつた。

一九一九年には「ランカシャイア」の製品は四月迄は高値を保つたが其の後海外市場の需要向の要求する價格に應ずるか又は工場を閉鎖するかの一に依らねばではならぬこと、なり其の結果多少の工場は作業持續の方法として損失をも忍んで注文に應ずること、なつた而して其の情態は長く繼續せずに相當市價を保つこと、なつた全世界特に支那に於ては戰後の市價の戰前の常態に下落すべきものであると云ふ臆測の下に一時買入を手控へたが事實は之に相違し既に四月頃より上海其の他支那の中心市場に在つては製品の買入を溢りつ、製造に著手すると同時に一方には自由に從前通りて注文を繼續し五月及六月には世界の各重要市場にては「ランカシャイア」及「ヨークシャイア」に對して注文を殺到し自ら棉花の相場を昂騰せしめた爲に實際爲替の勝貴に依つて市價を相殺したことと少なかつたならば支那人の購買を超過し市場は同年を通して不況に終つたのである蓋し其の後の注文は寧ろ過剩であつて製品が尙引續き自由に到達し倉庫の在荷多量に上る曉には勢市價再び暴落すべしと杞憂されたのは當然であつた而して日貨抵制は支那市場に於て得意を存續することを斷念した「ランカシャイア」製の綿布を蘇生せしめたのである斯くしし同年は棉布の輸入に關係ある多數商人をして好況の時季として樂觀せしめたはものありしか一方には斷て電信の延著あり商人に著しき損失を及し投機思惑等を併發したのである。

近年香港に輸出入したる綿布の價額を見るに前記の如き市況に在りしにも拘らず一九一八年には總額四百萬磅以上の輸入を示した一九一九年には市價は騰貴したるか一般的に數量を減退し價額三百二十九萬餘磅に下つた但し重要なる生金巾「イタリアン」「ヴイネシアン」等は英國品大部を占め著しく其の輸入增加して更に一九二〇年に至りては戰前情態の恢期復に向ふと同時に需要大いて增加し價格又昂騰したる結果總額にて一千二百四十六萬餘磅即ち前年の三倍に躍進した。

增加したる重要綿布類の輸入例へば生金巾は前年の二十八萬六千九百餘匹四十一萬四千餘磅が五十七萬一千餘匹百十五萬九千餘磅に至り（特に大部八十封度物である）晒金巾は三萬八千四百餘匹八十三萬九千七百餘磅が百二十六萬一千四百餘匹三百五十餘

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

萬磅に上り（特に大部は四十乃至四十三碼である）綿「イタリアン」の如き八百三十餘萬碼九萬八千餘磅が十倍して一千百二十六萬餘碼九十九萬六千餘磅を突破し綿「ヴイネシアン」も百三萬七千餘碼十六萬七千餘磅が四百七十四萬餘碼七十一萬三千餘磅に達したのである是等增加の主因英國綿布の活躍に在り又日本製品も相當好況を呈し異常の發達を見たのである左に日英綿布の重要品に就て顯著なるものを掲ぐれは下の如きものである。

		英國 一九一九年	英國 一九二〇年	日本 一九一九年	日本 一九二〇年
生金巾	碼	二四六、一三一	五一三、六二七	三〇、六三〇	四八、六四〇
	磅	三三五、七一〇	一、〇一五、九五一	五八、四八〇	二〇、三四五
生雲齊布	同	二三、九〇七	二五、六八七	四、九〇七	二九、〇一八
	同	二六、二三四	一六、七三二	七、六一八	六、七六〇
晒金巾	同	三四五、五一五	一、一三〇、五三三	一二、三五〇	三六、六一〇
	同	七六八、一五六	三、一七七、九〇二	二五、六一〇	八六、三三六
晒雲齊布	同	三三〇、一九四	一、四六一、九七三	五九五、六四七	六九四、八五八
	同	二〇六、七六七	一三八、二二五	二七、八二〇	五三、七六七
(一)各種「イタリアン」	碼	一、三〇三、〇八一	一〇、七七七、二六一	七〇、七四五	一五七、一〇三
	磅	八八一、四三	九九〇、四一〇	六、三八三	一三、七九五
(二)ヴイネシアン	同	一、二九八、二八五	四、六八八、六五四	—	—
	同	一六三、一四二	七〇四、三一三	—	—

(一)及(二)は手織黒染か大部を占めて居る。

日本よりの輸入品の重要なるものは前記金巾類の外に例へば染色雲齊布及「ジーンス」が前年の百萬餘碼五萬六千餘磅に對して百八十二萬七千餘碼十三萬七千餘磅に增加し日本の獨占品たる洛布は一九一八年には六十九萬八千餘反十六萬餘磅なりしか排日貨の爲め一九一九年には五十四萬六千餘反十四萬九千七百餘磅に一九二〇年には二十萬八千餘反十一萬餘磅に減退し「ブランケット」は前年の十六萬五千五百餘條五萬四千餘磅が二十二萬餘條六萬九千餘磅に增加した。（未完）

印度に於ける英國商社

三井物産會社臺北支店　下田文一

一　重商主義の葡萄牙

十六世紀の初葉に當り重商主義の葡萄牙はバスコダガマが喜望峰を迂回して印度に達する新商路を發見すると同時に盛に印度半島に通商し、喜望峰より印度洋一帶マラツカに至る實に數千哩の海上通商

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

權を把握したり。

當時葡萄牙の人口は僅かに百萬人に過ぎずして、而も如斯廣大なる海面の商權を制したるは全く一の奇蹟と云ふ可く、而して本國の國力微弱なりし結果は、貨物の交換による通商に於て利を見る事を主眼とし、重要なる港灣に於ても陸上の設備は、單に「フワクトリー」と稱する倉庫兼商店を建設し、土產を買集めて積出す事及び自國商品を貯藏する設備をなしたる丈にて、彼等の勢力は印度內地へ深く注入する事なく、大體に於て根底深きものならざりき。

二　東印度會社

葡萄牙に次で西班牙人來り、英人は更に遲れたり。今日に於てこそ、印度に於ける英人は尊大に振舞ひ居れ共、十六世紀の初め彼等の印度に來るや「イングリッシ、ドッジー」と稱して輕蔑せられ、土人・使丁・苦力等の爲め街頭に於て毆打の侮辱を受けたる如き事さへありたり。然れども「スローバットステッデー」の根氣強き國民性によりて、十六世紀より約百五十年間彼等は鳴かず飛ばざりしも、十八世紀中葉以後多年の臥薪嘗膽は遂に其實を結ぶに至り、英人の印度會社は葡萄牙の印度海上を制せし以上に偉大なる奇蹟的發展をなし、遂に今日の印度を現出するに至りしなり。

三　今日の英商社

東印度會社の發展史は其陸上に於ける利權獲得の歷史なり。而して現在に於ける英國人の印度大會社は皆是れ宛然小なる東印度會社ならずんば非ず。彼等が積年苦心經營して今日の大をなすに至りたる過去の經程を見る時は、彼等は貿易を主とせず、各地の工業・鑛山・鐵道・茶業に夫れ〳〵大なる利權を有し根底強き地盤を有するの狀、東印度會社に髣髴たるものあり。

四　印度の利權

英國工業に多量の原料を供給する國として、或は英國工業製品の販路として、將又英人の活動場として、印度は政治上、軍事上、經濟上、英國の國運に重大なる關係を有し、印度に於ける英人は他の外人と其地位を異にするは論を俟たず。

印度は土地廣く人多く、農林鑛產等の天與豐富にして、實に世界に於ける寶庫たるを失はざるなり。而して印度に於ける商事會社の配當は、五割六割は左迄珍しからず。十割十五割に及ぶものあり。是れ生產費の低率なる其一因をなすと雖、未た富源の開發充分ならず、已に開發せられたるものは、多數富源中、殊に有利なるものの選ばれたる結果と見る可きなり。依て英人は危險多き貿易に左迄重きを置かず、寧ろ此有利なる利權の經營によりて收益を擧げん事を企つるは當然と云ふ可きなり。

英人は政權の擁護を有するを以て、其活動自由にして種々の便宜を有すれども、外人に對しては直接間接種々の不便あるを免れず。鑛業權は外人若くは外國法人の所有若くは支配するを許さゞる事、鑛業法に規定する處にして、法人の鑛山會社は其の出資額の四割以上は外人之を所有する事を得ず。鐵道に就ては外人の經營實際上不可能なる可く、外人の現在經營しつゝある事業は工業に止まり、是に就ては何等外人を拘束する規定なし。

五　英商社の支配事業

英人大會社は多數の利權上に立つものにして、農林業・工業・鑛山に關する事業は通常皆な別個の會社として經營せらる。而して大會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

社にありては實に數個の茶園又は十數個の炭鑛を支配するものなり。

英人大商社中には恰も三井・三菱・其他の商社が、純然たる銀行業を營む子會社を有するが如き金融機關を有するもの少く、純粹なる銀行に對して多少の株を所有し、又は取締役の一人として、連絡せる位にて、其支配下に置くものなけれども、之に代ふるに通常金融投資に關する多數の子會社を有するなり。其目的とする處は、社內關係、子會社間及子會社と社外との間に於て金融を疏通し、內外の株式其他に有利なるものある時は此に投資するものなり。

何故に英人なる實業家が一般の得意に對し銀行業をなさず、單に自巳の支配する子會社の金融のみを主眼とするやと云ふに、彼等が輸出入貿易に於て子會社の需要品製品の取扱を主とするヽ全然同樣にして、彼等は利權の開發を根本義とし、金融も貿易も之を帮助するを度とするに止まり、之に關係淺き一般の商賣及銀行業の經營をなさゞるなり。

六 商事會社と其支配する會社との關係

印度に於ける多數の會社は其設立に當り「マネージング、エジエント」を指定するを常とし、一親會社が其配下に子會社を設立する時は前者を、「マネージング、エジエント」とし、此關係によりて日常の事務を監理し行くを普通とす。

例へば甲商事會社の發起により乙製茶會社を設立したる場合には、甲は乙の株式多數を所有し、甲の「パートナー」若くは取締役は乙の取締役となり、此立場より甲は乙の大方針を左右するヽ共に、甲は乙の「マネージング、エジエント」となり、此資格により更に日々の事務を支配するものなり。

「マネージング、エジエント」たる可き發起人は、新會社に對し自巳の利益を受く可き契約をなすものなるを以て、株式募集の場合設立主意書中に豫め契約の內容を公表し、創立總會に於て是が承認を受くるを常とす。

「マネージング、エジエント」の所有すでき株式最少限度は定款中に規定する事あり、此場合には全資本の二割五分乃至三割見當とするを普通とす。

之れ「マネージング、エジエント」の有する利害小なる事は會社に採り危險なればなり。然れども彼等は殆んど自由に會社を支配するものなるを以て、事實に於ては自巳一社にて若くは自巳系統の信頼し得る株主の持株を合して、常に株主總會に於て過半數を占め得る迄の多數の株式を所有し、以て其位置を確實に維持するものなり。何故に印度の大會社が事業經營を全然自巳の資本を以てせず、株式の一部丈を所有して「マージング、エジエント」として經營するやと云ふに、次の如し、

一、同額の資金にて多數の會社を支配を得る事
二、依て損益危險を減少し得る事
三、多額の手數料を得らるヽ事
四、株式市場にて或る程度迄持株の增減をなし得る事

而して「マネージング、エジエント」の契約は通常次の如き內容を有す。

一、新會社にて要する原料機械其他一切の需要品の供給を引受くる事獨占的のものと然らざるものとあり、是れ「マネーシング、エロエント」の所有株數と其地位の強弱によりて程度を異にす

ろも、原料以外は獨占的供給なるを常とす。

原料買入に對しては手數料を課するものと然らざるものとあれども、手數料を課せざる場合には買値の手加減によりて手數料同樣の收益を得るを普通とす。原料以外の需要品買入手數料は壹分乃至貳分五厘見當なり。

二、製品は殆んど例外なく獨占的賣却にして手數料は壹分乃至貳分なり。其高率なるものは屢々賣先の契約履行に關する保證料を含み、若し賣先に對し履行をなし得ざる時は「マネーシング、エジエント」代て是を引受くるものなり。其保證料通常四分の三パーセント乃至壹分なり。

右の事務を處理すと爲「マネーシング、エジエント」にては會社の爲め別に人員を置き經費を要するを以て、之に對し子會社は月額何程と定め支拂ふを常とす。然れども「マネーシング、エジエント」は他に種々の利益あるを以て經費全額の支拂を受けず、假令は實費五千留比に對し三千留比を受くるに止むるが如し。

右は其概要を述べたるものなるが、以上の外「マネーシング、エジエント」は子會社の上に大なる勢力を有し、萬般の事務を支配するものにして、假令は一子會社の遊金を引出して他の子會社の發展を計り、若くは子會社內部の人事を支配する等の勢力をも有するものなり。

歐洲の家庭使用人法

田原天南

一　諸言

「小僧入用」「下女を求む」の貼紙は、今や「小店員歡迎」「女中サン入用」の貼紙に改たまり、人格を認められず、奴隸視され犬猫扱されし婢僕も、戰後の今日は主人と對等の位置に立つ家庭使用人となり、勞働契約の下に授職、取職の關係を有する解放生活となり、家庭狀態に大なる變化を來したるも、我國の家庭使用人は僅かに解放の曙光を見たるのみにて、未だ溫情主義の大勢を支配するを免かれず、之を歐米諸國の家庭使用人が全然舊式のゲジンデオルドヌング卽ち婢僕令より解放せられたるに比すれば、霄壤の差ありと謂ふべし、下女難、下男難は今や我國都鄙を通じての大問題にして、戰前に比し給金、手當の三倍五倍せしのみならず、公休日の要求と云ひ、勞働時間の制限と云ひ、漸次現代化しつゝあり、此

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

際歐洲諸國の家庭使用人卽ち婢僕に關する現行法律を紹介すること强ち無用にあらざるべし。

二　獨逸の法制

獨逸語のマークド（下女）は多少輕蔑の意を含み、ハウスメードシエン（家庭處女）は稍や優さしみを有する下女の稱呼なりしが、革命以後極端なるデモクラシーの實現と共に、下女下男は家庭使用人（Hausangesteleten）若くは家庭補助人（Hansgehilfen）と呼ぶに至り、又久しく實行し來れる婢僕令（ゲジンデオルドヌング）は一九一八年十一月十二日以來廢止せられ、婢僕身分證明書（ジエンストボーテンブッフ）は同時に廢止せられたり、此の婢僕身分證明書は獨墺に限りて、行はれたる制度にして、都市町村の警察署より婢僕の要求に應じ若干の手數料にて下付す、此の證明書には本人の族籍、身分、特徵等を明記し、此の證明書を一見すれば、僕婢の素性は掩ふ能はず、主人は解雇の場合、使用人の行狀に就き忌憚なく該證明書に記載するの義務あり、若し故意に虛僞の記載を爲せば警署令の處罰を受くべし、此の證明書を所持せざる婢僕は何人も之を使用せず、又其の證明書には過去の勤惰賞罰等明記せられあるを以て婢僕は他を欺くを得ず、使用者側に取りては最も都合好き制度なりき、獨逸は山東占領後膠州灣租借地にも之を實施したりしが、婢僕令と云ひ婢僕身分證明書と云ひ共に資本主義、差別時代の遺物として廢止せられたるなり、獨逸は目下家庭補助人法の草案中にして、全國統一の制度を設定する筈なるも、未だ脫稿發令の運に至らず、

三　墺國の新法制

墺國には從來獨逸の如く舊式の婢僕令ありしが、戰後革命と共に廢止せられ、一九二〇年二月二十六日より家庭補助人法之に代はるに至れり此の新法は最も具體的にして他國の模範となるべし、同法は一九一九年四月二日國民議會議員ボッブ。ボシエックグレーゲル。及び同志議員の提案に基づき制定せられたるものにして、其の理由書の一節に曰く

家政に於て半は高尙、半は卑賤なる仕事に從事せる勞働者の多くに對し、今日まで彼等の必要に應じたる法律關係の規則缺如せり、彼の家庭使用人が婢僕として又は使役人として呼ばる、舊式立法

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

中には既に其の服從關係、及酷使意味を含めり、家庭使用人は從來家庭の暗黑面に在り、權利關係の場合は他人として取り扱はれ、義務關係の場合は家族の一人として取り扱はれ、實に不規則、不得要領の法律關係にあるは改造を要す、彼等に正しき位置を與へ、家長と使用人との間を從屬關係より、解放し、純然たる勞働契約關係と爲す事は極めて必要の事なりとす云々

墺國の家庭使用人法は原則として唯五千人以上の人口ある町村と授業者(主人)の家政又は家人の一部の爲めに働く人に適用せられ、主人の農業又は職業に從事する者は除外せられたり。人口五千及其の以下の小町村に於ては一九二〇年三月十日發布せられたる上墺國家事及農事令適用せらる。墺國の新定家庭使用人法の內容は勞働契約の條件報酬(仕著せ物等を含む)休憩時間、賜暇、主人側の救濟義務、仕事障碍の場合、勞働關係の解除、勤務證明等にして、契約の形式に就ては規定なく、殊に一定の刷り込み物の使用、又は書面契約に關し何等の明文なきも、之に代りて一九二〇年三月二十三日の規則により勤務契約證(Dienstschein)の制定められたり。此の契約證は家庭使用人の希望により使用者の主人より勤務するや否や直ちに發行すべきものにして雇傭契約より生ずる權利義理の重なるものを記載しあり、此の契約證の果して實際的なりや否やに就ては議論なきにあらず。墺國法には解雇豫告に就ても形式を定めあらず而して墺國新使用人法に特記すべきは、使用人が十年間繼續して勤務したる後使用關係消滅したる時は特別報酬として給料年額の四分の一を給付すべく、十年以後の勤續に就ては每年百分の五宛其の特別報酬を增加して給料金額に達するに至り止むべし、此の特別報酬制は勤續奬勵の懸賞と云ふ意味もあり、又養老加俸の意味もあり、使用人保護上必要なる制度なるが、其の金額のさして大ならざるに拘はらず、利己主義の雇主に取りては苦痛なるべし。

墺國法には日々の勤務時間の最大限に就ては何等明文なく、獨逸バイエルン國法及兩メクレンブルグ國法の如く唯休息時間の最少限を規定せるのみにして、墺國使用人法制定に當り、ボシエックの勤務時間の最大限十一時案破れ、ブルヤンの休息時間の最少限十一時制採用せられたり、墺國法第七條によれば、家庭使用人には日々少なくも繼續したる休息時

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

間九時間を與ふべく）其の九時間は通常晩の九時より朝の六時なるべし）晝間の休憩時間は合せて二時間（三食の時間を合せ）なるべし、十六歳以下の家庭使用人には休息時間十一時間（晩の八時より朝の七時まで）晝間休憩時間三時間なるを要す。

婢僕身分證明書は墺國に於て廢止せられたるが、使用人の希望により、雇主は勤務證明（勤務の性質及勤續年間）を出すべきも、此の證明書の形式に就き何等の規定なし、墺國法第二十六條により婢僕身分證明書の代りに寫眞添付の人物證明書制設けられ官廳發行する事となれり、是れは家庭使用人の特殊なる信用關係を證明する爲めに設けたるものにて獨逸の家庭使用人法草案にも之を採用する筈なるが使用人の一部には該制度に反對なり、墺國法制定に當り議員ポツプ。ポジエシク等の理由書一節に曰く

婢僕身分證明書制の廢止は時代の要求なり同制は實に奴隷制度の遺物にして今日其の存在を許すべきにあらず、然しながら之に代りて官府より人物證明書(Dienstkarte)を發行すべし、是れ家庭の共同體に入る人の爲め説明を與ふるの主意にして必要なりとす。該證明書を雇主に引き渡す事は婢僕身分證明書の場合と同じく種々の弊害あるを以て之を許さず（婢僕身分證明書は婢僕より雇主に引き渡すを要し、解雇若くは轉勤の場合は返還すべき筈なるも雇主は往々該證明書の返還を故意に怠たり、該證明書を有せざれば雇ひ入る丶主人なきを以て婢僕が苦痛を感せし場合少なからざりき）

家庭勤務監督の方法に就ては墺國法何等の規定なきも、第三十三條によれば、之を設くる事を得べし。

新定墺國家庭使用人法の是非に關しては賛否の議論あれども、概して著しき缺點なしと云ふに一致せり、然れども獨逸の家庭使用人組合中央部の報告によれば、墺國新法は餘り實際に行使されず雇主側は之を無視する者多く墺國の使用人側は勤務監督制を設けて家庭の勤務狀態を監視取締ること必要なりと主張し居れり。

四　其他の諸國

墺國以外には未だ完全なる家庭使用人を設けたる國なく、丁抹の婢僕法は一八五四年の制定、瑞典の同法は一八三三年の制定なるが、最近二三點に就き改正せられたるのみ、概して墺獨以外には從來家庭

使用人に關し特別法の制定なく、或は民法の規定を準用し又は勞働法の一部を適用せり。佛國にては民法に連絡してコード、デユ、トラウエー適用せられ瑞西には債務法適用せらる、和蘭に於ては民法の規定が一九〇七年七月十三日の家庭使用人及勞働者の雇傭契約修正及補足を以て適用せられ居れり。

希臘に於ては一九二〇年三月十一日の法律を以て私的使用人に關する勞働契約の義務的豫告規定せられ、該法律は同年七月十六日を以て勞働者、職工、及一般使用人にも擴張せられ、家庭使用人は勿論之に包含せらる、之によれば不定期を以て雇ひ入れられたる使用人にして、此の勞務が已に二箇月以上繼續したる場合は、前以ての豫告なくして解雇するを得ず、該豫告期間は家庭使用人、門番、下女、料理人、乳母等に對しては契約の滿期前八日間なるを要し、家庭教師、教導者等には十五日間を要す、而して使用人の希望によりては勤務の種類及繼續期間に關し證明を爲すべく、使用人の希望によりては勤務狀態、行狀如何に關しても證明を爲すべく、無斷解雇豫告期間を守らざるより生ずる損害賠償に就てもそれ〴〵規定を設けたり。

勞働時間に就てはチエック共和國が一九一九年十二月十九日の勞働法を以て規定を設けたり、之によれば雇主の家事に使用せられ、雇主の家に宿泊し、一箇月以上使用せらるゝ者は一日二十四時間内に少なくも八時間夜の休息を與ふべく、晝食時間は三十分なりとす、夜の休息時間は必ず繼續して中絶すべからず、困難なる勤務は晩の九時より朝の五時まで禁止せらる、勤務時間の割り當は雇主と使用人との合意により協定さるべきも使用人には一週一回十八時間の繼續したる休暇を與ふべく、此の時間は通例日曜なるを要す、此の休暇時間内は避くべからざる勤務に限りて爲すべし。

五　結論

斯くの如く歐洲諸國に於ても未だ完全なる家庭使用人法なく、墺國を除くの外殆んど微々たるものなるが、是れ同法の實施方法困難なるが爲めなり、殊に家庭に於ける使用人の勤務狀態、勞働時間、休息時間の厲行等を監督することは工場監督と異なり最も困難なりとす、此の監督の施行は或は家庭の平和を妨げ或は憲法保障の家宅神聖を毀づくるに至るべし、獨逸にては目下家庭使用人法の草案中なるが、此の監督方法には最も注意を拂ふべしと云へり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

征番私記

大路主人　水野遵氏纂述

第二回　大臣使淸、視察航臺

去る程に諸大臣は大山參事の奏狀を天覽に備へられければ畏くも、聖上には琉球漂民非命の死を深く傷ませ給ひ四海航客の爲に後患を除くには此の凶暴なる生蕃を懲治するにありとの叡慮にて時の外務卿を淸國と和親條約互換たのめ特派し且つ左の勅書を賜りて生蕃處分の全權を兼帶なさしめ玉ひたりき。

總理外務大臣　副島種臣

朕聞ク臺灣島ノ生蕃數次我人民ヲ屠殺スト其ノ罪問スンハ後患何ソ極ラン今爾種臣ヘ委ヌルニ全權ヲ以テス爾其レ往テ之ヲ伸理シ以テ朕カ民ヲ保スルノ意ニ副ヘヨ欽メ哉

神武天皇卽位紀元二千五百三十二年

明治六年二月元日

外務卿は恭しく勅意を奉體し直に龍驤筑波の兩軍艦に乘じ淸國首府北京にぞ赴き玉ひたり。扨て說く余は明治四年辛未七月淸國留學の命を受け各地巡遊の後香港に遊學なしける央更に淸國視察を命ぜられ副島大臣より臺灣の實況探案いたす可き旨達せられければ四月の末香港より汽航に搭じ淡水港にぞ安着なしぬ。該船投錨の後英領事館の一吏蘊人ヒテツン氏來りて昨天は貴國の一旅客陸路を臺灣府に赴きたりと告げしかば其の姓名を尋ねけるに之なむ別人にあらずして我が親友黑岡季備君の蕃情探偵のため上海より旣に此の港を經て島の南部に旅行されしものにてありにければ余は竊かに思惟らく南部の視察旣に其の人あれば其の踵に接して臺灣府へ行きぬるは却つて益なきことなり。されば此處より北部の蕃情を探り知らばやとて淡水在留印度阿片商カマ、ヒテソン及び一支那人と同行を計り五月の某日船を賃して淡水河を遡り艋舺より上陸トクハルに向つて發程し村路阡陌の間を經過し枋橋頭に達しぬ艋舺枋橋頭の南地頗る繁榮の地なり此より河水を西に涉り河岸に沿ふて南航し又河を涉ること兩度日暮トクハンに達せり。此の地は二十年前は生蕃の所領たりしが遂に支那人の蠶食する所となり地形は一帶の高原にて其の中央に人家あり。四邊に低小の石壘を築けり。其の翌五月二十三日の朝此の村の東門を出て行くこと十町餘にして小岡あり。之を超へ數百步にして棧路險惡（此の邊は樟樹極めて多く支那人は大材を板に鉅りて淡水に運搬し其の木屑は燒きて樟腦を製す。故に其の利益頗る多しと聞けり。又山岡に烟草豆類をも耕せり）步一步より難く前面に當りて數重の山嶺に老樟鬱蔥たるあり嚮導者曰く彼の山は卽ち生蕃の巢窟たりと。抑々島の南北を問はず蕃屬の山は四時鬱蒼として支那屬の山は赤赭にして樹木なければ之を一目して兩地の疆界たるを判然識別すること易く蓋生蕃は深林に潛匿するを好むの性なれば支那人の蕃地を侵掠するの第一策たるや樹木を伐倒し生蕃を漸々山奧に追ひ入るゝの外に出すと言ふ。日暮サンカツダと呼る山谷に達す此の地蕃山と一小溪水を隔つるのみにて溪外の山半面は頃日支那人の新に蠶食せし處にして老大の樟樹數株を切倒し三四箇所に製樟小屋或は樵夫小屋の設等あり。又家作は丸木の猪垣を四圍に植え其の上を板或は茅草にて蓋ふて雨露の凌ぎとなし又屋の四圍には五寸許りの尖竹條を深叢中に斑（マダラ）に植え置きて生蕃夜襲の備となせり此の邊は支那人生蕃とも十

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

數人宛隊伍を組み鳥銃刀鎗を携へ互に其の境界を巡哨して敵の襲來に備へければ恰も兩軍の對陣して將に接戰せんとする如く其の有樣は實に修羅の場もかくやと思はれたり。日沒前一隊の生蕃前林を經過するを見掛け余輩は之に接話せむとて馳せ行きしに彼等は大いに恐怖の色を顯はし林中深く逃匿したりしかども蕃女二名は逃げ去りもせず其處に止りてあれば余輩は徐々と彼女に打ち向ひ明朝汝の蕃社に案内せよ。余輩は酋長を見まほしと語りければ蕃女は頭を左右に打ち振り夫は甚だ容易ならざる事にこそ。前日支那人の非道なる所業を我が社の壯者は悉く憤怒してあれば今日にも復讎の戰爭を惹き出さむも諜られす。此の時に際し大人等の蕃社に入らるゝは甚だ危き事ぞかし頓に思止み候へと答しかばさらば余輩は爾の意見に從ひて其の事は止ぬ可く明朝爾の周旋もて酋長を此處まで呼び出す事を得ば其の褒賞には赤き布（蕃人は赤色を最も愛すれば）を澤山に與ふ可しと利を以て誘ひければ女は唯々と應答をなし頓て林中こそ歸り去れり。斯く生蕃の支那人を讎となすの甚だしきものは前日支那人の生蕃を欺き西洋人の來りて物品を與ふるとて山中より數き出し不意に起りて四面より圍襲し生蕃三人を擒にせりと。其の支那人の危計を設けて生蕃を擒にするは何故ぞと尋ぬるに後日必ず生蕃より四人取戻しの談判を開く可し。其の時には一二里の蕃地と四人と交換し和議を講ずるを常例となせり。故に今試に之を推測すれば五十年の後を出ずして支那人は蕃地を侵掠して此の島の東海岸に於て生蕃の遺種を此の島内に見ざるに至る可し。嗚呼支那人の奸惡む可しと雖も生蕃の愚も亦憫むに堪たり。此に於て余輩は歸路浴を溪水に執り終日の汗垢を洗淨し去り纔に晩餐を修り一樵屋の檐下に露臥せり。半夜猿聲夢を喚て喧く仰きて天邊を望めば只蛾月の樹梢に傾くあるのみ程も無く東天明けにければ鳥銃を携へ何かよき獲物やせんと近方の山林を狩回れども小鳥一羽だも見當たらざれば本意なくも山頂より降り來りしに茅叢中遙に一蕃屋を認め得たれば其の家屋の有樣を見まく欲しく草を押し分けて其處に至り見れば家屋は方七尺計りの茅屋にて家中半分を區劃して容膝の用に供し其の半分は豚仔を豢養してありければ臭氣紛々と鼻孔を穿ち加之支那人の惡習に化せられて此の家の蕃婆は鴉片烟を喫するを以て兩眼深く凹み顴骨高く秀で大に衰弱の樣あり。嗚呼鴉片烟の害たるや其の源を印度地方に發し今は東洋諸國に彌蔓するのみならず竟に此の野蕃無知の人民にまで傳播して其の底止するところを知る能はざるは甚だ恐る可きことなり。去る程に昨日の蕃女來りて午後には酋長は五十人の生蕃を率ゐて此處に今會す可しと報知なしければ豫ての約束に從ひ紅布玻璃小球小刀等を與へて其の勞を賞し又マッチ一箱を與へしに大いに不思議なる品なりとて幾度となく點火して愛玩せり。頓て日脚午下になりぬれば一簇の生蕃前面の山頂に顯れたり。余輩は直ちに其の山脚に到り酋長よ下山し來れ余に害心なし。汝に美酒を與へむと通辨以て呼せけれども支那人の武器を携へて背後に群集せるを見て或は前日の覆轍や踏まむと狐疑躊躇して再び山背に退き去るの樣見えければ余輩は大いに困却し傍にある大枯木上に仰きに臥し襟を開きて他意なきを示せしかば方々纔にして蕃女一群のみを下して眞に害意なきやを偵はしむ。其の群中に酋長の娘とて其の年齡二

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

七計なる乙女の赤毛紅絲を用て頭髪を飾り耳環の代用に筆管の如き長さ二寸許りの竹に奇異なる彫刻をなし其の兩端に赤色の獸毛を挾み之を耳朶に穿ちて美觀となせり。又此の蕃婦女一般の風俗は結婚後には兩頰に點し耳に環し頸に念珠の如きものを掛けて飾となし腰には大布を纏ひて下體を掩へるのみ蕃女の一群を近く招き紅布を一二尺宛與へたれば彼等は喜色面に溢れ山上の男子に打ち向ひ此の貴客は外國人なり殺意を挾むの支那人にてはなきと呼はりけるも酋長等は兎角に狐疑して下山せざりければ余は奮然と怒を發し親ら伴ひ來らむとて數歩山腹に馳せ上りけるに譯官は背後より兩手にて差招き顧つて生蕃の擒となる勿れ疾く歸り來ませよと頻りに呼立てければ其處に歩を止め生蕃や來るかと仰き見れば酋長は山の半腹まで馳せ下りたり。支那人どもは生蕃の余に近づき來りしを見て恐て逃るあり、怒りて罵るあり、鳥銃に火繩を差挾むありて一時の紛擾大方ならざりしも幸にして事もなく鎭靜に及びたれば余輩は兼て携へ來りし生豚一頭焼酎二甕を酋長に與へ余輩と交信のため速に來會せし賞となせり。抑此の蕃地行の目的は只蕃人の强弱智愚及び其の風俗を視査するを專一となしたれば永く此の地に留まるも無益の事なりとて未の刻に酋長と相別れ歸路に就きにける程に一老婆の馳せ來りて路を遮り涙を含み喋々と訴ふることある如き景狀にて余の面前に頻に十指を出せども何の事なるや些も解し得ざれしかば譯官をして其の意を問はしむるに彼女の長男は前日支那人に擒られたれば大人の周旋をても我が愛子の一命を救助し玉はゞ其の感謝には妾の蓄し居たる如き衣衫十枚を呈す可し。又大人も外國人なれば妾も亦支那人にあらず同じく是れ外國人なれば宜しく保庇を加へ玉へと物語れる有樣の如何にも憫然なりければ余は老婆に打ち向ひ兎も角もトクハンまで同伴せよ惡しくは取計ひせざる可しとて彼女を携へて支那人の植民地を過ぎけるに例の惡少年どもは蕃婆に犬を吠しめ石を擲などし甚だ不法の所業多かりければ此方にても爲む樣こそありと不意に空砲一發を轟しければ少年輩は犬より先へ何れへか逃去りたるこそ笑止の至なり。斯く蕃女の支那村落を自由に通行して生命に害なきものは此の地の慣習にて彼我の女子は互に殺害を加へざるの好風儀あればなり。日暮トクハンに歸著し某の家に到り四蕃三人を見るに皆三十年前後の壯者にて一人は股を銃射され居たり。支那人どもは恰も虎を生擒にせし心得にて嚴しく木枷をもて戒めたり。余は糖菓一盆を買ひ與へければ跪して之を受け其の狀殼觫死を待つの牛羊に異ならず其の時四人の母は潸々と涙を落し暫く其の子を見詰め居たりしが頓て大人よ我が子を我が家に歸し玉へ若し左ならずば貴國に伴ひ去り玉へと再三請ひ願ひければ支那人は傍より聲を發し否々今日汝の酋長と相會せし一山を悉く我に致さば其の請を許すべし。然らざれば三四も其の生命を失ふ可しと老婆默して答へず其の心中推察せられて余輩もために酸鼻したりき。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

島情

本島各職業紹介所の近況

内務局市街庄課

本島各職業紹介所の經營に關する大正十年八月以降の成績を表記に依つて觀察するに同八月乃至十二月の期間、左表合計の如し、求人數三百三十五人に對し求職者二千二十二人、紹介件數千三百十三人の內就職者二百九十五人にして求職者は求人數の約六倍に當り就職者は紹介件數の二割二分四厘に過ぎず次に本年一月乃至三月の期間、求人數二百三十二人求職者四百六十九人にして、求職者は求人數の二陪に當り又た紹介件數四百十二件の內就職者は百七十二人即ち四割一分七分に當る其の各紹介所の業績左の如し

口　本島各職業紹介所（大正十年自八月至十二月）

職業紹介所	求人數						求職者數						紹介件數						就職者數					
	男		女		計		男		女		計		男		女		計		男		女		計	
	內	臺	內	臺	男	女	內	臺	內	臺	男	女	內	臺	內	臺	男	女	內	臺	內	臺	男	女
臺中市職業紹介所	五九	一	一二	二	六〇	一四	二〇四	九四	三	—	二九八	三	一一二	二〇	五	—	一三二	五	四三	二	二	—	四五	二
臺中州管內職業紹介所	六	—	一	—	六	一	四一	三一	一	—	七二	一	一三	—	一	—	一三	一	五	—	一	—	五	一
竹塘職業紹介所	—	二	—	—	二	—	—	二	—	—	二	—	—	二	—	—	二	—	—	二	—	—	二	—
田尾同（十一月一箇月）	—	一	—	—	一	—	—	二	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北斗同（同）	—	一	—	—	一	—	—	三	—	—	三	—	—	二	—	—	二	—	—	二	—	—	二	—
大城同（同）	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埤頭同（同）	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溪州同（同）	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

職業紹介所	求人數 男 內	求人數 男 臺	求人數 女 內	求人數 女 臺	求人數 計 男	求人數 計 女	求職者數 男 內	求職者數 男 臺	求職者數 女 內	求職者數 女 臺	求職者數 計 男	求職者數 計 女	紹介件數 男 內	紹介件數 男 臺	紹介件數 女 內	紹介件數 女 臺	紹介件數 計 男	紹介件數 計 女	就職者數 男 內	就職者數 男 臺	就職者數 女 內	就職者數 女 臺	就職者數 計 男	就職者數 計 女
二林同（同）	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臺南市同	八七	—	四	—	八七	四	一一六	九四	四	—	二二〇	四	一四〇	三九	九	—	一七九	九	六〇	七	三三	—	六七	三三
護國十善會	三五	—	二	—	三五	二	八九	—	一	—	八五	一	七〇	—	一	—	七〇	一	四一	—	一	—	六七	三三
臺灣職業紹介所	八六	二	三六	—	八八	三六	一〇五二	二三七	一三七	—	一、二八九	一三七	六九七	九七	一一三	—	七九四	一一三	八六	二	三六	—	八八	三六
計	二七一	七	五五	二	二七八	五七	一、四九八	三七八	一四六	—	一、八七六	一四六	九九二	一九六	一二五	—	一、一八八	一二五	二三七	一五	四三	—	二五二	四三

□ 本島各職業紹介所（大正十一年自一月至三月）

職業紹介所	求人數 男 內	求人數 男 臺	求人數 女 內	求人數 女 臺	求人數 計 男	求人數 計 女	求職者數 男 內	求職者數 男 臺	求職者數 女 內	求職者數 女 臺	求職者數 計 男	求職者數 計 女	紹介件數 男 內	紹介件數 男 臺	紹介件數 女 內	紹介件數 女 臺	紹介件數 計 男	紹介件數 計 女	就職者數 男 內	就職者數 男 臺	就職者數 女 內	就職者數 女 臺	就職者數 計 男	就職者數 計 女
臺中市職業紹介所	一八	一	三	—	一九	三	一〇六	五	二	—	一一一	二	四二	四	二	—	四六	二	一五	二	二	—	一七	二
北斗同	—	二	—	—	二	—	—	二	—	—	二	—	—	二	—	—	二	—	一	一	—	—	二	—
臺南市同	三七	—	二	—	三七	二	三五	二四	二	—	五九	二	二四	一〇	二	—	三四	二	二三	一〇	二	—	三三	二
護國十善會	四七	—	—	—	四七	—	六四	—	—	—	六四	—	三四	—	—	—	三四	—	三八	—	—	—	三八	—
臺灣職業紹介所	八九	二七	五	一	一一六	六	一五五	五九	六	—	二一四	六	一八五	九七	一〇	—	二八二	一〇	五九	一五	四	—	七四	四
計	一九二	三〇	一〇	一	二二二	一一	三六〇	九九	一〇	—	四五九	一〇	二八五	一一三	一四	—	三九八	一四	一三六	二八	八	—	一六四	八

金融概況

——大正十一年二月中——

財務局金融課

我對外貿易は去大正八年以來連年入超の一途を追ひ、當年に至り、其趨勢殊に顯著なるものあり、年初一月の貿易は輸出八千七百十六萬餘圓、輸入一億七千六百二十六萬餘圓、差引入超八千九百十萬餘圓、當二月に於ては輸出一億一百七萬餘圓、輸入一億九千六百九萬餘圓、差引入超九千五百二萬餘圓を算し僅々年初の二箇月に於て實に、一億八千四百餘萬圓の大入超を來せり、從て正貨亦甚敷減少を來し、政府所有の減少六千七百萬圓日本銀行亦三千四百萬圓を失ひ結局一億一百萬圓の減少を來し我金融市場は異常の脅威に遭ひ、金

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

々緊化の度を昂めつゝあり。

當二月は舊正後にて、金融は例年緩漫を示すを常態とすれども、其事なく、却て益々引締りを見せたり、尤も内地市場は、中旬に於て一時、コール翌日物一錢臺割られとし、割引步合も亦軟弱、兌換券發行高も甚敷收縮して十一億圓臺に近づかんとする等、幾分季節的緩漫の兆候を示せしも、下旬に至りては、米、綿絲、生絲、株等一齊に大崩壞を來し、重要株式市場の恐慌化を現出したるため、再び緊縮の趨勢に戻りて越月したり。

本島金融界にありては、舊正月取引決濟後にて、金融閑散を極めたれども依然緊縮裡にあり、

先づ島内商勢の一般を見るに、重要物產の大宗たる米は引續き取引萎縮の狀態にして、島內消費向として精々荷動きあるのみ、相場の關係上逆移入を見んとせしかば、移出資金の需要著敷減退したり、各銀行放資額は千八十五萬餘圓にして前月に比し百三十萬餘圓の減少なり、糖況亦不活潑なれども前途は比較的樂觀の氣に充てり目下は製糖及植付時期に際會し居るを以て資金の需要多く銀行放資額二千九百五十五萬餘圓を示し前月に比し七百萬餘圓の增加なり、其他茶、樟腦、金塊、酒精、石炭に對する放資額の合計は四千八百三十六萬八千餘圓にして前月に比し四百八十八萬三千餘圓の增加に當る。

一般商取引は甚敷、閑散手形交換高亦減少を示せり、卽ち臺北手形交換高は、二萬一千餘枚七百九十九萬五千餘圓にして、前月に比し四千餘枚二百九十三萬七千餘圓の減少なり。

次に各銀行預金貸出金を見るに、月末預金殘高は七千四百六十三萬餘圓にして前月に比し四百四十四萬餘圓の激減なり、貸出金は、二億二千五十三萬餘圓にして前月に比し百九十五萬餘圓の增加を示す預金漸減貸出增加は、昨年八月以降の傾向にして、最近に至り、預金貸出金の差益々大ならんとす卽ち昨年八月に於ける預金に超過する貸出額は一億千二百四十萬餘圓なるに、漸次增加し當月に於ては一億四千五百八十九萬餘圓となり、金融緊縮の尙前途あるを思はしめたり。

兌換券は昨年末、米糖其他決濟資金貸出に應ずるため制限外の發行を見たれども、當月に於ては、甚敷收縮したり、二月二十八日の發行高三千六百二十三萬二百五十七圓、市場流通高三千二百七十五萬九百三圓にして限外發行も全く收縮を見たり、前月末の狀態に比較するときは發行高に於て六十萬三千二百七圓、市場流通高に於て二百八萬四百八十八圓を收縮せり。

金利は保合なれども內地に於て預金利率引上協議中の報ありて、幾分强含氣味たり、貸出日步二錢七八厘より、三錢五六厘なり臺北物價は本月平均指數一九九・四九を示し前月に比し二・三八の下落率なり、物價は昨年十一月を境とし、漸次下落を見つゝあり更に各品に付觀察するに騰貴せるは、小麥粉、日本紙、板硝子にして、米、白木綿、セメント樽寸杉材等は下落せり。

手形交換月表

所在場所	年月次	枚數	交換高	交換尻
臺北	十一年二月	二一、一七二	七九九五、九八八	二、三六六、九二九
	同　一月	二九、六〇四	一〇、九五二、二四四	三、三八七、〇七五
	十年二月	二六、三四九	一一、三二七、六一五	三、二一七、五四二

基隆	十一年二月	四、九二三	一、二〇九、九九六	三三二、三五六
	同　一月	五、四一九	一、四六三、八四三	四四二、四四七
	十年二月	六、一七八	一、八九一、二二八	三八八、三八五
臺中	十一年二月	二、〇八七	一、〇二七、二五八	三八九、二一一
	同　一月	二、一八六	一、二二九、二一三	四四七、五六一
	十年二月	二、八四七	一、四二四、五三二	六〇八、五四七
臺南	十一年二月	一三、五九六	三、七九〇、二六九	九五三、五四五
	同　一月	一五、六二三	四、二九四、四二九	一、一一七、一七〇
	十年二月	一五、六〇九	五、八〇八、四四七	一、五九四、四一七
高雄	十一年二月	三、八二〇	一、六九六、一〇九	九一七、〇七〇
	同　一月	四、〇七三	一、七九五、八二六	九七〇、〇三〇
	十年二月	三、七七五	一、三五四、三九四	五〇二、〇四五

臺灣銀行券發行竝準備保證高

月日	銀行券發行高	國庫在高	市場流通高	準備竝保證 準備	準備竝保證 保證	制限外發行高
十一年二月	三六、八八八、〇三六	三、六五一、五四四	三三、二三六、四九二	一五、七四五、七九七	二一、一四二、二三九	一、一四二、二三九
同年二月	三四、五二三、七二四	五、七八八、七二六	二八、七三四、九九八	一四、五四九、六三一	一九、九七四、〇九三	―
同年二月	三六、三四〇、二六七	四、四九六、五五四	三二、七四〇、九〇五	一六、八〇二、六四五	一九、五四七、六〇二	―
十一年一月	三六、八五三、六四六	二、〇〇二、〇五五	三四、八五一、五九一	一五、二九六、七〇五	二一、五五六、九四一	一、五五六、九四一
前年二月	三六、二四八、二六五	四、一五五、九八九	三二、〇九二、二七六	二二、六〇七、六一四	一三、六四〇、六五〇	―

大正十一年二月末預金貸出金殘高及金銀在高表

銀行名	預金	貸出金	金銀在高
臺灣銀行	二九、八一〇、八一九円	一五三、二九四、九八五円	三、七三〇、八三九
華南銀行	二、八一〇、五三一	一三、〇五〇、五六四	二〇四、六四四
新高銀行	六、四八一、一七四	一一、五七六、六九一	二三九、九九二
彰化銀行	八、二七八、三五二	一三、二一五、八六〇	一四二、八一三
臺灣商工銀行	一三、四三一、五四〇	一四、五八二、一九二	一三八、一一七
嘉義銀行	五、三三一、三一〇	七、〇八三、三一〇	五六、〇五三
三十四銀行支店	八、〇二一、三九八	八、七二九、三八二	一八四、七三一
臺灣貯蓄銀行	四六八、一六九	―	一、六九一
合計	七四、六三三、三九三	二三〇、五三二、九八四	四、五〇八、八七九
前年同月	八二、八八二、八八一	二一六、六〇九、八八二	四、七五三、七四五

大正十一年二月中重要物産に對する各銀行放資額

銀行名	區分	米	砂糖	茶	樟腦	金塊	酒精	石炭	計
臺灣銀行	放資額	七、七三九、七四一円	二六、七〇〇、一六四円	三三六、三八九円	一、二八五、一八四円	二三六、九八四円	六四二、三四八円	一、七二四、〇四五円	三八、六五四、八五五円
	月末殘高	一五、三三六、四五八	四八、〇七一、八八一	四二七、一四五	二、二七六、五〇五	三二八、四二六	七二三、七六一	五、一五九、九五一	七二、三二四、一二九
華南銀行	放資額	一、一八五、五九〇	一、〇二三、八四七	七八六、三五〇	六〇〇、〇〇〇	―	―	九九八、五四〇	四、五九四、三二七
	月末殘高	一、一五〇、二六七	一、一五九、七六三	七九八、四三〇	六〇〇、〇〇〇	―	―	一、〇六二、四一一	四、七七〇、八七一

新高銀行 放資額	五六四、八七一	四一六、五八八	五三八、〇〇〇	三〇、四〇〇	三一、三二六	三〇、八八九	二四八、八七〇	一、八六〇、九四六
新高銀行 月末殘高	一、〇四五、五二一	六〇二、八一八	九九七、一五八	二六、〇四〇	一四、七二〇	三七、六八九	二九〇、八九三	三〇二、八二九
彰化銀行 放資額	三九四、三六一	一八四、三二八	—	—	—	—	—	五七八、六八九
彰化銀行 月末殘高	一、二一五、九五五	四六九、八九一	—	—	—	—	—	一、五八五、八四六
臺灣商工銀行 放資額	二八六、八一七	四六六、二三九	三五、二五〇	—	—	—	三九七、三五一	一、一八六、六四七
臺灣商工銀行 月末殘高	三八二、五九九	一、一六七、九六一	三七、八五〇	—	—	—	七五一、〇六九	二、三三九、四七九
嘉義銀行 放資額	七六、八九六	一六六、三〇〇	—	—	—	—	—	二四三、一九六
嘉義銀行 月末殘高	一七二、五〇六	三四三、三二三	—	—	—	—	—	五一五、八二八
三十四銀行支店 放資額	六〇一、一〇七	五九五、九九六	五二、三〇〇	—	—	—	—	一、二四九、四〇三
三十四銀行支店 月末殘高	八六九、一九二	八五七、三一一	九五、〇〇〇	—	—	—	—	一、八二一、五〇三
合計 放資額	一〇、八五〇、三八三	二九、五五三、四五二	一、七四八、二八九	一、九一五、五八四	二六八、三一二	六七三、二三七	三、三五八、八〇六	四八、三六八、〇六三
合計 月末殘高	二〇、〇七〇、四八八	五二、六七二、九四七	二、三五五、五八三	二、九〇二、三四九	三四三、一四八	七六一、四五〇	七、二六四、三二四	八六、三七〇、四八五
前年同月 放資額	二、五九九、七〇七	三八、九八〇、六三九	一、七七〇、〇四〇	一、九四七、四二〇	三〇二、〇〇六	五九九、六七四	六、九〇七、九六八	六二、七〇七、四五〇
前年同月 月末殘高	二〇、七五六、三七五	五三、二四四、六四二	二、三五三、四八八	三、三六四、〇二七	二三六、一一一	八二九、二一九	六、三八四、一六八	八七、二五八、〇三〇
累計 本年放資額	三三、〇〇二、九三〇	五二、〇七九、一〇九	三、七一五、一二四	三、三八九、八二五	三七七、〇八〇	八九八、八〇八	八、三八九、五七一	九一、八五二、四四七
累計 前年放資額	二五、七六四、一七四	七三、二〇七、〇六五	三、七九八、五二四	四、五六二、七八九	三五九、七三八	八六三、一七九	一一、五三四、一九一	一三〇、〇八九、六九六

信用組合兼營組合事業一覽表（大正十一年二月末日現在）

州廳別	組合數	調査組合數	組合員數	出資口數	出資金 出資總額	出資金 拂込濟額	貸付金	貯金	借入金	各種積立金	餘裕金	剩餘金
臺北州	四四	四二	一六、九七三	一〇二、八七三	円 二、六四八、三三五	五五五、五五四	四、四一九、七五九	二、三四一、一九〇	四三一、四三八	四九〇、五八七	八七六、一五五	九八、六二五
新竹州	四九	四五	一七、一四三	七七、七〇五	一、七〇九、〇九〇	九八、六九七	三、七二〇、二〇二	五九七、四八七	八八七、八八〇	六七六、五一六	九五、九六六	四八、〇四六
臺中州	五三	五〇	三八、六二三	九八、一四〇	三、三四九、六五〇	一七〇、〇五三	六、三三六、九四八	三、〇一三、〇四一	三四一、五三一	一、一二八、八六五	一、三七四、三三三	一〇一、七九二
臺南州	五六	五三	二三、八〇九	九二、〇六五	二、七二一、六二〇	二九六、五五六	五、〇二六、〇四八	八二七、八九四	九七八、四九四	九三六、八六五	一九七、三四八	八八、二八九
高雄州	三二	三〇	一二、二八九	五七、八一三	一、二〇一、四一〇	一五二、九五三	二、三六九、一八〇	六七九、九二六	三六八、四一六	四五〇、四六八	一四〇、四六一	四〇、二三九
臺東州	一	一	一一五	五〇二	二五、一〇〇	—	六五、五一四	七〇三	一五、四五〇	三八、九八四	二、一五七	一四五八

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

花蓮港廳	四	四	五三四	九、八六九	一九七、三〇〇	四二、三九一	二九八、一八八	三五、六五七	七四、七〇〇	三四、四一三	三、〇三三	四七、〇七四
合計	二三二	二三五	一〇九、四八六	四五八、九六一	一一、七九二、五五〇	一、三一六、一六三	二、三二一、五五五	七九〇、一九七	四、〇九八、九〇九	四七五、九〇二	三、五八九、三四一	三八三、二〇一
前月末	二三〇	二三七	一〇九、二八五	四五九、一二三	一一、七一六、四七二	一、二九八、七七六	二、二〇四、四一五	七六五、一三三	四、一六四、九七一	四六〇、九九五	三、九九二、五〇五	二二一、五八六
增減	二	△二	二〇一	△一六二	七六、〇五五	一七、三八七	一一七、一四〇	△一五一、一二六	△六六、〇六二	一四、九〇七	△四〇三、一六四	一六一、六一五

備考．△印は減少を示す、餘裕金は銀行預金及現金なり

臺北物價指數表（大正十一年二月末）

品目	本月	前月	前年同月	品目	本月	前月	前年同月
白米	(一)二五八・七三	二六八・九〇	二〇〇・九八	烏龍茶	九一・〇八	九一・〇八	—
玄米	(一)一八八・六〇	一九一・二三	一六八・六〇	包種茶	一一〇・三四	一一〇・三四	—
清酒	二五〇・七九	二五〇・七九	一九〇・四八	白木綿	(一)一九〇・四八	二〇六・三五	一九八・四一
麥酒	一八一・六〇	一八一・六〇	一八一・六〇	綿布	一三二・五三	一三二・五三	一三二・五三
紅酒	一八〇・九六	一八〇・九六	一六六・六七	洋紙	(一)二三四・七八	二六〇・八七	二八六・九六
澤庵漬	三三三・三三	三三三・三三	二八八・八九	日本紙	(十)三六一・一一	三三三・三三	二三八・七八
小麥粉	(十)一六二・二六	一五八・四九	一六二・二六	杉板	(一)三〇〇・〇〇	三三三・三三	三一九・二六
砂糖	一三七・三六	一三七・三六	二〇八・八〇	杉材	(一)二九〇・三二	三二二・九八	二九六・七四
鰹節	三〇九・〇九	三〇七・〇九	二六四・五五	洋鐵	二一九・七九	二一九・七九	二七六・三二
味噌	一五五・八五	一五五・八五	一三八・四六	鉛	八九・三八	八九・三八	一二九・〇〇
醬油	二一一・三六	二一一・三六	二〇六・八四	銅	一一〇・二〇	一一〇・二〇	一一二・二四
鷄卵	一六四・一〇	一六四・一〇	二〇九・七一	煉瓦	二七八・二六	二七八・二六	二六〇・八七
火油	一三三・三三	一三三・三三	一三八・四六	日本瓦	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一九〇・〇〇
鹽	一四〇・九一	一四〇・九一	一二九・〇〇	板硝子	(十)二八一・二五	二六八・七五	二八七・五〇
煙草	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	セメント	(一)一七六・四七	一八二・三五	二三五・二九
燐寸	(一)二六一・六二	二六六・六七	二八六・四三	木炭	一八六・六七	一八六・六七	二五五・五六
石油	一九二・〇五	一九二・〇五	二一九・三二	薪	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	二三八・九七
石炭	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一九二・九〇	平均	一九九・四九	二〇一・八七	二六六・〇八

備考　本表は戰前卽大正三年七月の物價を一〇〇として計算したるものなり

同表中印は騰貴を（一）印は下落を示す

平均指數五箇年對照表

月次	大正十一年	同十年	同九年	同八年	同七年
一月	二〇一・八七	二二五・九四	二七三・九五	二〇九・三八	一六八・三八
二月	一九九・四九	二二一・四三	二六六・〇八	二〇八・七七	一八二・九七
三月	—	二〇五・二六	二八六・九九	二〇三・九八	一八七・四七
四月	—	一九八・六〇	二八一・七〇	二〇一・八九	一八二・一六
五月	—	一八九・八三	二七二・九四	二〇〇・七九	一八三・九六
六月	—	一九一・〇三	二九六・〇四	二〇八・二一	一八七・六八
七月	—	一九二・四六	二五三・六八	二二一・二七	一九九・四九
八月	—	一九二・六六	二四八・二〇	二二九・七〇	二〇三・三六

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

九月	—	一九七・三三	二四四・七七	二三三・三七	二〇九・〇三
十月	—	二〇〇・六八	二三四・二六	二四二・六六	二三三・一九
十一月	—	二〇二・一〇	二三三・八六	二四八・〇二	二二一・六五
十二月	—	—	二三七・六〇	二六四・四九	二二五・六一

各年月を一〇〇とせる本月平均指數

基礎年月	十一年一月	十年二月	九年二月	八年二月	七年二月
本月平均	九六・八二	九四・二六	六九・七二	九五・五六	一〇九・二七

□大正十年中船客月別

大正十年中、基隆、淡水高雄の三港務所に於て檢疫を施行せる船客は七萬九千六百九十九人其の月別は次の如し

一月	四、五二九人	七月	六、五八四人
二月	三、九六四	八月	七、三九五
三月	七、六三六	九月	六、三七五
四月	九、三四一	十月	五、五九二
五月	七、五四三	十一月	六、八八六
六月	六、三八七	十二月	七、四六三

領臺以來の重要建築

其總費用四千二百八十六萬圓

領臺の當時は、殆んど建築として見るべきなく我が官公衙に適用し得べきは絶無にして、其困難名狀すべからざりしが、爾來經費の許す限り新に工事を超すか、又は在來のものに修繕を加へ、以て今日に至れり、明治二十九年度より大正九年度に至る二十五箇年間の此等の總工費は實に四千二百八十六萬圓にして、內官公衙學校醫院等の廳舍新營及修繕二千六十萬圓、宿舍の新築修繕一千百三十八萬圓、本島に於て特に著しき風水害、震害、蟻害に基く災害復舊費五百三十八萬圓に上り、大正十年度には國庫所屬三百二十萬六千六百五十圓、廳地方費二十六萬三千五百六十九圓、合計三百四十四萬百九十九圓を計上せり

雜俎

民族心理に歸納せらるゝ原始的自殺性

蕉鹿夢

人口制限てふ、近代思潮の批判は孰れにしても、故意なる生存權の放棄、卽ち自殺の行爲に對しては社會政策上一顧に備ひする問題である、民族心理に歸納せらるゝ原始的自殺性の討究も、强ちに痴人夢を談ずる底の閑文字であるまいと思はれる、南太平洋中のアウストラリヤ土人といへば、開化の過程に於て、尙ほ低級なるを免かれぬ民種であるが、彼等の通有性として生寄死歸の大悟徹底を得つゝあるらしき狀態は、最も吾人の注目を惹くべき點がある、夫れは彼等の老衰して餘命の少なきを覺れる者が、往々自ら大木に攀ぢ登り、其空洞に身を投じ、自若として死を待つので、所謂る自然の死所を得たりとして、往生を遂ぐるに躊躇せぬ風がある、さて臺灣の土蕃にも、今は昔南部の下淡水溪谷野の一帶を根據とせし平埔蕃の一群が、尙ほ未熟の原狀を保存しつゝ在つた時、一種の樹葬といふがあつて、死者あれば、之を樹洞の內部に收葬する異風が存したといふ事、舊記の中に見えてゐるが、是れもツマリは當初自身に身を樹洞に投じ、最後の自決を遂げたのが轉じて葬喪の形式と爲つたこと、彼の屍體を隨處に投棄したまゝ、自然の風化に委ねたる原始土俗が、後世或る神聖の寓義を以て潤色せられ、風葬の形づくりを爲すに至つたのと、同一逕路の顯はれではあるまいか、又アウストラリヤ土人の重病者などは、時として家人の手により、土中に鑿ちし穴中に生き埋めにせらるゝ事もあるといふが、斯くの如きも、病める其身の因果とあきらめて、敢て之に不滿の情を懷く者とても無いらしい、斯の如きも見やうによりて、他手の幇助を假りたる準自殺と謂はれ得るかも知れぬ、更に破天荒の感あるのは、アウストラリヤの北に離れし、ニユーギニイ島のパプアンで、彼等の自殺に至つては、注意周到蓋し遺算なき底の趣あるものがある、其實況に就き、爰にラングカーベル氏の描寫に依りて、之があらましを紹介しやう、パプアンは、人類が現世を辭するも、尙ほ來世の

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

生活を續け得るといふことを信じてゐる、そこで老衰者が病に罹り、其相續者に在りて、老人の生存が、最早此世に於て十分であると認むれば、本人にも意を含めて、生きながら土葬すべき期日を定める、そして爾降最後の日までの期間は、殆ど何の制限なく、彼れの希望を滿足させ、いよ〳〵期日となれば、本人は何の殘り惜氣もなく、悠然として土穴中の人となるのである、又或る部落では妻たる者、夫の死んだ後に自ら縊死を遂げ、偕老の契りを他界に全うすべきものとする慣習があつて、其ため結婚の當日より、頸に一筋の繩を纏ひて、貞道保全の表章となしつゝある、

之に因み、ラングカーベル氏は、畢竟汚れたる塵の世に活き長らへて、憂き苦勞を嘗めんよりも、寧ろ淨土の安樂を、未來に得んとするに外ならぬのだと頗る厭世的觀察の批判を下してゐるが、斯かる深き信念の發動にまで歸著が及んでゐるかどうかは知らぬが、自ら死を鴻毛の輕きに比するとも形容し得らるゝ態度、特殊なる民族性の顯はれがほのみゆる、

アフリカのコンゴー地方では、其酋長の死んだ時アハレ若木の蕾とも見らるべき、少女十二人を擇んで、殉死せしむる風があつて、其選に當りたる少女の一群は、やんごとなき我が君に、冥土に侍御するを、一身の光榮とや心得けん、互に先きを爭ひつゝ泰然として土穴に身を投ずるといふことであるが、是れ等も外形は殉死の强制、即ち一種の他殺であつても、內容は自殺の眞相を得たもので、彼れ等少女の心には、名譽の自殺と覺悟してゐるのであらう、又嘗て南米のペリユーで、其國王の死んだ折、多數の侍妃が、自決の殉死を行ふ者、頻々として出でたので、終に之を禁制し、ヤツトの事で絕止せしむるを得たといふ話もある、印度でも、アリヤン系統の血を引けると稱せらるゝ民族が、夫の死する際、其寡婦自ら火中に投じて焚死する儀式の行はれた事なども、印度學者は之を以て中世波羅門敎僧の吹陀を曲解せるより起つた迷信であるといふが、尙ほ其遠因は、原始的自殺觀念の舊慣の惰力とも認めらるゝのである、

アフリカのダマラ人の習慣では、重病者があつて奄々たる氣息既に逼り、到底此世の人に非ずと認めらるゝ時、近親相集りて、數枚の牛皮を覆ひ累ね、之を窒息せしめ、同じくカツフア人なども、病に罹

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

りて垂死の場合に至れば、家人は之を閒外に棄てゝ餓死せしむるので、此際近親知己の、其周圍に環坐することと無きに非ずであるが、夫れは看護のためでなく、寧ろ死亡を待つためで、最後に屍骸は容赦なく投棄せられて、野獸の腹を肥すの回向となるといふことである、そして病者自身も、亦自ら心を決して、伯夷叔齊を氣取りつゝ、天をも恨みず、人をも咎めず、決して見苦しき煩悶の態度を取らぬといふので、ツマリ此兩種の就死の如き、他動的ではあるけれども、自己の合意によりて遂げらるゝ、間接的の自殺手段と謂ふべきに外ならぬ、

轉じて往時亞細亞極北のカムチアダルに行はれし自殺に觀るに、乃ち他の手の帮助を假りて、當然の目的を遂ぐるといふ立證の明かなるもので、老衰の極み、若くは重病の餘りには、其子に命じて殺死の手段を取らしむるので、此場合、父母を殺せる元兇としての子は、取りも直さず大孝の終りを完うせし德行の儀表を以て目せられねばならぬ譯である、又或る場合には、父母の遺命に遵ひ、之を生きながら犬の飼料に供したといふ特殊の例もある、蓋しカムチアダルと畜犬とは、其生活の相互關係上、切つて切られぬ因緣があるので、斯種の恩及食獸の遺命は所謂る人の將に死せんとするや其言ふこと善しとの意を得たるものと許すべきであらうか、

原始的自殺は、病老垂死の間際の外、絕對に行はるゝことが、無いかといへば、否な決して然らずで其間溺愛の情死もあれば、失戀の悶死もある、モンスロン氏は、アンダマン土人に就きて、彼れ等に深き愛情の存在し、そして時に情死の行はるゝを實見したといふ事を記るし、又シーマン氏は、南洋のフイジアンに關し、其愛妻を失ひたる寡夫にして、歷々悲哀の極、自殺を遂ぐる者があると言つてゐる、若し夫れ干戈を執りて、敵と旗鼓の間に臨み、不幸にして兵盡き軍潰え、生きて擒虜の恥を敵前に晒さんよりはと、自ら刄に伏し、水火に投じて、勇譽の足跡を濁さゞらんとするの行動は、戰爭を以て其唯一の生命とする未開野蠻人などには、存外に有り勝ちの常事であるやうであつて、文明戰鬪史上の色彩にのみ顯はる・潤飾ではあらぬ、

日本人の古るき時代の自殺にも、一種の民族的特色が存在した、此特色を觀破したのは、貞丈雜記で其切腹の事の條下に「日本紀以下の國史に、自殺し

たる人の見えたるは、皆自ら縊れて死し、或は家に火を放て燒死せし事はあれども、腹を切る事見えず上古には切腹なし、保元物語に、爲朝二十八にて、家の中柱にうしろをあてゝ、腹かき切りたれども、死なれず、うしろの骨をふつと切てぞ、ふしたりけると見えたり、此頃より、武士勇氣を人に見すべきが爲めに、腹を切る事始まりしなるべし、君命じて臣に切腹せしむる事は、又はるかの後、近代始まりし事歟」と記述せるは味ふべきである、そして古代日本人の自殺には、縊死燒死の外に、一つの奇拔なる死に樣の共通性があつた、其代表史實としての著るしきは、崇神天皇の代、倭迹迹姬が、御諸山の神の妻と爲りしが、其男神常に晝は見えずして夜のみ來るので、姬は暫く留まりて、みかほを視ることを得せしたまへと要めしに、神は軈て小蛇の形に顯れ姬が驚き叫ぶや、吾に耻見せつとて、大虛を踐みつゝ、山に登り去られたので、姬は仰ぎ見て悔恨し、箸にて陰を撞きて自殺したといふ神話卽ち是れである、本居翁は、「允恭天皇の時、木梨輕太子と同母妹輕大郎女と奸て、終に共に自ら死せたまへるは、今の俗に心中といふ事の始めとやいはまし」と說いてゐるが、後世斯種の情死には、土左衞門的溺水の多い傾きのあるのも特徵の一つである、

併し乍ら、自殺は故意なる生存權の放棄として、之を罪惡視する觀念の發生も、原始民族中に痕迹が無いのでない、ボルネオのダヤクなどは、彼れ等の考へに、自ら水に溺れて死んだ者は、彼の世に在りて永久腰より以下を水に浸して艱まねばならず、毒を服して死んだ者は、毒木を以て構成し、毒草を以て造作せる家の中に居らしめられて、毒氣の苦痛を受けねばならぬと信じ、尙ほカヤン方面の或る部族は、自殺するあれば、タン、テツカンといふ地獄に落され、少かに草木の葉や根を食ふことを得るのみにて、形容枯槁見るも憐れな餓鬼道的の沈淪を甞めねばならぬとの意味の誡めさへ傳へられてゐる、そして其他の未開野蠻なる民族中に、往々自殺者に對して普通の埋葬を營むことを許さゞる制限の行はるゝのを認めらるゝ如きも、自殺を以て道德上の罪惡とする心理歷程に進むべき過渡の一現象で、究竟の歸著は、人類の生存權の尊重であるのであらう、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

暹羅所見

□チーク製材所
□精米所
□製革工場

田澤震五

■チーク製材所

暹羅の「チーク」は同國林業中の代表的なものである、從つて盤谷にはチーク材を取扱ふ左の五會社がある。

ボンベイ、ビルマ貿易會社	英國人經營
アングロ、シヤム會社	同
ボルネオ會社	同
ルイスト、レオネウンス會社	同
東亞會社	デンマルク人經營

予は其の一の製材所を視察したが、該製材所は全部蒸汽力を利用し、可なり大仕掛なものであつた、製材機械、其の他の模様は、普通の製材所と別に變つたこともないから之を略し、暹羅のチークに就いて次に一寸述べて置かふ。

■チークの成育

チーク樹は學名を「ラクトナ、グランヂス」と言つて、落葉性喬木類に屬し、高さは通常二〇呎より四〇呎、幹の周圍は四呎乃至八呎に及び、黄褐色の外皮を有し、其の幹は直立するのである、而して、一箇年の平均雨量五十吋以下なる乾燥地に適するので、普通にチーク材と言つても、全山皆、此の木を以て覆はれて居るのではなく、他の種々な雜木と共に群生して居るのである、其の葉は幅八吋乃至十五吋、長さは、十吋乃至二十吋に達し、花は白色の圓錐形で、恰も桐や葉桐の花に類似してゐるから、一見直ちに他の植物と區別することが出來るチーク材の主なる特質は、其の木質の硬いのと又細胞纖維に脂液の粘著せる事である、此の脂液は、水に對する抵抗力が頗る強く、殊に金屬類が木材と接觸する際、普通生ずる銹及び腐蝕を防ぎ、木材の保存上非常に良好である、即ち此等の特徴あるを以て此の材が船材として大いに用ゐられてる所以で、尚亦例の白蟻の害も防ぎ得ると言ふので、一方建築材としても貴重せらるゝのである。

チークの伐木法

先づ地上に接して幹に鋸を加へ、輪狀に挽きまわし、其の木が枯死する迄内部に深く切り込んで、其

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の後少なくも二箇年間は其の儘として乾燥させる、之れは例の脂液此の間に變化して、木質を益々良好ならしむる目的である、斯くて最後に愈々枝を拂つて、適當の長さに切つて丸材とするのであるが、此の作業は、多く乾燥期に之を行ひ、例年六七月の雨期に入り、山間の溪流の滿水を待ちて其れを利用し附近の河川に運搬するのである、若し全く水運の便を缺ぐ土地では、象或は水牛を使役して運搬せしめるのである、愈々河迄出ると、二十本乃至三十本を一組の筏とし、土人の一家族が之を監督して、河を下つて來るのである。

如上、此の木材は他の木材と異り、伐木後製材迄には三年以上の長日月を要するから、從つて多額の資本を要するとの事。

■チーク材産出高

今最近五箇年間に於ける當國のチーク材産出高を示すと次の通り

暹曆 二四五七年（西曆一九一四—一九一五年）	六〇、三九七本
二四五八年	七六、一二六本
二四五九年	八七、一四二本
二四六〇年	一〇五、二五三本
二四六一年	八七、九八八本

而して現今暹羅のチーク材山林全面積は概算千二百五十方哩あると言ふ。

■精米所

暹羅の米作は、農業の代表者であると言ふよりも專ろ生産力の代表者であると言つた方が宜いやうである、卽ち今日暹羅の經濟を支配して居るものは一に之れ米作である、産米は國內の消費に應ずるは勿論、平年に於て百萬噸、價格一億萬銖（我約八千七百萬圓）の輸出をなしつゝあるのである、此の國の米作は通常五月より著手するのであるが、先づ水牛で一二回鋤返へし、更に馬耙を以て土塊を粉細し、七八月頃に播種を試みるのである、播種量は一莱（我が一段六畝）に付き約一斗內外の種籾を使用する、而して此の散播法は通常行はれるものであるが、日本に於けるが如く、苗代を作つて植付ける法もある併し暹羅では何れの法に依らず、施肥や除草などをしないのである、其れで熱帶地であるから年に何回米がとれるかと言ふに、灌漑の便がないから雨期の時分、年一回作しか出來ないのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

精米所は、現今盤谷に其の數六十有四あつて、其の大部分は、湄南河邊に面して設けられてゐる、精米所施設の精米機械は、スコツトランド式、若しくはラングーン式で其の大なるものは一日の精米力、優に四千擔を超ゆるものがある、而し籾一コーヤン（二十六擔）から生ずるものは、約次のやうである。

白米	一三擔	四八、六〇％
碎白米	四擔五	一六、八二％
白米糠	二擔〇	七、四八％
碎玄米	一二斤	〇、四五％
玄米糠	七五斤	二、八一％
籾殻其他	六擔三八斤	二三、八四％

而して精白されたる米は、百八十斤入りの麻袋に封せられて輸出せらるゝのである。

白米等級

一等米A	最高一二％碎米入
一等米	最高三〇％同
二等米	最高五〇％同
三等米	最高七〇％同

仕向地は香港、新嘉坡、其他蘭領東印度、英本國、馬來聯邦州、コロンボ、埃及、日本、佛領阿弗利加白耳義等である。

暹羅米の日本仕向は最近著しく其の數を增加しつゝある、今最近一箇年間に於ける此れが數字を示すと

輸出數量	一四、二〇一、四三四擔
價格	一三二、〇九六、三八五銖（我一億千五百萬圓餘）

と算せられ、此の外、香港で轉賣されて日本へ入る暹羅米の數も、亦少ない數ではない、實に盤谷は今日西貢及及び蘭貢と共に、日本に對する食料供給地として有數の地位に立つて居るのである。

■精米機械

予輩は盤谷の一精米工場を參觀したが、玄米を精白する我が精米工場とは異り、此所では籾から直ちに精米するのであつた、其の機械の構造とか、作業の模樣等は、餘りに専門的であるから書くのを止して、只此所に用ゐらるゝ汽罐に就いてのみ、一寸述べて置かう。

此所の汽罐は、ランカシヤ汽罐の前面に、五尺許り出張つて煉瓦積をなし、其の前方には、內部に向つて急傾斜をした縦の火格子があつて、其の間隙は極て最小であつた、煉瓦積の上部には焚口が設けられて、其所から自働的に燃料として籾殻が供給せらるゝので、籾殻は火格子上を滑動しつゝ、燃燒して下部に落下するのである、而して下部に溜つた籾灰

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は人力で下がら掻き出すのであつた。

此の工場では、一日約二十五噸の精米を得ると聞いたが、其れから生ずる籾殻の四分の三丈けを燃料として此の工場全部の動力を起すに充分であると言ふ、殘り四分の一は、之を電燈會社に賣りつけ、電燈會社は之れを燃料として電燈電力を市中に供給して居ると言ふ、尙此の國では、他の動力も石炭を使用せず、多くは籾殻を用ゐて居るとの事であつた、而して此の籾殻灰は土地の低所の埋土材料に應用して居ると言ふ。

■製革工場

盤谷附近で稍々大なる製革工場は三箇所あつて、就中最も大なるものは林順源と言ふ支那人所有の工場である、以前は國務大臣の娚とか言ふ某野心家が建設したものださうだが、此の男は外に種々の會社を設立し、非常な失敗をして自殺したとかで、其の後始末として該工場は政府の手で競賣に附せられ、當時タングステン鑛山で大儲けした林順源が直ちに之を買受けたと言ふ、所が戰後の財界悲況と共に成績面白からず、他の二工場も此の工場と同様目下休業中であつた、但し該工場は、つい三四箇月前迄はボルネオ會社が一箇月一千銖で賃借して操業して居たが、其れも引合はないとて止したと言ふ、一説に該會社は林順源から此の工場を極めて安價に買收する一策として仕事を中止したのだとも言つて居た。

林順源は此の工場を持て餘まして、日本の資本家と合辨で日本の技師が來て仕事を遣つて呉れないかと切りと望んで居た、又都合に依つては二十五萬銖で賣つても可いと言ふ、之を邦貨に換算すれば僅かに二十二萬許りの金である、予は一度該工場に行つて見たが、其所は湄南川の上流、モーターボートで約二時間許りを要する所で河岸に臨み、工場の建坪のみでも約千坪はある、木造ではあるが屋根はスレート葺でがつしりして居た、動力機關は二百馬力以上と思つた、尙補助機關として石油機關が一臺あり、製革機械としてはドラムは勿論革剝り機や滑澤機、革延ばし機其他一切の物が完備して居た、何う安積りに積つても先づ五六十萬圓はかゝつたらうと思はれた、其れに敷地は廣いし、立派な宿舍も二軒附屬して居り、用水の設備も調つて居るから、仕事は直ぐにも出來るのであつた、委しいことは日本の領事館に尋ねて遣れば直ぐわかるが、日本人が暹羅に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

發展する上に於て惜しい掘出物だ、金が欲しい、眞實に金が欲しいと思つた、今試みに暹羅曆二千四百六十一年度(西曆一九一八―一九一九)の同國輸出の皮類の統計を擧げれば。

名稱	日本行 數量(擔)	日本行 價格(銖)	外國行 數量(擔)	外國行 價格(銖)
水牛皮	三、五二	八七〇	三、六九〇、六四	七四九、五七〇
牛皮	二三四、八五	一五、八〇八	一六、七六四、四九	九四二、八八〇
鹿皮(上等)	一、九二	九五一	二四六、六一	三一、八七八
同(並等)	一六、一〇	一〇〇七	一、二七五、四六	一三八、〇〇九
象皮及犀皮			七〇、〇五	六、一二六
屑皮			二、五一二、七〇	一六、九一四
猱皮	七六、八五	一一、六〇九	五、九四六、五一	四一一、五五四
穿山甲皮			二九〇、六四	五一、九九六
コングロ北樹皮(タンニン劑鞣皮材料)			八、七五六、五〇	五二、八七六

以上の如く皮類は豊富にあるし、其れに之が鞣皮材料たるコングロープ樹皮は到る所得らるのであるから、當國の製革事業は遣り方に依つては頗る有望であらうと思はれる、玆に著者は我が製革業者の此の事業に着眼され、充分なる調査を遂げし上、斯う言ふ機會を逃がさず、外に國力の發展を期されんことを切望して置く次第である。

長江感慨

ぼつりく

GZ生

■教育事業と日支親善

我等は長江各所に歐米人の經營に成り、支那人徒弟教育をして居る學校を幾十となく多數に見たが、而も日本人が經營して居る學校と言つては上海に同文書院及小學校、漢口と長沙に小學校がある丈けで、それも總て在留日本人子弟の學校に過ぎずして、支那人を教育するものは一校も無い。又革命前まではアレ程勢力を持つて居た所謂教習なるものも、今は殆んど其の跡を絕つて居る。今度同文書院を擴張して支那人を毎年約五十人宛入學せしめることになつたさうであるが、こんな現狀では同文同種の隣國である手前甚だ遺憾な次第である。支那各地に大病院を建てゝ施療する傍ら支那學生を教育し内地の大學なり醫專なりと連絡を取り、容易に入學が出來る機會にすれば、支那青年は喜んで日本醫術を研究するに

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

至るであらう。こんな方面から次第に日支が接近して行くと云ふ事は極めて重要なる者であらう。

■非文明な日本服

日本人の服装は確かに非文明的の點がある。成る程日本服にも一種の進歩した美術的の點もあらう。然し各文明國の服装に比較して見ると根本的に形式を異にして奇相天外とも云ふべきものである。即ち世界的に見て他國人が珍らしく寧ろ卑しく見るのも道理である。支那服はアレで仲々進歩したものであつて吾人は日本服と比較する時、遺憾ながら風儀上又實用上、支那服を勝つて居るものと思ふ。況んや總ての事に中華を以て任ずる支那人が此の如何に辭令に巧みなとは云へ、賞讃する筈はない。歐米人の着て居る所謂洋服なるものが最も勝れて居るのは言ふまでも無い。今支那人が是等歐米人や支那人の間に日本服を着て居る同胞それもキチンとした服装ら未だしも、隨分如何はしいダラシない粗服で往來を下駄や草履でノソ〳〵歩いて居るのを見る時、果して如何なる感想を懷くであらうか。我等が見てさへヒヤ〳〵する樣なのが度々ある。歐米人と日本人との間に待遇應對に差別を附けるのも是等が確かに一原因となつて居る。されば服装に關しては充分注意しなければならぬ。

現在上海や漢口等では必ず足袋を着けることゝか。短髪の者は帽子無しに外出せざる事等の規則が領事館で定められ、之に違犯した時は科料に處せられる樣になり相當に體裁に關する注意はされて居るが、更に百尺竿頭一歩を進めて男子は必ず洋服に靴、女は帶又は羽織を着る事位に定める必要があらう。又小供を背に負ふのも日本の習慣とは言へ、外國人は野蠻視する。大いに考へものであらう。郷に入れば郷に隨はねばならぬ。支那なるが故に何うでも良い筈は無い。

■支那人を對等視せよ

我等は屢々日支人衝突事件を目撃したが、その原因を公平に詳細に探索する時は、殆んど常に邪は日本人にあることを知つた。それは日本人の方では常に相手を同等以下の支那人なりと云ふ觀念に捕はれて應接する爲めに惹き起る事件に過ぎない。又かゝる事件に關與する邦人は智識階級には絶無であつて、必ず無謀なる無賴漢とか無學な渡り者に多い。正々堂々たる紳士的態度を以て支那人に接する時は決して衝突等の生ずる筈はない。寧ろ支那人は極めて柔順に極めて圓滿に我を過するものなることを確

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

認した。要は支那人を以て我と全く對等視するにある。劣等國民視するが如きは十九世紀の惡習に外ならぬ。日支親善の必要なし等と稱する愚者一人も無い今日、支那を離るべからざる隣國として益々親交せねばならないとすれば、比較的利害關係の尠い歐米人よりも、一層彼を尊敬し親愛しても宜い譯になる。唯注意すべきは彼の特有性たる橫着心に對する警戒である。温情の奥に一片の權威を潜め彼をしてつけ上らしめない事は必すべきことである。

■贅澤で一文吝みな日本人

日本人は一體に無益の金錢を徒費し、而も有益なる一錢を惜む惡風がある。此の惡性は支那でも特に遺憾なく發露されて居るのを見る。上海や漢口の料理店之に附屬する藝者の數が非常な多數であり、而もその遊興費が法外に高いにも拘はらず、花柳界は常に全盛を極め、益々發展の勢を示し、料理屋さへ開業すれば決して失敗することは無いと云はれて居る。漢口等では在留民老若男女合計二千七百六名(大正八年四月末現在)に對し藝者百十八名、仲居約百名あると云ふ。此の二千餘人の內男子の數は千六百十三名で、その中には老人や小供もあり、花柳界に立ち寄る者は五百名もあるまい。是丈けの人達が二百人以上の藝者共に全盛の生計を與へるとは大したものである。宜なる哉。內地から學校卒業後漢口に渡來した青年が二三年の勤務を終つて他に轉勤する時には、數百とか數千の「マイナス」を土產に持つて行くと云ふ。

上海日本人小學校に於ける女生徒に其の理想を聞くと、藝者になり度いと答へるものが澤山ある相である。幾多の鼻下長連が無理算段した金を獻上するべく五等國民の乘る人力車や電車で料理屋に通ふ時、自働車に乘つて馳驅し、驕て見ゆべき客人に砂煙を浴びせて御先に失敬する勢ある藝者を見る時、無分別なる彼等小女が羨望の的とするのも一理ある所である。況や在留民の總取締となり師表を垂れるべき御大將からして、之を信心して居る樣では一寸始末が困難だらう。

歐米人が遙々幾千浬の海山を越えて人情風俗氣候の全然激變せる異鄉に來て刻苦勉勵良く純潔なる生活を營んで居るのを見るにつけ、我同胞のさもしい心根を慨歎せずには居られない。而もかゝる無益な空費を爲す一方邦人發展上必要な公(百三十五頁に續く)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣地方自治法令研究

質疑應答

內務局內地方自治法令研究會

問　協議會の會期は如何に之を計算すべきや

答　州に在りては知事開會の宣告日を起算日とし通常會は十日以內臨時會は三日以內とす

問　知事の協議會開會宣告は其の招集當日に限るや

答　知事の協議會開會は必ずしも其の招集當日に限らず、協議會員半數以上の出席を待て開會すべきものと存す

問　協議會の會議錄は何の爲に之を調製するや

答　協議會の議決、選擧が果して適法に實行せられたるや否、其の他之に關して後日調査を要する場合に於て證據記錄として調製するものなり

問　豫備費は之を設置するも設置せざるも任意なるや

答　豫備費は必ず之を豫算中に設置せざる可らざるの規定なり

問　年度經過後に於て歲入に不足を生じ歲出に充つるの現金なき場合翌年度の歲入を繰上げ之に充用するの手續如何

答　年度經過後は新に豫算の追加を爲す能はざる爲歲入に不足を生じたる場合は翌年度の歲入を繰上げ充用するの外なし、而して之を繰上るには翌年度に在りては歲出科目に「前年度繰上費」なる一科目を設け支出し前年度に在りては歲入科目に「翌年度歲入繰上金」なる一科目を設け收入し整理せらる事を要す、尙翌年度歲計金は斯の如く繰上げ使用したる關係上歲入に自然增收等あれば格別然からざれば缺陷を生ずべし、斯る場合は別に歲入豫算の追加を要するは勿論なりとす

問　協議會の會議錄署名は署名者の自書なるや、尙捺印の要否如何

答　署名は御見込の通自書の意なり、而して之に捺

印したる會議錄は違式なり

問　州協議會の會議規則及傍聽人取締規則發布の形式如何

答　州令を以て發布すべきものと存ず

問　基本財産と積立金との區別如何

答　基本財産とは其の財産より生ずる收入を消費するも財産其のものを消費せざるを原則とし積立金とは一定の目的の爲に積立て一定の金額に達したる場合之を消費するを原則とす

問　州制施行令第五十六條の經費繰越の一要件たる所謂「避くべからざる事故の爲」とは如何なる場合なるや

答　天災地變其の他不可抗力に基因して年度内に竣功其の他の遲延したる狹義のものを謂ふ

問　決算は豫算に對する過不足の説明を附すべき規定なるも大正十年度以降決算に節を設けたる關係上此等説明を記載する餘白なく强て之を記載すれば記事錯綜し見苦しき嫌あり、如何に取計ふべきや

答　各款の初めに於て簡單に説明を挿入するか又は決算の終に於て一括して説明を附するか適宜取計可然と存ず

問　州財務規程第三條第一項第三號缺損金補塡とは如何なる場合なるや

答　州稅を收入して會計役は天災の爲に之を亡失し又は寄附金を受入れて會計役は强盜の爲之を竊取せられ何れも會計役の責任に問ひて之を賠償せしむる能はず加ふるに亡失竊取せられたる現金は之を囘收する能はざる場合は州費を以て其の缺損を補塡せざる可らず之を缺損補塡金と謂ふ

問　州稅の減免又は納稅の延期を許す要件たる州制施行令第三十六條の所謂特別の事情とは如何なる場合を云ふや

答　天災事變の爲納稅義務者は著敷收入を減じ又は疾病等の爲生計上困難を來たし到底納稅義務を果すこと能はざる情況に在る場合を云ひたるものなり從て一旦稅金を收入した上は假令以上の如き酌量すべき事情の生じたる場合と雖曩に收入したる稅金は之を返還する能はざるものと存ず

問　州制施行令第五十五條の繼續費の各年度仕拂殘額及第五十六條の翌年度へ繰越使用の經費は豫算に之を編入せずして支出するも妨なきや

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

答　法の規定に依り當然繰越使用することを得れば敢て豫算に之を編入するを要せず

問　營業稅納稅義務者たる州協議會員が營業稅の賦課率決定に關する議事に參與するは州制施行令第十五條の一身上に關する事件として法の禁じたるものなるや

答　州の營業稅賦課率決定の如きは營業稅納稅義務者たる協議會員の一身上に關する事件に非すと存す

問　市街庄稅は豫算の附記を根據にして賦課するは差支なきや將又別に之を定むることを要するや

答　豫算は法令にあらざれば總て課稅は豫算以外に其の賦課の根據あるを要す

問　市街庄に於て國稅並州稅徵收交付金を收入するに當りては年度經過後と雖出納閉鎖期迄は當初豫定したる年度に之を收入して妨なきや

答　市街庄財務規程第二條第一項第三號の規定に依り領收したる年度の收入とすべきものと存す

問　借入金の許可を受けたるも當該年度に於て借入を爲さゞる場合は更に許可を要せず當然翌年度の借入金として借入を爲すことを得るや

答　監督廳が借入金の許可を與ふるに際りては團體の當該年度の經濟狀態に鑑み借入金の已むを得ざるを認め許可を與へたるものなれば或年度の借入金の許可を當然他の年度の借入に充當するを得ず

問　州市街庄費を以て繰替拂を爲すべき場合如何

答　行旅病人死亡人の救護費及取扱費は關係市街庄に於て繰替拂を爲し徵兵旅費は州市に於て繰替拂を爲す等總て繰替拂を爲すには法令の規定あるを要し規定なきものは如何なるものと雖繰替支辨することを得ず

問　豫備費を補充するに際り規定に依れば監督廳が認可を與へざりし費用に充つることを得ずとは如何なる場合を謂ふや

答　監督廳が當初豫算に付認可を與ふるに際り全然否認したる費途に充つること能はざるの義にして豫算金を減額したる場合を包含せず

問　豫算科目の名稱の變更は何等科目の內容範圍に增減變更なきものと雖豫算更正として認可を要するや

答　單に科目の名稱の變更に止まり何等豫算の實體に變更なきものは豫算の更正に非す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

問　州市街庄に於ける土地家屋の貸下料又は物品拂下代金の未納に對しては滯納處分を執行し得るや

答　滯納處分は租稅、使用料、手數料等公法上の收入の未納に對して行ふものにして例示の如き民事契約に基く收入の未納に對しては民事訴訟法の規定に依り其の義務の履行を强制すべきものにして滯納處分を行ふべきものに非ず

問　州稅規則第五十七條に規定せる「臺灣國稅徵收例」とは如何なる範圍を指すものなるや

答　臺灣國稅徵收に付發せる律令、施令勿論訓令等にして其の性質上州稅の徵收に準用し得べきものを意味せるものと存ず

問　戶稅配賦の標準たる總生產額は戶稅規則第五條の規定に依り調査せる見積生產額に依るべきや將又同規則附則第三項に依り斟酌を加へたる見積生產額に依るべきや

答　後段の通

問　街庄に於て戶稅割を賦課するに際り住民の貧富の程度に應じ等級を設け賦課して差支なきや

答　戶稅割は戶稅の附加稅なり附加稅は本稅なる戶稅額を課稅標準として稅額を定め賦課すべきものにして問の如き貧富の程度に應じ別に等級を設け賦課するが如きは附加稅にあらずして特別稅なり從て斯の如き課稅を爲すことを得ず

問　地租割は建物敷地に對してのみ之を賦課し田は街庄農民の民力休養策として賦課せざることを得るや

答　地租割は地租の附加稅にして附加稅は本稅を標準として本稅に附加して賦課するものなり從て田地租を除外し之を標準とせざるが如き課稅は所謂地租の附加稅即地租割と云ふことを得ず

問　費目流用と豫備費の支出とは年度經過後と雖出納閉鎖期迄は之を實行し妨なきや

答　見込の通差支なしと存ず但し費用が年度區分の規定に依り出納閉鎖期迄は支出し得るものたるを要するは勿論なり

問　水道の給水設備費用の滯納に對し滯納處分を爲し得るや

答　水道の給水設備費は公課として課すべき使用料にあらず假令水道規則中に其の徵收額等の規定あるも右は單に私法上の收入に過ぎざるものに付滯納處分と爲すべき限に非ず

問　水道屠場其の他營造物の使用料賦課に關しては單に告示を以て之を管內に公示して可なるや

答　營造物の使用料賦課に關しては州に在りては州令を以て公布し法令に賦課の根據あるを要す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

共事業等には至つて冷淡であつて、例の五等國民車に乘るや、絶えず苦力相手に一錢二錢爭ひの喧嘩口論を爲し、果ては亂暴なる毆打沙汰を演ずるのは大抵我同胞である。

■不可解な支那國民性を利用せよ

將來支那國民と交つて行くには、克己自制、我が過失を改めて行くと共に、支那人の國民性を充分研究せねばならぬこと、思ふ。段々研究して居る内に意外な事がある。例へば支那人に正義の觀念ありや、とは我等の深く疑問とする所である。正義觀念の無い者に正義とか人道とかを金看板にして見ても一向効力が無い。のみならず反つて馬鹿を見るに至る。玆に借家を持つて居る一支那人ありとする。それを貸して月々家賃を取つて居る中、家が古くなれば修理でもして成る可く永く保存し、充分なる賃錢を取る事を計れば良いと思はれるが、彼は決してそれをしない。古くなれば家賃を尠くして貸す。かくて全く使用に堪へずなる迄放置し、決して修理等の爲め費用を出すことをせぬ。全く住めなくなつた時、更に新築して借す。こんな遣り方が支那では反つて經濟なのか、我等には一寸見當が附き兼ねるが、支那人の性質の豫想外なることを知るに足る。萬事がこんな調子で、總て自分の思つた通り勝手にやれば、それが爲め大損害を蒙つても、決して不平も言はねば失望もせぬ。運命と諦めるのであらう。他人が兎や角注告等して親切を盡しても一向有り難からぬ。餘計な干渉をする位に思つて居る。或は眞からの親切を盡しても、反つて利害上の打算で我に親切らしくするのだと解釋する。それは自分の心に比較してさう思ふのであらう。此れ等が卽ち支那人の心理狀態の一風變つた所であつて、一商人然り、實業家然り、政治家然り、督軍然りであるらしい。此の點は支那で事業を爲す者、或は外交上等にも充分考へねばならぬ所で、支那人に兎や角と警告を與へたり、指導的の文句を云つても駄目で、彼等の爲さんと欲する所を見て、之に利害關係を加味して共鳴し利用するの策が上乘と信ずる。正義とか人道等は支那人には解釋され難い。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支南洋其他
海外重要記事

臺灣總督官房調査課

Export Trade. (Com. R. Jan. 16, 22, P. 135.)

一九二一年の石炭貿易
The Coal Trade in 1921. (E. Vol. XCIV, No. 4091, Jan. 21, 22, P. 80.)

世界の金產額
World's Gold Production, 1913-19121. (E. Vol. XCIV No. 4091, Jan. 21, 22. P. 83.)

米國及英合衆王國の輸出長靴さ短靴の比較
Comparision of Boot & Shoe Exports from U. S. & U. K., by A. B. Butman. (Com. R. Jan. 23, 22, P. 185.)

一九二一年の棉花貿易
The Cotton Trade in 1921. (E. Vol. XCIV No. 4092, Jan. 28, 22, P. 119.)

炭業の不振
Le Soufre dans Charbon. (E. E. I. Jan. 29, 22, P. 13.)

世界のアンチモニー情勢
L'Antimoine. (E. E. I. Jan. 29, 22. P. 13.)

パルプ及製紙統計
International Pulp & Paper Statistics. (S. Vol. XCIX No. 2293, Feb. 4, 22. 166.)

世界の棉花業(一九一三、二〇、二一年の比較)
The Cotton Industry. (1913, 20, 21.) (S. Feb. 18, 22, P. 30.)

一九二一年の世界羊毛業
Wool Industry in 1921. (S. Feb. 18, 22, P. 32.)

世界の鐵、鋼貿易(一九一三、二〇、二一年)
The Iron & Steel Trades. (1913, 20. 21.) (S. Feb. 18, 22. P. 36.)

■新聞雜誌略號一覽表■

C. P.	China Press.
C. R.	Chinese Recorder.
Com. R.	Commercial Report.
D. E. I. A.	Dutch East Indian Archipelago.
E.	Economist.
D. E.	Das Echo.
E. E. I.	L'Eveil Economique, de l'Indochine.
J. C.	Journal of Commerce.
M. T.	Manila Times, daily.
M. I.	Le Moniteur de l'Indochine.
Ol.	Outlook.
R. F. E.	Review of Far East.
S.	Statist.
Stm.	Statesman.
T. d.	Times, daily.
T. Ed. S.	Times, Educational Supplement.
W. W.	World's Work.

■世界一般■

產業及貿易

一九二一年十一月中の世界輸出材木情況
Lumber Exports for November. (Com. R. Jan. 2, 22, P. 2.)

一九二一年十一月中の世界輸出護謨品情況
November Gain in Exports of Rubber Goods, by P. L. Palmerton. (Com. R. Jan. 2, 22, P. 5.)

炭業のマルサス主義
Le Malthusianisme Charbonnier. (E. E. I. No. 240, Jan. 15, 22, P. 1.)

世界に於ける亞鉛の情勢
Le Zinc. (E. E. I. No. 240, Jan. 15, 22. P. 17.)

世界各國輸出機械業の實況
The Actual Condition of the Machinery

Digitized by Google	Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二一年中の新造船(製出減退)
New Ships in 1921; Decreased Output. (T. d. Jan. 11, 22. No. 42926, P. 12.)

船舶さ造船
Ship & Shipbuilding. (E. Vol. XCIV No. 4090, Jan. 14, 22, P. 43.)

吾が對外貿易に於ける米國船舶
American Ships in Our Foreign Trade. (Com. R. Jan. 16, 22. P. 151.)

世界の造船額
World's Shipping Output. (T. d. No. 42938, Jan. 25 22. P. 5.)

一九二一年の造船業
Shipbuilding in 1921. (E. Vol. XCIV No. 4092, Jan. 28, 22, P. 122.)

吾が對外貿易に於ける米國船舶
American Ships in Our Foreign Trade. (Com. R. Jan. 23, 22, P. 205.)

其　他

國際主義への傾向
Ein Anlauf Zum Internationalismus. (D. E. Nr. 2005(37) Dec. 8, 21. P. 3933.)

ロンドン協約
Die Londoner Besprechungen. (D. E. Nr. 2007, Dec. 29, 22, P. 4172.)

カンヌ會議
Zur Konferenz Cannes. (D. E. Nr. 2009, Jan. 12, 22, P. 106.)

ワシントン會議さカンヌ會議
Washington und Cannes. (D. E. Nr. 2009, Jan. 12, 22. P. 107.)

カンヌ會議
Die Konferenz in Cannes. (D. E.Nr. 2010, Jan. 19, 22, P. 190.)

國際勞働法制
International Labour Legislation. (T. d. No. 42940, Jan. 27, 22, P. 11.)

世界の亞麻、ヘンプ、黄麻
Flax, Hemp & Jute. (S. Fed. 18, 22. P. 46.)

商品價格"スタチスト"の指數
Prices of Commodities. "The Statist's" Index Number. (S. Feb. 18, 22, P. 240.)

好況の糖界槪觀
Sugar Business Outlook better than it has been for some time. (M. T. Feb. 24, 22, P. 4.)

英合衆王國及外國補給の羊毛情況
The Wool Position; Home & Foreign Supplies. (S. Feb. 25, 22, P. 280.)

一九二二年一月中の馬來、ジャワ、インド等の產出護謨情況
Rubber Output Results in Jan. 1922. (S. Feb. 25, 22, P. 291.)

一九二一年中の茶
Tea in 1921. (E. Vol. XCIV 4095, Feb. 18, 22, P. 300.)

一九二一年中の砂糖
Sugar in 1921. (E. Vol XCIV No. 4095, Feb. 18, 22, P. 302.)

財　政

世界に於ける經濟均衡の恢復
Die Wiederherstellung des Weltwirtschaftlichen Gleichgewichts. (D. E. Nr. 2007, Dec. 29, 21, P. 4198.)

列强對米負債額
Les Dettes Envers les Etats Unis. (M. I. No. 158, Jan. 14, 22. P. 5.)

世界の通貨問題
The World's Currency Problem. (S. Feb. 18, 22, P. 236.)

世界の通貨問題、金價の變遷
The World's Currency Problem, Changes in the Value of Gold. (S. Feb. 25, 22, P. 281.)

海　運

The Washington Conference. (R. F. E. Vol. XIX No. 12, Feb. 18, 22, P. 502.)

華府會議に據る世界の利得
World's Gain from the Washington Conference, by H. Herbert. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 479.)

米國の名を爲せる華府會議の結果
The Effect of the Washington Conference upon American Prestige in the East. (R. F. E. Vol. XX No. 1. Mar. 4, 22, P. 3.)

太平洋に於ける米國の地位
American Position in the Pacific, by W. G. Harding. (R. F. . Vol. XX No. 3, Mar. 18, 22, P. 83.)

米國太平洋貿易の黄金時代
The Golden Age of America's Pacific Trade, by J. B. Powell. (R. F. E. Vol. XX 3, Mar. 18, 22, P. 84.)

華府會議の顛末
The Conference, First & Last, by M. Sullivan. (W. W. Vol. XLIII No. 5, Mar. 22, 22, P. 550.)

華府會議と新外交
The Washingtoh Conference and the New Diplomacy. (R. F. E. Vol. XX No. 5, Apr. 1, 22, P. 163.)

■亞　細　亞■

一　般

エヴェレスト探險隊の動植物學的効果
Die Zoologischen und Botanischen Ergebnisse der Everest-Expedition. (D. E. Nr. 2008, Jan. 5, 22, P. 19.)

シベリアの謎
The Siberia Enigma. (J. C. Vol. 114, No. 8675, Jan. 11, 22, P. 6.)

一九二一年極東對米國貿易
American Trade with the Far East in 1921, by C. C. Batcheller. (Com. R. Jan. 16,

國際勞働—社會主義者と勞働組合
International Labour: Socialists and the Trade Union. (T. d. No. 42940, Jan. 27, 22, P. 12.)

國際勞働 II. 勞働組合設置
International Labour; II. Trade Union Organization. (T. d. No. 42943, Jan. 31 22, P. 5.)

歐洲政界現況
Political Position in Europe. (Stm. Feb. 3, 22, P. 7.)

華府會議及太平洋問題

華府會議と支那
China at Washington. (T. d. No. 42936, Jan. 23, 22, P. 11.)

無關係なるも事重大なる山東問題
Uninteresting but Important; Editorial Correspondence from the Armament Conference at Washington, by E. H. Abbott. (Ol. Jan. 25, 22, P. 132.)

太平洋爭覇に潜む經濟戰
Les Dessans economiques du Conflit du Pacifique. (E. E. I. No. 242, Jan. 29, 22 P. 4.)

太平洋諸島
Pacific Islands: Samoa, Cook Islands & Niue. (T. d. No. 42943, Jan. 31, 22, P. 33.)

太平洋に於ける新條令
The New Order in the Pacific. (S. Vol. XCIX No. 2293, Feb. 4, 22, P. 162.)

華府會議
The Washington Conference. (R. F. E. Vol. XIX No. 11, Feb. 11, 22, P. 456.)

フランスの孤立
The Isolation of France. (Ol. Vol. 130, No. 7, Feb. 15, 22, P. 245.)

華府會議

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

H. A. Butts. (Com. R. Feb. 27, 22, P. 492.)

日本の材木需要
Lumber Demand in Japan, by H. A. Butts. (Com. R. Feb. 27. 22, P. 510.)

日本の製紙市況
Present Market for Paper in Japan. (Com. R. Feb. 27, 22, P. 514.)

日本の軍事計畫
Japan's Army Problem, John A. Cook. (R. F. E. Vol. XX. No. 2, Mar. 11, 22, P. 46.)

支那及香港

支那の發動機市況
Market for Motors in China, by R A. Lundginst. (Com. R. Jan. 2, 22, P. 20.)

支那の難境破產と歲入進境
China's Sore Straits; Bankrupcy & Rising Revenue. (T. d. No. 42929, Jan. 14, 22, P. 9.)

支那諸銀行の活動
L'Activite des Banques Chinoises. (E. E. I. No. 240, Jan. 15, 22, P. 17.)

支那の炭山
Mines de Charbon en Chine. (E. E. I. No. 240, Jan. 15, 22, P. 17.)

支那の將來如何
Ou est l'Avenir de la Chine. (E. E. I. No, 240, Jan. 15, 22, P. 7.)

雲南に於けるニッケル
Le Nickel an Yunnan. (E. E. I. No. 240, Jan, 15, 22, P. 17.)

恢復しつゝある支那輸出貿易
China's Export Trade improving. (Com. R. Jan. 23, 22, P. 172.)

支那の輸入貿易
Import Trade of China. (S. Vol. XCIX 22, P. 161.)

南滿洲の一般商業情況
General Business Condition in South Manchuria (Com. R. Jan. 30, 22, P. 293.)

日本

日本の鐵道運賃率增額(一九二一年十月)
Traffic Increase on Japanese Railways. (Com. R. Jan. 2, 22, P. 39.)

日本樺太產の製紙材料
Production of Paper Pulp in Karafuto, Japan. (Com. S. Jan. 2, 22, P. 51.)

日本輸出の護謨タイヤ
Japanese Exports of Rubber Tires. (Com. R. Jan. 9, 22, P. 69.)

日佛貿易
Le Commerce Franco-Japanais. (E. E. I. No. 240, Jan. 15, 22, P. 15.)

日本の陶器及硝子貿易
Japan's Trade in Pottery & Glass. (Com. R. Jan. 16, 22, P. 132.)

日本の經濟狀態(一九二一年十二月)
The Economic Situation in Japan. by C. C. Batchrelder. (Com. R. Jan. 23, 22, P. 169.)

日本=機危脫出
Japan: Emerging from the Crisis. (T. d. No. 42943, Jan. 31, 22, P. 43.)

日本の豫算案
The Japanese Budget. (E. Vol. XCIV No. 4293, P. 183.)

日本に於て競爭的地位に在る諸宗教
Rival Religions in Japan. (Stm. Feb. 12, 22, P. 16.)

日本の財界
Condition in Japan. (E. Vol. XCIV No. 4096, Feb. 25, 22, P. 401.)

一九二二年一月の日本對外貿易
Japan's Foreign Trade in Jan. by

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那救貧問題
Helping china's poor, by Y. S, YU. (R. F. E. Vol. XIX No. 12, Feb. 18, 22. P. 498.)

一九二二年一月中經濟財政狀態
Economic & Financial Conditons during Jan. 1922. The Chinese American Bank of Commerce, Shanghai. (R. F. E. Vol. XIX No. 12, Feb. 18, 22. P. 499.)

直隸交涉使祝惺元小傳
Chu Hsin-Yuan, Commissioner for Foreign Affairs in Chihli. (R. F. E. Vol. XIX No. 12, Feb. 18, 22. 506.)

黃福小傳（ホノルル中美銀行支配人）
Charles Ahfook wong, Manager of the Chinese American Bank in Honolulu. (R. F. E. Vol. XIX. No. 12, Feb. 18, 22. P. 508.)

段祺瑞氏の北京脫出
Marshal Tuan Chi-Jui out of Peking Cage. (R. F. E. Vol. XIX No. 13, Feb. 25, 22. P. 537.)

門戶開放とは何ぞや
What does "Open Door" Mean? (R. F. E. Vol XIX No. 13, Feb. 25, 22. P. 541.)

陳友仁小傳
Eugene Chen. (R. F. E. Vol XIX No. 13, Feb. 25, 22. P. 548.)

交通部の危機
The Crisis of the Chaotungpu. by Hollington K. Tong. (R. F. E. Vol. XX No. I. Mar. 4, 22. P. 6.)

門戶開放と海關稅改訂
The Open Door and Tariff Revision. (R. F. E. Vol XX No. I. Mar. 4, 22. P. 9.)

熊少豪小傳
S. P. Hung (Hsing Hsiao-hao) (R. F. E. Vol. XX. No. I. Mar. 4, 22. P. [illegible].)

北京時報主筆朱淇小傳
Chu Chi. Publisher and Editor of the Peking Jih Pao. or the Daily. (R. F. E. Vol. XX No. 2 Mar. 11, 22. P. 64.)

No. 2292, Jan. 28, 22, P. 172.)

支那＝多望なる概觀
China; More Hopeful Outlook. (T. d. No. 42943, Jan. 31, 22. P. 43.)

支那の鑛產能力
China's Mineral Posibilities. (E. Vol. XCIV No. 4093, Feb. 4, 22. P. 178.)

北京シンヂケート
Peking Syndicate. (E. Vol. XCIV No. 4093. Feb. 4, 22. P. 183.)

支那の諸問題
China's Problems. (E. Vol. XCIV No. 4094, Feb. 11, 22. P. 227.)

支那デモクラシーの將來
The Future of Chinese Democracy, by Dr. S. K. Alfred. (R. F. E. Vol. XIX No. 11, Feb. 11, 22. P. 451.)

支那新聞業者の新傾向
The New Tendency of Journalism in China. (R. F. E. Vol. XIX No. 11, Feb. 11, 22. P. 454.)

治外法權に關する意見
Chinese Official Views regarding Extraterritoriality. (R. F. E. Vol. XIX No. 11, Feb. 11, 22. P. 459.)

支那茶の輸出市場
The Export Market for Chinese Tea, by B. Torgesheff. (R. F. E. Vol. XIX No. 11, Feb. 11, 22. P. 461.)

教育總長黃炎培小傳
Huang Yen-Pei, Minister of Education. (R. F. E. Vol. XIX, No. 11, P. 476.)

支那の綿布貿易（一九二一年中）
Cotton Cloth Trade in China. (E. Feb. 18, 22. P. 275.)

支那海關稅の即改
Immediate Revision of Chinese Tariff. (R. F. E. Vol. XIX No. 12, Feb. 18, 22. P. 494.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那政策
The Politics of China, by P. J. Moran. (R. F. E. Vol. XX No. 4, Mar. 25, 22. P. 129.)

王啓常小傳
C. Z. Wang, General Manager of the Chinese Women's Commercial & Savings Bank of Peking. (R. F. E. Vol. XX No. 4, Mar. 25, 22. P. 138.)

支那に對する外援と自助
Foreign Help and Selfhelp for China, by Dr. J. G. Schurman. (R. F. E. Vol. XX No. 5. Apr. 1, 22. P. 165.)

山東協定の附帶條項
The Shantung Agreement Annex. (R. F. E. Vol. XX No. 5, Apr. 1, 22. P. 169.)

香港、一般不況の影響
Hongkong. Share in General Depression. (T. d. No. 42943, Jan. 31, 22. P. 33.)

香港の海員罷業
168 Ships tied up in Hongkong. (M. T. Feb. 11, 22. P. 2.)

佛領印度支那及馬來

東京竹溝(運河)
Le Canal des Bambous. (E. E. I. No. 239, Jan. 8, 22. P. 6.)

印度支那及マダガスカルの關稅率
Le Tarif dananier de l'Indo-Chine et de Madagascar. (M. I. No. 159, Jan. 12, 22. P. 14.)

ドンダン/ナーチヤム線に就て
De Dong-Dang a Na-Cham et Au-dela. (M. I. No. 158, Jan. 14, 22. P. 1.)

印度支那の蒸溜酒製造業
Distilleries de l'Indo-Chine. (E. E. I. No. 240, Jan. 15, 22. P. 16.)

フランス、インドシーヌ蠶業會社
Compagnie Generale des Soies de France et

支那文明の性質
The Nature of Chinese Civilisation. Chen Chia Yi. (R. F. E. Vol. XX. No. 2, Mar. 11. 22. P. 48.)

支那に於けるジョッフル元帥
Marshal Joffre in China. (R. F. E. Vol. XX No. 2, Mar. 11, 22. P. 44.)

支那に於ける同盟罷工熱の擴大
The Spread of the Strike Evil in China. Hollington K. Tong. (R. F. E. Vol. XX No. 3, Mar. 18. 22. P. 87.)

一九二二年二月の經濟財政狀態
Economic & Financial Conditions during Feb. She Chinese American Bank of Commerce. Shanghai Branch. (R. F. E, Vol XX No. 3. Mar. 18, 22. P. 89.)

上海新聞報主筆汪龍標(漢溪)小傳
Wang Hau Chi. Publisher of the Sin Wen Pao of Shanghai. (R. F. E. Vol. XX. No. 3, Mar. 18, 22. P. 96.)

支那婦人の爲めの勞働問題
Labour Problem Chief Interest of Chinese Women. (R. F. E. Vol. XX No. 3, Mar. 18, 22. P. 98.)

天馬會に就て(美術)
The Tien Ma Hui. by C. F. Pemer. (R. F. E. Vol. XX. No. 4, Mar. 25, 22. P. 124)

支那婦人の解放
The Emancipation of Chinese Women. Hollington K. Tong. (R. F. E. Vol. XX. No. 4, Mar. 25, 22. P. 126.)

基督教會と社會
The Christian Church and Society. by H. T. Hodgkin. (C. R. Vol. LIII No. 3, Mar. 22. P. 153.)

基督教會と平和の新運動
The Christian Church & the New World Movement for Universal Peace. by F. B. Smith. (C. R. Vol. LIII No. 3, Mar. 22. P. 163.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

L' Emprunt Indochinoise pour la Ligne de Vinh a Donpha. (E. E. I. No. 242, Jan. 29, 22. P. 10.)

印度支那の異觀、フランスの寶庫
Wonders of Indo-China; France's Treasure Land, Northcliffe. (T. d. No. 42943, Jan 31, 22. P. 13.)

英領マレーの錫鑛山
Les Mines d'etain de la Malaisie Britannique. (E. E. I. No. 239, Jan. 8. 22. P. 11.)

スンゲイベシーの鑛山
Le Mine de Sungei Besi. (E. E. I. No. 239, Jan. 8, 22. P. 12.)

マレー聯邦の首府クワラランパー
Kauala-Lampour-Lu Capitale des Etats Unis. (E. E. I. No. 239, Jan. 8, 22. P. 13.)

暹羅、緬甸及印度

印度支那シャム間の郵便
Nos Communications Postales avec le Siam. (E. E. I. No. 240, Jan. 15, 22. P. 5.)

シャム＝米及チーク材貿易
Siam: Rice and Teak Export Trade. (T. d. No. 42943, Jan. 31, 22. P. 43.)

シャム貿易の報告と將來
Siamese Trade Returns & Prospect. (S. Feb. 18, 22. P. 47.)

ビルマの分立
Separation of Burma from India. (Stm. Jan. 20, 22. P. 10.)

ビルマの米作情況
Situation Rizicale en Birmanie. (E. E. I. No. 242, Jan. 29, 22. P. 8.)

インドに於ける市街鐵道の認可
Tramway Concession in India. (Com. R. Jan. 2, 22. P. 21.)

インド輸出入貿易情況(一九二一年十一月中)
Indian Trade Condition. by A. W. Waddell. (Com. R. Jan. 2, 22. P. 51.)

l'Indo-Chine. (E. E. I. No. 240, Jan. 15, 22, P. 19.)

印度支那地方公債募集
L'Emprunt l'Indo-Chine. (E. E. I. No. 240, Jan. 15, 22. P. 19.)

河内、西貢間急速交通の必要
Un Service Rapide Hanoi-Saigon. (E. E. I. No. 241, Jan. 23, 22. P. 1.)

印度支那に於けるパラ護謨の栽培と其將來
La Culture de Hevea en Indo-Chine et son Avenir. (E. E. I. No. 241, Jan. 23, 22. P. 3.)

海防の工業
L'Industrie a Haiphong. (E. E. I. No. 241, Jan. 23, 22. P. 12.)

印度支那地方公債
L' Emprunt Indo-Chinoise. (E. E. I. No. 241, Jan. 23, 22. P. 10.)

東京の錫とオルフラム
Etains et Wolfram du Tonkin. (E. E. I. No. 241, Jan. 23, 22. P. 16.)

東京及中部安南間の郵便小包
Natre Service de Calis Postaux entre le Tonkin et le Centre-Annam. (E. E. I. No. 242, Jan. 29, 22. P. 1.)

河内中央郵便局の擴張
L' Agrandissement du Bureau Central des Poste de Hanoi. (E. E. I. No. 242, Jan 29, 22. P. 2.)

印度支那の知的活動
L' Activite Intellectuelle en Indo-Chine. (E. E. I. No. 242, Jan. 29, 22. P. 3.)

印度支那に於けるパラ護謨の栽培と其將來
La Culture de I Hevea en Indochine et son Avenir. (Suite) (E. E. I. No. 242, Jan 29 22. P. 6.)

ヴインノドンハ間の地方に於ける印度支那地方債の景況

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ガンヂー氏の威嚇運動
Gandhi's Campaign of Intimidation. (Stm. Jan. 28, 22. P. 17.)

對印貿易の角逐
Competition for Indian Trade. (S. Vol. XCIX No. 2292, Jan. 28, 22. P. 116.)

インドに於ける梵語研究
India; Sanskrit Studies. (T. Ed. S. Jan. 28' 22. P. 39.)

政府の經費節減方針
Government's Policy of Retrenchment. (Stm. Jan. 29, 22. P. 19.)

合併州の小麥作(一九二一/二二年)
U. P. Wheat Crop of 1921-22. (Stm. Jan. 29, 22. P. 21.)

インドと近東
India and The Near East. (Stm. Jan. 31, 22. P. 10.)

インドの平和
Peace in India. (T. d. No. 42943, Jan. 31, 22. P. 8.)

インドの危機
India's Peril. (T. d. No. 42943, Jan. 31, 22. P. 11.)

ガンヂーの新運動
Mr. Gandhi's New Campaign. (T. d. No. 42943, Jan. 31, 22. P. 12.)

ベンガル州の工藝調査
Technical Research in Bengal. (Stm. Feb. 1, 22, P. 10.)

インド婦人の選擧權
Women's Suffrage India. (Stm. Feb. 2, 22. P. 8.)

インドの水力
Water-Power in India. (Stm. Feb. 2, 22. P. 9.)

インド茶產額
Tea Production in India. (Stm. Feb. 2, 22. P. 10.)

インド護謨市場概評
Indian-Rubber Market Review. (Stm. Jan. 17, 22. P. 8.)

インドの產炭額と消費量(統計部報告)
Coal Production & Consumption: Indian Statistics. (Stm. Jan. 17, 22. P. 11.)

インド毒蛇咬傷に對する治療法
Snake Bite in India; Many Cures. (Stm. Jan. 21, 22. P. 6.)

インドの對外貿易(十二月統計)
India's Overseas Trade, December Statistics. (Stm. Jan. 21, 22. P. 15)

インドに於ける東洋研究
India: Orient Studies. (T. Ed. S. No. 353 Jan. 21, 22. P. 27.)

ガンヂー主義との對抗戰
The Fight with Gandhism. (T. d. No. 42936 Jan. 23, 22. P. 9.)

アッサム茶園の現況
Position on Assam Tea Gardens. (Stm. Jan 25, 22. P. 7.)

堅實なるインド擾亂の勢力
Steady Stream of Sedition. (Stm. Jan. 25, 22. P. 7.)

ボムベイの改造
Re-Making Bombay. (T. d. No. 42938, Jan. 25, 22. P. 9.)

ガンヂー派の脅威
The Menace of Gandhism. (Stm. Jan. 26, 22. P. 7.)

アッサムに於けるガンヂー氏の運動
Gandhi Campaign in Assam. (Stm. Jan. 27, 22. P. 7.)

インドの鑛業と地質
Indian Mining and Geology. (Stm. Jan. 28, 22. P. 9.)

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

イソド茶園の勞働不安：非協力派の影響
Labour Unrest on Tea Gardens: Influence of Agitators. (Stm. Feb. 11, 22. P. 13.)

ガンヂー氏の拘引令
Gandhi to be Put under Arrest. (M. T. Feb. 13, 22. P. 1.)

イソドのデリフ大學議案
India, Delhi University. (T. Ed. S. Feb. 18, 22. P. 7.)

全印國民會議に於けるガンヂー
Mohandas Gandhi. (Ol. Jan. 18, 22. P. 85.)

イソドの文官事務に就て
India: The Civil Service. (T. Ed. S. Feb. 25, 22. P. 87.)

イソドの動搖
The Unrest in India, by P. W. Wilson. (W. W. Vol. XLIII, No. 5, Mar. 22. P. 535.)

イソドの女子教育
India: The Education of Girls. (T. Ed. S. Mar. 4, 22. P. 100.)

イソドに於ける英國の政策
English Policy in India. (M. T. Mar. 7, 22. P. 4.)

■南洋諸島■

比律賓

マニラ市改修事業さ其經費
City Improvements to Cost P4602564. (M. T. Feb. 15, 22. P. 1.)

互に政黨の爲め留任す可きケソン氏さオスメナ氏
Quezon & Osmena to remain in Public Life & fight for Parties. (M. T. Feb. 18, 22. P. 1.)

新政黨の領袖さなれるケソン氏
Quezon is New Party's Leader Now. (M. T. Feb. 20, 22. P. 1.)

學校問題に對するガンヂー氏の意見
Mr. Gandhi and the School. (T. Ed. S. Feb. 4, 22. P. 56.)

イソドの形勢
The Situation in India. (Stm. Feb. 4, 22. P. 7.)

近東會議
The Near East Conference. (Stm. Feb. 4, 22. P. 7.)

總督に宛たるガンヂー氏の書翰內容
No Interference With Agitators. (Stm. Feb. 5, 22. P. 9.)

熱帶醫學の硏究
Study of Tropical Medicine. (Stm. Feb. 5, 22. P. 17.)

ガンヂー氏に對する政府の回答
Time to choose between Law & Anarchy. (Stm. Feb. 7, 22. P. 7.)

ガンヂー氏の對政府回答
Gandhi's Reply to Government. (Stm. Feb. 9, 22. P. 7.)

ベンガル州都市計畫案
Town Planning Bill for Bengal. (Stm. Feb. 10, 22. P. 1.)

イソド經濟調査硏究會の事業
Study of Indian Economics. (Stm. Feb. 10, 22. P. 15.)

不安恟々たるイソドの情勢
Situation in India Anxious & Menacing. (Stm. Feb. 11, 22. P. 7.)

國事犯者の處分
Treatment of Political Prisoners. (Stm. Feb. 11, 22. P. 7.)

イソドの農事教育
Agricultural Education in India. (Stm. Feb. 11, 22. P. 9.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ly Half Million Pesos less than for Corresponding Period Last Year. (M. T. Mar. 2, 22. P. 11.)

田中答禮使歡迎のプログラム成る
Program for Tanaka is set. (M. T. Mar. 3, 22. P. 2.)

田中大將の比島大學訪問
Tanaka visited University. (M. T. Mar. 7, 22. P. 2.)

比島ナショナル銀行の役員選擧會議
National Bank Directors to meet next week to elect their officers. (M. T. Mar. 8, 22. P. 5.)

將に施行さる可き三十七箇條の比島新法令
37 New Laws are now full force. (M. T. Mar. 9, 22. P. 1.)

蘭 領 東 印 度

蘭印の護謨市況
Rubber Market Situation in the Netherlands. (Com. R. Jan. 16, 22. P. 128)

蘭印の人口
Population des Indes Neerlandaises. (E. E. I. Jan. 23, 22. P. 6.)

濠洲對東印度貿易の可能性
Australian Possibilities of Trade with the East. (D. E. I. A. Vol. IV No. 72, Jan. 25, 22. P. 2232.)

蘭領東印度の茶業
Tea Production in the D. E. I. (E. E. I. A. Vol. IV, No. 72, Jan. 25, 22. P. 2234.)

一九二一年中の爪哇茶輸出表
Java Tea Exports Jan. /Dec. 1931. (Table) (D. E. I. A. Vol. IV No. 72, Jan. 25, 22. P. 2240.)

前年より減少せる一九二一年度の阿片密輸入
Opium Smuggling more frequent in 1920 than 1921 (M. T. Feb. 20, 22. P. 2.)

香港罷業と比島行砂糖袋
Sugar Bags to use here tied up by Hongkong Strike. (M. T. Feb. 20, 22. P. 5.)

國家會議の官吏昇給否決顛末
Council of Nation bans promotion. (M. T. Feb. 21, 22. P. 1.)

マニラ市内銀行資源週報
Bank Examiner Issues Weekly Report showing Resources of Bank. (M. T. Feb. 21, 22. P. 2.)

比島内閣變更說
No Plan to make any Changes in Insular Cabinet. (M. T. Feb. 24, 22. P. 1.)

ウッド總督の提出せる非基督教地方の教育策
Educational Policy laid out by Wood. (M. T. Feb. 24, 22. P. 1.)

マニラを凌駕するセブの商況
Business is better in Cebu than in Manila. (M. T. Feb. 28, 22. P. 2.)

マニラに於ける家計の喜び
Housekeeping Joys in Manila, by J. G. Potter. (Ol. Mar. 1, 22. P. 346.)

切迫せる選擧準備
Make Ready for Comming Election. (M. T. Mar. 1, 22. P. 1.)

田中大將の歡迎に關する國家議會の決議顛末
Tanaka will be Government Guest. (M. T. Mar. 1, 22. P. 4.)

二十割減の一九二一年所得稅收入
1921 Income Tax estimates show 200% decrease. (M. T. Mar. 2, 22. P. 6.)

大減額を來せる二月中關稅收入
February Insular Customs Collections near-

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

濠洲事業界好況持續
Continued Improvement in Australian Business Conditions, by J. W. Sanger. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 491)

濠洲の棉花栽培
Cotton Growing in Australia, by H. D. Butler. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 509.)

濠洲貿易と經濟覺書
Australian Trade and Economic Notes. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 538.)

ニユージーランド戰後問題の對策
New Zealand: Meeting Post-War Problems, (T. d. No. 42943, Jan. 31, 22. P. 33.)

濠洲：有望なる將來
Australia: A More Promising Outlook. (T. d. No. 42943, Jan. 31, 22. P. 33.)

■ 歐　　洲 ■

佛、伊、白

一九二一年九月中の佛國產炭額
Production of Coal in France during Sept. 1921. (Com. R. Jan. 2, 22. P. 30.)

佛國產陶器類の對外貿易
French Foreign Trade in Ceramic Products. (Com. R. Jan. 2, 22. P. 32.)

ド・ラネツサン氏の保護領觀
Les Idees de de Lanessan sur le Protectrat. (E. E. I. No. 239, Jan. 8, 22. P. 3.)

ポアンカレーとイスヷルスキーの政策
Poincare und Iswalsky (D. E. Nr. 2009, Jan. 12, 22. P. 109.)

佛國對米新關稅率
Le Nouveau Tarif douanier aux Etats Unis. (M. I. No. 158, Jan. 14, 22. P. 7.)

佛領植民地の守備隊
Frankreichs Kolonialarmee. (D. E. Nr. 2010, Jan. 19, 22. P. 199.)

ジヤワの今昔＝英人の企業 I
Java Old and New: Opening for British Enterprise. Northcliffe. (T. d. No. 42940, Jan. 27, 22. P. 11.)

ジヤワの今昔＝無限の天惠 II.
Java Old and New: Nature's Prodigal Gifts, Northcliffe. (T. d. No. 42941, Jan. 28, 22. P. 11.)

一九二一年中のジヤワ輸出入貿易表
Foreign Trade Returns of Java Imports & Exports, 1921. (D. E. I. A. Vol. VI. No. 74, Mar. 10, 22. P. 2271)

濠洲及新西蘭

濠洲の經濟情況
Economic Position of Australia. (S. Vol. XCVIII, No. 2281, Nov. 12, 21. P. 722.)

濠洲原住人種
Die Letzten Uraustralier. (D. E. Nr. 2007, Dec. 29, 21. P. 4181.)

濠洲探險隊
Eine Australische Entdeckungsexpedition (D. E. Nr. 2010, Jan. 19, 22. P. 200.)

濠洲の對東貿易
Australian Trade with the ast. (Stm. Jan. 21, 22. P. 7.)

ニユージーランドの新關稅率
Le Nouveau Tarif douanier. (M. I. No. 159, Jan. 21, 22. P. 6.)

歷然有望なる一九二二年の濠洲大觀
Australian Outlook for 1922 distinctly Hopeful. (Com. R. Jan. 23, 22. P. 173.)

顯著なる濠洲の經濟的恢復狀態
Australia shows marked Recovery in Economic Conditions, by A. W. Ferrin. (Com. R. Jan. 23, 22. P. 228.)

一九二一年五／十月間の濠洲貿易と財政
Australian Trade and Finance. (S. Feb. 25, 22. P. 283.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

佛國の徵稅 II.
Taxation in France - Part II. (Com. R. Jan. 30, 22. P. 276.)

イタリーに於ける教育
Education in Italy. (T. Ed. S. No. 353, Jan. 21, 22. P. 27.)

イタリーの絹糸產額と其貿易
Silk Production & Trade in Italy. H. E. Russell. (Com. R. Jan. 23, 22. P. 188.)

イタリーに於ける米國製農器具
American Farm Machinery in Italy. (Com. R. Jan. 23, 22. P. 198.)

ベルギー工業界の不況
Belgian Industrial Situation less faborable, by S. H. Cross. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 484.)

ベルギーに於ける護謨製品市況
The Belgian Market for Rubber Goods. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 497.)

英　　　國

一九二二年の英國石炭貿易大觀
Outlook for British Coal Trade in 1922, by H. C. Morrs (Com. R. Jan. 2, 22. P. 27.)

英國對外鐵鋼貿易(一九二一年十一月)
British Foreign Trade in Iron & Steel. (Com. R. Jan. 16, 22. P. 129.)

英合衆王國の產炭額
Coal Production in The U. K. (Com. R. Jan. 16, 22. P. 146.)

英國輸出貿易の復興
Recovery of British Export Trade, by W. S. Tower. (Com. R. Jan. 16, 22. P. 163.)

自由國たるアイルランド
Ireland, A Free State. (Ol. Jan. 18, 22. P. 90.)

一九二一年中英國の降雨
Rainfall of 1921 : Return for British Isles. (T. d. No. 42936. Jan. 23, 22. P. 16.)

一九二二年の佛國豫算案
The French Budget for 1922. (Com. R. Jan. 16, 22. P. 113.)

安固ならざる佛國の財政狀態
French Financial Situation uncertain. (Com. R. Jan. 16, 22. P. 115.)

商業的航空中心地たる佛國
French Centers of Commercial Aviation, by B. L. Bordenaux. (Com. R. Jan. 23, 22. P. 184.)

佛國の徵稅 I
Taxation in France - Part I. (Com. R. Jan. 23, 22. P. 207.)

一九二一年第一ノ二ノ三四半期に於ける佛國金屬品の輸出高
Nos Exportations Metallurgiques pendant les trois Premiers Trimestres de 1921. (M. I. No. 159, Jan. 21, 22. P. 6.)

佛領植民地の關稅率
Les Tarif Douaniers Coloniaux. (M. I. No. 159, Jan. 21, 22. P. 6.)

一九二一年初十月佛國對外貿易
Le Commerce Exterieur de la France Pour les 10 Premiers mois de 1921. (M. I. No. 159, Jan. 21, 22. P. 7.)

ブリアン內閣倒潰
Briand Falls. (Ol. Jan. 25, 22. P. 125.)

ポアンカレー內閣成立
Poincare Rises. (Ol. Jan. 25, 22. P. 126.)

東部フランスの硝子業情勢
Glass Industry Situation in Eastern France, by P. H. Cram. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 520.)

フランス對外貿易額の減退(一九二〇/二一年)
Decrease in Value of French Foreign Trade. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 536.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

石炭貿易：產出と輸出の減少
The Coal Trade: Diminished Production & Exports. (S. Feb. 18, 22. P. 42.)

一九二一年一月中の英合衆王國對外貿易
Foreign Trade of the U. K. during. Jan. (S. Feb. 18, 22, P. 237,)

一九二一年の英國船舶運賃指數
Index Number of Shipping Freights 1921. (S. Feb. 18, 22. P. 238.)

一九二二年一月中の英國對外貿易
Foreign Trade in Jan. (E. Feb. 18, 22. P. 268.)

去歲の財界
The Past Year (E. Vol. XCIV No. 4095, Feb. 18, 22. P. 289.)

經濟政治社會及宗教上より觀たる新アイルランド
The New Ireland, by P. W. Wilson. (W. W. Vol. XLIII, No. 4, Feb. 22. P. 393.)

ロンドン教育の評價
London Education Estimate. (T. Ed. S. Feb. 25, 22. P. 87.)

英國の各學校に於ける音樂
Music in School, Board of Education Report. (T. Ed. S. Mar. 4, 22. P. 100.)

英合衆王國の輸出價格と貿易(一九二一年一、四、七、十月)
Export Prices and Trade. (S. Feb. 25, 22. P. 28..)

一九二一年の英國精油業
British Trade in Refined Oils in 1921. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 512.)

英國の磁土業
English China-Clay Trade, by F. H. Plymouth. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 520.)

英合衆王國の輸出炭額
Coal Transportation in the U. K. by H. C. Morris. (Com. R. Jan. 23, 22. P. 192.)

ロンドンに於ける教育の將來
Future of London Education. (T. Ed. S. Jen. 25, 22. P. 40.)

英國に於ける營業時間
Hours of Business. (E. Vol. XCIV No. 4092, Jan. 28, 22. P. 124.)

學校の改革に對する現今の諸傾向
Present Tendencies in School Reform. (T. Ed. S. Feb. 4, 22. P. 55.)

鐵鋼業の不況
The Depression in the Iron and Steel Industry. (E. Vol. XCIV No. 4094, Feb. 11, 22. P. 221.)

貿易不振と生產費
Trade Depression and Costs of Production. (E. Vol. XCIV No. 4094, Feb. 11, 22. P. 224.)

一九二一年の英國輸出入貿易
Britain's Imports & Exports in 1921. (Stn. Feb. 12, 22. P. 27.)

一九二一年の英國農業狀態
British Agriculture, 1921. (S. Feb. 18, 22. P. 12.)

英國と諸外國の造船
British and Foreign Shipbuilding. (S. Feb. 18, 22. P. 14.)

英國の船舶と運賃(一九二一年)
Shipping and Freights, 1921. (S. Feb. 18, 22. P. 16.)

一九二一年英合衆王國の對外貿易
The Foreign Trade of the U. K. in 1921. (S. Feb. 18, 22. P. 18.)

一九二一年英合衆王國の粗製棉花相場
The Raw Cotton Market in 1921. (S. Feb. 18, 22. P. 28.)

Digitized by Google   Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

German Trade Menace, Alarm in Dutch E. I. (T. d. No. 42922, Jan. 6, 22. P. 11)

ドイツの世界的市場としてのライプチヒ
Leipzig als Deutsche Weltmesse. (D .E. Nr. 2009, Jan. 12, 22. P. 132.)

ドイツの反英宣傳
German Anti-British Propaganda. (T. d. No. 42929, Jan. 14, 22. P. 9.)

ドイツ議會近況
Aus dem Reichstag. (D. E. Nr. 2010, Jan. 19, 22. P. 192.)

商品の競爭によるドイツの經濟的恢復
Deutschlands Mirtschaftlichen wiederban lebung durch das Wettgut. (D. E. Nr. 2010, Jan. 19, 22. P. 217.)

統計上より見たるドイツ貿易界の現況
The Statistical Position of German Trade. (S. Vol. XCIX No. 2293, Feb. 4, 22. P. 164.)

ドイツ敎育の變遷
Changes in German Education. (T. Ed. S. Feb. 4, 22, P. 49.)

ドイツの財政及產業狀態
German Financial and Industrial Conditions. by C. E. Herring. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 483.)

オランダの乾酪業
Cheese Trade of the Netherland. (Com. R Jan. 16, 22. P. 143.)

オダンラの植物性油業
Dutch Vegetable-Oil Trade. (Com. R. Jan. 30. 22. P. 288.)

自動車競爭の中心地たるスイス
Switzerland A Centre of Automotive Competition. (Com. R. Jan. 2, 22. P. 22.)

露西亞及チエッコ・スロヴアキア

ロシアの電氣業
Electrical Industries in Russia. (Com. R. Jan. 9. 22. P. 67.)

大英國の航空輸送
Aviation Traffic in Great Britain, L. E. Reed. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 527.)

英國政府と貿易組合
The Government and Trade Associations, by E. E. Hunt. (Ol. Mar. 1, 22. P. 352.)

獨逸、和蘭及瑞西

獨墺國會の近況
Aus Reichsrat und Reichstag. 161, 6 Milliarden Reichs-Defizit. (D. E. Nr. 2003 Dec. 1, 21, P. 3828.)

ドイツ事業界趨勢
Zur Geschaftslage in Deutschland, D. G. Tischert. (D. E. Nr. 2003 Dec. 1. 21. P. 3854.)

ドイツ國會議事概要
Aus dem Reichstag. (D. E. Nr. 2007, Dec. 29, 21. P. 4173.)

極東の危機：ドイツ不斷の宣傳
Far East Dangers: Incessant German Propaganda. (T. d. No. 42919, Jan. 3, 22. P. 10.)

ドイツの商的威迫：對支那新把握
Cerman Trade Menace: A New Grip on China. (T. d. No. 42920, Jan. 4, 22. P. 10.)

上部シレシア國境設定委員會の事業
Die Taetigkeit der Grenzkommission in Oberschlesien. (D. E. Nr. 2008, Jan. 5, 22. P. 12.)

ハンブルグ海運業の發展
Die Entwicklung des Humburger Seeverkehrs. (D. E. Nr. 2008, Jan. 5, 22. P. 37.)

ドイツの商的威迫、對インド大輸出。＝染料と機械
German Trade Menace, Great Exports to India. Dyes & Machinery. (T. d. No. 42921, Jan. 5, 22. P. 9.)

ドイツの商的威迫、蘭領東印度の驚醒

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Marokko. (D. E. Nr. 2010, Jan. 19, 22. P. 200.)

エヂプトの新提議
Fresh Egyptian Proposals. (T. d. No. 42936, Jan. 23, 22. P. 10.)

■兩 米 大 陸■

北米合衆國及加奈陀

北米合衆國輸出自動車數
American Motor Exports. (S. Vol. XCVIII, No. 2281, Nov. 12, 21. P. 725.)

一九二一年十一月中の米國食料品輸出額
Exports of Ameaican Food Products in Nov. by E. G. Montgomery. (Com. R. Jan. 2, 22. P. 6.)

米國の陶器類輸出入額
Pottery Imports and Exports of U. S. (Com. R. Jan. 2, 22. P. 31.)

米國對外貿易に於ける米國船舶
American Ships in Our Foreign Trade. (Com. R. Jan. 2, 23. P. 40.)

一九二一年十一月中の米國鐵鋼貿易
U. S. Trade in Iron & Steel for Nov. by L. Becker. (Com. R. Jan. 2, 22. P. 57.)

ニユーヨークに於けるオランダの國債
Dutch Loan in New York. (E. Vol. XCIV No. 4089, Jan. 7, 22. P. 10.)

セルロイド業者の樟腦大買付
Big Camphor Purchase by Celluloid Interests. (J. C. Vol. 114 No. 8675, Jan. 11, 22. P. 16.)

一九二一年の米國輸出貿易
L'Exportation Americaine in' 1921. (M. I. No. 158, Jan. 14, 22. P. 4.)

一九二一年の米國輸出特産物
American Exports of Specialities in 1921. (Com. R. Jan. 16, 22. P. 123.)

ソヴエツト•ロシアの冶金業
Metallurgical Industry in Soviet Russia. (Com. R. Jan. 30, 22. P. 241.)

ロシアの貧窮と其の希望
Russia's Need and Russia's Hope. (W. W. Vol. XLIII No. 4, Feb. 22. P. 417.)

ロシアの鑛物產出高
Russia's Mineral Output. (S. Feb. 18, 22. P. 243.)

一九二一年最終四半期のロシア製油業情況
Conditions in Russia Oil Industry during last Quarter of 1921. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 513.)

ソヴエツト• ロシアの對外貿易(一九二一年最終四半期)
Foreign Trade of Soviet Russia, Last Quarter, 1921. (Com. R. Feb. 27, 22. P. 534.)

ロシアは果して恢復し得るか
Can Russia Come Back? by J. P. Goodrich. (Ol. Mar. 1, 22. P. 341.)

ロシアは恢復せんとす
Russia does come back, by Baron S. A. Korff. (Ol. Mar. 1, 22. P. 344.)

チエツコ•スロヴアキアの材木業と其輸出貿易
Lumber Industry and Export Trade of Czechoslovakia. by V. A. Gerniger. (Com. R. Jan. 30, 22. P. 270.)

チエツコ• スロヴアキアの鐵道情況
Railways in Czechoslovakia. (Com. R. Feb. 27, 23. P. 523.)

■亞 弗 利 加■

西 南 阿 其 他

西南阿の危機
Die Krisis in Sudwestafrika. (D. E. Nr. 2010, Jan. 19, 22. P. 194.)

モロツコに於ける大銅鑛脈の發見
Die Entdeckung riesigen Kupferlager in

American Diplomatic Reorganization. (R. F. E. Vol. XX, No. 4, Mar. 25, 22. P. 127.)

カナダの移民要望
Canada's Need of Immigrants. (T. d. No. 42937, Jan. 24, 22. P. 5.)

一九二一年十二月のカナダ鐵産額
Low Output of Canadian Iron in Dec. (Com. R. Feb. 20, 22. P. 465.)

カナダの教育費
The Cost of Education in Canada. (T. Ed. S. Feb. 25, 22. P. 87.)

中　南　米

稍景氣恢復のメキシコ貿易大觀
Slight Improvement in Mexican Trade Outlook. (Com. R. Jan. 2, 22. P. 1.)

チリーにて重要視さるる米國製農具
Importance of American Farm Machinery in Chile, by G. B. Bell. (Com. R. Jan, 2, 22. P. 18.)

一九二一年第三四半期のチリー貿易
Chilean Trade during Third Quarter of 1921. (Com. R. Jan. 2, 22. P. 52.)

キューバの自動車燃料用アルコール
Use of Alcohol as a Motor Fuel in Cuba. by H. Morris (Com. R. Jan. 2, 22. P. 24.)

キューバの材木業現況
Present Conditions in Cuban Lumber Trade. (Com. R. Jan. 16, 22. P. 138.)

キューバ製糖場の活躍
Activities of Cuban Sugar Mills, by C. L. Jones. (Com. R. Jan. 23, 22. P. 176.)

キューバの材木業情勢
Status of the Cuban Lumber Trade, by C. L. Jones. (Com. R. Feb. 20, 22. P. 466.)

ペルーの開拓
Peru: Opening up of the Country. (S. Feb. 18, 22. P. 242.)

一九二一年の米國皮革輸出額
U. S. Leather Export Trade in 1921. (Com. R. Jan. 16, 22. P. 141.)

產業的關係とカンサス州の目途
Industrial Relations and the Kansas Plan. (Ol. Jan. 18, 22. P. 89.)

米國の砂糖情勢
The Sugar Situation in The U. S. by E. G. Montgomery. (Com. R. Jan. 23, 22. P. 174.)

一九二一年中の電氣設備品の輸出(米國)
Exports of Electrical Equipment for the Year 1921. (Com. R. Jan. 30, 22. P. 244.)

米國戰後輸出の長靴及短靴
Post-War Exports of Boots and Shoes. (Com. R. Jan. 30, 22. P. 257.)

米國の石油業(一九一九、二〇、二一年)
Petroleum Trade of The U. S. (Com. R. Jan. 30, 22. P. 267.)

一九二二年の米國政界豫想
National Politics in 1922, by M. Sullivan. (W. W. Vol. XLIII No. 4, Feb. 22. P. 361.)

米國對外貿易(一九一三、一四、二〇、二一年)
Trade of U. S. with the World. (Com. R. Feb. 20, 22. P. 425.)

米國と極東貿易
Trade of the U. S. with the far East. (Com. R. Feb. 20, 22. P. 454.)

合衆國とシベリア
The United States and Siberia, by J. A. Cook. (R. F. E. Vol. XIX No. 13. Feb. 25, 22. P. 539.)

一九二一年十二月中米國電氣用品輸出額
December Electrical Exports from U. S. (Com. R. Feb. 27, 22, P. 495.)

米國の外交改造

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

詞苑

呉越遊草　東嶺　持地六三郎

滬甯鐵路所見

江南三月輾春風。澤國晴煙入兩瞳。
遠樹近村渾似畫。白帆隱見碧田中。

遊西湖

夢裡西湖景勝雄。來遊今日逐春風。
登山泛水陶々樂。身在倪黃圖畫中。

厦門次歐陽楨見示韻却寄

脫却朝衣一野人。詩酒徵逐且相親。
漫爲南北東西客。秀水名山寄此身。
篆隷眞行似昔賢。相逢握手鷺江邊。
同文同種非虛語。文字交深翰墨緣。

開城丸船中戲似中井陸軍大尉

羈客同舟傾膽肝。飛觥談笑十分寬。
醒時漫採醉中語。莫作李牛爭鬪端。

乘越女肩輿上福州鼓山訪禪關

長釵高髻飾村娃。異儘天涯客路遐。
昇我白雲深處去。鼓山々上訪禪家。

遊鼓山湧泉寺

二十年前會一臻。重遊今日轉迷津。
西來祖意何邊是。至竟文明俗殺人。

福州題大和館

山色江聲分外清。風光如畫古榕城。
塵氛不到午眠穩。紅日一窓春鳥鳴。

福州見招至酒樓賦似諸友

十日淹留憂易生。如絲細雨古榕城。
高樓縱有佳人在。還約違期奈客情。
呉山越水奇吟身。詩酒何妨夕到晨。
醉舞酣歌猶故態。老來意氣欲吞閩。

悼中村櫻溪先生　袖海館　森　鴻

拜向棺前淚濕衣。廿年風誼一朝非。
文章未畢名山業。忽駕白雲魂不歸。

頌東石郡守森永信光德政次拱辰詞兄元韵　樸子　楊爾材

肯許楮前咫尺通。襟懷瀟洒綽儒風。
爲官難得無官似。吏隱眞堪獨數公。
化治窮陬德濟時。飄然琴鶴與囊詩。
歌傳杜母風斯尙。蔽芾棠陰永護持。

美人十詠（承前）　王　效　良

美人歌

淨洗凝脂發曼聲。如聽花外囀新鶯。
曲翻金縷腔何嫩。調叶銀笙響倍淸。
串落珠喉堪擊節。如憐玉貌更傾城。
後庭歌能歸何處。應向君玉掌上行。

美人舞

唱徹江妃一斛珠。族扶倩影十氍毹。
身輕翩若驚鴻逝。鬢彈描成戲蝶圖。
踏月珮應鳴瑟彼。從風裙合喚仙乎。
小蠻楊柳今何在。記得霓裳舊譜無。

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

美人才

蓬心不稱貌如花。大捨名原勝麗華。
詠雪詞眞高謝絮。吟風拍足繼胡笳。
靈芸神繡何堪比。蘇蕙廻文莫浪誇。
寫就桃箋二萬幅。風流壻好報秦嘉。

美人俠

勇兒半是可憐蟲。媚骨柔筋處々同。
不謂衣冠多敗類。轉從巾幗見英雄。
探丸別具剛腸熱。取盒眞能妙手空。
冷似冰霜豔桃李。隱娘千古仰高風。

美人思

自家心事自家知。萬種風情說向誰。
攬鏡妝成孤坐後。拊床夢醒五更時。
鴛鴦譜訂人千里。翡翠衾寒月半規。
拈取懷中紅豆子。不知何日慰相思。

病中感懷

林仲衡

寂々空庭雀可羅。莓苔滿地落花多。
閉門謝客非逃世。擁被觀書爲養痾。
戒酒久醒疏白社。從戒無計渡黃河。
自憐嘔盡詩千首。爲得灯前髮欲皤。
藥爐茗碗日相親。臥聽鶯聲負好春。
細字能書忘我老。敝裘不典諱家貧。
左思膝下吟嬌女。杜甫江東憶故人。
惆悵蹉跎年半百。懶從古佛問前因。

博覽會雜詠

杉南　篠田勝也

昭代光輝無不敷。奇珍競美燦於珠。
東西文化星羅列。宛是坤輿縮地圖。

過泉岳寺

氣節墓道裊香煙。義士心腸鐵石堅。
滿地春風無限思。落花如雪憶當年。

曩取岳陽先生以詩扇命題。僕以拙書辭。不獲命敬占一絕爲贈

南强　林幼春

青油幕府盛文章。舉筆生花潑墨香。
聞說鳳毛人競羨。不知何意愛寒螿。

壬戌上巳節作蘆窗圖復依岳陽詞丈瑤韻賦三首贈呈教正

天民　李學樵

月影浮沈荻影新。波光萬丈雜鮫人。
橫行海上龍王處。宮裡水晶白似銀。
滌硯大池染墨新。銀河潑筆晤仙人。
滄浪之水清無比。照徹蟾宮月似銀。
稻花爛漫荻花新。滿地蟛蜞最何人。
莫比黃河都不濁。清平海國水如銀。

歸燕

許丙丁

身輕漂泊著塵沙。牽引東風玉剪斜。
畫棟不堪頻甲子。烏衣萬里認吾家。

睡覺

王大俊

明月窺窗夜寂然。淒涼孤館暗浮煙。
中宵夢覺詩心靜。獨對青燈賦短篇。

感懷

中年哀樂感無端。備筆生涯暗自傷。
双鬢漸疎人漸老。一身猶與墨磨忙。
知道愁根是讀書。鎮胸磊塊總難除。
翻思借酒澆愁去。何處居山供嘯舒。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

雜報

田總督歸府

對議會其他の政務を以て久しく滯京されてあつた田總督には四月三十日といふ日曜の朝基隆入港の因幡丸にて歸臺あり本船迄出迎の賀來長官、新元鐵道部長、末松內務局長、相賀警務局長、喜多殖產局長、高田臺北州知事等と元氣よく挨拶され相携へ汽艇にて基隆船渠や築港の狀況を視察の上岸壁にて多數官民の出迎を受け七時二十分の汽車で臺北に向はれたが此處でも官民多數の出迎あり總督は新任の松田祕書官と自働車に同乘し市中一巡の後官邸に入られ直ちに臺灣神社に參拜あり次で新公園に行はれた殉難警官招魂祭に臨場された。

賀來長官歸府

議會に於ける政府委員として滯京久しかつた賀來總務長官は御用濟により四月二十日基隆入港の信濃丸で歸臺同地出迎への新元、末松、相賀其他官民と元氣よく挨拶を交換し午前七時二十分の汽車で臺北に向はれ此處でも官民多數の出迎へに對し一々叮嚀に會釋し自働車で官邸に入られたが間もなく同日歸府の阿部財務局長と共に臺灣神社に參拜し翌二十一日は朝來官邸に於て酒類專賣に關する協議を爲し午前十一時から登廳執務された。

高商校第一回の卒業式

大正八年の四月、初めて授業を開始した總督府高等商業學校も早く既に三年、本年初めて卒業生を出し四月二十二日新築の校舍に於て卒業式を擧行した、卒業生の數二十二名、內二人は帝大に、一人は自營の外、他は皆な會社銀行等に就職した。當日片山校長は恭しく敎育勅語を奉讀したる後卒業證書賞狀賞品等を授與し次で學事報告竝に卒業生に對する諭告、總務長官の訓示等ありて式を終つたが此の如く南國の文敎日に〳〵進み行くも喜ぶべき限りである。當日賀來總務長官の朗讀された訓示は次の如しである。

臺灣總督府高等商業學校第一回卒業生諸子、諸子が多年勉學の效空しからず茲に卒業の榮譽を擔へるは洵に慶賀に堪へざる處なり

近時世界の思潮は平和を求むること太た急なるもの有りと雖も經濟的競爭は却て日に月に熾烈の度を加へんとするの情勢にあり此情勢に對應して益々吾國の經濟的地位を伸張し其競爭場裡に於て克く優越の地步を占めんとするには有爲なる人士の努力奮鬪に俟たざるを得ず此秋に當り諸子は出でて各々其實務に就かんとす諸子の前途頗る多事にして又多望なりと言ふべし殊に本島及南支南洋の天地は諸子の活動に待つこと切にして其開發は諸子の努力に依る處少からず加ふるに諸子は第一回の卒業生として將來當校卒業生の先驅者たる榮譽と責任とを有するもの社會の諸子に期待する處亦大なるを思はざるべからず

諸子は克く其責任の重大なることを自覺し眼前の小成に安んせず事效を將來に期し不斷の修養と努力とを怠らず以て國運の發展に寄與する處あらんことを望む

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺北淡水間十五哩マラソン

淡水青年會主催、臺北二葉會後援の臺北淡水間十五哩マラソン大會は四月十六日午前八時三十分臺北驛前スタート三線道路を右に約一週し臺北州廳前から勅使街道に出で圓山士林關渡を經て淡水に至る十五哩の長程競走で途中雨後の泥濘に加へて砂利敷の障碍もあつたが選手二十名の内五名の落伍を除いて第一着のタイム一時三十三分三秒、第二着一時三十三分三十一秒を初め最後の十五番は二時一分二十五秒で優勝は鐵道部の占むる所となつたが負けても勝つても體育界の意氣此の如く盛んなのは誠に賴母しい次第である。

本誌の「地方自治法令研究」欄に就て

總督府內務局に於ては一昨年地方自治實施以來發布を見たる諸法令竝に豫算決算に關する疑義を解決し是等運用の迅速圓滿を圖り以て地方自治の發達に資せんとする目的により先頃來局內に「地方自治法令研究會」を置き各地方當局者の質疑に對し之を研究解決することゝしたが其の應答の方法に就ては一々之を質疑者に答信する代はりに本誌に揭げて一般に周知せしむるを最善の方法なりとし既に四月號本誌上に同研究欄を設けて之に關する質疑應答を揭載し爾後逐號之を實行し漸を逐ふて改良を加ふる筈であるが同研究會は此の機會に於て一層會務の徹底を圖る爲め此程、水越州廳課長、佐藤市街庄課長の名を以て左揭の書面を全島各州廳市街庄に發して斯の擧に贊同を求められた次第である。就ては同會に對する質疑が漸次深遠となり其の應答が益々適切を加ふるに伴ひ本誌の責任も愈々重きを增す次第であれば今後の本誌は一層努力を要することゝ思ふのである。

拜啓初夏の候益々御清勝奉賀候扨今回內務局內に地方自治法令研究會なるものを常設致候處右は一昨年より實施相成候新制度の關係法令及豫算決算事項を研究し其の結果を發表せむとする趣旨に有之既に第一回分の研究は本月發行臺灣時報の自治法令研究欄に揭載致し候我等淺學にして實務に疎き者相集りて斯の如き企を爲すは勿論僭越の譏を免れずと雖研究せむとする關係法令其の他は素と新制度創始以來我々同志の立案に出でたるもの多きの關係上敢て自ら揣らず斯の事に出でたるものに有之候若し幸にして其結果が多少にても新制度の促進に稗益する所あらば我々の望之に過ぎずと存候何卒各位は斯の擧に御贊同の上自治法令及豫算決算に關する質疑は御用捨なく同研究會へ寄せられ倶に與に研鑽を重ねて以て新制度の實務の徹底に副はんことを切望して已まざる處に候敬具

集會及講演

三月二十二日臺北州廳會議室に於て州農會米穀改良技術員打合會を開く▼四月四日鐵道ホテルに川崎前殖產局長の送別會を開く▼四月三日第五回臺灣獸醫師總會を臺北陸軍偕行社に開く▼三月二十九日植物檢查會議を殖產局に開く▼四月五日茶業會議を總督府に開く▼四月一日組合教會に於て金平博士の南支南洋旅行に關せる講演會開催▼三月十日臺北第一高女校に於て田邊氏の「家庭に於ける音樂」の講演會を開く

編輯雜記　四月二十九日

▼編纂委員の上京する人、歸臺する人中々頻繁なり、福與、水越の兩氏は三月二十四日、法水氏は四月四日、孰れも上京。奧秋、堤の兩氏は四月下旬歸臺せらる。

▼田原天南氏某日編輯部を見舞はる

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

三　月

▼十五日　臺北商業學校第二回卒業式を行ふ

▼十七日　花井博士一行三名の招待晩餐會を長官々邸に催ほす

▲二十二日　臺北州立第一高等女學校第十五回卒業式、臺南師範學校第一屆卒業式、臺中高等普通學校卒業式を行ふ

▲二十三日　臺北第二高女卒業式、臺南高女卒業式を行ふ

▲二十四日　臺中高女卒業式、臺北女子高等普通學校卒業式、嘉義商工學校卒業式、嘉義農林學校卒業式を行ふ

▲二十五日　臺北師範學校及臺中商業學校卒業式を行ふ

▲二十七日　臺灣神社月次祭執行

▲二十八日　行政訴願法臺灣に施行せらる

▲二十九日　警官司獄官練習所修業式を行ふ

▼同　日　臺北市町名改正本日より實施せらる

▲同　日　酒專賣實施の爲め專賣局に酒課を置き本日より實施す

四　月

▲一　日　內臺人の共學を原則とする新教育令本日より實施せらる

▲同　日　臺北州警察官招魂祭を圓山忠魂碑前に行ふ

▲二　日　元桃園廳長西美波氏の追悼會を弘法寺に執行す

▲三　日　臺灣土地調査第十七回記念會を梅屋敷に開く

▲四　日　川崎前殖產局長の送別會を臺北鐵道ホテルに開く朝野名士約二百名來會、盛會を極む

▲十五日　安平運河起工式を行ふ

▲八　日　英國皇太子殿下軍艦レナウン號に召され御來朝の途次本日臺灣海峽を御通過あらせらる

人事消息

▲木村匡氏　三月十七日上京

▲谷野格氏　二十一日上京

▲花井卓藏氏　刑事辯護の爲め來臺せる同博士は二十一日歸京

▲倉岡彥助氏(醫博)　十三日付臺北醫院長を命ぜらる

▲奧田男爵　花井博士と共に來臺の同男爵は二十一日歸京

▲水越幸一氏(州總課長)　二十四日上京

▲福留喜之助氏(鑛務課長)　同　上

▲八道經理部長　二十四日上京

▲川崎卓吉氏　名古屋市長に榮轉し後任殖產局長事務引繼の爲め二十八日歸臺

▲高田富藏氏(臺北州知事、本誌評議員)三十日總督府評議會員を命ぜらる

▲松井榮堯氏(臺北檢察官長)　三十一日高等官二等に敍せらる

▲喜多孝治氏(總督府書記官)　殖產局長に任ぜらる

▲梅谷光貞氏(勅任參事官)　歐米巡遊を了り五日內地より歸臺す

▲田原天南氏(臺日社客員)　五日來臺

▲吉田平吾氏(遞信局長)　七日上京

▲佐藤勸氏(營林所長)　同　上

▲羽島重郞氏(臺北州衞生課長)　南洋視察を了り七日歸臺

▲持地六三郞氏　南支視察の歸途八日來臺、十一日內地に歸る

▲赤石定藏氏　十二日歸臺

新刊紹介

臺灣名流卓上一夕話

秋澤烏川君の臺法月報に連載せし臺灣の官民

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六十餘氏の談論を蒐めた四六版美本である。夫等の談說必ずしも名論卓說ばかりでも無いやうだが遺かに時代相當の評論も窺はれ、殊に其の人の寫眞が一々揭げられてあるので誠に好い記念物のやうにも思はれる。

（定價金二圓五十錢、臺法月報發行所）

任命

大正十一年三月中

▲二月二十五日

雲英元孝

任總督府醫院醫長、臺北醫院勤務ヲ命ス

▲二月二十八日

醫院醫官 國友眞茂

京都、東京、千葉ノ二府一縣下ヘ出張ヲ命ス

州理事官 百東春香

東京、岩手、福岡及長崎ノ一府三縣ヘ出張ヲ命ス

▲三月一日

公立實業學校敎諭 西田辰海

東京、大阪、愛知、岡山、廣島、福岡及熊本ノ二府五縣下ヘ出張ヲ命ス

總督技師 野呂寧

上京ノ序ヲ以テ愛知縣下ヘ出張ヲ命ス

醫院醫長 近藤喜一

上京ヲ命ス

▲三月二日

技師 藏成信一

亞米利加合衆國、英領加奈陀及墨西哥ヘ出張ヲ命ス

▲三月三日

醫院醫長 於保乙彥

醫院醫長 白川玖城

醫院醫長 吉武清吾

（各通）

總督府醫院助産婦講習所講師ヲ命ス

醫院醫官 早田五助

總督府醫院助産婦講習所講師兼生徒監ヲ命ス

醫院事務官 加藤忠太郎

總督府醫院助産婦講習所講師兼幹事生徒監ヲ命ス

高等商業學校敎授 靑戸研吉

上京ヲ命ス

高等商業學校敎授 佐藤佐

東京、福岡、長崎、鹿兒島、熊本、山口兵庫ノ一府六縣下ヘ出張ヲ命ス

▲三月四日

總督府事務官 高橋親吉

東京、兵庫及長崎ノ一府二縣下ヘ出張ヲ命ス

▲三月六日

醫院醫長 本名文任

醫院醫官 天野龍郎

統計官 堤一馬

（各通）

上京ヲ命ス

▲三月三日

州技師 今井祐

支那上海、汕頭、廈門及英領香港ヘ出張ヲ命ス

▲三月七日

總督府技師 倉岡彥助

上京ノ序ヲ以テ京都及大阪ノ二府下ヘ出張ヲ命ス

醫學專門學校 小島鼐二

東京、京都、福岡ノ各市ヘ出張ヲ命ス

醫學專門學校敎授 横川定

東京及京都兩市ヘ出所ヲ命ス

醫院醫長 恩地功

上京ヲ命ス

▲三月九日

總督府事務官 深川繁治

東京、大阪兩遞信局管内ヘ出張ヲ命ス

州技師 石渡篤

東京、京都、福井、岡山、熊本、鹿兒島ノ二府四縣下ヘ出張ヲ命ス

▲三月十日

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新田孫三郎
任法院判官、補臺南地方法院嘉義支部判官
總督府事務官　增田秀吉
土木局庶務課長高橋親吉不在中代理ヲ命ス

▲三月十一日

技師　藏成信一
東京、新潟、埼玉、山口及福岡ノ一府四縣下ヘ出張ヲ命ス

▲三月十三日

技師　倉岡彥助
兼任醫院醫長
專賣局參事官　宇賀四郎
兼任專賣局事務官
公立中學校教諭　塚本清吉
任公立高等女學校教諭、臺北第一高等女學校勤務ヲ命ス
技手　荒井普作
任州技師、臺北州內務部土木課勤務ヲ命ス
技手　大木壽人
任總督府技師、警務局衛生課勤務ヲ命ス

▲三月十四日

實業學校教諭　山本規
臺北商業學校生徒監ヲ命ス
實業學校教諭　玉眞操
臺北商業學校生徒監ヲ免ス

高田元治郎
臺灣電力株式會社理事ヲ命ス

▲三月十五日

技師　稲留喜之助
東京、大阪、栃木、新潟、秋田、福岡、鹿兒島、沖繩ノ二府六縣下及北海道ヘ出張ヲ命ス
公立中學校教諭　萬宗直太郎
支那廈門、汕頭、廣東及英領香港ヘ出張ヲ命ス
參事官　石井光次郎
歸府ノ途次上京ヲ命ス
中央研究所技師　中澤亮治
東京、京都、大阪、兵庫ノ三府一縣下ヘ出張ヲ命ス

▲三月二十日

安井慧之助
任總督府醫院醫長兼醫學專門學校教授、臺北醫院勤務ヲ命ス
技手　吉岡寅之助
任總督府技師、財務局稅務課勤務ヲ命ス
法院判官　谷野格
東京、大阪ノ二府下ヘ出張ノ序ヲ以テ岡山地方裁判所ヘ出張ヲ命ス
事務官　水越幸一
東京、靜岡、三重、鳥取ノ一府三縣下ヘ出張ヲ命ス
郡守　中田秀造
東京、福島、秋田、新潟、鹿兒島ノ一府四縣下ヘ出張ヲ命ス
醫學專門學校助教授　丸甲芳登
東京、京都ノ兩市ヘ出張ヲ命ス
郡守　石渡榮吉
東京、大阪、神奈川ノ一府二縣下ヘ出張ヲ命ス
防疫事務官　龜井保太郎
支那福州ヘ出張ヲ命ス

翻譯官　小川尙義
事務官　豐田勝藏
事務官　古木章光
事務官　伊藤兼吉
事務官　本山文平
(各通)
編修官　丸井圭次郎
事務官　三浦碌郎
參事官　生駒高常
事務官　佐藤正俊
事務官　增田秀吉
事務官　前田稔靖
普通試驗臨時委員ヲ命ス

▲三月十三日

醫院醫長　於保乙彥
臺北醫院長倉岡彥助不在中代理ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲三月二十一日
土木局營繕課長近藤十郎不在中代理ヲ命ス
技師 井出薰

▲三月二十日
任朝鮮總督府事務官
州理事官 川崎末五郎

▲三月二十五日
港務官 柴村欣太郎

▲三月二十四日
依願免本官
醫院醫官 永松完

嘉義醫院長思地功不在中代理ヲ命ス

▲三月二十五日
技手 水谷三郎
兼任州技師、新竹州知事官房稅務課勤務ヲ命ス
屬 矢崎要之助
兼任州理事官、新竹州知事官房稅務課勤務ヲ命ス
測候所技師 近藤久次師
東京市ヘ出張ヲ命ス

▲三月二十七日
(各通) 技手兼州技師 水谷三郎
屬兼州理事官 矢崎要之助

▲三月二十八日
免兼官
事務官 佐藤正俊
內務局州廳課長水越幸一不在中代理ヲ命ス

▲三月二十九日
技師 丹野保次
任醫院藥局長兼技師、臺北醫院勤務ヲ命ズ
醫學專門學校教授
兼醫院藥局長技師 勝山虎三郎
免兼醫院藥局長

▲三月二十八日
財務局事務官 中田榮次郎
東京、大阪、廣島ノ各稅務監督局管內ヘ出張ヲ命ス

▲三月二十九日
新竹醫院長近藤喜一不在中代理ヲ命ス
醫院醫官 山下靜一

▲三月三十日
補高等法院覆審部判官
法院判官 大里武八郎
法院判官 金子榮次郎
補臺南地方法院部長
法院判官 篠崎正
補臺南地方法院嘉義支部判官
法院判官 寺井嘯逸
補臺北地方法院判官兼
高等法院覆審部判官
臺北州知事 高田富藏
臺灣總督府評議會員ヲ命ス

寄贈書目

書名		發行所
東亞經濟研究		其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
極東公論	同	其社
大鵬	同	拓殖新報社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
臺灣鐵道	同	其社
青島新報	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
博愛	同	臺灣博愛社
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報(上海貿易)	同	上海日本商業會議所
東洋	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協會
大陸	同	大陸社
地方行政	同	帝國地方行政學會
內外情報	同	外事課調查課
臺灣パック	同	臺灣パック社
高砂パック	同	高砂パック社
統計學雜誌	同	統計學社
遞信協會雜誌	同	遞信協會
滿蒙實業彙報	同	大連商業會議所
會計	同	明治大學出版部
統計集誌	同	東京統計協會
一味	同	本願寺臺灣開教々務所
極東	同	極東社
對岸時報	同	福井縣對岸實業協會
國際經濟	同	國際經濟協會
產業事報	同	日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同	醫學專門學校
臺灣金融事項參考書	同	臺灣銀行
臺灣會社摘要	同	同行
煙草通信	同	專賣局煙草課
日印協會々報	同	日印協會
臺政新報	同	臺政新報社
大亞	同	大亞義會
まこと	同	臺灣三成協會
大陸	同	大陸社
月報	同	小樽商業會議所
臺灣之茶業	同	臺北茶商公會

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文欄

岡松博士所著之「臺灣蕃族慣習研究」一書告成

高等商業學校長　片山秀太郎

一

現代世界法學界中。爲私法研究。權威素著之法學博士岡松參太郎氏。業於去歲三月。代表我帝國學士院。參列于白耳義萬國學士院聯合大會。而回後。不幸爲二豎所犯。虛懷蓋世之蘊蓄。同年十二月。遂不歸之客。實所吾人惋惜不勝矣。先是博士。在本島在職之間。調查研究所成之「臺灣蕃族慣習研究」大著述博士歿後。約迨半年後之今日。纔得其印刷成本告完。乃於本島文化。暨內外學界之上放乎燦爛光明而顯洵爲吾人驚喜所不已焉。

岡松博士。指導。本島漢民族之舊慣調查。而爲臺灣私法之編纂。又根據于此而有貢獻於特別立法。世人胥所普知也。博士研究蕃族慣習。編成今次之大著作。恐世人視爲意料之外。其實博士。固非有研究蕃族慣。習之意。然追思所以爲之路經。本來關於生蕃之事。當時有蕃務本署。其餘各機關。一概調查習俗之事。皆歸辦理而且舊慣調查事業。漸臻完成。「法案審查事業。亦至大正三年。略告完成矣。於是舊慣調查會。更行調查蕃族之事。嗣後迄大正六年秒。「曡爲關于蕃族調查報告。博士當時仍爲該會部長。然自以爲調查蕃族之事。應當人類學的調查爲主。而非如博士之門外漢所辦理。故其調查。無敢爲親自干與。或指導。至其事業。亦不懷興味云。是以調查報告書。屢經發刊。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

博士嘗之不顧焉。抑調查蕃族一事。究竟雖有人類學的之價值。卽於法研究上。雖爲毫無裨益者。然大正五年間。博士適當研究法律上妻之地位之際。偶然。想起曾閱臺灣蕃族中。有行母系主義。關于妻之地位沿革。欲爲參考。一披蕃族報告書。閱讀之下。頓覺蕃族慣習之法制史上。實有貴重之材料。深悔從前之等閑藐視。然涉獵京都法律大學之圖書。始知泰西儒士未曾研究及此。聊有所慰。於是急遽從事于研究蕃族慣習。以致本著象之大成焉。故博士之研究。全係得私法研究上之一論證而發起。可見其法學研究。從非姑者也。

二

如前所開。博士根據于本島蕃族之調查資料。而研究之後。費二年有半。遂所以成今次之「臺灣蕃族慣習研究」一大編也。此書分爲第一編蕃族概況。第二編父系母系兩主義。第三編親族家家族制。婚姻之三大編。更分十五其以下款項目之細別則。有幾百之多。全編八卷約四千頁之厖大著述。而專行于蕃族之間。係父系母系之區別並其原因。關于婚姻形式差異之研究爲宗旨者。因第二編可謂此書之主要。而博士特獨研究者也。然欲爲第二編論斷。則先明蕃族之概況。引援其慣習。而不可不經學理根據之順序。故所以有第一編蕃族概況之設也。第此一編。以既刊調查報告書資之材料。抄其要領。故其範圍約及本著之一半。蕃族生活狀態及慣習。皆網羅不遺。遺又第三編補足第一編之記述。並敷衍第二編研究之結果也。究竟本著主要之第二編。臺灣蕃族之慣習。是供於法制史上及社會學上。主大貴重之材料。藉之有解決千古疑難之價值。云々博士親所言也。尙於緒言如左述焉。

稽查傳到吾人東西洋古代文獻與傳說。且照近時航海探險者等所報告之近代及現時未開民族之狀態。在社會之初。男女各從自然的性慾。而相結合。並無專屬的且繼續的婚姻制度。(不論一夫一夫多妻一妻多夫)惟有草昧時代。人皆所認。第於當時男女之關係。不知有如何狀態。無傳可記。人皆不知。其記錄及事實。均多牴觸矛盾之處。由此學者之見解。亦不免區々焉。

從來關于此點。所主張之學說。不遑枚舉。就中論爭之烈。莫如母系主義。蓋古代之民族而定親族上之系統。概依母系。故女系。而不依父系或男系者。有事實之可認。其論爭則。關于行乎此主義之範圍及其理由。(未開種族皆母系主義乎)(緣何以母系定系統乎)然從來已行之原始時代男女關係及關于母系主義學學說。要之不過假定的學

說。而其主張不無有力之根據。但有確依事實爲證明者。然聖代餘德哉適値調查臺灣生蕃慣習之時。卽將此問題基于事實。達於決斷之時橋云々

博士依之而爲學問上之一大發見。併就本島蕃族之社會的法律的事項。爲有力之闡明。其事實其功績寔可謂卓絕偉大矣。

三

岡松博士卽於本書之自序。如左述焉

(略)顯利昧尼氏。曾研究印度民族之慣習。卽於一千八百六十一年伊著古代法也。於其所論各部。匪無所受駁擊。然嗣後竟成一學派。從來法制史上之研究。一概限制于羅馬及德國法制沿革。自斯特展開擴充及乎民族法制。法律發達研究上。關于古代民族並現代未開民族之慣習研究頗極興盛各國爭先名著大作。相繼而起。於世界各部未開或半開民族。皆莫不爲其調查研究。而生蕃棲息于臺灣。至少已歷二百年以上。乃爲一種發達。雖爲未開之情態。稍爲事理之辨別。全非野蠻之徒。其種類分于小團體。爲社會生活。各族存于一定慣習而爲其慣習也。卽於外程度。不惟有種固定的存在及秩序的組織而已。據吾所見。似乎其內容亦頗豐富而有價値現存未開民族之慣習中最爲貴重者。故此等研究。有裨益於學問上信爲不鮮矣。從來泰西之碩儒。未曾有研究生蕃之慣習。旣如前述確實也。此等慣習調查。外國學者。決非等閑視之。明治四十一年予再遊獨國伯林。適訪舊師格拉教授。偶談及予臺灣舊慣調查之事。教授乃對從通調查蕃族慣習。且又告云。調查蕃族較之調查漢俗。自當大有裨益於歐洲學界。當時予毫不留意。其言已離念頭既久。卽於二年前忽手蕃族之報告書。其慣習之調查。方曉不可付之忽諸。不覺想到教授之言。想將來蕃族慣習之調查傳於外國。登於學問的研究之爭端也。未必非遠也矣。當裨益歐洲學界研究蕃族之慣習者。在我國自有其人另在雖非吾輩之任。惟恐後來過有泰西研究者出時。至我國無一人着手研究者則我學界之恨事。未有過于之者。于現負舊慣調查主任之名目。其責亦匪淺云々

由此觀之。博士若何忠實于學問。其所期如何正大。不察不知也。

博士言。本著不過草稿而已。然此言全島屬謙辭。惟在本島除此蕃調查書外。當無卓越于此者然則以之當爲滿足者也。「臺灣私法」與對本島漢民族者相同。本著亦對本島蕃族者而兩相似乎双璧。故謂我臺灣文獻上一大偉觀可也。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN